

平成 8 年版

働く女性の実情

労働省婦人局

平成 8 年版

働く女性の実情

労働省婦人局

ま え が き

労働省婦人局では、昭和28年以来働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年紹介してきました。

今年は「Ⅰ 平成7年の働く女性の状況」において、前年との比較を中心に平成7年における働く女性の実態とその特徴を明らかにするとともに、「Ⅱ パートタイム労働者等非正規雇用の実態と今後の課題」では、近年著しく増加し、就業形態が多様化している非正規雇用者について、特に女性の多い「パートタイム労働者」を中心として「派遣労働者」及び「契約社員」を取り上げ、その就業の実態と課題を明らかにしながら、今後の非正規雇用の雇用管理のあり方について探ることとしました。そのほか、「Ⅲ 働く女性に関する対策の概況」、付属統計表、女性労働関係判例も収録しました。

本書が、働く女性に関する問題に関心を持たれる方々の参考になれば幸いに存じます。

平成8年12月

労働省婦人局長

太 田 芳 枝

〈本冊子で使用了資料等〉

1 主な資料

総 務 庁—労働力調査、労働力調査特別調査、家計調査、就業構造基本調査

労働 省—賃金構造基本統計調査、毎月勤労統計調査、雇用動向調査、職業安定業務統計、女子雇用管理基本調査、家内労働実態調査、家内労働概況調査、就業形態の多様化に関する総合実態調査、労働者派遣事業実態調査、パートタイム労働者総合実態調査、労働経済動向調査

文 部 省—学校基本調査

厚生 省—人口動態統計

I L O—Year Book of Labour Statistics

2 労働力調査について

- (1) 年平均の数値を用いた。
- (2) 昭和47年以前の数値には沖縄県が含まれていない。
- (3) 総数に分類不能及び不詳の数を含むため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない。
- (4) 「0」印は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (5) 「—」印は該当数字のない箇所である。

3 賃金構造基本統計調査について

- (1) 企業規模10人以上の民営企業の調査結果による。

4 毎月勤労統計調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上（一部 30 人以上）の調査結果による。
- (2) 男女別の数値については約 3 年ごとに行われる調査サンプル替（最近
は平成 3 年 1 月）による影響は修正されていない。
- (3) 昭和 45 年以降はサービス業を含む。

5 雇用動向調査について

- (1) 事業所規模 5 人以上の調査結果による。
- (2) 企業規模計には官公営を含んでいる。
- (3) 平成 2 年以前は建設業を除く。

6 文中の（付表〇〇）は付属統計表参照

目 次

I	平成7年の働く女性の状況	1
1	概況	1
2	労働力人口、就業者、雇用者の状況	2
(1)	労働力人口	2
(2)	就業者及び完全失業者	4
(3)	雇用者	7
3	労働市場の状況	14
(1)	求人・求職状況	14
(2)	入職・離職状況	15
(3)	新規卒卒者の就職状況	16
4	労働条件等の状況	20
(1)	賃金	20
(2)	労働時間	25
(3)	勤労者世帯の家計	26
5	雇用管理等	27
6	家内労働の動向	33
(1)	家内労働者の就業状況	33
(2)	家内労働者の労働条件	35
II	パートタイム労働者等非正規雇用の実態と今後の課題	36
1	非正規雇用者の現状	37
(1)	非正規雇用者の増加	37
(2)	非正規雇用の増加の背景	42
(3)	非正規雇用者の属性	48
(4)	非正規雇用者の労働条件	53
(5)	非正規雇用者の意識	54

2	非正規雇用に関する企業の動向	57
(1)	非正規雇用をめぐる企業の現状	57
(2)	非正規雇用の活用に関する企業の意識	58
(3)	非正規雇用をめぐる今後の動向	61
3	非正規雇用の雇用管理等	64
(1)	労働条件の明示	64
(2)	就業規則	65
(3)	雇用契約期間	66
(4)	労働時間・賃金制度	68
(5)	社会保険・福利厚生	69
(6)	教育訓練	69
(7)	就業形態転換制度	72
4	パートタイム労働者の現状	73
(1)	労働条件	74
(2)	勤続年数	81
(3)	組合への加入状況	81
(4)	通勤時間	81
(5)	就業調整	82
(6)	パートタイム労働者の意識	83
5	パートタイム労働者の雇用管理	89
(1)	募集・採用	89
(2)	労働条件の明示	90
(3)	雇用契約期間	91
(4)	教育訓練	92
(5)	社会保険	93
(6)	福利厚生	94
(7)	就業形態転換制度	94
6	まとめ	95

Ⅱ 働く女性に関する対策の概況	99
1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進	99
(1) 雇用における男女の均等取扱いの推進	99
(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知徹底	101
(3) 女性の雇用管理改善のための援助	101
(4) 男女の意識及び認識の差から生じる職場の諸問題解消に向けての取組	102
2 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進	103
(1) 介護休業制度の普及促進	103
(2) 育児休業制度の定着促進	104
(3) 育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりの推進	104
(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくりの推進	105
(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援対策の推進	107
(6) レディス・ハローワーク事業の実施	109
3 母性健康管理対策の推進	109
(1) 労働基準法上の母性保護	109
(2) 均等法上の母性健康管理	110
4 パートタイム労働対策の推進	110
(1) パートタイム労働法の施行	111
(2) 短時間労働援助センターによる雇用管理改善等援助事業の実施	111
(3) パートタイム労働者の雇用の安定	112
(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等	113
(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進	113
5 家内労働対策の推進	113

(1) 家内労働法の周知徹底	113
(2) ワープロ作業に係る対策	115
(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止	115
6 女性の地位向上のための施策の推進	115
(1) 婦人週間の実施	115
(2) 「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置	116
(3) 女性起業家の支援施策の推進	116
(4) 政策、方針決定への参加の促進	116
7 女性の能力開発	116
8 国際協力の推進	117

付属統計表	付 1
-------	-----

参考

女性労働関係判例	付131
----------	------

本文中図表索引

〈第Ⅰ部〉

第1-1図	年齢階級別女性の労働力率……………	3
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-2図	従業上の地位別女性の就業者の割合……………	5
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-3図	完全失業率の推移……………	6
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-1表	年齢階級別の完全失業率……………	7
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-4図	雇用者数の推移……………	8
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-5図	女性の年齢階級別雇用者割合……………	9
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-6図	産業別女性雇用者の増加状況及び女性比率……………	10
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」		
第1-7図	男女別勤続年数の推移……………	13
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		
第1-8図	勤続年数階級別女性労働者構成比の推移……………	13
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		
第1-9図	新規学卒就職率の推移……………	18
資料出所：文部省「学校基本調査」		
第1-10図	産業別女子新規学卒就職者数の構成比……………	19
資料出所：文部省「学校基本調査」		
第1-2表	一般労働者の賃金形態……………	20
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」		
第1-11図	一般労働者の所定内給与額、対前年上昇率の推移……………	21

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」	
第1-12図	学歴、年齢階級別標準労働者の所定内給与額……………23
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)	
第1-13図	企業規模、年齢階級別所定内給与額……………24
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)	
第1-14図	新規学卒者及び中途採用者の募集状況……………28
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」	
第1-15図	職務別いずれの職場にも男女とも配置している企業割合……………29
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」	
第1-16図	女性の配置の基本的考え方……………30
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」	
第1-17図	役職別女性管理職の状況……………31
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」	
第1-18図	女性の活用に当たっての問題点(M. A.)……………32
資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」	
第1-19図	業種別女性家内労働者の割合……………34
資料出所：労働省「家内労働概況調査」(平成7年)	

〈第Ⅱ部〉

第2-1図	短時間雇用者数の推移—非農林業—……………38
資料出所：総務庁統計局「労働力調査」	
第2-2図	労働者派遣された派遣労働者数等……………40
資料出所：労働省「労働者派遣事業事業報告集計結果」	
第2-3図	非正社員を雇用する理由(M. A.)……………43
資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-4図	労働者の過不足状況判断の推移……………45
資料出所：労働省「労働経済動向調査」	
第2-5図	女性の非正社員の現在の就業形態に就いた理由……………46

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-6図 現在の就業形態に就いた理由（女性労働者）	
「正社員として働ける会社があったから」	47
資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-7図 職種別女性雇用者の割合	49
資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-1表 各就業形態別女性雇用者の特性	52
資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成8年2月）	
労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-8図 非正規雇用者の賃金形態	54
資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」	
第2-9図 職場環境の項目による満足度D、I、	55
資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-2表 短時間労働者の正社員希望の有無及びその理由	57
資料出所：財21世紀職業財団「短時間労働者の就業意識等実態調査」	
第2-10図 派遣労働者の受入理由（M、A、）	59
資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）	
第2-11図 補助的業務・一般職の置き換え意向	60
資料出所：リクルートリサーチ「企業の労働力多様化に関する調査」（平成8年）	
第2-12図 職種別労働者の過不足判断（平成8年8月）	61
資料出所：労働省「労働経済動向調査」	
第2-13図 今後比率が高まると思われる就業形態	62
資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」	
第2-14図 雇用グループの構成比率（全産業計）	63
資料出所：日本経営者団体連盟「新時代の『日本的経営』に関する フォローアップ調査」（平成8年）	
第2-15図 非正規従業者に適用する就業規則の制定	66

資料出所：勤日本職業協会「中小企業における非正規従業員の雇用管理に関する調査」(平成7年)	
第2-16図 現在の派遣事業所の派遣期間	67
資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)	
第2-17図 教育訓練の実施時期・方法・対象者	70
資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」	
第2-18図 派遣労働者に対する教育訓練の方法	71
資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)	
第2-19図 教育訓練対象者選抜方法	72
資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)	
第2-20図 パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移	75
資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」	
第2-3表 パート等労働者の賃金(初任給)決定要素	77
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」	
第2-4表 パート等労働者の1週間の平均出勤日数及び平均週所定労働時間数	79
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」	
第2-21図 時間外労働等の有無及び程度の明示	80
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	
第2-22図 パート等労働者の働いている理由	84
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	
第2-23図 パート等を選んだ理由(M. A.)	86
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	
第2-24図 年齢階級別女性パート等労働者の就業理由	87
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	
第2-25図 今後の就業希望(女)	88
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	
第2-26図 教育訓練実施状況	93
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)	

Ⅰ 平成7年の働く女性の状況

1 概 況

平成7年の我が国経済は、前年に引き続き緩やかなテンポで回復の方向に向かったものの、雇用情勢は厳しい状況で推移した。

即ち、求人倍率の低位での推移、完全失業率の上昇、雇用者数の伸びの鈍化等の動きが依然としてみられた。

平成7年の女性の労働力人口は2,701万人で前年に比べ7万人増（0.3%増）となり、増加数、増加率ともに男性（15万人、0.4%増）を下回った。また、労働力人口総数に占める女性の割合は40.5%で、前年と同率であった。

女性の15歳以上人口は、前年に比べ0.7%増加しているため、女性労働力率（労働力人口／15歳以上人口）は50.0%となり、前年より0.2%ポイント低下した。

女性の雇用者数は2,048万人で前年に比べ14万人の増加（前年比0.7%増）であった。増加数、増加率とも男性（13万人、0.4%増）を上回ったため、雇用者総数に占める女性の割合は38.9%で、前年より0.1%ポイントとわずかながら上昇した。女性雇用者のうち週間就業時間35時間未満の短時間雇用者（非農林業）は、前年差15万人減の632万人と昭和51年以来の減少となり、休業者を除く女性雇用者（非農林業）に占める割合は31.6%（前年差0.9%低下）となった。

その他、製造業の女性雇用者の減少、1,000人以上の大規模事業所での女性雇用者数の減少などの動きがみられた。

女性の完全失業者は87万人で前年（80万人）に比べ大幅に増加、完全失業率は3.2%と前年に比べ0.2%ポイント上昇し、過去最高の水準となった。

女性の非労働力人口は2,698万人で前年に比べ29万人増加（1.1%増）した。

労働市場の状況（男女計）をみると、一般労働市場においては新規求人数、新規求職者数ともに昨年より増加したが、新規求職者数の増加幅が大きかったため、一般新規求人倍率は0.97倍、有効求人倍率は0.56倍と昨年よりも低

下した。一方、パートタイム労働市場は新規求職者数、新規求人数ともに増加しており、新規求人倍率は1.65倍、有効求人倍率は1.14倍と、前年を上回った。

女性一般労働者のきまって支給する現金給与額は、21万7,500円（前年比1.8%増）となり、前年の伸び率を下回った。

女性の常用労働者の1人平均月間総実労働時間は、143.0時間（前年差0.3時間減）、うち所定内労働時間は138.6時間（同0.4時間減）で、引き続き減少した。

2 労働力人口、就業者、雇用者の状況

(1) 労働力人口

イ わずかに増加した労働力人口

総務庁統計局「労働力調査」によると、平成7年の女性の労働力人口（就業者＋完全失業者）は2,701万人で、前年に比べ7万人、0.3%増（6年13万人、0.5%増）で、前年より増加幅、増加率ともに縮小した。また、増加数、増加率とも男性（15万人、0.4%増）との差がわずかなものであったため、労働力人口総数に占める女性の割合は、3年連続同率で40.5%であった（付表1）。

ロ 3年連続して低下した女性の労働力率

女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は50.0%と前年より0.2%ポイント低下し、3年連続の低下となった。女性の労働力率は、昭和63年以降上昇を続けていたが、平成4年に横ばいとなり、5年以降低下している。

一方、男性の労働力率も前年より0.2%ポイント低下して77.6%となった。

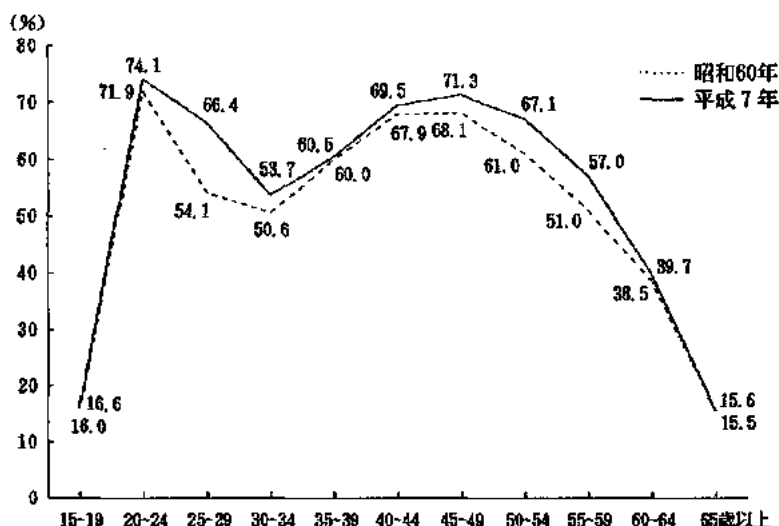
ハ 女性の労働力率が描くM字カーブ

女性の労働力率を年齢階級別にみると、20～24歳層（74.1%）と45～49歳層（71.3%）を左右のピークとして、30～34歳層の53.7%をボトムとするM字型の曲線を描いている。前年と比べると、25～29歳層で1.1%ポイント、

55～59歳層で0.6％ポイント上昇している一方、15～19歳層で1.0％ポイント、35～39歳層で1.1％ポイント低下しているほかは、僅差にとどまった。

これを10年前と比べると、進学率の上昇の影響で15～19歳層で低下しているほかは、いずれの年齢層においても労働力率は高まり、M字型曲線は全体的に上方にシフトしている。特に、晩婚化が進む中で25～29歳層では12.3％ポイントの大幅な上昇になっており、また、50～54歳層（6.1％ポイント上昇）、55～59歳層（6.0％ポイント上昇）と高年齢層での上昇が大きくなっている（第1－1図、付表2）。

第1－1図 年齢階級別女性の労働力率



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

二 未婚者では上昇、既婚者で下降した労働力率

配偶関係別に女性の労働力率をみると、未婚では59.2％（前年差0.8％ポイント上昇）、有配偶では51.2％（同0.6％ポイント低下）、死別・離別では

32.0%（同0.3%ポイント低下）となっている。最近の推移をみると、未婚では昭和63年以降一貫して上昇傾向にあるのに対し、有配偶、死別・離婚では平成3年まで上昇した後、低下傾向を示している（付表3）。

ホ 増加が続く非労働力人口

女性の非労働力人口は2,698万人となり、前年に比べ29万人増加（前年比1.1%増）した。非労働力人口を主な活動状態別にみると、家事専業者は1,637万人（非労働力人口に占める割合60.7%）、通学者424万人（同15.7%）、その他636万人となっている。前年に比べ、家事専業者は27万人増加（前年比1.7%増）、通学者は8万人減少（同1.9%減）、その他は10万人の増加（同1.6%増）であった（付表5）。非労働力人口は平成4年から増加傾向にあるが、特に65歳以上の家事専業者が増加している。

(2) 就業者及び完全失業者

イ 女性の就業者数は横ばい

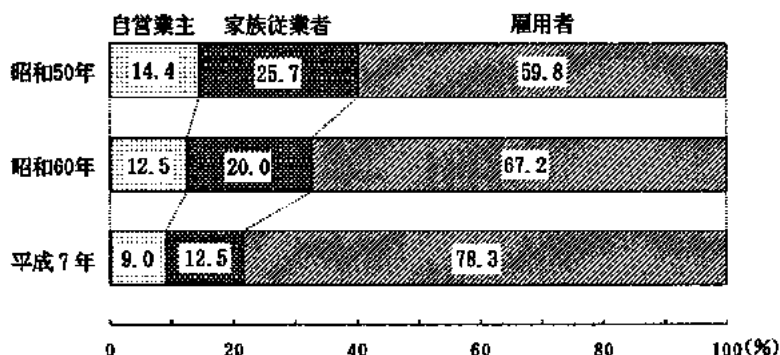
「労働力調査」によると、平成7年の女性の就業者数は2,614万人で、前年と同数であった。一方、男性の就業者は3,843万人で前年より4万人（前年比0.1%増）とわずかながら増加した（付表6）。

従業上の地位別にみると、雇用者が2,048万人（女性の就業者総数に占める割合78.3%）、家族従業者が327万人（同12.5%）、自営業主が234万人（同9.0%）であった。自営業主及び家族従業者は減少傾向が続く一方で、雇用者は近年増加幅が縮小しているものの、増加を続けており、就業者に占める雇用者の割合は年々高まってきている。

ロ 減少が続く自営業主及び家族従業者

女性の自営業主は234万人で前年に比べ6万人減少（前年比2.5%減）した。また、家族従業者は327万人で前年に比べ7万人の減少（同2.1%減）となった。いずれも減少幅は縮小しているものの、減少傾向が続いている（第1－2図）。

第1-2図 従業上の地位別女性の就業者の割合



資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

ハ 過去最高水準を示した女性の完全失業率

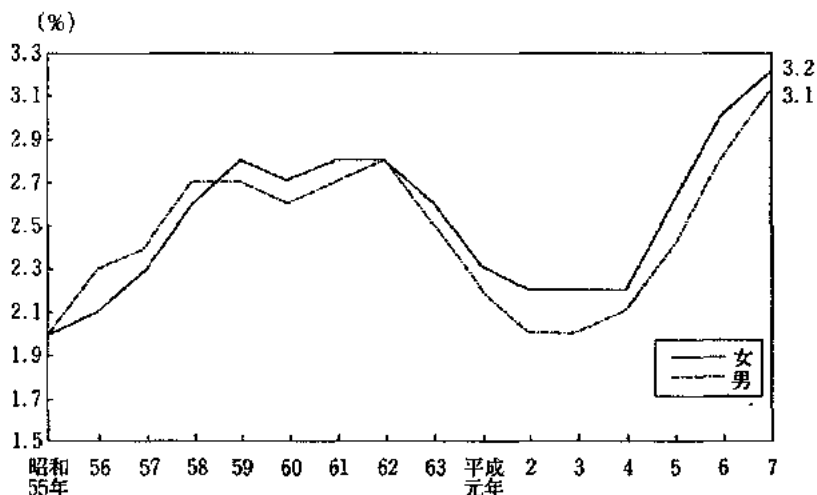
依然として低成長の続く経済情勢を背景に、女性の完全失業者は87万人（前年比7万人増）となり、男性（123万人、前年比11万人増）とともに引き続き増加した。平成7年の女性の完全失業率は3.2%と前年より0.2%ポイント上昇（男性は3.1%で前年比0.3%ポイント上昇）しており、比較可能な昭和28年以降でもっとも高水準となっている。女性の完全失業率の推移をみると、昭和61年、62年の円高不況期に2.8%と高率を示した後は低下を続け、平成2年から4年は2.2%と横ばいであったが、平成5年以降、大幅に上昇している（第1-3図、付表9）。

平成7年の女性の完全失業率を年齢階級別にみると、15～19歳層が7.5%で最も高く、20～24歳層で5.8%、25～29歳層で5.2%と若年層で高く、55～59歳層で1.7%、50～54歳層で2.0%など高齢層では低くなっている。前年との比較では、20～24歳層で0.8%ポイント、15～19歳層で0.7%ポイント上昇と、若年層での上昇が目立つほか、30～34歳層で0.9%ポイントと大幅に上昇している。

男性の完全失業率は、同様に若年層において高率を示しており（15～19歳層8.9%、20～24歳層5.5%）、また、60～64歳層でも7.5%と高くなっている。

男女で比較すると、15～19歳層と50～54歳層以降では男性の方が高くなっており、特に60～64歳層において差が顕著である。一方、20～24歳層から50～54歳層までは女性の方が上回っており、特に30～34歳層で差が大きい（第1－1表）。

第1－3図 完全失業率の推移



なお、8年に入っの月ごとの女性の完全失業率の動きを季節調整値で見ると、1月3.5%、2月3.3%、3月3.0%と低下傾向を示したものの、4月には3.7%と既往最高水準を示した。

女性の完全失業者を離職理由別にみると、自発的な離職（自分または家族の都合）による者が41万人（女性の完全失業者に占める割合47.1%）、非自発的な離職（定年や解雇等）による者が16万人（同18.4%）、学卒未就職者が5万人（同5.7%）、その他（学卒未就職者以外で新たに仕事に就くために、仕事を探し始めた者）が20万人（同23.0%）となっており、全体的には自発的な離職者が半数近くを占めているものの、前年に引き続き、学卒未就職者の割合が増加している（付表10）。

第1-1表 年齢階級別の完全失業率

(%)

		計	15～ 19歳	20～ 24歳	25～ 29歳	30～ 34歳	35～ 39歳	40～ 44歳	45～ 49歳	50～ 54歳	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
女	6年	3.0	6.8	5.0	5.4	3.8	2.5	2.4	2.0	1.6	1.8	2.0	0.6
	7年	3.2	7.5	5.8	5.2	4.7	3.0	2.2	2.1	2.0	1.7	2.6	0.6
	前年差	0.2	0.7	0.8	-0.2	0.9	0.5	-0.2	0.1	0.4	-0.1	0.6	0.0
男	6年	2.8	8.3	5.0	3.1	2.1	1.8	1.9	1.7	1.9	2.5	7.2	1.9
	7年	3.1	8.9	5.5	3.7	2.3	1.8	2.0	1.8	1.9	2.7	7.5	2.2
	前年差	0.3	0.6	0.5	0.6	0.2	0.0	0.1	0.1	0.0	0.2	0.3	0.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

(3) 雇 用 者

イ 5年連続して増加幅が縮小した女性の雇用者

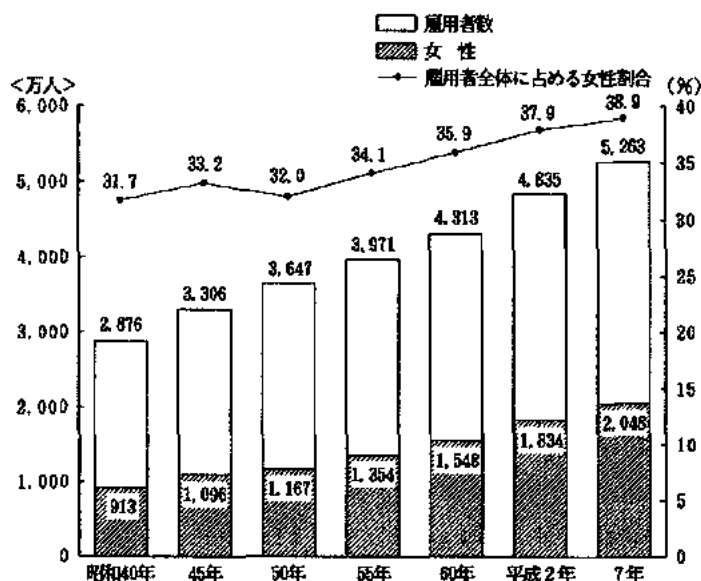
「労働力調査」によると、平成7年の女性の雇用者数は2,048万人となり、平成6年に比べ14万人増加（前年比0.7%増）したが、増加幅は6年（25万人増加、1.2%増）より縮小しており、5年連続で増加幅が縮小している。男性の雇用者数は3,215万人で前年より13万人増加（前年比0.4%増）したが、増加数及び増加率とも女性が男性を上回ったため、雇用者総数に占める女性の割合は38.9%となり、前年に比べ0.1%ポイントとわずかながら上昇した（第1-4図）。

ロ 年齢階級別で最も多いのは、20～24歳層

平成7年の女性の雇用者数を年齢階級別にみると、最も多いのは20～24歳層で331万人（女性の雇用者数に占める割合16.2%）であり、次いで45～49歳層の286万人（同14.0%）、25～29歳層の255万人（同12.5%）、40～44歳層の245万人（同12.0%）となっている（付表15）。

前年と比べると40～44歳層で16万人、15～19歳層で7万人、35～39歳層で4万人などで減少しているが、一方で45～49歳層で19万人、25～29歳層、55～64歳層で9万人と、増加している層もみられる。

第1-4図 雇用者数の推移



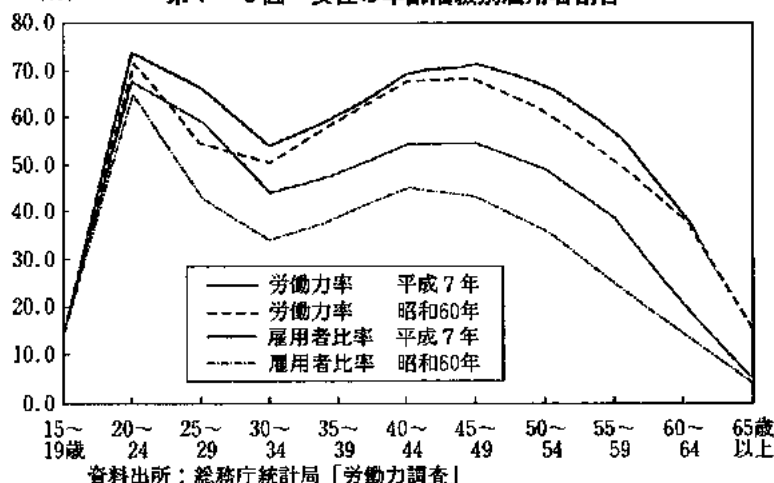
資料出所：総務庁「労働力調査」

これらの年齢層の人口を前年と比べてみると、40～44歳層で28万人、15～19歳層で17万人、35～39歳層で6万人減少している一方で、45～49歳層で30万人、55～64歳層で8万人などの増加がみられ、前述した雇用者数の増減は、こうした人口構成の変化等を反映したものとなっている。

また、女性の当該年齢人口に占める雇用者の割合を年齢階級別にみると、労働力率のM字型曲線に似た曲線を描く。若年層ほど労働力率のカーブに近づく傾向にあり、若年層ほど雇用者の割合が高くなっていることがわかる。

10年前と比較すると、15～19歳層を除いていずれの年齢階級においても上昇がみられた（第1-5図）。

第1-5図 女性の年齢階級別雇用者割合

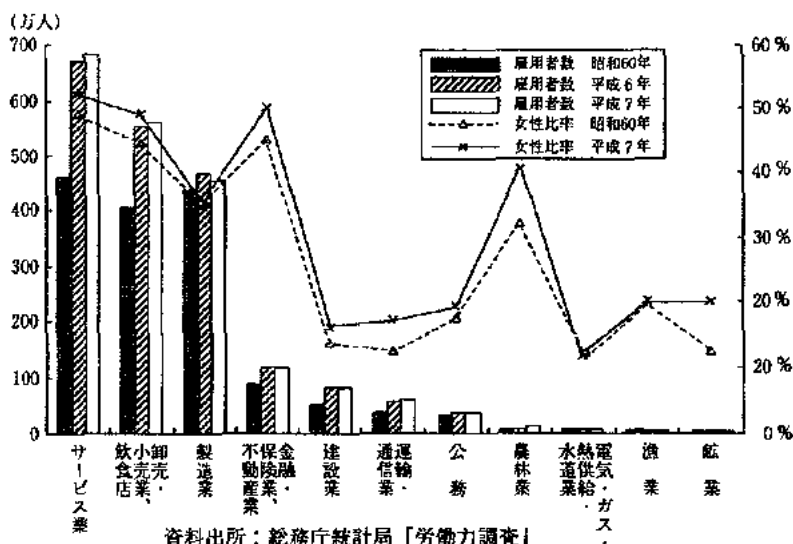


ハ 産業別ではサービス業が最も多い

平成7年の女性の雇用者数を産業別にみると、サービス業が686万人（女性の雇用者総数に占める割合33.5%）で最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店が560万人（同27.3%）、製造業が457万人（同22.3%）となっており、これら3業種だけで女性雇用者の83.2%を占めている。もともと女性比率の高いサービス業での増加傾向が顕著であり、前年と比較して、サービス業で14万人増加（前年比2.1%増）し、次いで卸売・小売業、飲食店で8万人増加（同1.4%増）、運輸・通信業で2万人増加（同3.2%増）しているが、製造業では13万人の減少（同2.8%減）となり、3年連続で減少している。

産業別に女性比率（雇用者総数に占める女性の割合）をみると、サービス業で51.7%、金融・保険業、不動産業で50.4%と半数を超えており、卸売・小売業、飲食店で49.2%となっている。これらを10年前と比べると、製造業で0.3%ポイント、電気・ガス・熱供給・水道業で0.2%ポイント低下しているほかはいずれの産業でも上昇しており、特に金融・保険業、不動産業で5.2%ポイント上昇、卸売・小売業、飲食店で4.5%ポイント上昇、運輸・通信業で4.4%ポイント上昇と上昇幅が大きい（第1-6図、付表11、12）。

第1-6図 産業別女性雇用の増加状況及び女性比率



二 職業別では事務従事者が増加

平成7年の女性の雇用者数を職業別にみると、事務従事者が705万人（女性の雇用者総数に占める割合34.4%）と最も多く、次いで技能工、製造・建設作業者が364万人（同17.8%）、専門的・技術的職業従事者が304万人（同14.8%）、販売従事者が259万人（同12.6%）、保安職業・サービス職業従事者が247万人（同12.1%）となっている。前年に比べ、事務従事者で7万人増加（前年比1.0%増）、保安職業・サービス職業従事者で6万人増加（同2.5%増）、専門的・技術的職業従事者、販売従事者で4万人増加（同1.3%、1.6%増）している一方で、技能工、製造・建設作業者は10万人減少（同2.7%減）した。

職業別の女性比率をみると、事務従事者が59.0%、保安職業・サービス職業従事者が53.0%と半数を超え、次いで専門的・技術的職業従事者が44.0%、労務作業者が42.9%となっている。

女性比率を10年前と比較すると、事務従事者の上昇幅が最も大きく5.9%

ポイントの上昇となっている。(付表13)

ホ 企業規模別では中小企業で増加、大企業で減少

平成7年の非農林業女性雇用者数を企業規模別にみると、1～29人規模が735万人(非農林業女性雇用者に占める割合36.1%)、30～99人規模が341万人(同16.8%)、100～499人規模が339万人(同16.7%)、500人以上規模が417万人(同20.5%)となっている。前年に比べ、1～29人規模では13万人増加(前年比1.8%増)と大幅に増加したが、500人以上規模では2万人減少(同0.5%減)、官公で1万人減少(0.5%減)している。

この傾向は男性においても同様であり、1～29人規模で12万人増加(前年比1.3%増)している一方で、500人以上規模では9万人の減少(同1.0%減)、官公でも2万人の減少(同0.6%減)となっている。景気回復のテンポが緩やかな中で、大企業はどリストラなどの動きが顕著であることが窺われる結果となっている(付表14)。

雇用形態別にみると、常雇(常用雇用)が1,663万人(非農林業女性雇用者総数に占める割合81.8%)、臨時雇が306万人(同15.0%)、日雇が65万人(同3.2%)となっている。常雇は前年に比べ8万人の増加(前年比0.5%増)に止まり、前年の伸び(25万人増加、1.5%増)に比べ大幅に縮小している(付表16)。

ヘ 純化した有配偶雇用者の増加率

平成7年の非農林業女性雇用者数を配偶関係別にみると、有配偶者は1,161万人(非農林業女性雇用者に占める割合57.1%)、未婚者は682万人(同33.5%)、死別・離別者は191万人(同9.4%)であった。前年に比べると、20代人口の増加を受けて未婚者が13万人増加(前年比1.9%増)した一方で、有配偶者は1万人の増加(同0.1%増)に止まり、死別・離別者は1万人減少(同0.5%減)した(付表17)。

また、配偶関係別に、女性の就業者に占める雇用者の割合をみると、未婚者では95.3%、有配偶者は78.1%となっている。

さらに、年齢階級別に有配偶者のうちの雇用者の割合を10年前と比べてみ

ると、いずれの年齢層においても上昇しており、特に50～54歳層の上昇（60年33.3%→7年46.4%）が著しく、続いて45～49歳層（41.4%→52.8%）、で上昇幅が大きい（付表4）。

ト 高学歴化の進む女性労働者

労働省「賃金構造基本統計調査」（企業規模10人以上）により平成7年6月における女性労働者（パートタイム労働者を除く）の学歴別構成をみると、中卒の割合は12.9%、高卒が55.4%、高専・短大卒が24.0%、大卒が7.7%となっており、前年に比べ高専・短大卒、大卒の割合が高まっている。最近の推移をみると、平成元年からは、中卒、高卒の割合が減少し、高専・短大卒、大卒の割合が高まり、高学歴化が年々進んでいる。

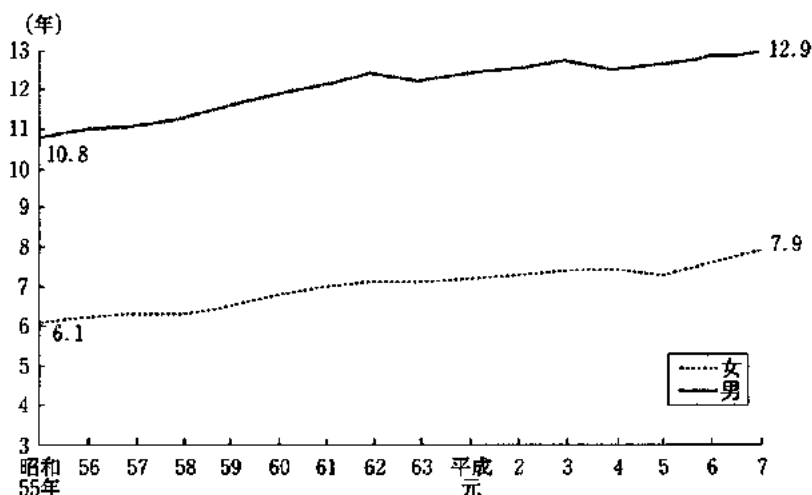
産業別にみると、中卒・高卒では製造業に雇用される者の割合が最も高くそれぞれ56.3%、34.8%を占めているが、高専・短大卒及び大卒ではサービス業に従事する者の割合がそれぞれ47.4%、42.8%と最も高くなっている。また、企業規模別にみると、学歴が高くなるほど規模の大きい企業に雇用される者の割合が高くなっており、大卒で約4割が1,000人以上規模の大企業に雇用されている（付表22）。

チ 2年連続して高い伸びを見せる勤続年数

「賃金構造基本統計調査」によると、平成7年の女性労働者の平均勤続年数は7.9年（男性12.9年）で、前年に比べ0.3年長くなった。年齢階級別にみると、短縮したのは65歳以上層（0.2年短縮）のみで、その他は、前年と同水準が長くなっている。また、10年前と比べると1.1年の伸びであるが、35歳以上の層での伸びが大きい（第1～7図）。

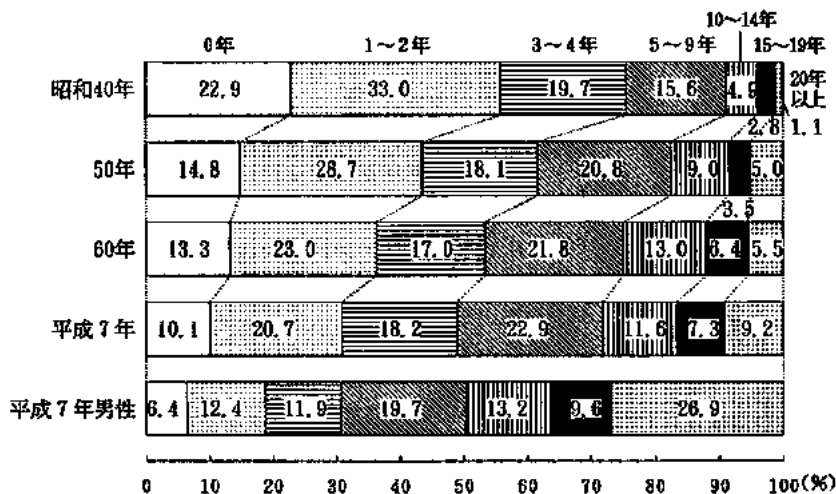
女性労働者を勤続年数階級別にみると、5～9年の者が22.9%（平成6年21.3%）で最も多く、次いで1～2年の者が20.7%（同23.0%）となっている。また、勤続10年以上の者の割合は28.1%（同27.1%）、勤続20年以上の者の割合も9.2%と前年より0.3%ポイント上昇している（第1～8図）。

第1-7図 男女別勤続年数の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

第1-8図 勤続年数階級別女性労働者構成比の推移



(注) 昭和40年・昭和50年は民公営、昭和60年以降は民営の数値である。

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

なお、女性労働者の平均年齢は36.5歳（男性40.1歳）で、前年より0.4歳（同0.1歳）と大幅に上昇した。10年前と比較すると1.1歳（同1.5歳）高くなっている（付表23）。

3 労働市場の状況

(1) 求人・求職状況

イ 一般労働市場の新規求人数は5年ぶりに増加

新規卒者及びパートタイムを除く一般労働市場の動きを、労働省「職業安定業務統計」によりみると、平成7年の新規求人数（男女計）は、月平均で37万1,626人で、前年に比べ6,247人の増加（前年比1.7%増）と、5年ぶりに増加に転じた。

新規求職者数（男女計）は月平均で38万4,770人で、前年に比べ2万514人増加（前年比5.6%増）しており、4年連続の増加となった。

この結果、平成7年の新規求人倍率は0.97倍（6年1.00倍）と、前年に比べ0.03ポイント低下し、9年ぶりに1倍を割った。また、有効求人倍率も前年を0.03ポイント下回り0.56倍（6年0.59倍）となった（付表27）。

有効求人倍率（季節調整値）は9月まで低下傾向を続けた後上昇に転じている。平成8年に入ってから3月まで0.59倍で横ばいとなった後、上昇傾向にあり、7月には0.63倍に上昇している。

ロ パートタイム労働市場では、求人倍率は上昇

パートタイム労働者の労働市場の動きを、「職業安定業務統計」によりみると、平成7年のパートタイム労働者を対象とする新規求人数（男女計）は、月平均10万2,832人で、前年に比べ1万2,753人増（前年比14.2%増）と、2年連続で増加となり、増加幅も前年（9.1%増）に比べ大幅に拡大した。

新規求職者（男女計）は月平均6万2,211人であり、前年より3,619人増（同6.2%増）となった。新規求人数の増加幅が大きいと、新規求人倍率は1.65倍（6年1.54倍）で前年に比べ0.11ポイント上昇とわずかながら、6年ぶりに上昇に転じた。また、有効求人倍率も1.14倍と前年に比べ0.07ポイン

ト上昇している（付表27）。

（2）入職・離職状況

イ 5年ぶりに上昇した労働移動

労働省「雇用動向調査」によると、平成7年の女性の入職者数（一般及びパートタイム労働者計）は247万6,400人（前年差8万5,800人増）、離職者数は265万9,500人（同5万100人増）となった。これを就業形態別にみると、一般労働者は、入職者数159万900人（前年比2.2%増）、離職者182万7,200人（同5.5%増）となり、いずれも前年を上回り5年ぶりに（建設業を除く計）上昇に転じた。一方、パートタイム労働者は、入職者数88万5,600人（前年比6.3%増）、離職者数83万2,300人（同5.2%減）となっている。

女性の入職率（在籍者に対する入職者の割合）は17.1%（前年差0.9%ポイント上昇）となり、5年ぶりに上昇に転じた。離職率（在籍者に対する離職者の割合）は、18.3%（同0.7%ポイント上昇）となり、前年を上回った。これを就業形態別にみると、一般労働者の入職率は15.1%（同0.5%ポイント上昇）、離職率は17.4%（同1.2%ポイント上昇）と、前年に比べいずれも上昇した。パートタイム労働者の入職率は22.2%（同2.0%ポイント上昇）、離職率は20.9%（同0.4%ポイント低下）となった（付表29）。

ロ 既就業者からの入職が増加

入職者を職歴別にみると、一般労働者では、学卒以外の一般未就業者（当該事業所に入職する前1年間に就業していなかった者）からの入職者が20.8%（6年21.0%）、学卒未就業者からの入職者が27.5%（同28.3%）、転職入職者が51.7%（同50.7%）であった。

一方パートタイム労働者では、一般未就業者からの入職者が43.8%（同46.5%）、転職入職者が49.2%（同47.6%）であった。一般労働者、パートタイム労働者ともに一般未就業者からの入職者の割合が低下し、逆に転職入職者の割合が上昇している（付表31）。

ハ 転職者は若年層中心

一般未就業者からの入職者の年齢構成を就業形態別にみると、一般労働者では24歳以下が36.8%（6年39.3%）と4割弱を占めており、次いで25～34歳層が27.3%（同23.8%）となっている。パートタイム労働者では35～44歳層が31.8%（同34.1%）と最も高い割合を占めている。

転職入職者では、一般労働者の場合24歳以下が33.6%（6年29.0%）、25～34歳層が25.8%（同27.6%）となっており、転職者の中心は若年層が占めている。パートタイム労働者では35～44歳層の転職者が26.6%（同32.3%）と多い（付表32）。

ニ 離職者の離職理由では経営上の理由が増加

離職者の離職理由をみると、個人的な理由の者が77.4%と最も多いが、前年に比べ1.8%ポイント減少している。個人的な理由のうち結婚による離職者の割合は8.7%と前年に比べ0.5%ポイント低下し、出産・育児による離職者の割合は5.5%と前年に比べ0.3%ポイント上昇している。また、経営上の都合により離職したものが6.0%と前年に比べ0.4%ポイント上昇した（付表34）。この上昇傾向は平成4年より続いている。

(3) 新規学卒者の就職状況

イ 新規学卒者のうちでは大卒者の割合が高まる

文部省「学校基本調査速報」（平成8年度）により女性の平成8年3月の新規学卒就職者数を学歴別にみると、大学卒が10万9,043人（女性の新規学卒就職者総数に占める割合25.3%）、短大卒14万5,276人（同33.7%）、高校卒17万925人（同39.7%）、中学卒5,667人（同1.3%）となっている。大学卒の割合は年々上昇しており、前年に比べると2.6%ポイント上昇している。短大卒は7年度まで上昇を続けていたが、今回0.1%ポイントの下降に転じた（付表36）。

なお、専修学校専門課程（専門学校）を平成6年度中に卒業した女性16万2,413人のうち就職者は13万1,209人であった。

ロ 中学・高校卒業者の就職率は引き続き低下

平成8年3月の中学校卒業生数のうち女性は75万3,925人（前年差3万7,618人減）で就職者数は5,667人（同1,207人減）である。就職率（卒業者のうち就職者及び就職進学者の占める比率）は、0.8%（7年0.9%）となり、前年に引き続き低下した。

また、高等学校卒業生数のうち女性は78万600人（前年差1万7,914人減）で、うち就職者は17万925人（同1万6,065人減）、就職率は21.9%（7年23.4%）であり、進学率の上昇に伴って高卒者の就職率は年々低下している。就職者を産業別にみると、サービス業に32.7%（同31.7%）、卸売・小売業、飲食店に26.1%（同27.0%）、製造業に27.5%（同27.1%）と、この3産業で全体の86.3%を占めている。サービス業の割合が年々上昇しており、5年以降は最も多くがサービス業に就職している（付表37-1）。

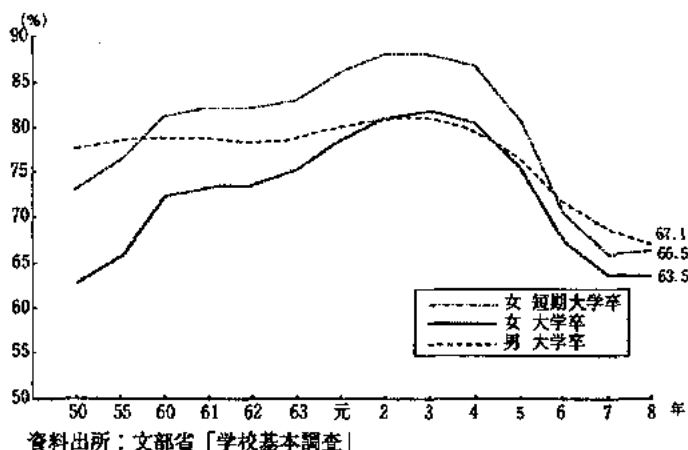
ハ 短期大学卒業者の就職状況は改善の兆し

平成8年3月の女性の短期大学卒業生数は21万8,427人で、前年より1万人余り減少し、このうち、就職者数は14万5,276人（前年差5,650人減）、就職率は66.5%（7年66.0%）となり、前年に比べ0.5ポイントと、わずかながら上昇に転じ、女子短期大学卒業者の就職状況に改善の兆しがみられる。

また、一時的な仕事についた者は1万841人で前年に比べ659人の増加となったが、無業者が4万5,085人で前年に比べ3,092人減少した。

就職者数を産業別にみると、サービス業が41.3%（7年40.4%）と最も多く、次いで卸売・小売業、飲食店19.8%（同19.0%）、製造業14.4%（同14.4%）、金融・保険業12.2%（同13.2%）となっており、前年に比べサービス業、卸売・小売業、飲食店の割合が増加し、金融・保険業で割合が低下している（付表37-2）。

第1-9図 新規学卒就職率の推移



二 大学卒業者の就職率は低下幅が縮小

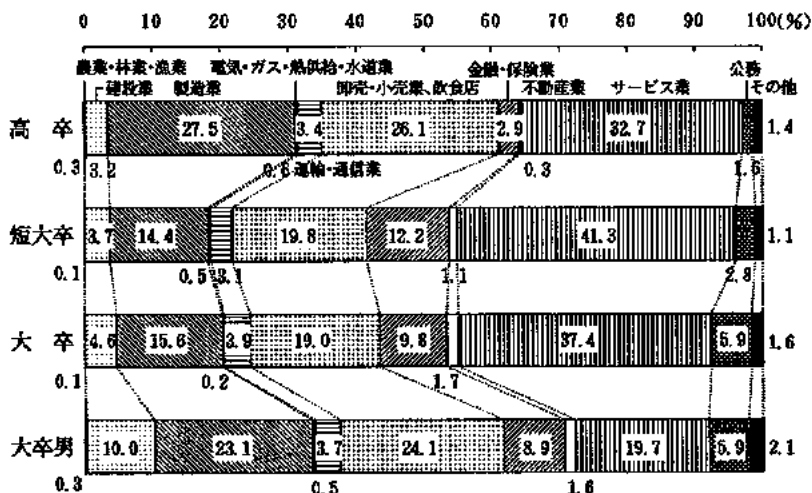
平成8年3月の女性の大学卒業者数は17万1,698人（前年差1万2,648人増）で、このうち就職者は10万9,043人（同7,765人増）、就職率は63.5%（7年63.7%）となり、前年に比べ低下したものの、平成3年（81.8%）以降大幅な低下が続けていた動きにも歯止めがかかったとみられる。なお、進学者を除いた就職率は67.6%（同68.6%）で前年より1.0%の低下となったが、前年の低下幅（4.0%低下）に比べ大幅に縮小している。男性の大学卒業者の就職率は67.1%で前年に比べ1.6%ポイント低下した（第1-9図、付表36）。

また、女性の大学卒業者のうち一時的な仕事に就いた者は6,059人で前年に比べ876人増加、無業者が3万4,939人で前年に比べ4,374人増加した。一時的な仕事についた者と無業者を加えたものの卒業者に占める割合は23.9%（男性14.6%）となっており、前年の22.5%（男性12.4%）に比べ1.4%ポイント増（男性2.2%ポイント増）と前年より増加幅は縮小したものの引き続き上昇した（付表40）。

就職者数を産業別にみると、サービス業に37.4%（7年37.0%）と最も多

く就職しており、次いで卸売・小売業、飲食店に19.0%（同18.1%）、製造業に15.6%（同16.1%）とこれら3産業で72.0%を占めている。前年からの大きな動きはないが、製造業の割合が低下し、卸売・小売業、飲食店、サービス業の割合は上昇した。（第1-10図、付表37-3）。

第1-10図 産業別女子新規学卒就職者数の構成比



資料出所：文部省「学校基本調査」

職業別にみると、事務従事者が48.6%（7年49.3%）と最も多く、専門的・技術的職業従事者が29.0%（同30.1%）と、これに続いている。事務従事者の割合は年々上昇し、6年には5割を超えたが、これ以降2年連続で低下している（付表38）。

「雇用動向調査」により女性の新規大卒未就業者の7年の規模別入職状況をみると、前年と比べさほど大きな変化は見られないが、5～29人規模への入職者が20.4%で前年（14.2%）に比べ上昇しており、一方100～299人規模では19.8%から12.8%へ低下している。男性は前年に比べ1,000人以上規模が27.9%と6年に比べ11.0%ポイントの低下となり、その他の規模への入職

者の割合が増加している（付表41）。この5年間の動きを見ると、男女ともに、大規模企業から小規模企業へのシフトがみられる。

また、7年の女性の新規大卒未就業者は、その6.3%がパートタイム労働者へ入職しており、前年（4.4%）に比べその割合は上昇している。男性のパートタイム労働者への入職者は1.2%を占めるのみで、女性よりもその割合は小さいものとなっている。

4 労働条件等の状況

(1) 賃 金

イ 一般労働者の賃金上昇率は鈍化

「賃金構造基本統計調査」によると、平成7年6月のパートタイム労働者を除く女性一般労働者（平均年齢36.5歳、平均勤続年数7.9年）のきまって支給する現金給与額は、21万7,500円（前年比1.8%増）で、そのうち所定内給与額は20万6,200円（同1.6%増）と伸び率はともに前年（ともに3.0%増）を下回った。

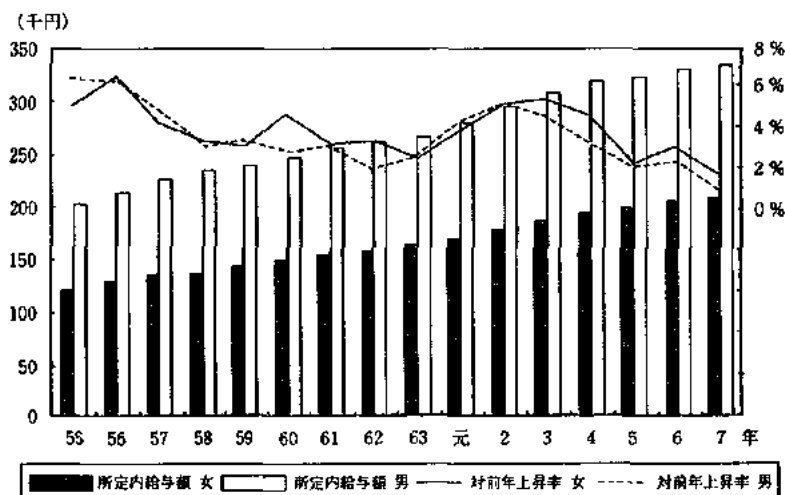
これに対し、男性一般労働者（平均年齢40.1歳、平均勤続年数12.9年）のきまって支給する現金給与額は36万1,300円（前年比1.2%増）で、そのうち所定内給与額は33万円（同0.8%増）となっており、いずれも女性の伸び率の方が上回っている（付表45、第1-2表、第1-11図）。

第1-2表 一般労働者の賃金実態

	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	きまって支給 する現金給与 額 (千円)	所定内給与額 (千円)	年間賞与そ 他特別給 与額(千円)
総数	39.0	11.3	316.4	291.3	1,082.9
女	36.5	7.9	217.5	206.2	684.2
男	40.1	12.9	361.3	330.0	1,264.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成7年）

第1-11図 所定内給与額、対前年上昇率の推移



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

ロ 年齢間格差の少ない女性の賃金

女性の賃金（所定内給与）を年齢階級別にみると、17歳以下では12万8,000円で、年齢が上昇するに従って緩やかに高くなり25～29歳層以降20万円台となり、35～39歳層の22万7,200円が最も高くなっている。

また、女性の賃金の対前年上昇率を年齢階級別にみると、35～39歳層で2.5%増、40～44歳層で2.4%増と高くなっている一方で、10代ではマイナスが生じ、前年より低下している。

一方、男性一般労働者の所定内給与を年齢階級別にみると、17歳以下では14万500円で、年齢に伴って高くなり50～54歳層で42万3,700円と最も高く、55歳以降で低くなる構造になっている。年齢階級別に対前年上昇率をみると、55～59歳層で2.0%上昇しているほかは上昇率1%未満に止まっており、24歳以下の各層ではむしろ低下している。

所定内給与額の年齢間格差について、20～24歳層を100.0としてみていくと、女性の場合最も大きいのは35～39歳層の126.8である。同様に男性につ

いてみると50～54歳層の212.2が最も大きく、年齢間格差は女性の方が小さくなっている。

男女間の賃金の差についてみると、男性の所定内賃金を100.0とした場合、全労働者を平均した単純比較においては女性の所定内賃金は62.5であり、さらに年齢別にみると、18～19歳層で91.6と最も高く、年齢が高くなるにつれて比率は低下し、50～54歳層で52.0と最も低くなっている（付表46）。

ハ 標準労働者の男女間格差は大卒より高卒で顕著

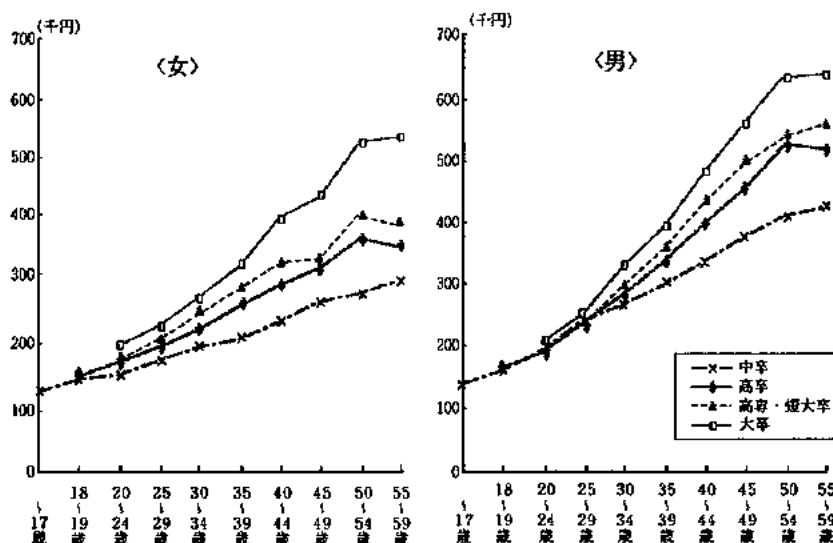
このような男女間の賃金の差は、勤続年数、学歴、就業分野、職階、労働時間等の諸要因によってもたらされている。そこで、年齢、学歴、勤続年数について条件を同一にした標準労働者（学校卒業後直ちに企業に就職して同一企業に継続勤務している労働者）の所定内給与額をみると、まず高卒では、20～24歳層で女性は17万3,600円に対し男性は19万2,800円（男女間格差90.0）であるが、55～59歳層では女性が36万5,800円に対し男性は52万6,500円で格差は69.5にまで広がっている。大卒においては、20～24歳層で女性は20万4,400円に対し男性は21万2,000円（男女間格差96.4）となっており、最も格差が大きくなるのが45～49歳層で、女性が44万5,200円に対し男性56万8,500円で格差は78.3となるが、各年齢層において高卒より格差が縮小している（第1～12図、付表48）。

ニ 学歴が高いほど大きい標準労働者の年齢間格差

次に女性標準労働者の所定内給与を学歴別に比較すると、中卒21万5,900円、高卒19万6,700円、高専・短大卒20万1,000円、大卒24万1,600円となっている。

年齢階級別にみると、高卒、高専・短大卒では50～54歳層でピークを迎え、それぞれ37万8,800円、41万5,800円となっているが、中卒、大卒では55～59歳層でそれぞれ30万8,600円、54万3,500円と最も高くなっている。また、20～24歳層を1として年齢間の格差をみると、中卒では最高2.0倍、高卒で2.2倍、短大卒では2.3倍、大卒で2.7倍と学歴が高くなるにつれて格差が大きくなっている。

第1-12図 学歴、年齢階級別標準労働者の所定内給与額



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」（平成7年）

一方男性については、高卒が50～54歳層で53万1,200円と最も高くなるほかは、55～59歳層でピークを迎えており、女性と同様に学歴が高いほど年齢間格差が大きくなっている（付表48）。

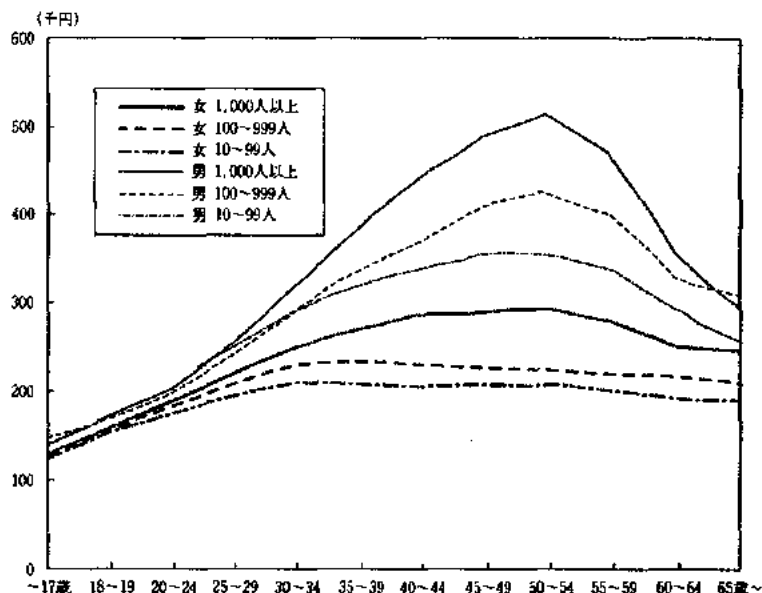
ホ 企業規模が大きいほど急な賃金上昇カーブ

また、女性の賃金（所定内給与額）を企業規模別にみると、10～99人規模で19万1,200円（男性29万8,300円）、100～999人規模で20万5,100円（同32万800円）、1,000人以上規模では23万900円（同37万8,000円）と企業規模が大きくなるほど賃金は高くなっている。

これを年齢階級別にみると、10～99人規模では30～34歳層（20万6,300円）、100～999人規模では35～39歳層（22万9,600円）で最も高くなっており、その後年齢が上がるにつれ緩やかに低下している。1,000人以上規模では賃金は年齢とともに上昇し、50～54歳層（28万7,100円）で最も高くなっている。1,000人以上規模の女性については、賃金上昇カーブの傾きはやや緩やかで

はあるものの、男性と同じような傾向を示している。なお、男性については、企業規模が大規模になるほど賃金上昇カーブが急になっている（第1-13図）。

第1-13図 企業規模、年齢階級別所定内給与額



へ 低い伸びに止まった新規学卒者の初任給

女性の新規学卒就職者（平成7年3月卒業）の初任給は、中卒で12万5,500円、高卒で14万4,700円、高専・短大卒15万8,700円、大卒事務系で18万2,500円、同技術系で18万9,400円であった。対前年上昇率をみると、7年には高卒で0.5%、大卒技術系で0.6%の減少に転じたほか、大卒事務系は前年と同水準、高専・短大卒もわずか0.6%の伸びに止まるなど、買い手市場を反映し、近年続いていた縮小傾向が一層顕著になっている。この傾向は男性も同様であり、大卒技術系で1.3%の伸びとなった以外は高専・短大卒で0.9%の減と

なったほか、高卒、大卒事務系でも1%未満の伸びに止まった。

また、初任給について男女間の差を、それぞれ男性の賃金を100としてみると、女性は中卒で88.4、高卒で94.0、高専・短大卒で96.1、大卒事務系で95.3、技術系で96.0と、概ね高学歴になるほど格差は小さくなっている。(付表49)

(2) 労働時間

イ 労働時間は引き続き短縮傾向

労働省「毎月勤労統計調査」(事業所規模5人以上)によると、平成7年の女性常用労働者1人平均月間総実労働時間は、143.0時間(前年比0.2%減)で、うち所定内労働時間は138.6時間(同0.3%減)、所定外労働時間は4.4時間(同2.3%増)であった。

事業所規模30人以上についてみると、女性の総実労働時間は143.8時間(同0.3%減)と昭和63年から8年連続して減少しており、うち所定内労働時間は138.4時間(同0.4%減)、所定外労働時間は5.4時間(同1.9%増)であった。

一方、男性の総実労働時間(事業所規模30人以上)は167.7時間(同0.5%増)で63年以降7年ぶりに増加しており、うち所定内労働時間は152.9時間(同0.1%増)、所定外労働時間は14.8時間(同4.2%増)であった。

また、平均月間出勤日数(事業所規模5人以上)は、女性では19.8日で前年より0.1日の減となり、男性は20.6日で前年と同様であった(付表50)。

女性の労働時間(事業所規模5人以上)を産業別にみると、総実労働時間では鉱業(163.2時間)が最も長く、次いで建設業(155.7時間)、製造業(149.2時間)の順となっており、逆に短時間労働者の占める割合が高い卸売・小売業、飲食店では132.2時間であった。この順は6年と変わらない。所定内労働時間でも3者の順位は変わらず、鉱業(159.8時間)、建設業(152.2時間)製造業(144.2時間)であり、一方で、卸売・小売業、飲食店では129.0時間と130時間を下回っている。

事業所規模30人以上に限ると、総実労働時間では建設業（158.6時間）が最も長く、次いで鉱業（155.8時間）、製造業（150.5時間）の順となっている。所定内労働時間でも、建設業（152.9時間）、鉱業（151.0時間）が長く、製造業（144.6時間）、電気・ガス・熱供給・水道業（140.9時間）と続き、卸売・小売業、飲食店（127.2時間）が最も短く、他は130時間台となっている（付表51）。

（3）勤労者世帯の家計

イ 平均実収入は再び増加に転じる

総務庁統計局「家計調査」によると、平成7年の勤労者世帯1世帯当たりの1カ月の平均実収入は57万817円で、初めて対前年比がマイナスになった前年に比べ、再び名目0.6%の増加に転じ、平成5年の水準まで回復した（付表64）。

この実収入の内訳をみると、世帯主収入は、46万7,799円で前年（46万8,000円）に比べわずかに減少したが、世帯主の配偶者の収入（うち女性）は5万4,484円で前年に比べ11.6%増と大幅に増加しており、全体の水準を引き上げている。

また、核家族世帯について、1カ月の平均実収入を共働き世帯と世帯主のみ働いている世帯と比較してみると、共働き世帯の実収入は1世帯当たり1カ月62万9,241円（対前年比0.6%増）、世帯主のみ働いている世帯のそれは51万6,318円（同1.4%増）で、共働き世帯は世帯主のみ働いている世帯を11万2,923円上回っている。なお、共働き世帯の世帯主の勤め先収入は46万5,645円で世帯主のみ働いている世帯のそれを4.1%下回っている。

一方、共働き世帯における世帯主の配偶者の収入（うち女性）は13万6,648円で、実収入に占める割合は21.7%であり、前年（20.3%）に比べ1.4%ポイント増加した。

ロ 消費支出は依然として抑制傾向が続く

「家計調査」によると、平成7年の勤労者世帯1世帯当たり1カ月の消費

支出は34万9,663円で、前年比で名目1.0%減と2年連続で減少しており、実収入は増加となっているにも関わらず、消費抑制の傾向が続いている（付表65）。

消費支出の内容を核家族共働き世帯（消費支出36万6,756円）と世帯主のみ働いている核家族世帯（同32万8,573円）で比較してみると、共働き世帯では「食料」のうちの「外食」、「交通・通信」のうちの「自動車等関係費」、「教育」、「その他の消費支出」のうちの「交際費」「仕送り金」等の占める割合が世帯主のみ働いている世帯に比べて高く、逆に「住居」、「保健医療」等が低くなっている。

5 雇用管理等

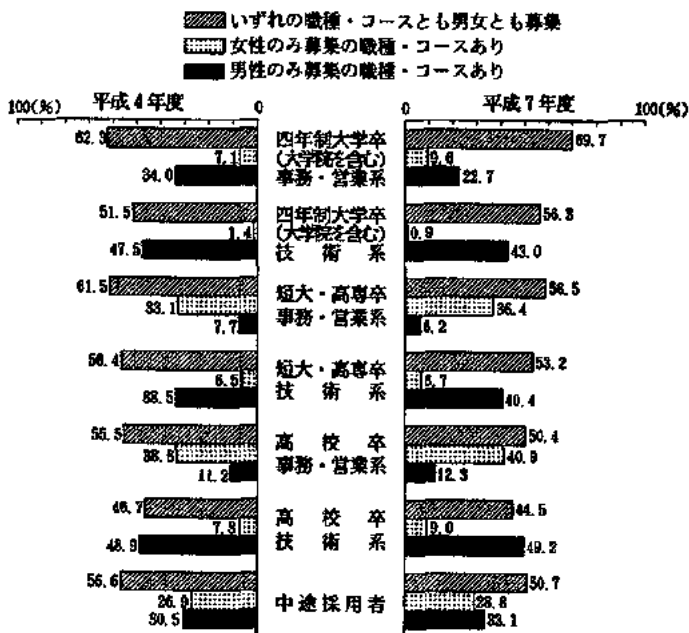
男女雇用機会均等法が施行されてから10年を経過し、その間、女性の職場進出が進み、女性の就業を取り巻く環境、意識も大きく変わってきている。平成7年に行った「女子雇用管理基本調査」で女性の活用状況についてみていく。

イ 依然としてみられる男性のみ・女性のための募集・採用

新規卒卒者及び中途採用者の募集において、「いずれの職種・コースとも男女とも募集」とする企業は、高卒の技術系を除き最も多く5～7割を占めるが、高卒技術系については「男性のみ募集の職種・コースあり」とする企業が約半数を占めるなど、技術系に関しては依然「男性のみ募集の職種・コースあり」としている企業が高い割合を占めている。

これを平成4年に実施した同調査結果と比較すると、大卒では「いずれの職種・コースとも男女とも募集」が増加しているのに対し、その他の学歴においてはむしろ「いずれの職種・コースとも男女とも募集」とする企業の割合が減り、「男性のみ」若しくは「女性のみ」の募集をした職種・コースがあるとする企業が増加している（第1-14図）。

第1-14図 新規学卒者及び中途採用者の募集状況



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

(注) 「女性のみ募集の職種・コースあり」と「男性のみ募集の職種・コースあり」とは複数回答の場合がある。

この「男性のみ募集の職種・コースあり」の理由としては、「業務に必要な資格や技能、技術を持つ女性がほとんどいない」(35.0%)、「深夜には及ばないが、時間外労働が多い」(27.8%)、「労働基準法で女性に認められていない深夜業がある」(22.5%)などを挙げる企業が多くなっている(付表52)。

また、採用の状況を見ると、事務系・大卒で「いずれの職種・コースとも男女とも採用」とする企業が最も多いが、その他では、事務系では「女性のみ採用の職種・コースあり」、技術系では「男性のみ採用の職種・コースあり」とした企業が最も多くなっており、4年の調査と比較しても、「男性のみ採用の職種・コース」ありとした企業が増加している(付表53)。

さらに、7年に男女とも採用を行った企業のうち、「男女で採用方針に差

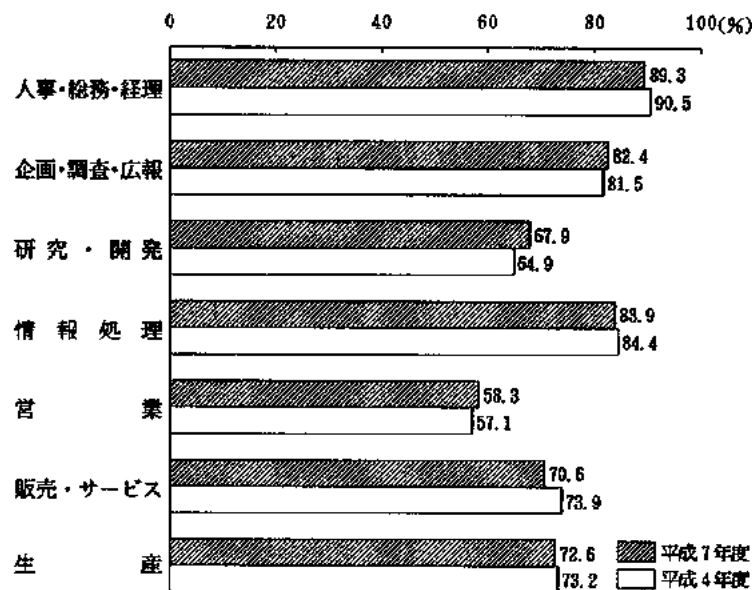
がある」とする企業は12.7%であり、その内容は「女性は自宅通勤者のみ採用又は自宅通勤者を優先」(46.8%)、「女性は未婚者のみ採用又は未婚者を優先」(24.8%)、「あらかじめ女性の採用数の上限を定めた」(22.3%)などとなっている(付表54)。

ロ 女性の管理職割合は増加

職務別の配置状況をみると、いずれの職務についても「いずれの職場にも男女とも配置」している企業が最も多く、特に「人事・総務・経理」(89.3%)、「情報処理」(83.9%)、「企画・調査・広報」(82.4%)が高い割合を示している(第1-15図)。

一方、「男性のみ配置の職場がある」とするものは「営業」「研究・開発」などで多いが、その理由は、「外部との折衝が多い」「深夜には及ばないが時間外労働が多い」「技能や資格を持つ女性がいらない」などとなっている(付表55)。

第1-15図 職務別いずれの職場にも男女とも配置している企業割合

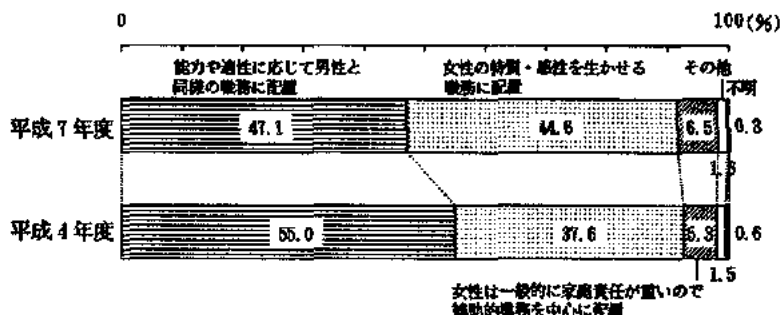


資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

女性の配置の基本的な考えをみると、「能力や適性に応じて男性と同様の職務に配置」(47.1%)と「女性の特質・感性を生かせる職務に配置」(44.6%)が約半数ずつを占めており、4年と比べ、前者の割合が減少し、後者の割合が増加している(第1-16図)。

また、配置転換については、転居を伴うものや海外への配置転換についても「男女とも対象」とする企業割合の増加が顕著である(付表56)。

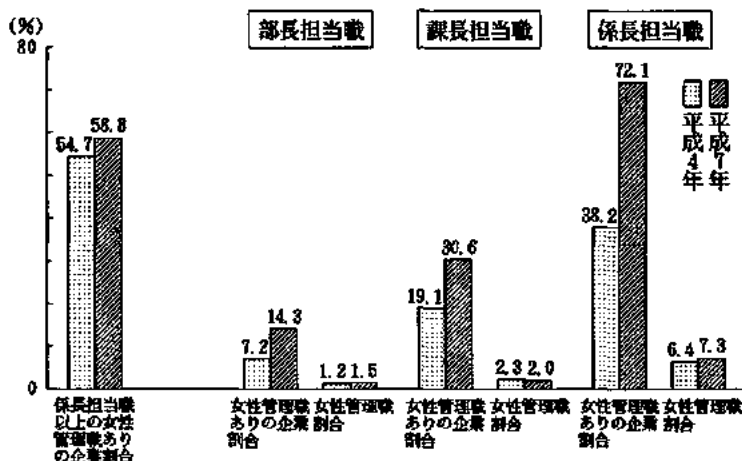
第1-16図 女性の配置の基本的考え方



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

係長以上の女性の管理職のいる企業の割合は58.8%で、4年と比較して4.1%ポイント増加した。役職別に管理職全体に占める女性割合をみると、部長相当職で1.5%、課長相当職で2.0%、係長相当職で7.3%となっている(第1-17図)。

第1-17図 役職別女性管理職の状況



注) 女性管理職ありの企業割合 = $\frac{\text{当該役職の女性管理職ありの企業数}}{\text{当該役職ありの企業数}} \times 100$
 女性管理職割合 = $\frac{\text{当該女性管理職者数}}{\text{当該管理職者総数}} \times 100$

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

ハ 教育訓練は男女とも対象が最も多い

新入社員研修、管理職研修及び業務の遂行に必要な能力を付与する研修について、「いずれの教育訓練も男女とも対象で実施」した企業割合は、当該訓練を実施した企業のうちそれぞれ85.4%、63.8%、77.4%であり、高い割合を占めるものの、管理職研修及び業務の遂行に必要な能力を付与する研修では「男性のみ対象の教育訓練あり」とするものがそれぞれ34.3%、15.7%あった（付表57）。その理由をみると、「対象となる女性がいなかった又は女性の希望者がいない」とするものが圧倒的に多い。

ニ 福利厚生面では住宅の貸与に男女差がみられる

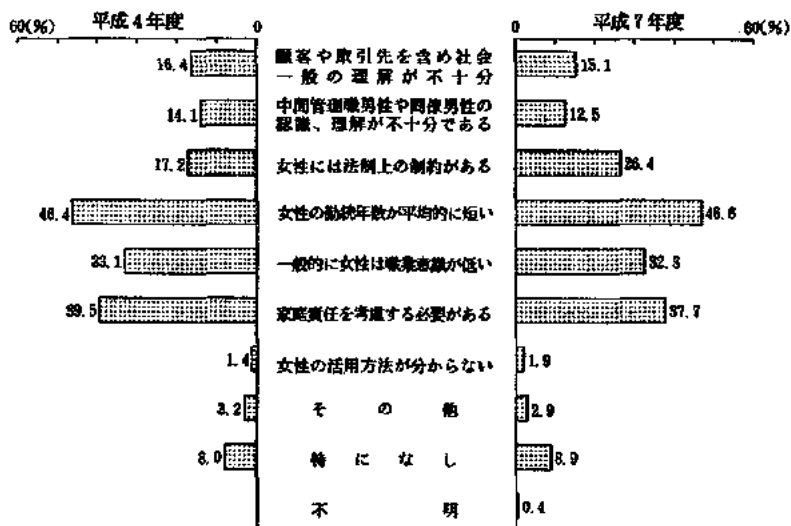
「資金の貸付」、「定期的な金銭の給付」、「資産形成のための金銭の給付」、「住宅の貸与」の4項目について、制度のある企業のほとんどが「男女と

も」対象としているが、「住宅の貸与」については「男性のみ対象」とする企業が12.2%であった（付表58）。

ホ 7割の企業が女性の活用に意欲的

女性の活用に当たっての問題点をみると、「女性の勤続年数が平均的に短い」（46.6%）、「家庭責任を考慮する必要がある」（37.7%）、「一般的に女性は職業意識が低い」（32.3%）等が多くなっている。4年の調査と比較すると、「女性には法制上の制約がある」が17.2%から26.4%へ9.2%ポイント増加しているのが顕著である。

第1-18図 女性の活用に当たっての問題点（M. A.）



資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

女性の能力活用のための取組について、「女性の能力を有効に活用するための一層の取組が必要」とする企業は66.4%であった。そのための企業の取組としては、「能力向上のための女性の訓練機会を拡充する」(60.9%)、「女性がいらないか又は少ない職務に意欲と能力のある女性を積極的に採用する」(54.7%)、「女性がいらないか又は少ない職務に意欲と能力のある女性の積極的な配置・昇進を行う」(50.4%)、「女性の活用状況や活用にあたっての問題点の調査・分析を行う」(47.7%)、「中間管理職や同僚男性に対し女性活用についての啓発を行う」(43.6%)、「女性活用のための方針を策定する」(41.2%)等が必要であると考えられている。

また、これらの取組のうち、「意欲と能力のある女性の積極的な採用」は53.6%の企業で、「意欲と能力のある女性の積極的な配置・昇進」は48.1%、「能力向上のための女性の訓練機会の拡充」は46.7%の企業においてすでに実施されている。

6 家内労働の動向

(1) 家内労働者の就業状況

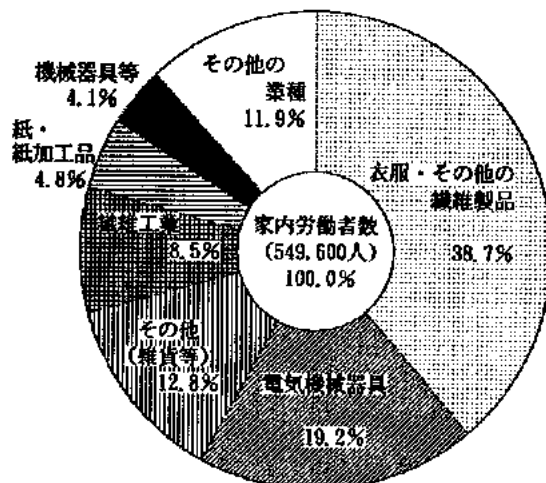
イ 家内労働者数は減少

労働省「家内労働概況調査」によると、平成7年10月現在の家内労働者数(家内労働者とは、物品の製造、加工等若しくは販売又はこれらの請負を業とする者から、主として労働の対価を得るために、原材料等の提供を受けて物品の製造又は加工等に従事する者であって、同居の親族以外の者を使用しないことを常態とする者である。)は54万9,600人で、前年に比べ7万7,000人(12.3%)減少している。このうち女性は51万3,100人、男性は3万6,400人である。類型別にみると、家庭の主婦や高齢者等が家計の補助等のために従事する「内職的家内労働者」が51万2,900人(家内労働者総数に占める割合93.3%)、世帯主が本業として従事する「専門的家内労働者」が3万1,800人(同5.8%)、農業や漁業の従事者などが本業の合間に従事する「副業的家内労働者」が4,800人(同0.9%)となっており、女性の内職的家内労働者が

大多数を占めている。

家内労働者数の把握を始めた昭和45年からの推移をみると、45年から48年まではほぼ横ばいで180万人台であったが、その後減少を続けている。

第1-19図 業種別女性家内労働者の割合



資料出所：労働省「家内労働概況調査」（平成7年）

ロ 業種別には繊維関係が多い

「家内労働概況調査」により女性の家内労働者の従事する業種をみると、最も多いのは「衣服・その他の繊維製品」が20万5,000人、「電気機械器具」が10万1,600人、「その他（雑貨等）」が6万5,700人、「繊維工業」が3万8,300人となっており、これら4業種で女性全体の8割を占めている。

ハ 年齢は40～60歳の層が中心

労働省「家内労働実態調査」（家内労働者調査、平成6年）により、家内労働者の年齢をみると、女性は40～50歳未満層が31.3%と最も多く、次いで50～60歳未満層が23.3%となっている。男性は50歳以上が約7割を占めており、女性の方が比較的若い層の割合が高い。また、平均年齢は女性が49.9歳、男

性が59.0歳であった。

家内労働者の家内労働に従事してきた年数は、女性が「10年以上」が41.5%、「3～6年未満」が22.4%となっており、男性は「10年以上」が74.8%を占めている。平均経験年数は女性は9.9年、男性は21.7年である。

(2) 家内労働者の労働条件

イ 平均就業日数は19.4日

「家内労働実態調査」によると、家内労働者の平成6年9月における平均就業日数は、女性は19.4日、男性が21.9日となっている。また、1人当たり1日平均就業時間は、女性が5.6時間、男性が8.5時間であった。

就業日数及び就業時間ともに男性の方が長くなっているが、これは男性の方が専業的家内労働者の割合が高いことによると考えられる。

ロ 工賃は相場により決定

平成6年9月における家内労働者1人当たりの平均工賃月収額（必要経費及び補助者の工賃は除く。）は、女性は4万5,455円であり、男性は17万2,095円であった。この1カ月の平均工賃額を1時間当たりに換算してみると、女性は452円、男性は865円であり、女性は男性の約5割となっている。

一方、これら工賃の決定に関し委託者が重視している事項を、「家内労働実態調査」（委託者調査、平成7年）でみると、最も多いのは「工賃相場」が62.7%、次いで「納入価格や利益」が27.2%、「最低工賃」が14.3%となっている。また、現在の工賃を改定した時期をみると「1年未満前」が43.6%と最も多くなっている一方で、「3年以上前」とするものも20.0%あった。

ハ 家内労働手帳の普及は8割

平成7年の「家内労働実態調査」によると、委託者が家内労働者に仕事を委託する場合、「家内労働手帳」によるものが80.5%と最も多いが、次いで「ノート類」が15.4%、「口約束」も4.1%となっている。

Ⅱ パートタイム労働者等非正規雇用の実態と今後の課題

はじめに

サービス経済化、業務のＯＡ化等を背景に、近年パートタイム労働者は著しく増加するとともに、勤続年数が伸び、基幹的、恒常的な労働力として就業する者も現れる等、パートタイム労働者が我が国経済社会に果たす役割はますます重要になっている。

これらパートタイム労働者の適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善等を図ることを目的とし、平成５年６月に「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。）が制定され、本年は施行３年目を迎えている。

平成７年の「労働力調査」では昭和３５年以降おおむね増加を続けてきた週間就業時間３５時間未満の短時間雇用者数（非農林業）の減少をみたが、経済のサービス化の一層の進展及び女性の職場進出が進む中で、中長期的にみると、今後もパートタイム労働者の増加傾向は続くものと考えられる。

また、パートタイム労働の他にもアルバイト、派遣労働、臨時・日雇、傭託、契約社員等非正規雇用の多様化が進んでいる。こうした非正規の雇用形態は、労働力の供給側からみると、家事・育児等家庭生活との両立を図る等自分の都合に合わせ易いこと、正社員に比べ就職が容易であること等の利点があり、他方、需要側からみると、専門的業務への即戦力としての活用や繁閑を伴う業務への柔軟な対応が可能であることなどの利点がある。このため、パートタイム労働者等非正規雇用が雇用全体に占める比重が、今後、ますます高まるであろうと思われる。

しかし、非正規雇用は雇用が必ずしも安定していないこと、労働条件が必ずしも十分確保されていないことなど問題のあるケースもあり、これら非正規雇用が労使双方にとって望ましい雇用形態として確立することが今後の重要な課題となろう。

ここでは、非正規の雇用形態のうち、特に女性の占める割合の高い「パー

トタイム労働者」、「派遣労働者」、及び企業における女性雇用の動きとして注目される「契約社員」を取り上げ、パートタイム労働者を中心に非正規雇用の女性の就業実態の特徴を明らかにしつつ、今後の非正規雇用の雇用管理のあり方について探ることとする。

1 非正規雇用者の現状

(1) 非正規雇用者の増加

イ 女性の非正規雇用者は10年間で約6割の増加

総務庁統計局「労働力調査特別調査」によると、非正規雇用者（勤め先での呼び方による「正規の職員・従業員」以外の者）は平成8年2月には1,043万人（女性770万人、男性274万人）となり、役員を除く雇用者全体の2割を占めている。特に、役員を除く雇用者中に占める非正規雇用者の割合は女性では39.8%、男性では9.4%で、女性に非正規という就業形態で働く者が多くなっている。

また、同調査で、昭和61年から平成8年にかけての10年間の女性雇用者の増加率をみると、女性雇用者総数の増加率は28.8%であり、うち正規の職員・従業員の増加率が14.4%であるのに対し、非正規雇用者は59.4%と極めて高く、実数においても非正規（287万人増）が正規（147万人増）の増加数を大きく上回っている。また、男性雇用者の増加率をみると、男性雇用者総数の増加率は13.9%、正規の職員・従業員の増加率は11.4%であるのに対し、非正規雇用者の増加率は45.0%で、実数では正規の職員・従業員の増加数（270万人）に比べ、非正規雇用者の増加数（85万人）は少ないものの、非正規雇用者の増加率は正規の職員・従業員の約4倍である（付表71）。

このように、男女共に非正規雇用者の増加率は、正規雇用者の伸び率を大きく上回っており、特に、女性はこの10年間の雇用者数の増加のうち3分の2が非正規雇用の増加によることがわかる。

ロ 各就業形態別にはより多様化が進む

次に、労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により

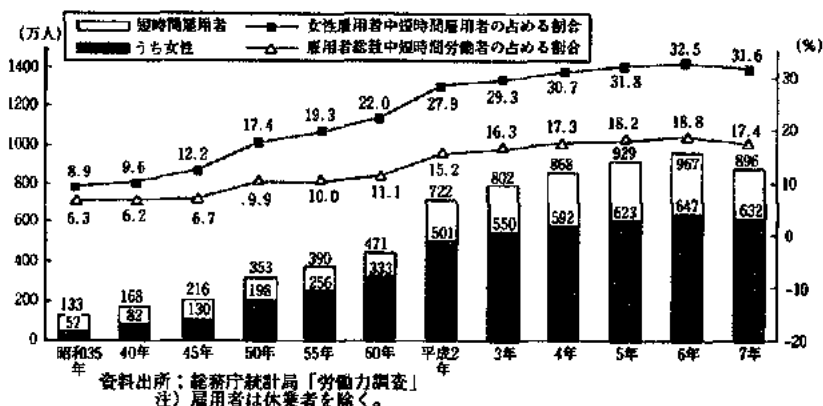
非正規雇用者中に占めるパートタイマー、派遣労働者及び契約社員の3形態についてそれぞれの割合をみると、女性労働者の場合、男性労働者に比べて、パートタイマーの占める割合が74.0%と突出して多いものの、62年との比較においては減少しており、契約社員等の就業形態の割合が高まってきている。一方、男性もパートタイマーの占める割合が最も多いものの、33.8%にとどまっており、女性に比べ、契約社員の割合が高くなっている（付表72）。

ハ パートタイム労働者は10年間で倍増

「労働力調査」によると、平成7年の週間就業時間35時間未満の短時間雇用者は896万人となり、前年比71万人の減少（7.3%減）となったものの、昭和30年以降おおむね増加傾向にある。雇用者全体では増加しているため、休業者を除く非農林業雇用者中に占める短時間雇用者の割合は17.4%と前年に比べ1.4%ポイント低下している。女性の短時間雇用者は632万人で前年に比べ15万人の減少となったが、短時間雇用者全体の減少幅よりは小さくなっている。

短時間雇用者数を、10年前と比較してみると、昭和60年（471万人）より425万人（90.2%増）と大幅に増加しており、このうち女性は299万人増加（89.8%増）している（第2-1図、付表73）。

第2-1図 短時間雇用者数の推移—非農林業—



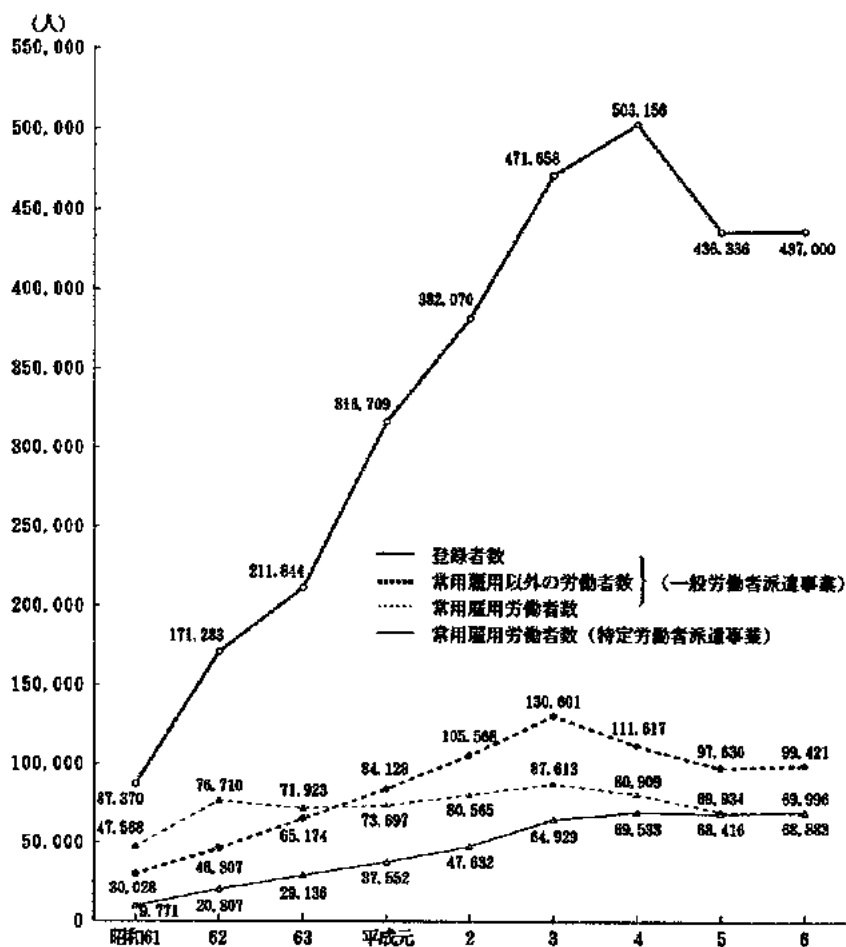
一方、「労働力調査特別調査」でみると勤め先の呼称による「パート」の数は平成8年2月には594万人（女性562万人、男性32万人）であり、前年に比べ42万人の増加となった（付表72）。

二 急速に増加を続けた派遣労働者数

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）」が昭和61年に施行されたが、これに基づく派遣元事業所からの報告を労働省で取りまとめた結果をみると、平成6年度の派遣会社への登録者は437,000人であり、前年に比べ0.2%増と微増に止まった（第2－2図）。

法施行以来の登録者数の動きをみると、平成4年度までは一貫して増加していたが、平成5年度には初めて前年度比13.3%の減少に転じている。

第2-2図 労働者派遣された派遣労働者数等



資料出所：労働省「労働者派遣事業事業報告集計結果」

(注) 常用雇用以外の労働者数は常用換算(常用雇用以外の労働者の年間総労働時間数の合計を常用雇用労働者の1人当たりの年間総労働時間数で割ったもの。)としている。

(パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員とは)

パートタイム労働者、派遣労働者、契約社員について、その数、就業実態をみるに当たり、各種の調査を引用したが、各調査において、用いられている名称、定義はまちまちであるため、各調査における定義を整理する。

(1) パートタイム労働者

パートタイム労働法においては、1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者を短時間労働者と定義している。

・総務庁「労働力調査」－短時間雇用者

非農林業の週間就業時間35時間未満の雇用者。

・総務庁「労働力調査特別調査」－パート

勤め先における呼称による。

・労働省「賃金構造基本統計調査」－パートタイム労働者

同 「就業形態の多様化に関する総合実態調査」－パートタイマー
正社員より1日の所定労働時間が短いか1週の所定労働日数が少ない者。雇用期間の定めの有無は問わない。

・労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

正社員以外の労働者を「パート等労働者」とし、これを所定労働時間の長さにより「パート」と「その他」に分けている。

パート：正社員以外の労働者で名称にかかわらず1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者

その他：正社員以外の労働者で1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者

(2) 派遣労働者

「労働者派遣法」に基づく派遣元事業所から労働者派遣された労働者をいう。

・登録型派遣……派遣労働を希望する労働者を登録し、その登録された労働者の中から労働者派遣を行う

・常用型派遣……常時雇用されている者の中から労働者派遣を行う

(3) 契約社員

・労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

「専門的職種に従事させることを目的に、契約・登録に基づき雇用している者」を契約・登録社員と定義している。

・産労総合研究所「'96年女子パートと雇用形態多様化の実態」

企業により契約社員の定義が異なる状況を調査しており、以下の結果となっている。従って同調査の結果には、下記の雇用形態の者を含んでいる。

- ・専門的知識を持つ社員で、勤務時間・賃金などの労働条件を個別に契約している者……………54.8%
- ・準社員で勤務状況をみて正社員にすることもある者……………35.5%
- ・パートタイマーの名称……………9.7%

(2) 非正規雇用の増加の背景

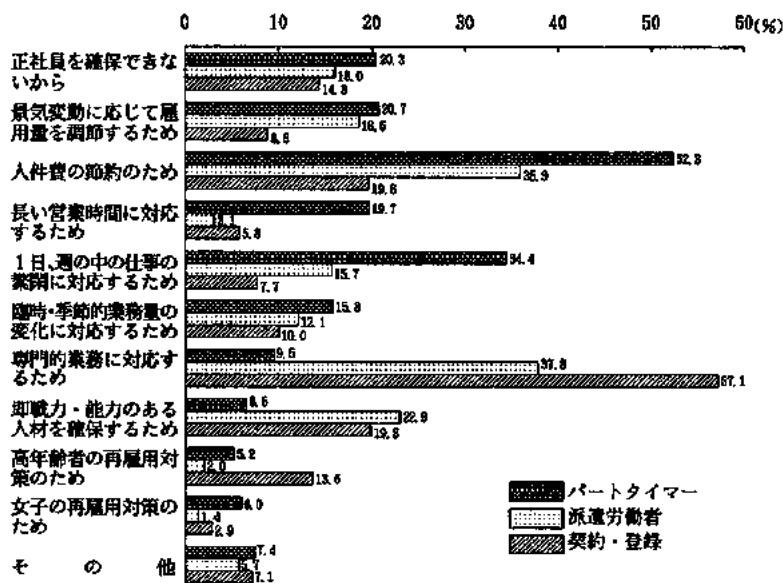
イ 非正規雇用導入の理由は「人件費節約のため」

近年のパートタイム労働者を始めとする非正規雇用者の増加は、サービス経済化、情報化の進展等を背景に、多様化する顧客のニーズに合わせた繁閑の変動への対応、急速な技術革新に対応した専門的能力の導入といった企業側のニーズ、企業のコスト削減志向等に起因すると思われるが、特に、バブル崩壊後の長期的な低成長の中、人件費のコストダウンを図るため、雇用のあり方を見直す動きの一環としての需要が増大していることが一つの要因である。

「平成6年就業形態の多様化に関する実態調査」によると、非正規雇用を導入する理由は「人件費の節約のため」が最も多く、46.1%と約半数の事業

所がその理由として挙げている。次いで、「1日、週の中の仕事の繁閑に対応するため」が29.1%、「景気変動に応じて雇用量を調節するため」が21.5%と業務量の変動に応じて雇用調整を行い易くすることを目的とする理由が多い。一方で「専門的業務に対応するため」(22.5%)、「正社員が確保できないから」(21.5%)を理由に挙げる事業所も多くなっている(第2-3図)。

第2-3図 非正社員を雇用する理由(M.A.)



資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

ロ バブル期は「人手不足」、現在は「コスト削減のため」

非正規雇用に対する需要側の要因は、経済情勢によってどう変化するのであろうか。

労働省「労働経済動向調査」により、昭和63年から平成7年にかけての企業の労働者の過不足状況判断を製造業、サービス業、卸売・小売業、飲食店についてみると労働者の不足感は、いわゆるバブル期を含んだ平成3年前半

まで急上昇し、その後の景気後退期で平成5年後半に底を打つまで急激に下落を続ける。平成5年10月以降は、景気回復期に入り現在に至るが、ゆるやかな回復であるため、企業の労働者の不足感は低いレベルで推移している（第2－4図）。

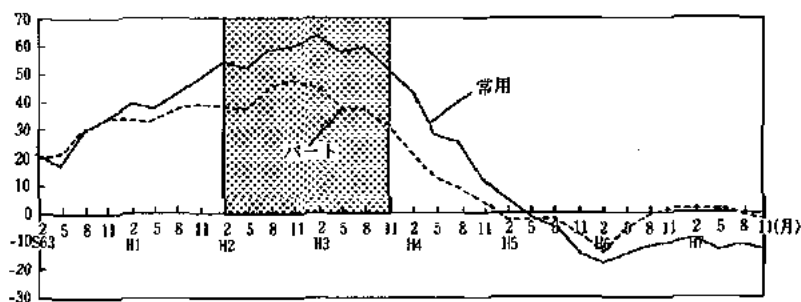
企業は、景気拡大期においては、正規雇用者獲得の困難性に起因する人手不足を理由とした、正規雇用の代替としての非正規雇用の需要が高かったと推測でき、その後の景気後退期に両者への需要は急激に減少し、現在、景気回復テンポが緩やかであることや、企業の人件費負担感が高いこと等を背景に、コストの高い正規雇用をまだ企業が敬遠し、非正規の需要が増加している状態であると思われる。

ハ 家庭責任と職業との両立のための非正規雇用

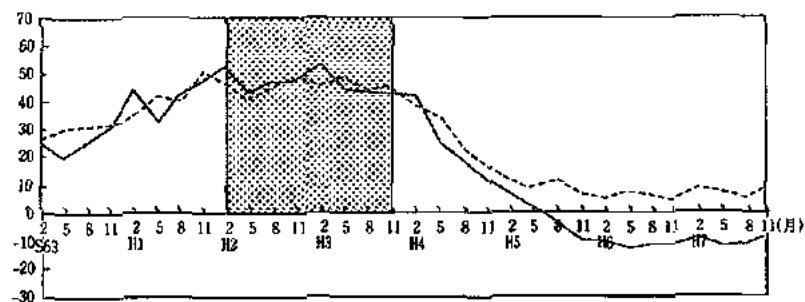
「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、現在の就業形態についての理由は、女性の場合、非正社員全体では「家計の補助・学費等を得るため」が48.0%、「自分の都合のよい時間に働けるから」が44.1%と突出して多く、家事の傍ら家計の補助を得るために働いている家庭の主婦層を中心とする女性が多い。就業形態別には、特にパートタイム労働者で上記の志向が顕著であるが、「専門的な資格・技能を活かせるから」も契約社員で22.5%、派遣社員で15.2%と比較的多くなっている（第2－5図）。

第2-4図 労働者の過不足状況判断の推移

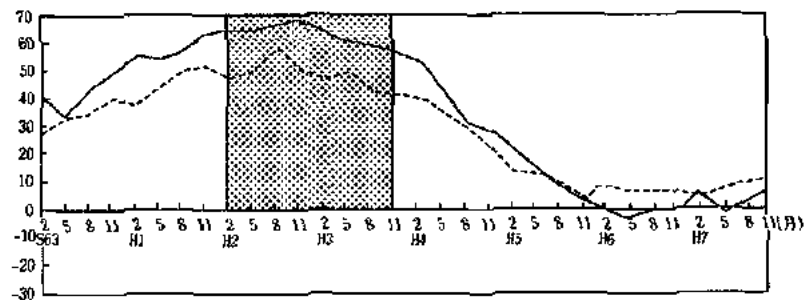
製 造 業



卸売・小売業、飲食店



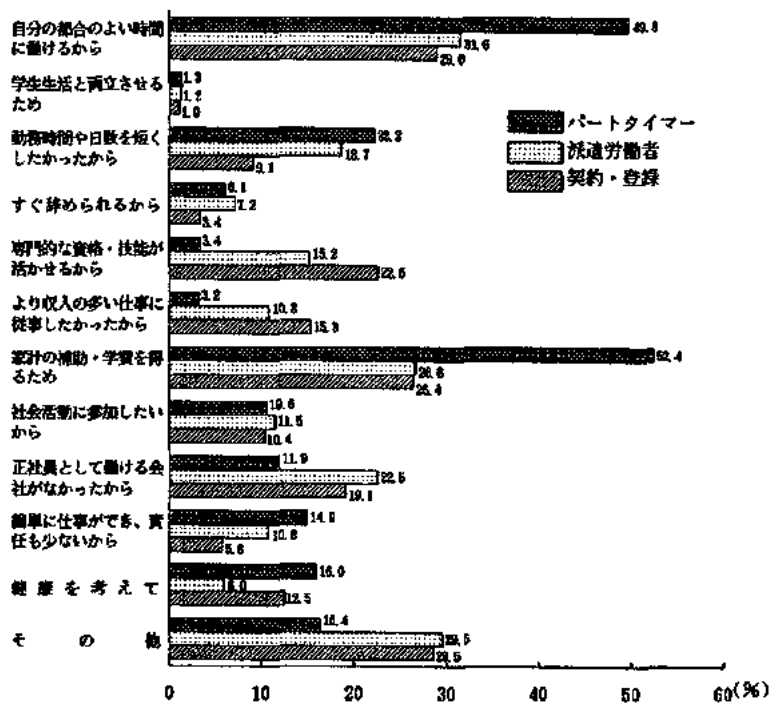
サービス業



資料出所：労働省「労働経済動向調査」

注) 不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

第2-5図 女性の非正社員の現在の就業形態に就いた理由

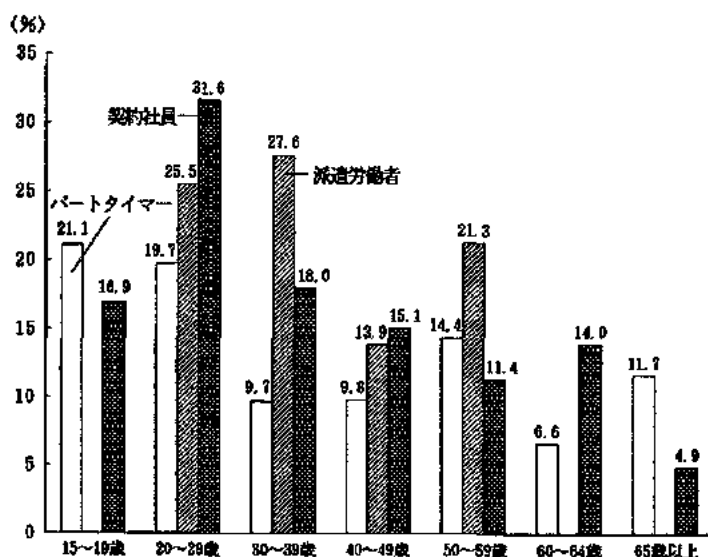


資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

一方、「正社員として働ける会社がなかったから」とするものが派遣労働者で22.5%、契約社員で19.1%と比較的多く見られる。年齢階級別に見ると特に20歳台の契約社員や30歳台の派遣労働者に多く、これらの層に正規雇用を望みながら、厳しい雇用情勢の中でやむを得ず非正規雇用を選択している者が少なくないことがわかる（第2-6図）。

第2-6図 現在の就業形態に就いた理由（女性労働者）

「正社員として働ける会社がなかったため」



資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

前述のとおり、女性の非正規雇用者が現在の就業形態に就いた理由として「家計の補助・学費等を得るため」が最も多いが、総務庁「就業構造基本調査」（平成4年）により夫の収入と妻の就業状態をみると、夫の収入が100～399万円層で妻の有業率及び仕事の主である率が高く、夫の収入が多くなるほど低くなる。就業形態をみると300～499万円層では正規雇用者割合が高く、500～999万円層ではパート割合が高い（付表74）。夫の年収が低い層では、妻は「生活維持」の目的で「仕事を主」とし正規雇用で働くが、夫の年収が高くなるほど「家計の補助」を目的に収入より時間重視のパートという形態を選択するようになると思われる。

(3) 非正規雇用者の属性

イ 女性の非正規雇用者は中高年再就職層

平均寿命の伸長、高学歴化、少子化等に伴い、働く女性が増加するとともに、女性と就業の関わり方も、妊娠、出産等を経て子育て期にも継続して働く女性、育児期に一度退職し、子育てに一段落した後に再就職する女性など様々であるが、女性はどうのように正規・非正規の就業形態を選択しているのだろうか。

「労働力調査特別調査」により雇用者の年齢階級別構成をみると、正規の職員・従業員では、女性の場合25～34歳層の者が27.6%と最も割合が高く、15～24歳層と合わせると約半数を占めているが、35～44歳層になると18.3%で大幅に減少する。男性の場合は25～34歳層がピークで、それ以降は年齢とともに割合が減っていく。一方、非正規雇用者では、女性は45～54歳層が30.4%と最も多く、35～54歳層で過半数を占めており、ちょうど正規の職員・従業員の減少と反比例している。男性は15～24歳層と55～64歳層の両端が多くなっている（付表75）。

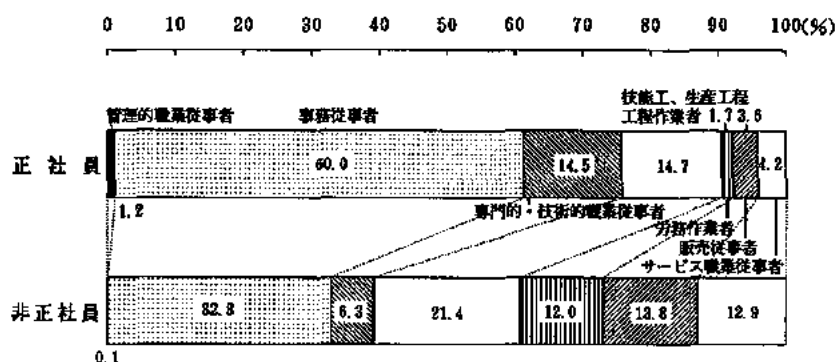
非正規雇用者として働く者は男性の場合、若年者、高齢者の割合が高く、学生のアルバイトや定年後の就業形態として選択されているのに対し、女性の場合は、40歳台の割合が高いことから、結婚、出産等で退職した者が再就職の際の就業形態として選択していることがわかる。男女の非正規雇用者の年齢別の労働者割合の特徴は、女性の場合は、家庭の主婦層の職場進出が、男性の場合は高齢化が大きく影響しているためと思われる。

同調査によると、女性の正規の職員・従業員の有配偶率は46.3%であるのに対し、非正規雇用者の有配偶率は71.0%と両者の差が大きい。結婚・出産後退職した者が非正規雇用という就業形態を選択して再就職していることがここでも窺える。

さらに女性について、「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により主たる家計の維持者であるかどうかをみると、正社員が23.5%、非正社員が16.2%で正社員の方が主たる家計を担う者の割合が高い（付表76）。

同調査で女性の正社員の割合を職種別にみると、事務従事者が60.0%と圧倒的に多く、技能工・生産工程作業者(14.7%)、専門的・技術的職業従事者(14.5%)と続く。これに対し、女性の非正社員の場合、事務従事者は32.3%に過ぎず、技能工・生産工程作業者の割合が21.4%と割合が高く、また、販売従事者(13.8%)、サービス職業従事者(13.0%)の占める割合も高く、正規と非正規に大きな違いがみられる(第2-7図)。女性が学校卒業後、事務従事者として就職し、子育て後の再就職時には、非正規雇用という形態で、技能工・生産工程者やサービス職業従事者として再就職するパターンが多いことが窺える。

第2-7図 職種別女性雇用者の割合



資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

「労働力調査特別調査」(平成8年2月)により学歴の特徴をみると、女性では、正規の職員・従業員の場合、中学卒13.1%、高校卒48.3%、高専・短大卒が27.0%、大学大学院卒10.5%であるが、非正規雇用者についてみると大学大学院卒は4.7%と低く、高専・短大卒(15.1%)と合わせても2割弱しかいない。

ロ 女性パートタイム労働者は有偶者が8割弱

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により、パートタイ

マーの年齢構成をみると、女性は40～49歳層が41.4%を占める。男性は20～29歳層が27.9%と割合が高く、30歳以降は各層とも10%台で年齢に伴い増加する傾向にあり、男女で年齢構成の特徴が異なっている。

職種については、事務従事者27.2%、技能工・生産工程作業者24.3%、販売従事者15.5%、サービス職業従事者14.2%の占める割合が多い。

配偶関係については、女性パートタイマーの有配偶率は、77.7%と極めて高い（付表76）。

さらに女性パートタイマーの学歴の特徴をみると、中学卒（18.3%）、高校卒（67.6%）だけで全体の9割近くを占めている。大学大学院卒（2.5%）と高学歴女性は他形態に比べて少なくなっている（付表77）。

ハ 女性の派遣労働者は大半が事務従事者

派遣労働者は、登録型と常用型とでかなりその属性が異なる。登録型は労働者が派遣元事業主に登録しておき、派遣先会社からの需要に応じてその派遣元事業主から派遣される労働者で、事務用機器の操作、ファイリング等の業務（以下「事務的業務」という。）で働く者が多く、賃金も時間給が圧倒的に多い。常用型は、派遣元事業主に常用雇用されて他会社に派遣される労働者で、ソフトウェア開発、機械設計等の業務（以下「技術的業務」という。）で働く者が多く、賃金形態も月給制を適用されている者も多い。

「労働者派遣事業実態調査」で登録スタッフ（登録型派遣労働者）と登録スタッフ以外（常用型派遣労働者等）の男女比率をみると、登録スタッフでは女性が83.8%を占め、登録スタッフ以外では46.5%と少なく、女性は登録型に多い（付表78）。

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、派遣労働者の年齢構成は、男性も女性も20歳台から30歳台にピークがある。

職種別にみると、女性派遣労働者では、事務従事者の占める割合が85.8%とその大部分を占める（付表77）。

「労働者派遣事業実態調査」で具体的な業務内容をみると、女性の場合は、事務用機器の操作39.7%、ファイリング14.3%、財務処理11.3%等事務的業

務に従事している者が多く、男性がソフトウェア開発49.2%、機械設計21.1%等技術的業務に集中していることと対照的である。

また、「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により、女性の派遣労働者の有配偶率をみると、49.5%と正規雇用者の有配偶率と余り変わらない（付表76）。

さらに女性派遣労働者について、主たる家計の維持者であるかどうかをみると、19.2%でパートタイマーより若干多い程度である（付表77）。

二 契約社員は専門的職業に従事する高学歴者が比較的多い

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、契約社員についても男女で年齢構成の特徴が異なる。女性の契約社員は、20～29歳層が26.6%、40～49歳層が32.5%と高い割合を占め、我が国の女性雇用者の構成比と同じような傾向がみられる。それに対し、男性の場合は、年齢が高くなるにつれて割合が高くなり、50歳台以上の層で約6割を占めている。

同調査で職種をみると、契約社員については、事務従事者が42.3%と最も多いが、他の2形態に比べて、専門的・技術的職業従事者の占める割合が23.5%と高い。

さらに同調査で契約社員の有配偶率をみると、54.2%となっている。

また、女性契約社員について、主たる家計の維持者である者の割合は26.8%と他の2形態の非正規雇用者より多い。

女性の契約社員の学歴構成については、大学大学院卒が11.8%とその占める割合が高く、非正規雇用者の中で契約社員については高学歴の者が就いていることがわかる（付表77）。

ホ 女性は学校卒業時に正規雇用、再就職時に非正規雇用を選ぶ

各就業形態で働く女性の特徴をまとめてみると、近年、長期勤続者も増えているものの、正規雇用は若年未婚女性が多く、パートタイム労働者は家庭と両立しつつ家計の補助のために働く中高年既婚女性が多い。派遣労働者も若年未婚女性が多く、契約社員は高学歴かつ専門職志向の若年未婚女性と中高年女性に2分化している（第2-1表）。

第2-1表 各就業形態別女性労働者の特性

	正規雇用者	非正規雇用者	パートタイム労働者	派遣労働者	契約社員
多い年齢層	①25～34歳層 27.6% ②15～24歳層 21.6%	①45～54歳層 30.4% ②35～44歳層 24.8%	①40～49歳層 41.4% ②50～59歳層 22.5%	①20～29歳層 40.0% ②30～39歳層 27.7%	①40～49歳層 32.5% ②20～29歳層 26.6%
有配偶率	46.3%	71.0%	77.7%	49.5%	54.2%
主たる家計の維持者	23.5%	16.2%	14.1%	19.2%	28.8%
多い職種	①事務従事者 60.0% ②技能工・生産 工種作業者 14.7% ③専門的・技術 的職業従事者 14.5%	①事務従事者 32.3% ②技能工・生産 工種作業者 21.4% ③販売従事者 13.8% ④サービス職業 従事者 12.9%	①事務従事者 27.2% ②技能工・生産 工種作業者 24.3% ③販売従事者 15.5% ④サービス職業 従事者 14.2%	①事務従事者 85.8% ②専門的・技術 的職業従事者 10.2% ③サービス職業 従事者 3.2%	①事務従事者 42.3% ②専門的・技術 的職業従事者 23.5% ③販売従事者 11.9% ④サービス職業 従事者 10.6%
学歴構成	高専・短大率 27.0% 大学大学院率 10.5%	高専・短大率 15.1% 大学大学院率 4.7%	高専・短大率 11.6% 大学大学院率 2.5%	高専・短大率 34.1% 大学大学院率 8.7%	高専・短大率 28.3% 大学大学院率 11.8%

資料出所：労働省「平成8年就業形態の多様化に関する総合民間調査」

総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成8年2月）（正規雇用者・非正規雇用者の年齢、有配偶率、学歴部分）

女性のライフサイクルと就業の関わりをみてみると、妊娠、出産による退職をせずに勤務を継続する女性も増えているが、新規学卒時から、結婚、出産による退職までを正規雇用者として就業し、子育てが一段落した後の再就職時にパートタイム労働や契約社員という非正規の就業形態に就く女性が多いことが窺える。また、若年層に派遣労働や契約社員という非正規雇用で就業する者が少なくないが、これは雇用形態より職種や専門能力の発揮にこだわり、あえて正規雇用を選択しない新しい労働観を持つ若年層がいる一方で、正規雇用を望みながら非正規雇用を選択せざるを得なかった者も少なくないのではないだろうか。

(4) 非正規雇用者の労働条件

イ 短い女性非正規雇用者の労働時間

「平成6年就業形態の多様化に関する実態調査」によると、週当たりの平均労働時間は、正社員48.4時間、パートタイマー30.9時間、派遣労働者37.8時間、契約・登録社員38.8時間であり、いずれの就業形態についても女性の方が労働時間が短くなっている。

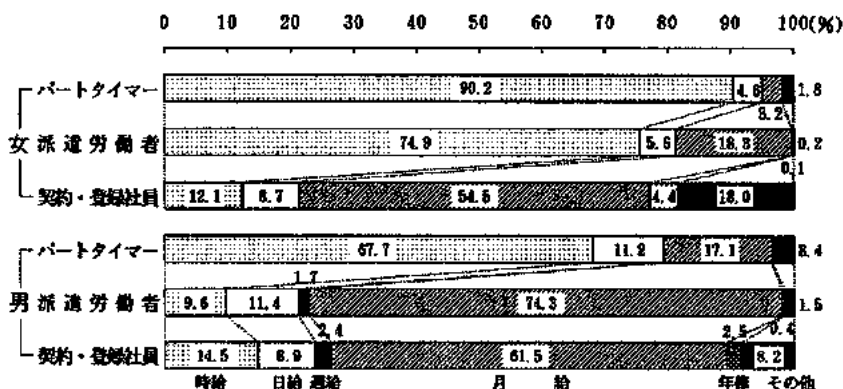
パートタイマーは時間選好が強いことから最も労働時間が短くなっているが、週平均労働時間が40時間以上の者も女性で19.1%、男性で40.8%を占めている。派遣労働者は、男性が45.1時間であるのに対し、女性は34.3時間と労働時間の差が大きくなっているが、これは男性は常用型、女性は登録型の派遣が多いことが影響しているためと思われる。契約・登録社員は他の非正規に比べると平均労働時間は長く、40時間以上の者が男性で66.1%、女性で46.3%を占める。

また、週当たりの平均勤務日数は、各就業形態別にはあまり差が見られず、就業形態を問わず勤務日数は週5日の者が最も多く、女性派遣労働者を除いた各形態で週6日が次に多くなっている（付表79）。

ロ パートでは時間給、契約は月給の割合が高い

「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」で賃金形態をみると、女

第2-8図 非正規雇用者の賃金形態



資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」

性派遣労働者及びパートタイマーについては時間給受給者の割合が最も多く、男性の派遣労働者、契約社員については月給受給者が多くなっている。また、契約社員は少数ではあるが年俸制をとる者がいるのが特徴的である（第2-8図）。

(5) 非正規雇用者の意識

イ パートタイム労働者は生活重視

非正規雇用者は生活を重視し現在の就業形態を選択している者が多く、労働条件等に対する満足度はさほど低くないが、一部に不満を持ち、正社員への転換等を希望するものがみられる。

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により、各就業形態の生活重視度（「生活重視」及び「どちらかといえば生活重視」と考える者の割合から「仕事重視」「どちらかといえば仕事重視」と考える者の割合を減じた数値）をみると、男女とも正社員より非正社員の生活重視度が高くなっている。また、男女別には各就業形態とも女性の生活重視度が高く、平均で女性28.6ポイント、男性2.5ポイントと大きな差を生じている。就業形

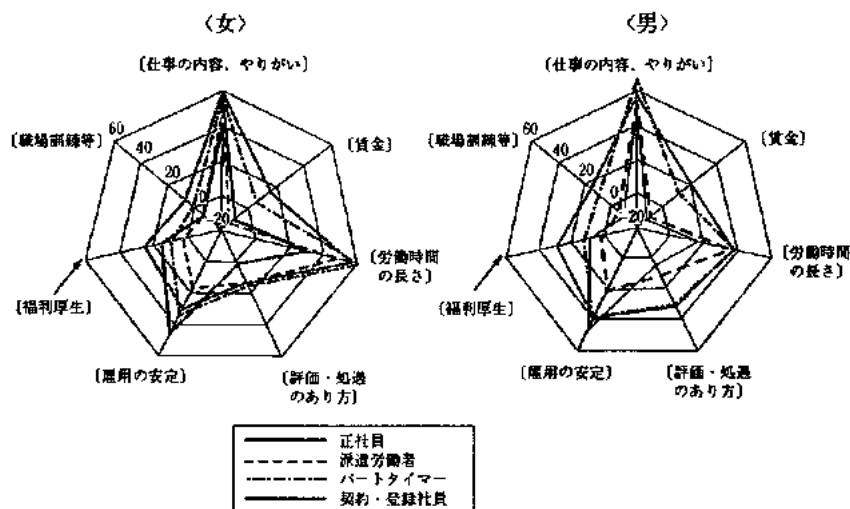
態別にはパートタイマー（女性50.4ポイント、男性23.3ポイント）、派遣労働者（女性48.4ポイント、男性14.2ポイント）で生活重視度が高く、契約社員は比較的低くなっている（付表80）。

ロ それぞれの労働条件に対する満足度

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により、現在の就業状態、労働条件等に対する満足度をみると、「仕事の内容、やりがい」については、正規・非正規ともに満足度が高い。就業形態別には契約社員で最も高くなっている。「賃金」については、契約社員が比較的高いことを除いては全体的に満足度が低い。「労働時間の長さ」では、正社員の満足度が低く、非正規雇用者で高くなっている。「評価・処遇のあり方」については、正社員で満足度が低くなっている。

正社員が高い満足度を示す「雇用の安定性」については、特に派遣労働者

第2-9図 職場環境の項目による満足度D.I.



資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

注) 「満足」・「まあ満足」と答えた者の割合から「不満」・「やや不満」と答えた者の割合を引いた値である。

で満足度が低い。「福利厚生」についても、派遣労働者の満足度が低いのが目立つ。「職業訓練」については、就業形態を問わず比較的低い水準にあり、特に正社員及び派遣労働者に不満を持つ者が多い（第2～9図）。

満足度の低い賃金について、21世紀職業財団の行った「短時間労働者の就業意識等実態調査」で、どのような不満があるのかをみると、「賞与がない、または少ない」が43.8%、「自分の仕事内容からみて少なすぎる」39.5%、「正社員に比べて少なすぎる」35.4%、「退職金がない」32.4%などが多い。また、同調査で勤務時間別に賃金を決めるに当たり何を考慮してほしいかをみると、「勤続年数を考慮する」35.1%、「仕事の内容や難しさ、忙しさを考慮する」31.5%が多く、「今のままでよい」とする者は勤務時間が短い者ほど多くなる。勤務時間の短い者ほど、賃金より時間志向の高い者が多くなることがわかる（付表81）。

ハ 現在の就業形態の継続希望は約8割

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、現在の就業形態について継続を希望する者の割合は高く、正社員の場合、男性93.1%、女性89.6%が継続を希望している。非正規雇用者も男性は77.9%、女性は82.6%が継続を希望しており大勢を占めるものの、正社員よりは少ない。

他の就業形態に変更を希望する者は、特に派遣労働者及び女性契約社員に多く、それらの8～9割が正社員を希望している。正社員を希望する者の中にやむを得ず「派遣」、「契約」という雇用形態を選択している者も少なくないことがわかる（付表82）。

就業形態の変更希望が多い派遣労働者については、現在の労働環境に満足していない者も比較的多く、「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）をみると、女性の場合「今後も派遣スタッフを続けたい」は49.2%と半数に満たず、「できるだけ早い時期に正社員として働きたい」が16.8%、「家庭の条件が整えば正社員として働きたい」が11.8%と正社員への転換希望が多くみられる（付表83）。

また、21世紀職業財団「短時間労働者の就業意識等実態調査」（平成6

第2-2表 短時間労働者の正社員希望の有無及びその理由

(%)

計	正社員希望有り								正社員希望なし	不明
	身分が安定するから	給料が高いから	責任のある仕事をしたいから	自分の能力を生かせるから	専門的な仕事をしたいから	その他	不明			
100.0	32.2 (100.0)	(63.7)	(57.7)	(25.1)	(17.4)	(9.5)	(3.9)	(0.7)	65.5	2.3

資料出所：財団法人21世紀職業財団「短時間労働者の就業意識等実態調査」（平成6年）

年）によると、短時間雇用者のうち「正社員になりたい」とする者は32.2%であり、その理由としては、「身分が安定するから」（63.7%）、「給料が高いから」（57.7%）とする割合が高くなっている（第2-2表）。

なお、「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」で女性の正社員のうち他の就業形態への変更を希望する者の内訳をみると、パートタイマーへの変更（58.1%）を望んでいる者が多くなっている。女性の正社員は労働時間に不満を持つものが多く、時間短縮の意向がみられる（付表82）。

2 非正規雇用に関する企業の動向

(1) 非正規雇用をめぐる企業の現状

イ 非正規雇用を導入する意向の企業は約65%

低成長の続く経済情勢の中で、企業は今後非正規雇用者を導入することに意欲的である。

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、事業所における就業形態別の雇用者構成は、正社員のみが35.0%、正社員と非正社員の混合が62.8%、非正社員のみで構成されている事業所は2.2%と何らかの形で非正規を雇用している事業所が約3分の2を占める。

また、今後の雇用者の構成については、「正社員のみで構成していきたい」事業所が34.8%、「正社員と非正社員で構成していきたい」事業所が62.8%、「非正社員のみで構成していきたい」事業所が2.4%と現在の正規・非正規

社員の構成別割合にほぼ一致する。

産業別にみると、何らかの形で非正社員を雇用していきたい事業所（正社員と非正社員で構成していきたい事業所と非正社員のみで構成していきたい事業所を合わせたもの）は、卸売・小売業、飲食店が70.5%と最も多く、次いで、サービス業68.4%、金融・保険業64.6%、製造業64.4%の順にその占める割合が大きい（付表84）。「労働力調査」（平成7年）で女性の雇用者数に占める産業別雇用者割合の高い産業をみてみると、サービス業33.5%、卸売・小売業、飲食店27.3%、製造業22.3%であり、非正規雇用の需要の多い業種に女性が多く働いていることがわかる（付表11）。

（2）非正規雇用の活用に関する企業の意識

イ 専門性と低コスト性の両面を求める企業

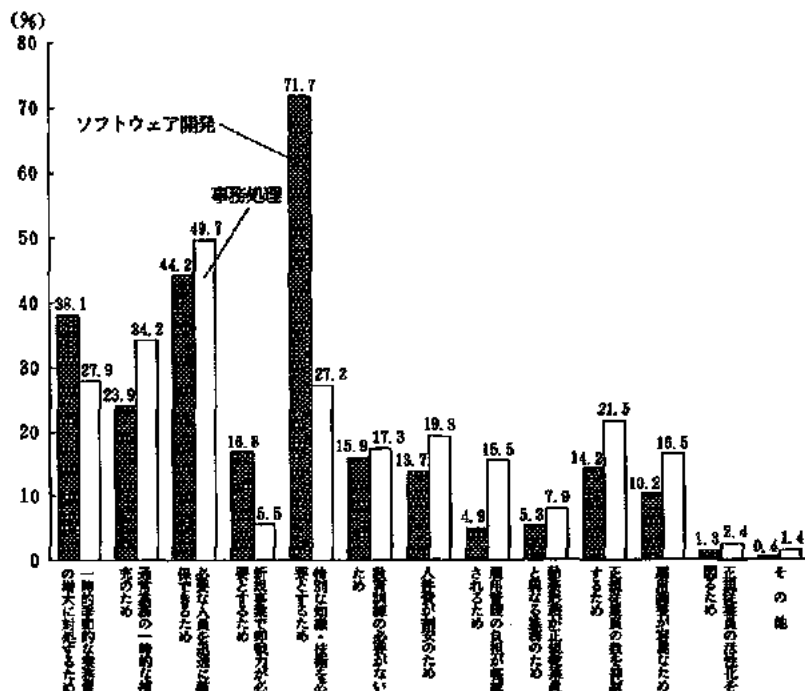
「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、それぞれの雇用形態を導入している理由として、パートタイマーでは、「人件費の節約のため」が52.3%と突出して多く、次に「1日、週の中の仕事の繁忙に対応するため」（34.4%）を挙げている事業所が多い。契約・登録社員では「専門的業務に対応するため」が57.1%と圧倒的に多く、「即戦力・能力ある人材を確保するため」が19.8%、「人件費の節約のため」19.6%と続く（第2－3図）。

このように、契約社員は、専門的能力、即戦力を期待して導入していることが窺われる一方、パートタイム労働者に対しては、低コストかつ弾力的な労働力という面を求めていることがわかる。

派遣労働者では「専門的業務に対応するため」（37.8%）、「人件費の節約のため」（35.9%）のいずれを理由として挙げる事業所の割合も高い。派遣労働者については、専門性と人件費の節約の両方を期待しているようであるが、その点について、「労働者派遣事業実態調査」で、もう少し詳しく見てみよう。派遣労働者の中で常用型が占める割合が多い「ソフトウェア開発」と登録型で女性の多い「事務処理」（事務用機器操作、ファイリング等）につい

て、企業の受入理由をみると、ソフトウェア開発では、「特別な知識・技術が必要とするため」が71.7%と最も多くなっている。事務処理については、「必要な人員を迅速に確保できるため」が49.7%と最も多いが、「通常業務の一時的な補充のため」34.2%、「一時的季節的な業務量の増大に対処するため」27.9%と、業務の繁忙に伴う臨時的な労働力として位置づけている企業も少なくないことがわかる（第2-10図）。

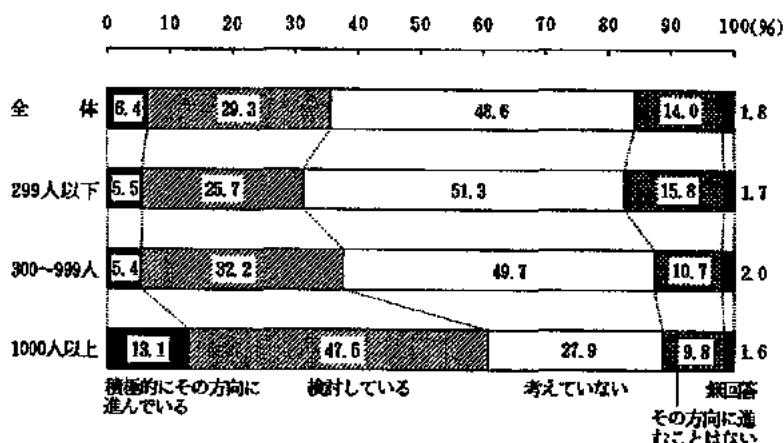
第2-10図 派遣労働者の受入理由（M.A.）



資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）

このように、企業は専門的知識や技術を要する業務には必要な知識や技術を有する契約社員や派遣労働者を人員の迅速な確保や業務量の変動への対応には派遣労働者やパートタイム労働者を、人件費の削減のためには特にパートタイム労働者を活用していこうとする企業の意向が窺える。

第2-11図 補助的業務・一般職の置き換え意向

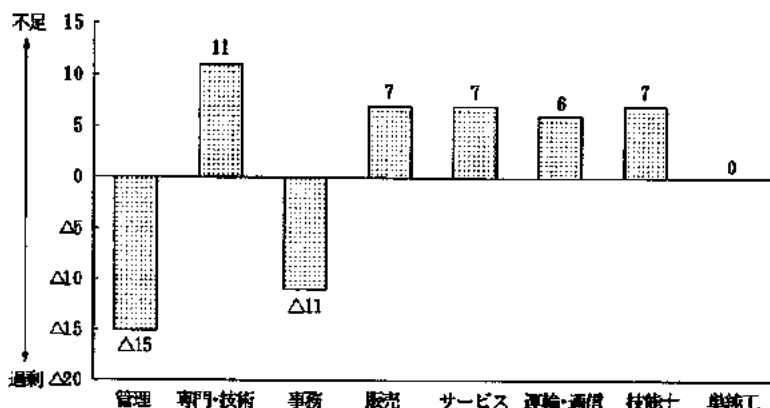


資料出所：リクルートリサーチ「企業の労働力多様化に関する調査」（平成8年）

なお、民間のリクルートリサーチが平成8年2月から3月にかけて行った「企業の労働力多様化に関する調査」によると、従来正規雇用者の業務であった補助的業務や一般職（定型的業務従事者）の業務への外部委託（いわゆるアウトソーシング）の利用について「積極的にその方向に進んでいる」、「検討している」として外部労働力に置き換えていく意向の企業の割合が、企業全体では3割、企業規模1000人以上の企業では6割にも達する（第2-11図）。また、「労働経済動向調査」により平成8年8月現在の職種別の労働者の過不足状況をみると、労働者過不足判断D・Iは、「専門・技術」「販売」「サービス」等で不足を示しているのに対し、「管理」及び「事務」につ

いては過剰を示している（第2-12図）。一般職の事務職は、女性の就業率が高い職種であり、今後正規雇用を望む新規学卒女性に及ぶ影響が大きいことが懸念される。

第2-12図 職種別労働者の過不足判断（平成8年8月）



資料出所：労働省「労働経済動向調査」

注）不足と回答した事業所の割合から過剰と回答した事業所の割合を差し引いた値である。

(3) 非正規雇用をめぐる今後の動向

イ 非正規雇用者は今後も増加

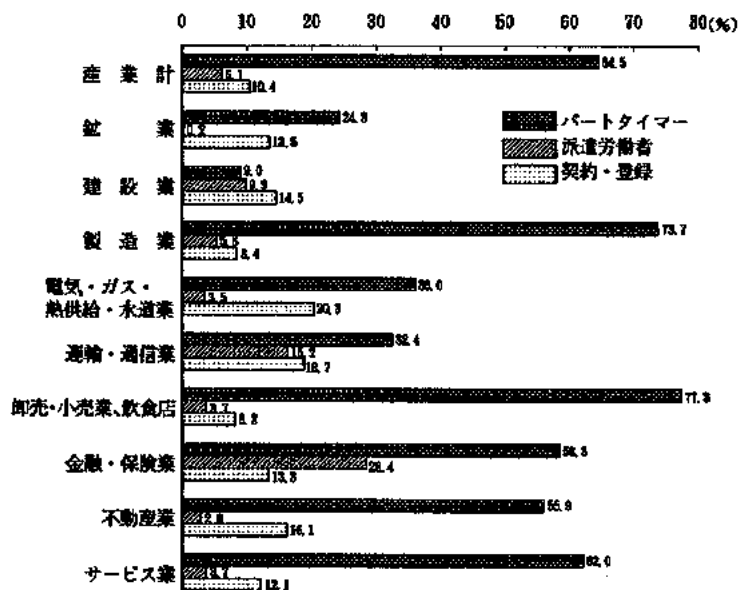
企業の雇用に対する考え方を見ると、今後は正規雇用を基本にしつつも、非正規雇用を活用していこうとする意向がみられる。

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、今後、比率が高まると思われる就業形態は、パートタイマー64.5%、派遣労働者6.1%、契約・登録社員10.4%であり、パートタイム労働者が増加するとする事業所が多い。

産業別にみても、製造業、卸売・小売業、飲食店では、パートタイム

一の比率が高まると考えている事業所割合が高く、それぞれ73.7%、77.3%となっている。派遣労働者の比率が高まると考える事業所は、金融・保険業が28.4%と高い。契約社員の比率が高まると考える事業所は、電気・ガス・熱供給・水道業で20.3%、運輸・通信業で18.7%と高い（第2-13図）。

第2-13図 今後比率が高まると思われる就業形態

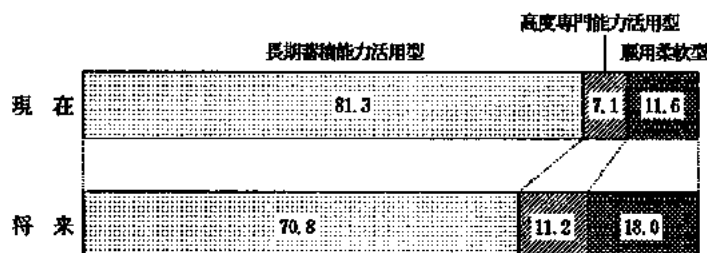


資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

なお、日本経営者団体連盟では、平成7年5月「新時代の『日本の経営』—挑戦すべき方向とその具体策—」というレポートを発表したが、その中で、今後の雇用のあり方を「長期蓄積能力活用型」（正規雇用）、「高度専門能力活用型」（専門職的有期契約社員）、「雇用柔軟型」（パートタイム労働者、派遣労働者）の3グループに分けている。

このレポートを基に行われた調査によると、企業における現在の3形態の構成比率は、長期蓄積能力活用型は81.3%、高度専門能力活用型7.1%、雇用柔軟型11.6%であるが、将来（3～5年程度）の構成比の各企業の予想を平均すると、長期蓄積能力活用型が70.8%に減り、高度専門能力活用型が11.2%に、雇用柔軟型が18.0%に増えるとしている（第2～14図）。

第2～14図 雇用グループの構成比率（全産業計）



資料出所：日本経営者団体連盟「新時代の『日本的経営』に関するフォローアップ調査」（平成8年）

また、これからの雇用形態のあり方については、長期蓄積能力活用型について減少すると答えた企業が64.6%もあり、一方で、高度専門能力活用型、雇用柔軟型について増加するとした企業がそれぞれ72.8%、70.6%もあった。

これを女性比率の高い製造業、卸売・小売業、飲食店及びサービス業についてみると、長期蓄積能力活用型について「減少する」と答えた企業はサービス業では76.9%と4分の3以上を占め、製造業では68.3%、卸売・小売業、飲食店は産業計より低いものの57.5%といずれも高率を示している。また、高度専門能力活用型及び雇用柔軟型について「増加」と答えた企業は3産業いずれも6～7割と高い割合を占める（付表85）。

3 非正規雇用の雇用管理等

(1) 労働条件の明示

イ 小規模企業ほど少ない書面による明示

非正規雇用者は労働時間、勤務日数、業務内容等も非正規雇用者間或いは正規雇用者との間でそれぞれ異なり、多様である。パートタイム労働者については、パートタイム労働法において文書による労働条件等の明示に努めるよう規定され、派遣労働者については、労働者派遣法において労働者派遣契約の締結に際して業務内容等の就業条件を定めるとともに、派遣元事業主は労働者派遣をするときはあらかじめ就業条件を明示するよう規定している。

しかし、実際の明示状況は就業形態によってかなり差があり、労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）で一般の労働者より所定労働時間の短いパートタイム労働者についてみると、「主に雇い入れ通知書等書面を交付している」事業所が24.6%、「主に就業規則を交付し労働契約を締結している」事業所が14.4%と、何らかの形で書面により労働条件を明示している事業所は4割程度である（付表111）。

派遣労働者に対しては、平成6年の「労働者派遣事業実態調査」によると、派遣期間、就業の開始・終了時刻、休日労働、時間外労働などの項目について、書面で明示とする企業の割合が80%～90%台となっており、明示する率が高い（付表86）。

また企業規模別の状況を、正規従業員が300人未満の企業に対して働く日本職業協会が行った「中小企業における非正規従業員の雇用管理に関する調査」（平成7年）でみると、正規従業員数100人以上規模では「雇入通知書を渡す」（66.7%）「就業規則を渡す」（53.3%）等労働条件を書面で明示する企業が多くなっているが、50人未満の規模では書面により明示する比率が下がり、「口頭で説明する」企業の割合が多くなる。また、産業別にみると卸売・小売業で口頭で説明するとする企業の比率が高いことがわかる（付表87）。

なお、派遣労働者の就業条件について派遣前に知らされた内容との差異を「労働者派遣事業実態調査」でみると、賃金、派遣期間、休日労働、時間外

労働等についていずれも9割以上が「同じだった」としているが、業務の内容については「少し違っていた」「違っていた」とするものが合わせて25.3%となっており、雇用契約と実際の就業条件との間の齟齬が生じないようにすることが必要である（付表88）。

（2）就業規則

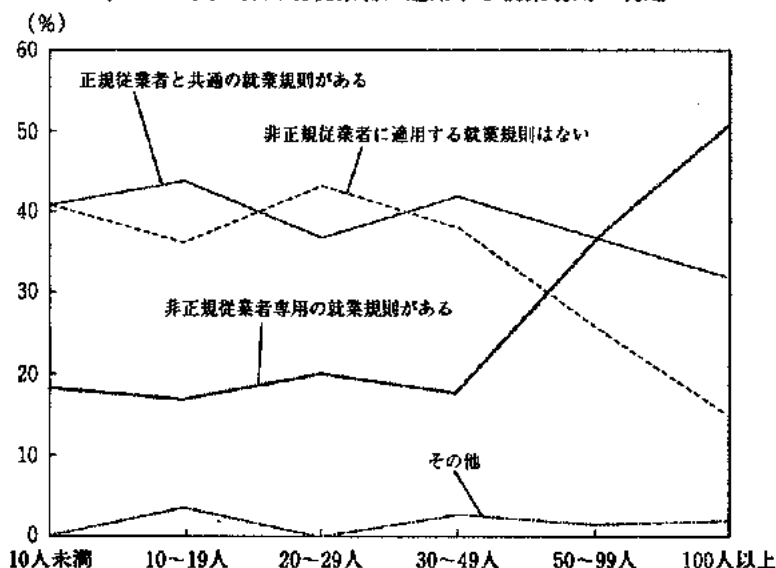
イ 3分の1の企業で就業規則が未整備

労働基準法においては、正規、非正規を問わず、常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成しなければならないことと定められているが、非正規雇用者に適用される就業規則の整備は、パートタイム労働法の制定後改善されつつあるものの、まだ、不十分な状況にある。

「中小企業における非正規従業員の雇用管理に関する調査」（平成7年）により、就業規則の作成状況をみると、非正規従業員に適用する就業規則はないとするところが34.3%である。正規従業員と共通の就業規則を設けているところが39.6%と最も多く、非正規従業員の就業規則を別に定めている企業は24.3%となっている。

企業規模（従業員数10人未満を除く）でみると、非正規従業員に適用する就業規則が全くない企業は100人以上規模で14.9%であるのに対し、従業員数10～19人が36.1%、20～29人が43.3%と小規模企業では高い割合を示している。非正規従業員専用の就業規則がある企業の割合は、企業規模が小さくなる程低い（第2～15図）。

第2-15図 非正規従業者に適用する就業規則の制定



資料出所：(財)日本職業協会「中小企業における非正規従業者の雇用管理に関する調査」(平成7年)

(3) 雇用契約期間

イ パートタイム労働者は雇用期間の定めのない者が6割

契約社員については、高度な専門知識、技術を有し、所定労働時間についても正規雇用者と余り差がなく、正規雇用と比べて契約期間の定めのある率が高いことが特徴となっている。派遣労働者については、労働者派遣法において、派遣期間の制限が義務づけられていることから、派遣期間を定めている率は高い。パートタイム労働者については、正規雇用との違いが、その所定労働時間の長短にあり、雇用契約期間の定め有りとする割合は他の2形態に比べ低くなっている。

まず、雇用契約期間の定めの有無をみると、パートタイム労働者については前述の「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)では雇用契約期間

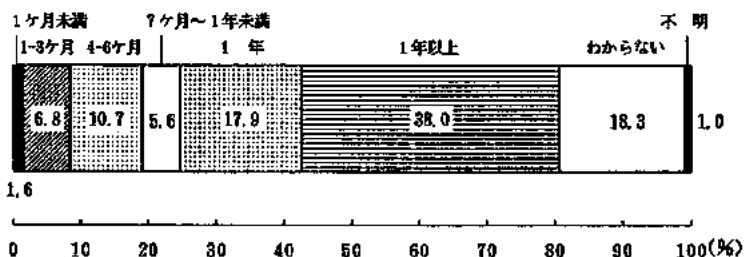
の定めのないものが63.2%と多かった（付表109）。それに対し、契約社員については、産労総合研究所の「'96女子パートと雇用形態多様化の実態」によると、「雇用契約期間の定めなし」とする企業の割合は1.6%と極めて少ない（付表89）。

ロ 契約社員の4分の3は1年契約

雇用契約期間の単位について「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」でみると、パートタイマーでは月単位が25.6%と最も多く、次いで年単位が18.2%と多い。派遣労働者では、月単位が37.3%と最も多く、契約社員については、年単位が56.8%と半数以上を占める（付表90）。

契約期間の長さをパートタイム労働者について「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）でみると、「11～12ヶ月」が50.5%と最も多く、次いで「4～6ヶ月」が22.4%と多い（付表112）。産労総合研究所の「'96女子パートと雇用形態多様化の実態」によると、契約社員は「1年契約」が最も多く、74.2%である（付表89）。一方、「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）によると、派遣期間は「1年以上」が38.0%、「1年」が17.9%で1年以上の者が5割を超えている（第2-16図）。

第2-16図 現在の派遣事業所の派遣期間



資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）

(4) 労働時間・賃金制度

イ 非正規雇用者の所定労働時間

「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」により、週所定労働時間の定め方を就業形態別にみると、一律に定めている事業所の割合は、正社員82.3%、派遣労働者62.9%、契約・登録社員54.3%、パートタイマー37.9%である。平均週所定労働時間は、正社員41.4時間、契約・登録社員38.8時間、派遣労働者38.3時間、パートタイマー30.8時間でパートタイマーの所定労働時間が最も短い（付表91）。

ロ 退職金制度の適用は1割以下

賃金の支払形態をみると、パートタイム労働者については、「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）によると、時間給を適用している事業所が85.8%を占め、圧倒的に多い（付表97）。

派遣労働者について「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）をみると、登録型派遣労働者については、時間給で支払う事業所が80.4%と大半を占める（付表92）。

契約社員について、「'96女子パートと雇用形態多様化の実態」により賃金支払形態をみると、月給制を適用する事業所が51.6%と約半数を占め、次いで年俸制の事業所が21.0%と多い（付表89）。

また、支給している諸手当の種類については、パートタイム労働者の場合、「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）でみると、「賞与」を支払っている事業所は56.4%あるが、「退職金」についてはわずか9.0%である（付表94）。登録型の派遣労働者について、「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）でみると、「賞与・一時金」を支払っている事業所は約3割である。退職手当についても5.3%と退職金を支払っている派遣事業所は極めて少ない（付表92）。

(5) 社会保険・福利厚生

イ 社会保険の適用の状況

パートタイム労働者について、「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)でみると、健康保険・厚生年金を適用している事業所は35.8%と平成2年(23.8%)より改善された。(付表115)。

派遣労働者について、「労働者派遣事業実態調査」によると、登録スタッフの加入率は、それぞれ「雇用保険」64.9%、「健康保険」63.6%、「厚生年金」59.3%である。また登録スタッフ以外の加入率は、それぞれ「雇用保険」89.2%、「健康保険」83.8%「厚生年金」82.1%である(付表94)。

ロ 福利厚生は女性の方が適用率が高い

「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」により各種福利厚生制度の適用状況をみると、社内健康診断では男性のパートタイマーを除きいずれも実施率が6割を超えている。「企業内福祉施設利用」、「財産形成制度」等の項目では、パートタイマー及び契約・登録社員については、女性が男性より適用率が高くなっている(付表93)。

パートタイム労働者に対する福利厚生制度の適用状況については、「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)をみると、「慶弔見舞金」(58.2%)が最も多く、次に「社員旅行」(53.0%)、「社内レクリエーション施設・行事への参加」(52.0%)と職場での人間関係を円滑にすることを目的とするものが多く、「定期健康診断」(47.4%)等が続いている(付表116)。

(6) 教育訓練

非正規雇用者の就業意識は多様である。あくまでも生活を重視し、正規雇用者のように時間的拘束が強くない就業形態で、都合のよい時間に家計の補助程度の収入を得ることを目的に働く者もあれば、自分の持つ専門的知識、技術を活かしたい、やりがいのある仕事をしたい等キャリア志向の高い者もいる。

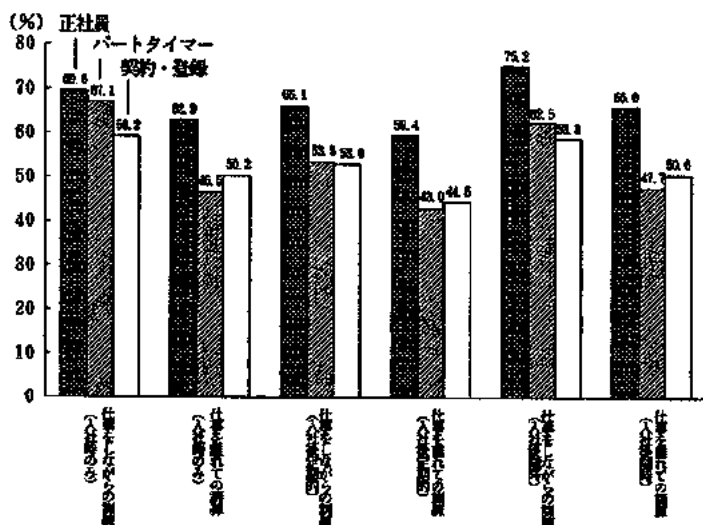
一方、非正規雇用、特にパートタイム労働者と登録型の派遣労働者に占め

る女性労働者の割合は高い。前述の「非正規雇用者の属性」で述べたように、女性の場合、結婚、出産等で一旦仕事を辞め、再び就職している者が多く職業能力の回復が必要な者も多い。また、自己の専門性や技術を活かしたいとする派遣労働者の中には、より高度で専門的な知識や技術を習得したいと希望する者も多い。

労働者自身もより安定した労働者としての身分を得るため、企業としてもより生産性の高い労働力を得るために、労働者の資質の向上に努めることが重要である。

「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」により、事業所での教育訓練の実施方法についてみると、「仕事をはなれての訓練」「仕事をしながらの訓練」については、正社員に対してはそれぞれ6～7割の事業所が実施しているのに対し、非正規雇用者に対する実施率は5割程度にとどまっている（第2-17図）。

第2-17図 教育訓練の実施時期・方法・対象者



資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」

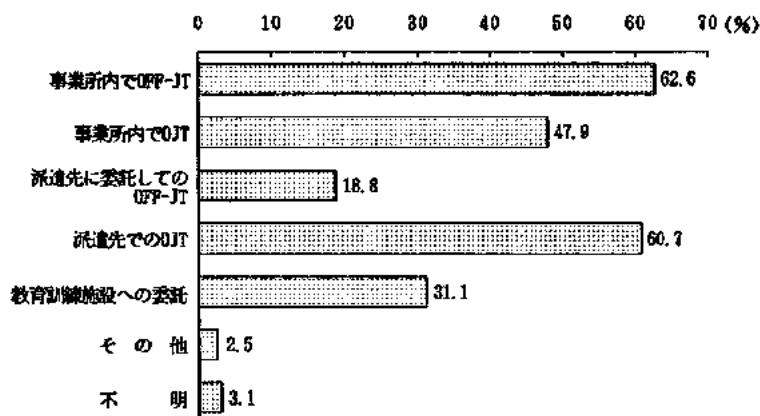
パートタイム労働者に対する教育訓練の実施状況を「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）でみると、「入社時導入教育」39.2%、「接客教育」32.2%、「OJT」24.6%等が実施されているが、いずれも正社員に比べ実施されている割合は少なくなっている（第2-26図）。

「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）により派遣労働者について、各一般労働者派遣事業の派遣元事業所が実施している教育訓練の方法をみると、「事業所内Off-JT」が62.6%と最も多く、次いで「派遣先でのOJT」（60.7%）、「事業所内OJT」（47.9%）が多い（第2-18図）。また、教育訓練対象者については、「登録者・派遣労働者全員」が41.8%を占めている（第2-19図）。

④ 一般労働者派遣事業とは、特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業（登録型の労働者の派遣を含む事業）をいう。

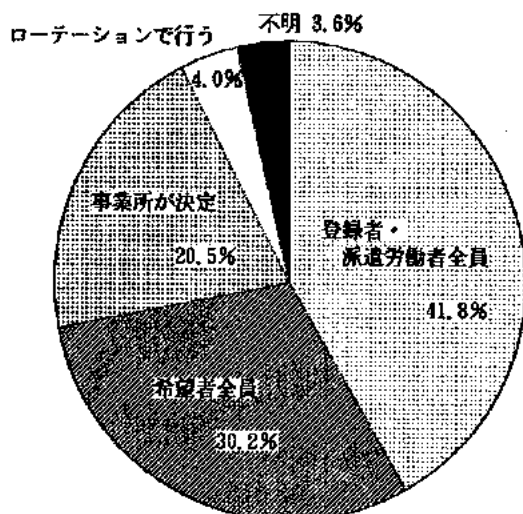
特定労働者派遣事業とは、その事業の派遣労働者が常用労働者のみである労働者派遣事業をいう。

第2-18図 派遣労働者に対する教育訓練の方法（一般労働者派遣事業）



資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）

第2-19図 教育訓練対象者選抜方法（一般労働者派遣事業）



資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）

以上のように非正規雇用者に対する教育訓練はあまり積極的に行われておらず、今後増加が見込まれる非正規雇用者を有効に活用していくためにも、それぞれの就業形態に応じた能力開発を積極的に行っていくことが重要になっている。

（7）就業形態転換制度

1の「非正規雇用者の意識」の項で、他の就業形態に変わりたいとする非正規雇用者のほとんどが正社員の転換を希望していることをみてきたが、現在のところ、非正規雇用者の正規雇用への転換の機会が多いとはいえない。

「平成7年パートタイム労働者総合実態調査」によると、パートタイム労働者を雇用している事業所のうちパートタイム労働者の正社員への転換制度を設けている事業所は46.1%であり、「'96女子パートと雇用形態多様化の実態」によると、契約社員の正社員への登用制度が「ある」とする企業は32.3

%であった（付表117、付表89）。

今後、非正規雇用が一つの望まれる就業形態として有効に機能する上で、本人のライフスタイル、能力、希望等に応じた就業形態転換のニーズが高まると思われる。その中には非正規から正規という流れだけでなく、例えば継続雇用を前提とした育児期の一時的な就業形態の転換等を含め、正規と非正規相互の転換ができるような制度も望まれる。

4 パートタイム労働者の現状

前項でも述べたとおり、女性非正規雇用者の中でパートタイム労働者は72.8%を占め（「労働力調査特別調査」平成8年2月）、女性非正規雇用者の主流になっている。そこで、この項では、パートタイム労働者の実態を賃金、労働時間等について平成7年の「パートタイム労働者総合実態調査」と平成2年の同調査との比較を中心として、パートタイム労働者の就業実態について検討するとともに、正社員と労働時間がほぼ同じであるが、正社員と異なる取扱いがされている、いわゆるフルタイムパートについてもあわせて検討する。

なお、平成7年の調査では「正社員以外の労働者で名称に関らず、1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者」を「パート」と定義しており、平成2年の調査では「事業所においていわゆるパートタイム労働者の取扱をしている労働者のうち、1日の所定労働時間が一般の正社員より短い労働者又は1週間の所定労働時間が正社員より短い労働者（出稼、季節労働者を除く）」を「Aパート」と定義している。また、いわゆるフルタイムパートについては、平成7年の調査では「正社員以外の労働者で、1週間の所定労働時間が正社員と同じか長い労働者」と、平成2年の調査では「正社員以外の労働者で、所定労働時間が正社員とほぼ同じ労働者（出稼、季節労働者を除く）」と定義している。

この項で平成7年と平成2年の調査結果を比較する場合には、パートタイム労働者については、平成7年は「パート」、平成2年は「Aパート」の結果

を、いわゆるフルタイムパートについては平成7年は「その他」、平成2年は「Bパート」の結果を用いることとするが、上述のとおり、それぞれの定義に若干の相違があるので前回との比較の際には注意を要する。

(1) 労働条件

イ 一般労働者との賃金格差は拡大傾向

パートタイム労働者の賃金は、毎年上昇しているが、一般労働者の賃金との格差は、増大する傾向を示している。

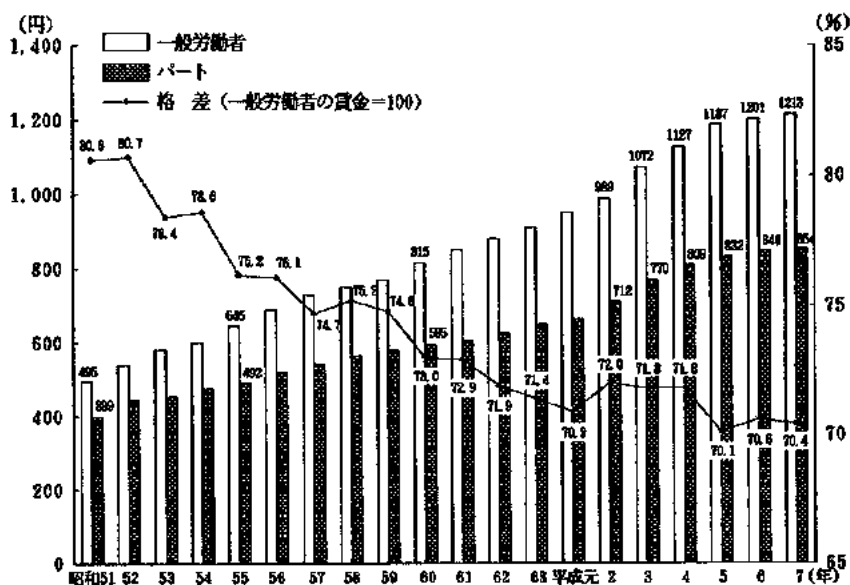
「賃金構造基本統計調査」によると、平成7年6月の女性パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額は854円で、前年に比べ6円増加した。年齢階級別に見ると25～29歳層が923円で最も高く、18～19歳層が786円で最も低い。25～29歳層が他の年齢層に比べ特に高くなっている。

7年の女性パートタイム労働者の1時間当たりの所定内給与額を産業別に見ると、サービス業が960円と最も高くなっている。製造業の787円を100とすると、サービス業122、金融・保険業117、卸売・小売業、飲食店106となっている。また、企業規模別にみると、1000人以上規模890円、100～999人規模869円、10～99人規模820円と、規模が大きいほど高くなっている（付表95）。

女性パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額（854円）を、一般女性労働者のそれ（月間所定内給与額を月間所定内実労働時間数で除した額）と比較すると、7年には一般女性労働者を100とすると、70.4である。女性のパートタイム労働者と一般労働者の賃金格差は、昭和51年には80.6であり、20年間で10ポイント以上格差が広がっている（第2－20図）。

7年のパートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額は8万4,000円で、前年に比べ3,900円減少（前年比4.4%減）した。これを、産業別にみると、製造業10万3,800円、卸売・小売業、飲食店6万9,900円、金融・保険業12万3,300円、サービス業7万4,200円となっている（付表96）。

第2-20図 パートタイム労働者と一般労働者の賃金格差の推移
(女性労働者)



資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 一般労働者の賃金は「所定内給与額」を「所定内実労働時間数」で除して算出した。

□ 賃金形態は時間給が最も多い

パートタイム労働者は労働時間が多様であり、その処遇を合理的に行う等の理由から、賃金は時間給によって支払われている場合が多い。

「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)(以下「実態調査」(平成7年)という。)によると、パートタイム労働者のうち時間給で賃金が支払われている者は、85.8%を占め最も多く、その他日給6.2%、月給6.1%、歩合給0.8%の順となっており、平成2年の同調査結果(時間給84.4%、日給7.2%、月給6.2%、歩合給1.4%)と比較しても大きな変化は認められない。

一方、フルタイムパートについては、月給33.0%、時間給31.2%、日給

31.1%、歩合給2.0%となっており、月給、時間給、日給がそれぞれほぼ同数となっている（付表97）。

ハ 賃金は地域の相場を反映

パートタイム労働者の賃金は、地域の労働市場で決定されているケースが多い。

実態調査（平成7年）によれば、女性パートタイム労働者の初任給の決定要素として、「地域の同じ職種のパートタイム労働者の賃金相場」をあげる事業所が61.1%と最も多く、「地域・産業別最低賃金」が13.6%となっている。一方、「同じ職種の正社員の賃金」を決定要素とする事業所は12.9%となっている。また、「仕事の困難度に応じて」、「経験年数に応じて」等の追加的理由を挙げる事業所がそれぞれ28.5%、28.4%となっている。平成2年の同調査では、「地域の同じ職種のパートタイム労働者の賃金相場」が70.6%、「地域・産業別最低賃金」が17.5%であり、初任給を地域の労働市場により決定する事業所は、依然多数を占めるものの減少している。

フルタイムパートについては、「地域の同じ職種のパートタイム労働者の賃金相場」をあげる事業所が38.1%、「地域・産業別最低賃金」が16.5%となっており、一方、「同じ職種の正社員の賃金」を決定要素とする事業所は25.5%となっている。また、「経験年数に応じて」、「仕事の困難度に応じて」の追加的理由がそれぞれ34.9%、25.5%となっているなど、パートタイム労働者の場合と比較すると、地域の労働市場で決定される割合は少なくなっている（第2－3表）。

第2-3表 パート等労働者の賃金（初任給）決定要素

(M.A.) (%)

区 分	パ ー ト		そ の 他	
	7 年	2 年	7 年	2 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0
地域の同じ職種のパートの賃金相場	61.1	70.6	38.1	55.9
同じ職種の正社員の賃金	12.9	11.6	25.5	26.7
地域・産業別最低賃金	13.6	17.5	16.5	15.7
経験年数に応じて	28.4	※	34.9	※
年齢に応じて	10.6	※	18.2	※
仕事の困難度に応じて	28.5	※	25.5	※
その他	14.8	14.9	23.3	21.4

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注）※は前回の調査では該当項目なし。

二 諸手当の支給率は依然低い

パートタイム労働者等に対する諸手当の状況は、一部の手当について支給率が極めて低く、正社員との格差は依然として大きい。

実態調査（平成7年）により、パートタイム労働者の処遇の状況をみると、「通勤手当」を支給している事業所の割合が70.2%となっており、平成2年の同調査結果に比べ6.5%ポイント上昇している。他方、「精勤手当」を支給している事業所は13.3%であり、平成2年の同調査に比べ6.3%ポイント減少している。「役職手当」（6.8%）、「家族手当」（2.0%）、「住宅手当」（1.2%）については、パートタイム労働者に支給している割合は低い。また、退職金制度を設けている事業所は9.0%である。

フルタイムパートについては、「精勤手当」、「家族手当」、「住宅手当」、「役職手当」を支給している事業所がそれぞれ16.8%、14.8%、13.7%、7.4%、また、退職金制度を設けている事業所も21.3%とパートタイム労働者と比較して高いものの、依然として正社員よりはかなり低い水準となっている（付

表98)。

ホ 労働時間、労働日数は縮小傾向

パートタイム労働者の労働時間は、労働時間短縮対策の推進により一般労働者の労働時間が減少傾向にあることもあって、近年減少傾向にある。

「賃金構造基本統計調査」により、平成7年の女性パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び月間実労働日数をみると、それぞれ5.7時間、20.2日となっている。

産業別にみると、製造業が所定内実労働時間数及び月間実労働日数ともに最も長く、それぞれ6.2時間、20.5日となっている。また、卸売・小売業、飲食店、サービス業では、1日当たり所定内実労働時間数5.4時間と他の産業に比べ短く、金融・保険業では月間実労働日数が18.4日と最も少ない（付表99）。

他方、パートタイム労働者の1週当たりの所定労働時間は、実態調査（平成7年）によってみると、パートタイム労働者の1週当たりの所定労働時間は、平均26.5時間で、女性は27.1時間、男性は24.5時間となっている。また、1週間当たりの出勤日数は、平均4.7日で、女性は4.8日、男性は4.4日となっている。平成2年の同調査では、1週当たりの所定労働時間は、平均27.4時間で、女性は28.2時間、男性は24.2時間であり、また、1週間当たりの出勤日数は、平均5.1日で、女性は5.1日、男性は4.8日となっており、男性の週所定労働時間がわずかに増加したほかは、いずれも減少している。

フルタイムパートの1週当たりの所定労働時間は、平均40.3時間で、女性は39.3時間、男性は41.5時間となっている。また、1週間当たりの出勤日数は、平均5.3日で、女性は5.2日、男性は5.3日となっている（第2－4表）。

パートタイム労働者の労働時間、勤務日の決め方については、その就業理由の多様化に伴い、労働者の事情を考慮して決定する企業が多く、弾力的になされている。

第2-4表 パート等労働者の1週間の平均出勤日数及び
平均週所定労働時間数

(%)

	パ ー ト						そ の 他					
	計		女		男		計		女		男	
	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年
週平均出勤日数(日)	4.7	5.1	4.8	5.1	4.4	4.8	5.3	5.6	5.2	5.6	5.3	5.6
平均週所定労働時間数(時間)	26.5	27.4	27.0	28.2	24.5	24.2	40.3	42.9	39.3	42.8	41.5	43.0

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注) 平成7年の平均週所定労働時間数は、1日の平均所定労働時間数と週平均出勤日数から算出している。

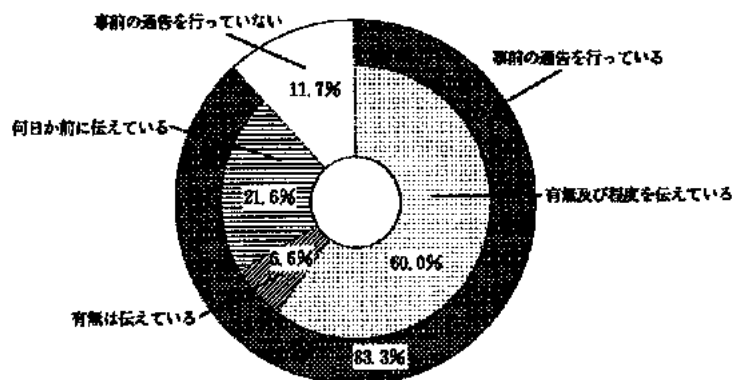
実態調査(平成7年)により、パートタイム労働者の労働時間、勤務日を定める際に、事業所が本人の事情を考慮しているかどうかについてみると、労働時間については、「考慮している」とする事業所が92.7%であり、このうち「個別に考慮している」事業所が55.6%、「選択できるようにしている」事業所が7.2%、「配慮する場合もある」とする事業所が37.2%となっており、「考慮していない」事業所は7.3%であった。また、勤務日については、「考慮している」とする事業所が90.8%であり、このうち「個別に考慮している」事業所が55.0%、「選択できるようにしている」事業所が6.5%、「配慮する場合もある」とする事業所が38.5%となっており、「考慮していない」事業所は9.2%であった。

一方、フルタイムパートについては、労働者の事情を考慮する割合は少なくなっている。労働時間については、「考慮している」とする事業所が66.3%、「考慮していない」事業所は33.7%であり、また、勤務日についても、「考慮している」とする事業所が67.1%、「考慮していない」事業所は32.9%となっている(付表100)。

次に、実態調査(平成7年)により、パートタイム労働者の平成7年9月の残業時間の有無についてみると、9月に就業していた者のうち「残業があった」とする者は17.9%、「残業がなかった」とする者は82.1%となってい

る。「残業があった」とする者は女性が17.8%、男性が18.1%で、1か月の平均残業時間は女性が7.6時間、男性が11.7時間であった。平成2年の同調査では、9月に就業していた者のうち「残業があった」とする者は20.4%、「残業がなかった」とする者は79.6%であり、「残業があった」とする者は女性が20.8%、男性が18.7%、1か月の平均残業時間は女性が8.0時間、男性が11.2時間であり、平均の残業時間では大きな変動はないが、「残業があった」とする者の割合は男女とも減少している（付表101）。なお、パートタイム労働指針では、所定時間外労働及び所定労働日以外の日に労働させないよう努めることとされており、例外的に所定時間外労働等をさせることがある場合には、雇入時に所定時間外労働等をさせることがある旨及びその程度を明示するよう努めることとされているが、事前に時間外労働等の有無及び程度を伝えている事業所は60.0%であり、11.7%の事業所は事前の通告を行っていない（第2-21図）。

第2-21図 時間外労働等の有無及び程度の明示



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

(2) 勤続年数

従来、パートタイム労働者は、補助的・臨時的な労働力であり、移動が激しいものとみられてきたが、近年、パートタイム労働者の勤続年数は伸びており、特に、基幹的、恒常的な労働力として就業する者も増えている。

実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者としての通算就労年数は平均で6.7年、うち女性パートタイム労働者については7.2年となっている。また、現在の会社における就労年数は平均4.6年、うち女性パートタイム労働者については4.8年となっている。平成2年の同調査では、パートタイム労働者としての通算就労年数は平均で5.8年、うち女性は6.3年、現在の会社における就労年数は平均4.0年、うち女性は4.3年であり、通算就労年数は伸長している。

また、フルタイムパートについては、通算就労年数は平均で8.2年と前回調査に比べ1.0年伸びているものの、女性は7.9年と前回より0.4年短くなっている（付表102）。

(3) 組合への加入状況

パートタイム労働者の労働組合への加入状況は、正社員と比べ極めて低い。実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者の労働組合への加入率は4.0%であり、女性は4.3%、男性は2.6%となっている。労働組合に加入していない者の大多数（女性91.1%、男性88.3%）は事業所に労働組合がないからとしているが、女性の4.0%、男性の3.8%は事業所に労働組合がありながら、加入していない。

フルタイムパートについても状況は同様であり、労働組合への加入率は4.5%、女性は4.7%、男性は4.1%となっている（付表103）。

(4) 通勤時間

パートタイム労働者の場合、仕事と家庭的責任とを両立させる目的等により、家から近い職場を選択している場合が多いため、通勤時間は短いものと

なっている。

実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者の自宅から事業所までの片道の通勤時間をみると、「10～19分」とする者が37.1%と最も多く、次いで「1～9分」（18.6%）、「20～29分」（17.0%）となっており、30分未満とする者が7割を占め、平均通勤時間は21.2分である。女性パートタイム労働者についてみると、「10～19分」とする者が38.5%、次いで「1～9分」（19.8%）、「20～29分」（16.8%）となっており、平均通勤時間は20.0分である。平成2年の調査と比較しても大きな変動はみられない。

フルタイムパートの場合は、パートタイム労働者より若干長く、平均通勤時間は27.6分（女性24.2分、男性31.9分）となっている（付表104）。

（5）就業調整

イ 3分の1が就業調整を考慮

パートタイム労働者の中には、本人の収入が一定額を超えると税金や社会保険料を納付することとなること、配偶者に対する企業からの配偶者手当が打ち切られる場合があること等により、収入が一定額を超えないように就業調整を行う者がみられる。

この就業調整は、年末になされることが多く、繁忙期であっても休むことによって他の労働者に業務がしわ寄せされ、企業内においてパートタイム労働者が当てにできない労働者とみられる結果を招いている面があり、社会的にもパートタイム労働を補助的労働として認識させる原因の一つともなっている。

実態調査（平成7年）によると、特に女性パートタイム労働者にはその傾向が強く、所得税が課税されるか否かによって「就業調整を考慮する」者が37.6%おり、このうち「最初から計画的に働く」者が23.4%、「年収が103万円を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」者が14.2%となっている。一方、「年収が103万円を超えても関係なく働く」者は25.6%である。平成2年の同調査では、「就業調整を考慮する」者が30.4%となっており、こ

のうち「最初から計画的に働く」者が17.5%、「年収が100万円を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」者が12.9%となっていた。また、「年収が100万円を超えても関係なく働く」者は23.0%であり、就業調整を考慮する者、年収に関係なく働く者双方とも増えている（付表105）。

また、所得税以外の理由で就業調整をするかどうかについては、女性パートタイム労働者のうち「所得税以外の理由で就業調整をする」者は36.7%であり、このうち、就業調整の理由として「配偶者控除等がなくなるから」が81.0%、「配偶者の健康保険の被保険者から外れ、自分で加入しなければならないから」が42.3%、「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」が34.8%を占めている。平成2年の同調査では、「所得税以外の理由で就業調整をする」者は28.1%であり、所得税以外の理由により就業調整を行う者の割合は増加している（付表106）。就業調整の理由については大きな変動はない。

なお、実態調査（平成7年）によると、平成6年に働いた女性パートタイム労働者の平均年収は105万8千円であった。年収の階級分布をみると、100万円未満が全体の64.0%となっている（付表107）。

（6）パートタイム労働者の意識

イ 働く理由は「家計の足しにするため」

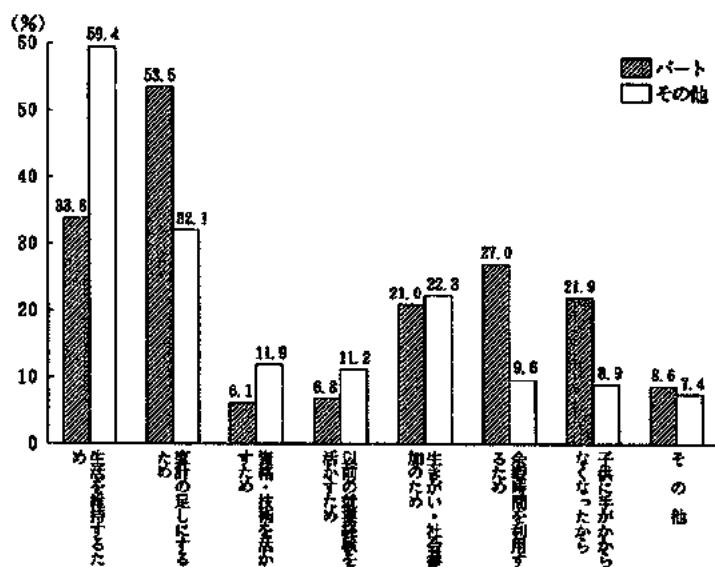
実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者が現在働いている理由は、「家計の足しにするため」が53.5%と最も多く、次いで「生活を維持するため」33.8%、「余暇時間を利用するため」27.0%、「子供に手がかからなくなったから」21.9%、「生きがい・社会参加のため」21.3%と続く。このうち、女性についてみると、「家計の足しにするため」60.1%が特に高く、「生活を維持するため」30.2%の2倍にのぼっている。

30歳台から50歳台の女性についてみると、どの層においても「家計の足しにするため」が最も多くなっているが、40～44歳層では、「子供の手離れ」（43.3%）を挙げる者が多いが目立つ。

一方、フルタイムパートについては、「生活を維持するため」が59.4%と最も多く、次いで、「家計の足しにするため」が32.1%となっている。しかし、女性に限ると、「生活を維持するため」、「家計の足しにするため」がそれぞれ46.4%、45.4%とほぼ同数であり、以下「生きがい・社会参加のため」26.6%、「子供に手がかからなくなったから」15.4%、「余暇時間を利用するため」13.4%と続く（第2-22図）。

年齢別にみると、女性の30～34歳層では、「生活の維持」が47.1%と最も多いものの、35歳以上では、いずれの層においても「家計の足し」が50%以上を占め、「生活の維持」を上回っている。特に、40歳代でこの傾向が強いのが目立つ。

第2-22図 パート等労働者の働いている理由



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

ロ パートタイム労働者に比べるとフルタイムパートは非自発的選択者が多い

一般にパートタイム労働者は女性の中年層が多く、家計の補助的理由のほか、家族的責任から来る制約により、自ら希望してパートタイム労働に従事している者が多く、仕事の選択に当たっても一層時間的余裕を重視する傾向がある。

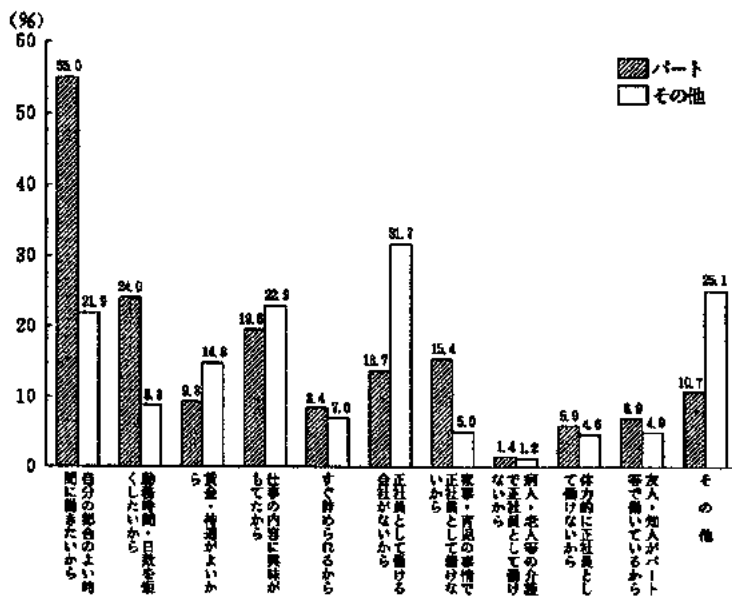
実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働を選択した理由については、「都合のよい時間に働きたい」が55.0%、「勤務時間が短い」24.0%と労働時間を理由とするものが最も多く、「仕事の内容に興味をもてた」が19.6%、「家事・育児の事情で正社員として働けない」15.4%と続く。一方、「正社員として働ける会社がない」とする非自発的にパートタイム労働を選択した者は13.7%となっている。

女性の場合は、「都合のよい時間に働きたい」55.8%、「勤務時間が短い」27.9%、「家事・育児の事情で正社員として働けない」が19.8%と家事と両立しつつ都合のよい時間に働いている家庭の主婦層が短時間労働を選択していることが窺える（第2-23図）。

年齢別にみると、女性の30～50歳台では、いずれの層でも「都合のよい時間に働ける」が最も高くなっている。30歳台では「家事・育児」が次いで高いが、40歳台では「勤務時間が短い」が多くなっている。

一方、フルタイムパートについては、「正社員として働ける会社がない」が31.7%と最も多く、パートタイム労働者に比べ非自発的に選択した者の割合が多い。以下「仕事の内容に興味をもてた」が22.9%、「都合のよい時間に働きたい」が21.9%と続く。女性については、「正社員として働ける会社がない」が33.0%と最も多く、以下、「仕事の内容に興味をもてた」23.6%、「都合のよい時間に働きたい」23.0%となっている。

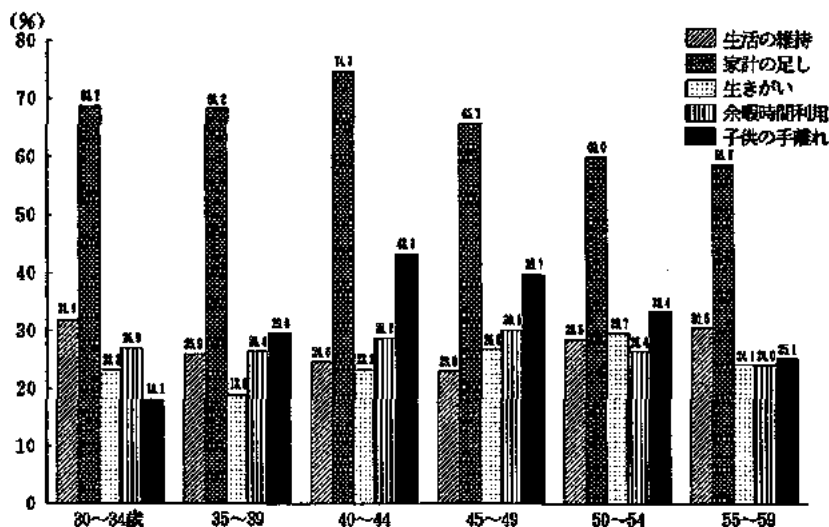
第2-23図 パート等を選んだ理由 (M.A.)



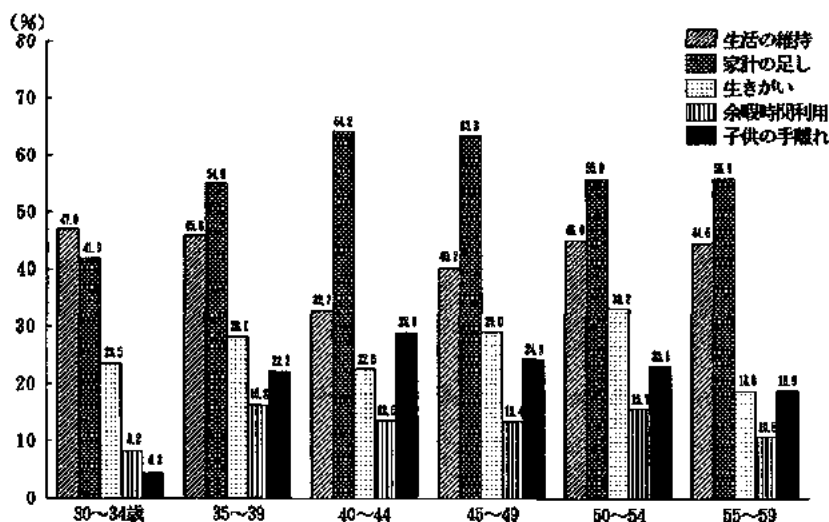
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

年齢別にみると、女性の30～50歳台では、「正社員として働ける会社がない」がいずれの層でも高く、3割前後を占めている。男性高齢者でも、50歳台から60歳台前半では「正社員として働ける会社がない」が3割前後を占めているが、65歳以上では「都合のよい時間に働ける」が27.3%と最も高くなっている（第2-24図）。

第2-24図 年齢階級別女性パート等労働者の就業理由（パート）



(その他)



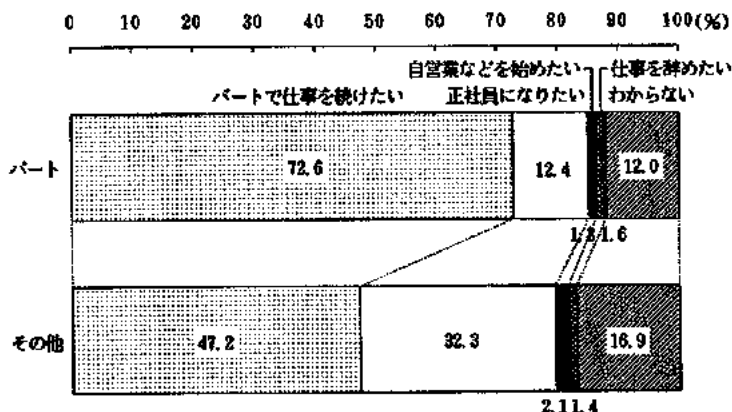
資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

ハ パート継続希望は強い

実態調査（平成7年）によると、今後の就業の継続について「パートを続けたい」とする者が67.2%と圧倒的に多く、「正社員になりたい」が12.5%と次に多い。男女別には、女性は「パートを続けたい」が72.6%、「正社員になりたい」が12.4%である。男性では、「正社員になりたい」は12.8%で女性と余り変わらないが、「パートを続けたい」が48.9%と女性より少ない。

フルタイムパートについては、パートタイム労働者に比べ非自発的に選択した者の割合が多く、特に女性について正社員を希望する者が多い。今後の就業の継続について「パート等を続けたい」とする者が50.0%であり、「正社員になりたい」が26.3%となっている。男女別には、女性は「パート等を続けたい」が47.2%と最も多いが、「正社員になりたい」も32.3%を占めている。男性では、「正社員になりたい」は18.6%と女性と比べて少なく、「パート等を続けたい」が53.4%と過半数を占めている（第2-25図）。

第2-25図 今後の就業希望（女）



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

二 仕事内容は現状維持を希望

実態調査（平成7年）によると、今後の就業希望としては、「今と同じ仕事」が41.5%と最も多く、次に「技術を生かしたい」が13.9%と多い。女性についてみると、「今と同じ仕事」41.7%、「技術を生かしたい」14.6%、男性では「今と同じ仕事」（40.5%）が多くなっている。

フルタイムパートについては、今後の就業希望としては、「今と同じ仕事」が45.4%、次に「技術を生かしたい」が17.5%となっている。女性については、「今と同じ仕事」41.1%、「技術を生かしたい」20.9%、男性では「今と同じ仕事」が50.9%と、パートタイム労働者と大きな相違はない（付表108）。

5 パートタイム労働者の雇用管理

(1) 募集・採用

イ 就職ルートは求人広告、求人情報誌の利用

「労働力調査特別調査」（平成8年2月）により、平成7年3月以降に現職についた者のうちパートタイム労働者が現職についた方法についてみると、「求人広告、求人情報誌」とする者が44.9%と最も多く、次いで「友人、知人の紹介」が29.5%となっている。また、「公共職業安定所の紹介」とする者は9.0%であるが、平成4年の同調査（5.7%）と比較するとその割合は増加している（付表109）。

ロ 低コストと業務の繁閑への対応を重視する企業

事業所がパートタイム労働者を雇用する理由は、業種、特に、製造業と第3次産業との間で傾向に大きな違いがみられる。

実態調査（平成7年）により、パートタイム労働者の雇用理由をみると、全産業では、「人件費が割安だから」が38.3%と最も高く、以下「忙しい時間帯に対処するため」が37.3%、「仕事が簡単だから」が35.7%、「業務が増加したから」が29.8%となっている。

業種別にみると、製造業では「仕事が簡単だから」が47.4%と最も高くなっており、以下「人件費が割安だから」が35.3%、「業務が増加したから」

が32.3%となっているが、卸売・小売業、飲食店及びサービス業では、「忙しい時間帯に対処するため」がそれぞれ52.5%、36.8%と最も多くなっている（付表110）。卸売・小売業、飲食店及びサービス業では、サービスの在庫がきかないという業務の特性や労働時間が短縮基調にある一方での営業時間の長時間化に対応するためパートタイム労働者が活用されていることが窺えるが、製造業においては、依然として補助的な労働力としている事業所が多いものと考えられる。

（2）労働条件の明示

イ ほとんどの事業所で労働条件を明示

パートタイム労働者の雇入時の労働条件の明示については、パートタイム労働対策の柱の一つとして推進してきたところであり、パートタイム労働法及びパートタイム指針において、書面による労働条件の明示が努力義務として規定されているところである。

実態調査（平成7年）により、採用時における労働条件の明示の状況についてみると、明示している事業所は98.2%であり、平成2年（98.1%）とほぼ同じである（付表111）。

ロ 書面による明示を行っている事業所は増加

同調査によると、労働条件を明示している事業所における明示の方法としては、「主に口頭で説明している」事業所が59.6%を占めている。一方「主に雇入通知書等書面を交付している」事業所は24.6%、「主に就業規則を交付し労働契約を締結している」事業所は14.4%であり、何らかの形で書面により労働条件を明示している事業所は39.0%である。平成2年の調査では何らかの形で書面により労働条件を明示している事業所は30.2%であり、書面で明示している事業所は、着実に増加している。

また、明示している内容についてみると、賃金、仕事の内容、勤務時間・勤務日については9割以上の事業所で明示されているものの、年次有給休暇（34.1%）、割増賃金（31.9%）等についても明示していない事業所が相当数

ある。

(3) 雇用契約期間

イ 契約期間の定めのある者は「パート」で3分の1

パートタイム労働者は、一般的に有期雇用のイメージが強いが、実態調査（平成7年）によれば、パートタイム労働者について、雇用契約期間の定め
の状況を見ると、「決められていない」とする者が63.2%と多く、「決められ
ていた」とする者は36.8%であった。

また、雇用契約期間を定めている事業所は、40.6%であり、企業規模別に
みると、「500人～999人」が82.2%と最も高く、「1000人以上」が80.4%と
なっている一方、「30人～99人」が37.2%、「5人～29人」が19.5%と、企業
規模が小さくなるほどその割合が少なくなっている。

また、フルタイムパートについては、「決められていた」とする者は62.2
%、「決められていない」とする者が37.8%であり、パートタイム労働者に
比べ有期雇用が多くなっている（付表112）。

ロ 契約月数は長期化

実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者の雇用契約期間の長
さは、「11か月～12か月」が50.5%と最も多く、次いで、「4か月～6か月」
が22.4%、「2か月～3か月」が18.0%となっており、平均契約月数は8.6か
月である。女性については「11か月～12か月」が48.2%と最も多く、次いで、
「4か月～6か月」が24.3%、「2か月～3か月」が18.5%となっており、平
均契約月数は8.4か月である。平成2年の同調査では、平均契約月数は7.5か
月、女性については7.2か月であって、平均契約月数は増加している。

フルタイムパートについては、パートタイム労働者より長期の者が多く
「11か月～12か月」が56.7%（女性54.8%）であり、平均契約月数は10.0か
月（女性9.2か月）となっている（付表112）。

ハ 大半は契約の更新を希望

雇用契約期間が定められていた場合において、働き始めたときの雇用契約

期間終了後の更新についての考え方について、「期間後働きたい」とする者が、82.0%であり、「更新したくない」とする者は1.2%に過ぎない。女性パートタイム労働者のみについてみても、それぞれ83.3%、1.3%であり、特に35～39歳層から50～54歳層については「期間後働きたい」とする者が9割近くを占めている（付表113）。

なお、パートタイム労働者について雇用契約期間を定めている事業所（40.6%）のうち雇用契約期間満了の予告をパートタイム指針で定められた「30日前に行っている」事業所は66.5%である。

二 平均更新回数は9.5回

実態調査（平成7年）によると、今の会社で契約更新をしたことがあるかどうかについては、「契約更新をしたことがある」パートタイム労働者が83.6%である。男女別では、男性が75.3%であるのに対し、女性は85.3%を占める。平均更新回数は9.5回であり、女性は10.4回、男性は5.7回となっている（付表114）。

（4）教育訓練

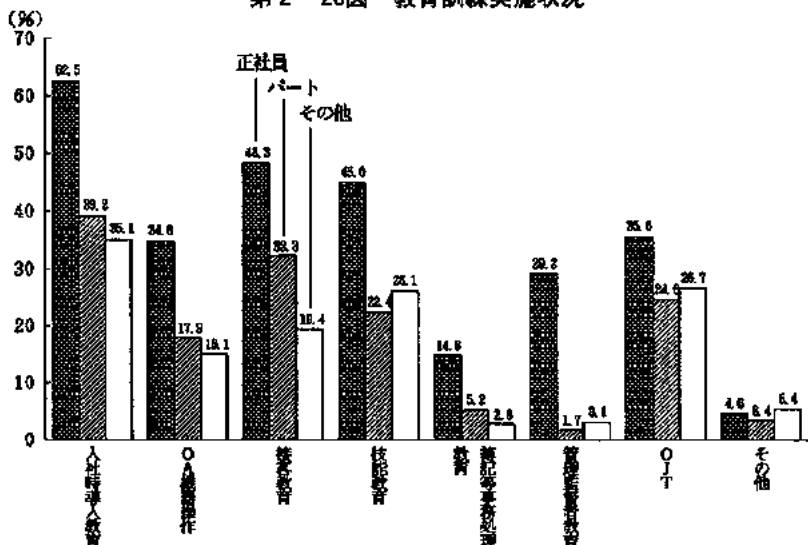
パートタイム労働者に対する企業の教育訓練は、正社員に対するものと大きな差がみられるなどその実施率は低く、パートタイム労働者の能力を有効に活用する環境整備が十分になされていない。

実態調査（平成7年）により、パートタイム労働者に対する教育訓練の実施状況を正社員に対する実施状況と比較してみると、パートタイム労働者に対して実施している教育訓練の内容は、「入社時導入教育」が39.2%（62.5%（正社員に対する実施率、以下同じ））と最も多く、以下「接客教育」が32.3%（48.3%）、「OJT」が24.6%（35.6%）、「技能教育」が22.4%（45.0%）、「OA機器操作」が17.9%（34.8%）等基礎的な教育訓練が中心となっており、「管理監督者教育」の1.7%（29.2%）など実施率が極めて低い項目もある。

フルタイムパートについても、「入社時導入教育」が35.1%、「OJT」が

26.7%、「技能教育」が26.1%、「接客教育」が19.4%、「OA機器操作」が15.1%、「管理監督者教育」が3.1%、「簿記等事務処理教育」が2.8%となっており、パートタイム労働者に対すると同様実施率は低い（第2-26図）。

第2-26図 教育訓練実施状況



資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

(5) 社会保険

雇用保険については平成元年の雇用保険法の改正により、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、1年以上引き続き雇用されることが見込まれ、年収90万円以上あると見込まれるパートタイム労働者は、雇用保険の被保険者となるようになっている。

実態調査（平成7年）により、パートタイム労働者の社会保険の適用状況をみると、パートタイム労働者の全てがそれぞれの制度の適用対象とされているわけではないこともあり、雇用保険35.8%、健康保険・厚生年金35.8%となっている。パートタイム労働者の加入率は必ずしも高くはないが、平成

2年の同調査結果（雇用保険26.6%、健康保険・厚生年金23.8%）と比較すると適用率は向上している。

フルタイムパートの適用率は、それぞれの制度の適用対象とされる者の割合がパートタイム労働者に比べ多いと考えられることから雇用保険74.7%、健康保険・厚生年金78.5%とパートタイム労働者に比べ高くなっている（付表115）。

(6) 福利厚生

福利厚生制度については、パートタイム労働者と正規雇用者の取扱いに差を設けているところが依然としてみられる。

実態調査（平成7年）により、パートタイム労働者に対する福利厚生制度の実施状況を正社員に対する実施状況と比較してみると、「慶弔見舞金」を実施している事業所が58.2%（82.5%（正社員に対する実施率、以下同じ））であるほか、「社員旅行」が53.0%（70.6%）、「社内レクリエーション施設・行事の参加」が52.0%（62.3%）、「会社の親睦会への加入」が38.6%（55.6%）等となっている。

健康診断については、47.4%（74.6%）の事業所が定期健康診断を実施しているが、採用時健康診断を実施している事業所は19.6%（40.7%）と2割を割っている。

一方、フルタイムパートについての実施状況は、「社内レクリエーション施設・行事の参加」が61.6%、「慶弔見舞金」が61.5%、「社員旅行」が57.7%、「会社の親睦会への加入」が48.9%などとなっており、正社員に近い取扱いがなされている項目もあり、パートタイム労働者より実施状況は高い。

健康診断についても、定期健康診断が67.7%、採用時健康診断が34.3%で実施されている（付表116）。

(7) 就業形態転換制度

パートタイム労働者のなかには、就業期間の長期化等により、正社員とし

て雇用されることを希望する者がみられ、こうした者については、雇用の安定、能力の開発、モラルの向上等の観点から、正社員へ転換できる制度を設けることが望まれる。

実態調査（平成7年）によると、パートタイム労働者を雇用している事業所のうちパートタイム労働者から正社員への転換制度を設けている事業所は42.2%であり、業種別にみると、製造業48.2%が最も高く、卸売・小売業、飲食店が47.5%と次に高い。一方低い業種としては、電気・ガス・水道業が4.5%、金融・保険業が14.6%などが平均を大きく下回っている。

また、フルタイムパートから正社員への転換制度を設けている事業所は12.7%とパートタイム労働者から正社員への転換制度を設けている事業所に比べ少なくなっている。

一方、正社員が育児、介護、健康などの理由から、パートタイム労働への転換を希望するケースもあるが、30.2%の事業所で、正社員からパートタイム労働への転換制度を設けている（付表117）。

6 まとめ

これまでみてきたように、非正規雇用という働き方は、主に仕事と家庭責任との両立を図ろうとする既婚女性、仕事ばかりでなく自由な時間を確保したいとする若年者、定年退職後の高齢者等に選択されている。

また、高度経済成長期の非正規雇用者は主に製造業を中心とする縁辺労働力として位置づけられていたが、産業のサービス経済化、急速な技術革新、情報化、OA化が進展する中で、企業側においては、こうした変化に対応するため、専門性の高い業務への即戦力として非正規雇用を活用していく一方、定型的、補助的業務については、人件費削減、業務の繁閑に柔軟に対応するため、低コストかつ柔軟性をもった労働力として非正規雇用を活用していくという意向が強くみられる。特に、女性の比率の高いサービス業、卸売・小売業、飲食店等で非正規雇用者に対する需要の増加が見込まれることなどから、女性のパートタイム就労を中心とした非正規雇用者は量的に増加する

とともに、非正規雇用の就業形態の多様化がさらに進むものと思われる。

1の(5)の「非正規雇用者の意識」や4の(6)の「パートタイム労働者の意識」でみたように、女性の非正規雇用者は家庭との両立を図るための自発的な選択を行っているものが多い。しかし、他方で、正規雇用を望みつつも非正規雇用を選択せざるを得ない状況の層もある。非正規雇用を選択している理由として、「正社員としての就職先がなかったから」と答えている女性が、若年派遣労働者、若年契約社員及びフルタイムパートに多いことを鑑みると、これらの層に「望まない非正規雇用者」が多いといえよう。

特に、労働時間が正規雇用者とはほとんど変わらないフルタイムパートの場合は、経済的にも生活を維持するために働いている者が多いため、就業意識も労働時間も正規雇用者に近いにもかかわらず、正規雇用者に比べて諸手当の支給率及び退職金制度等の適用率が低い、教育訓練の実施率が低い等労働条件の面で不十分であったり、正規雇用への転換が困難である等の問題が多い。そのため、パートタイム労働者の中でもフルタイムパートは、特に30歳台前半層で正規雇用者になれないことへの不満を感じている者が多い。

これらの層については、今後、企業は非正規雇用者についても個々の状況に応じた雇用管理を行うとともに、高い資質と意欲を持つ労働者に対しては、その処遇について、正規雇用者との均衡を考慮に入れつつ雇用管理を行い、教育訓練の充実や役職への登用など意欲向上策を講じていくことが望まれる。

また、非正規雇用の場合は、業務内容が限定的であることが多いため、あらかじめ、業務内容を明示しておくことが重要であり、企業は、パートタイム労働法、労働者派遣法等法の趣旨を踏まえた取扱を行っていくことが望ましい。

非正規雇用を選択する労働者についても、非正規の労働市場においては、正規の労働市場に比べ労働移動が多く行われるため、労働者自身も、一企業にのみに通用する技術や能力だけでなく、労働市場全体でも活用し得るような専門性や技術力を身につける等、自らの資質を高める努力をしていくことが必要である。

また、従来一般職の正規雇用者が担っていた業務を、社外に委託するいわゆるアウトソーシングの利用を考えている企業が少なくない。一般職は事務職志向の強い女性、特に新規卒女性の就職希望が多い分野であるが、企業における労働者過不足判断D.I.は、事務従事者に対する過剰感が強いことから、今後は、これまで通り、女性、特に新規卒女性が大量に事務職の正規雇用として採用され続けることは難しくなってくると思われ、事務職を希望する女性にとって、正規雇用か非正規雇用かをも含めた選択の視点が必要となってくるのではないだろうか。正規雇用を望む女性は、今後、事務職志向の意識変革が必要であろう。

さらに、就業形態の多様化が進展する中で、契約社員など定義も曖昧で、労働条件や就業意識等に関するまとまった統計資料もなく、その実態がまだ不明確な労働者層がみられる。若年契約社員等現在の就業形態に不満を持つ者も多く、今後、その特徴や位置づけを明確にし、労働条件、雇用管理、就業意識等についての実態把握を行ったうえで、契約社員の高度な能力を十分活かすことができるような活用方法と、処遇のあり方等を探っていく必要があろう。

雇用形態の多様化がさらに進展することが見込まれる中、今後の非正規雇用のあり方としては、労働者が個々のライフスタイルに応じてその就業形態を任意に選択できるものであることが望ましいといえよう。すなわち、仕事と家庭責任との両立を図るための補助的な労働力としてだけではなく、永年のキャリアを積んだ高齢者や、出産・育児等で退職した高度な専門性や知識を有する高学歴女性等がその能力を活かせるような再就職の形態として、或いは継続雇用を前提としつつ育児・介護等の間、一時的に短時間の勤務に転換するなど、正規雇用も含めた多様な就業形態のひとつとして労働者が主体的に選択できるような環境を整備していくことが重要であり、就業形態が正規か非正規かに関らず、労働者がそれぞれの意欲と能力を十分に発揮できる就業形態として確立されていくことが望まれる。この際、こうした働き方が、低い労働条件を強いられる労働者の増大につながらないよう就業条件の整備

を進める必要がある。

Ⅲ 働く女性に関する対策の概況

1 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保等対策の推進

男女雇用機会均等法（以下「均等法」という。）施行後10年が経過し、多くの企業が法の趣旨に沿った雇用管理制度の改善を行うなど法は着実に浸透しつつあるが、近年の厳しい雇用情勢の下で、女子学生を始めとして女性が男性に比べて不利に取り扱われるなど男女の均等な取扱いについて問題がある事案が依然として見受けられるところである。このため、均等法については、雇用の分野における男女の均等取扱いと女性の職域拡大をより推進する観点から、現在、労働基準法的女子保護規定と合わせてその見直しについて婦人少年問題審議会において検討が進められているところである。

平成8年度は、雇用の分野における均等な機会と待遇の確保を図るため、より一層取り組みの強化を図り、以下の施策を推進している。

(1) 雇用における男女の均等取扱いの推進

イ 均等法の一層の定着のための行政指導等の実施

(i) 企業への積極的指導

企業における女性の雇用管理の実態を十分把握し、均等法の遵守と同法の趣旨に沿った雇用管理が実現されるよう積極的に指導を行っている。

(ii) 個別紛争の解決

あらゆる機会を通じて紛争解決等における婦人少年室及び機会均等調停委員会の役割や機能についての周知に努め、女性労働者等からの均等関係相談を受けるとともに、婦人少年室長の適切な助言・指導・勧告、機会均等調停委員会の円滑な運営等により、女性労働者と事業主の間の均等取扱いに関する個別紛争の迅速かつ円滑な解決を図っている。

ロ 女子学生等の就職問題に対する施策の実施

(i) 募集・採用における均等取扱いの確保

昨今の厳しい雇用情勢の下で、女子学生の就職については男子学生に比べ

不利に取り扱われることがないよう、あらゆる機会を活用して均等法及び指針の周知徹底に努め、募集・採用において女子学生が男子学生と均等な機会を得られるよう均等法の一層の遵守徹底を図っている。

また、主要使用者団体等に対し、均等法及び指針に沿って女子学生に男子学生と均等な就職機会を与えるよう傘下団体に周知と協力を図るよう要請を行っている。さらに、労働大臣からも主要使用者団体に対し直接要請を行った。

(四) 女子学生等の就職問題に関する特別相談窓口の実施

「女子学生の就職問題に関する特別相談窓口」を6月から10月まで全国の婦人少年室で開設し、女子学生等からの相談に応じるとともに、相談内容が均等法に照らし問題であると判断される場合には、関係事業主に対し必要な助言・指導を行っている。

(五) 実態把握の実施

全国の大学等の協力を得て、大学の就職担当者及び新規卒者に対して、募集・採用に係るアンケート等を実施し、実態の把握に努めている。

(六) 女子生徒の意識啓発の実施

女性自身が、特定の職種にとらわれることなく、幅広い職業選択や職業生活を見通した進路決定を行うことができるよう、女子高校生等を対象にして意識啓発のためのセミナーを開催している。

ハ 均等法定着に向けての自主的取組（自主点検促進事業）の推進

企業において均等法の趣旨に沿った雇用管理の実現、定着を図るために、事業所ごとに、人事労務担当部長課長など人事労務管理の方針の決定に携わる者を機会均等推進責任者（以下「均等推進者」という。）として選任し、事業所の雇用管理の進捗状況を自主的に点検し、その結果に基づいて改善を進めることが効果的である。このため昭和63年度から自主点検促進事業を開始し、均等推進者の選任勧奨を進め、現在約5万3,000人の均等推進者が選任されている。本年度も引き続きその活動を促すとともに均等法定着に向けての自主的取組の推進を図っている。

二 啓発活動の実施

(イ) 男女雇用機会均等月間の実施等

男女の均等取扱いの定着が図られるよう、引き続き労使等に対し広報啓発活動を展開している。

特に6月の「第11回男女雇用機会均等月間」においては、テーマを「私のヤル気が企業のパワー ー均等法 活かして広がる 企業の未来ー」と定め広報啓発活動等を集中的に展開した。

また、本月間の行事の一環として、講演とシンポジウムを中心とした第11回男女雇用機会均等推進全国会議を6月25日に東京で開催した。

(ロ) 啓発用資料の作成

働く女性の実情や、均等法をわかりやすく解説したパンフレット、事業主や女性労働者向けリーフレットを作成し、各種会合等で配布する等啓発の充実に努めている。

このほか、職場において女性労働者が期待される労働者として定着していくためには、在職労働者のみならず、社会人となる前の女性が、企業における雇用管理の実態を正しく理解し、職業人としての明確な意識と自覚を持つことが重要であるので、女性の新規大学卒業予定者及び新規高校卒業予定者を対象とした職業選択のための就職ガイドブックを作成し、啓発活動に活用している。

(2) 「コース別雇用管理の望ましいあり方」の周知徹底

コース別雇用管理制度を導入している企業については、その運用が結果的に女性排除や差別につながることはないよう、「コース別雇用管理の望ましいあり方」に基づき、その適正な運用について、積極的な助言・指導を行っている。

(3) 女性の雇用管理改善のための援助

均等法の趣旨に沿って女性労働者を積極的に活用するために、企業におい

ては女性の雇用管理を見直し、改善していく必要があるが、個別の企業のみでは対応が困難な場合もあるので、財21世紀職業財団に委託して、女子雇用管理改善のための援助事業を実施し、企業の自主的な努力に対し必要な援助を行っている。

イ 女性の雇用労務管理改善のための調査研究及び成果の普及

女性労働者の積極的活用のための雇用管理のあり方を業種別に調査研究するとともに、前年度の調査研究結果を同業種の企業に普及させ、改善に向けての努力を促すため、業種別使用者会議を開催している。

ロ 女性労働者能力開発・活用セミナーの開催

働く女性の能力開発及びモラルアップを促進するためのノウハウを提供する「女性労働者能力開発・活用セミナー」を企業において女性労働者を直接指導する立場にある者及び人事担当者等を対象に開催している。

ハ 中小企業女性活用促進事業の実施

雇用管理に関する実務的な知識、ノウハウを有する者を、北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、愛媛、福岡、熊本の各地方事務所に配置し、主として中小企業における女性の活用に関する雇用管理改善のための助言、フォローアップを行っている。

ニ 女性雇用に係る各種情報の収集、分類整備、分析、提供の実施

女性の雇用労務管理についての情報等の収集を行うとともに、調査・分類整備・分析を行い、要請に応じ情報を提供している。

(4) 男女の意識及び認識の差から生じる職場の諸問題解消に向けての取組

女性の能力発揮を妨げるセクシュアル・ハラスメント等の男女の意識差から生じる職場の諸問題の解消を図るために、啓発活動を行っている。

特にセクシュアル・ハラスメントについては、何がセクシュアル・ハラスメントに当たるかを明らかにし、企業が予防対策を講ずることの重要性を認識させるようにするとともに、人権の観点からも看過できない問題であるこ

とを十分理解させるため、全国の婦人少年室において、啓発資料、啓発用ビデオなどにより、機会をとらえ企業及び労働者等に対して啓発活動を行うとともに、個別の相談を行っている。

2 職業生活と家庭生活との両立支援対策の推進

少子・高齢化が進む中で、労働者が生涯を通じて充実した職業生活を営むためには、仕事と育児や家族の介護とを両立させつつ、その能力や経験を活かすことのできる環境を整備することが極めて重要である。

このため、介護休業制度の法制化及び育児や家族の介護を行う労働者に対する支援措置の実施等を内容とする「育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」が平成7年6月5日に成立し、同月9日に公布された。

これにより「育児休業等に関する法律」は、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。なお、平成11年3月31日までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。）」と改正され、同年10月1日より施行されている。

今後は、改正後の法の趣旨及び内容の周知徹底を最重点課題として業務を進めるとともに、労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための事業を総合的、体系的に推進する施策を実施することとしている。

なお、育児・介護休業法に基づき、財21世紀職業財団を指定し、平成7年10月から、国が行う両立支援のための事業の一部を実施させているところである。

(1) 介護休業制度の普及促進

平成8年度は、あらゆる機会を通じて事業主、労働者をはじめ、関係者に対し育児・介護休業法の趣旨、内容の周知徹底を図り、仕事と育児、家族の介護との両立を容易にする環境整備の重要性についての理解を深めるとともに、介護休業制度の義務化に向けて、集団説明会及び個別指導を計画的かつ

確実に実施し、育児・介護休業法の規定の例による介護休業制度、勤務時間の短縮等の措置の円滑な導入を促進している。

また、「第2回仕事と家庭を考える月間」を中心に、育児・介護休業法及び関係政省令、指針等に係る内容についての集団説明会を開催する等集中的な周知活動を実施した。

さらに、中小企業集団に対し、構成員企業における介護休業制度の円滑な導入、整備を進めるような計画的取組に対する援助を行い、仕事と介護とを両立しやすい環境整備を推進することとしており、平成6年度からは「中小企業集団における仕事と介護両立支援事業」を実施している。

(2) 育児休業制度の定着促進

育児休業取得者の処遇の問題等の個別相談について、きめ細かな対応に努めるとともに、育児休業制度に関する規定の整備が遅れている事業主に対し、事業主を対象とした各種の会合の機会をとらえて、法の周知を図り、具体的な改善が行われるよう指導を行い、事業所における制度の定着を促進し、適切な運用の確保を図っている。

さらに、必要に応じ、育児休業給付（休業前の賃金の25%相当）や育児休業期間中の被保険者本人負担分の社会保険料の免除についての周知に努めている。

(3) 育児休業・介護休業を取得しやすく職場復帰しやすい環境づくりの推進

イ 介護休業制度導入奨励金

介護休業制度の早期導入を促進するため、平成7年10月から、「介護休業制度導入奨励金」（中小企業75万円、大企業55万円）を支給しているが平成8年度より制度を拡充し、2人目以降の介護休業者が生じた場合にも支給することとし（中小企業20万円、大企業10万円）、介護休業制度の早期導入の一層の促進を図っている。

ロ 育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金

育児休業又は介護休業を取得した労働者の円滑な職場復帰を図るため、育児休業又は介護休業をする労働者の職場適応性や職業能力の低下を防止し、回復を図る措置（職場復帰プログラム）を講じた事業主に対し、奨励金（対象労働者1人当たり中小企業18万円、大企業13万円を限度）を支給している。

(4) 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境づくりの推進

イ 育児・介護費用助成事業の実施

育児や家族の介護を行う労働者が安心して働き続けるためには、育児、介護サービスに係る費用の負担を軽減し、これらのサービスを利用しやすくすることも必要である。

このため、育児又は家族の介護のために家政婦、ベビーシッター、ホームヘルパー等を利用する従業員に対し、それに要する費用を補助した事業主や、ベビーシッター会社、シルバー・サービス会社等と契約し、そのサービスを従業員の利用に供した事業主に対して、「育児・介護費用助成金」として、その補助又は負担した費用の一定割合（中小企業については2/3（平成11年3月31日までは導入促進のため4/5）、大企業については1/2）を助成している。ただし、1事業所当たり年間100万円を限度とする。

ロ 事業所内託児施設の設置の促進

事業所内託児施設の設置の促進及び運営の安定を図り、子供を養育する労働者の福祉の増進に資することを目的に、事業所内託児施設を新たに設置し運営を開始した事業主及び事業主団体に対し、「事業所内託児施設助成金」（設置費は、施設設置に要した費用の1/2で2,350万円を限度、運営費は、運営に要した費用の1/2で1年につき374万4千円を限度に最長5年間）を支給している。

ハ ^{フレ・フレ-1}2020テレフォン事業（育児、介護等を行う労働者のための相談援助事業）の推進

育児、介護等を行う労働者の就業継続や円滑な再就職を支援するため、育

児、介護等に関する各種サービスを必要に応じ受けることのできるよう、これらに関する相談を受け付けるとともに、地域における具体的情報を電話等により提供する「^{フリーダイヤル}2020テレフォン事業」を実施している。

平成8年度は、北海道、宮城、福島、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、長野、岐阜、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、愛媛、福岡、熊本の21地域で実施している。

二 両立支援セミナーの実施

仕事と育児又は介護とを両立させることの困難さに直面する前に、両立に当たっての心構えや基礎的な知識を有していることは、将来、育児、介護を行いながら職業生活を乗り切る上で効果的である。

このため、これらの問題に直面する前の労働者を対象に、各人のライフプランを念頭に置きつつ、その際の心構えや仕事をしながら育児や介護を乗り切るために役立つ知識についての講義やビデオ視聴、体験談の発表等を内容とする「仕事と育児両立支援セミナー」「仕事と介護両立支援セミナー」を実施している。

ホ ファミリー・サポート・センター事業（仕事と育児両立支援特別援助事業）の推進

急な残業や子供の病気の際などの変動的、変則的な保育ニーズに対応するため、地域において育児の援助を行う者と育児の援助を受けたい者の相互援助活動を行う会員組織（ファミリー・サポート・センター）を設置し、会員による相互援助活動を支援する市町村等に対し、都道府県を通じ、必要な経費の補助を行っている。

ヘ 勤労者家庭支援施設の整備等

男女労働者の職業生活と家庭生活との両立支援に資する施設として、仕事と育児・介護との両立等に必要な相談、指導、講習、実習（介護機器の使用実習を含む。）等を行い、一時的に子供や高齢者を預かる機能を有する勤労者家庭支援施設を整備することとし、設置する地方公共団体に対し補助（1／3補助。限度額：新設1億円、増改築0.5億円）を行っている。

また、働く婦人の家を勤労者家庭支援施設に衣替えすることを希望する地方公共団体には、当該衣替えに係る増設費用の補助を行っている。

なお、働く婦人の家の設置に対する補助については、平成6年度限りで廃止されたが、既存の働く婦人の家（平成7年度末現在229カ所）の運営については、従前どおり指導を行っている。

(5) 育児、介護等のために退職した者に対する再就職支援対策の推進

イ 育児、介護等退職者に対する再雇用制度の普及促進

再雇用制度は、育児、介護等のために退職したものの、その後再就職を希望する者のニーズに応え、その能力を有効に発揮する機会を確保する効果的な制度である。

このため、妊娠、出産、育児又は介護の理由で退職した労働者を再雇用した事業主を対象に「育児、介護等退職者再雇用促進給付金」（対象者1人当たり 中小企業40万円、大企業30万円）を支給することにより、制度の普及促進を図っている。

ロ 再就職希望登録者支援事業の実施

育児、介護等の理由による退職者が、それらが一段落した後に再就職することを希望しても、時間の経過とともに、職業意識や職業能力を持続することが難しくなり、円滑な再就職が困難となる場合が多いのが現状である。

このため、育児、介護等により退職した者で、将来的に再就職を希望する者を登録し、希望したときに円滑な再就職ができるよう、登録者に対して、両立支援情報、業界情報、各種職業セミナー開催の情報等の定期的提供、交流会の開催、個別相談・指導及び割引券の発行による自己啓発のための教育訓練に対する援助を実施している。

ハ 女子再就職準備サービス事業の実施

育児、介護等により職業生活を中断した後に再就職したいと希望している女性を対象に、全国の雇用促進事業団雇用促進センターにおいて、婦人少年室等との連携のもと、女子再就職準備セミナーを実施し、再就職を希望して

いる女性の円滑な再就職の促進と再就職の機会の拡大に資することとしている。

二 婦人就業援助促進事業の実施

女性の就業ニーズの多様化、再就職を希望する女性の増加に伴い、婦人就業援助対策の必要性はますます大きくなっている。

このため、地方公共団体の設置する婦人就業援助施設（平成8年度現在52か所）に対し国の補助（1/3相当）を行い、再就職を希望する女性の就業を促進するため、ワープロ、パソコン、経理事務、病人介護などの就業に必要な技術講習を実施するとともに、就業に関する広範な相談、指導及び情報提供を行っている。

また、母子家庭の母等がその適性、能力にふさわしい職業に就くことができるよう、次の就業援助対策を講じている。

- ① 婦人就業援助施設における技術講習を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する受講旅費の支給（最高日額1,470円）。
- ② 寡婦等職業相談員による職業相談の実施。
- ③ 公共職業安定所長の指示により公共職業訓練又は職場適応訓練を受講する母子家庭の母等で所得が一定額以下の者に対する訓練手当の支給（平均月額13万5,620円）。
- ④ 母子家庭の母等を公共職業安定所の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給（雇用人1人につき1年間の賃金の4分の1相当額、ただし中小企業は3分の1）。
- ⑤ 母子家庭の母等に対し、委託を受けて職場適応訓練を実施する事業主に対する職場適応訓練費の支給（訓練生1人につき月額2万3,000円）。
- ⑥ 母子家庭の母等及び寡婦の就業援助に関する諸制度の周知と雇用促進について社会一般の気運の醸成を図るための啓発活動の実施。

ホ 保育サービス講習等の実施

共働き家庭の子育てを支援することを希望する主婦等を対象に、保育に関

する一定の知識や経験を付与することにより、保育サービスを提供する者の養成を図る保育サービス講習を実施している。

また、老人介護の分野に再就職を希望する主婦等を対象に、老人介護者の養成を図る老人介護講習を実施している。

(6) レディス・ハローワーク事業の実施

高学歴化やライフスタイルの変化等に伴う女性の社会的進出意欲の高まりも著しいものがあるが、女性の場合、意欲と能力はあっても育児・家事等の制約条件のために潜在労働力化している未就業層が相当数にのぼるものと考えられる。

一方、若年労働力を中心とする労働力不足が中・長期的に予測される中、今後の労働力需給調整を円滑に進めていくためには、高齢労働力の活用と同時に、女性労働力の積極的活用を図ることが、重要な課題となっている。

このようなことから「就業希望登録」「雇用促進プログラム」「多様な求職ニーズに応じた職業紹介」等のきめ細かな再就職援助措置を内容とする「レディス・ハローワーク事業」を平成3年度から実施しており、この事業を専門的に取扱う公共職業安定所として、札幌・仙台・千葉・東京・横浜・名古屋・京都・大阪・神戸・広島・福岡・北九州に「レディス・ハローワーク」を設置し、女性労働者の働きやすい環境づくりに努めると同時に、女性の再就職援助を推進しているところである。

3 母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

女性労働者には、労働基準法により産前はその請求により6週間（多胎妊娠の場合は10週間）、産後は8週間の休業が認められ、休業する期間及びその後30日間の解雇は禁止される。また、妊娠中は他の軽易業務への転換を請求することができる。妊娠婦が請求した場合には、変形労働時間制の適用が制限されるとともに、時間外労働、休日労働又は深夜業をさせることができ

ない。さらに、妊産婦には、重量物の取扱い業務その他妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせることができない。生後1年未満の生児を育てる女性労働者は、休憩時間とは別に1日2回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。

労働省においては、これらの労働基準法の規定が遵守されるよう事業主に対し、監督、指導等を行っている。

(2) 均等法上の母性健康管理

均等法では、妊娠中及び出産後の健康管理に関する配慮及び措置を行うよう事業主に要請している。

具体的には、母性健康管理指導基準（その内容は、①健康診査等の受診のための時間の確保、②妊娠中の通勤緩和、③妊娠中の休憩時間等の措置、④妊娠中及び出産後における症状等に対応する措置）を定め、事業主や女性労働者に対し指導を行っている。指導基準については、最近の医学的知見の進展を踏まえ見直しを行い、平成8年4月から改正しており、勤婦人少年協会に委託してセミナーを開催するなどその普及に努めている。また、各都道府県婦人少年室に母性健康管理指導医を配置し、専門的立場から指導・助言を行っている。さらに、女性労働者を50人程度以上使用している事業場の事業主に対し、自主的な母性健康管理体制の整備を図るため、母性健康管理推進者の設置を勧奨している。

4 パートタイム労働対策の推進

平成5年12月1日に短時間労働者の福祉の増進を目的とした「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」（以下「パートタイム労働法」という。短時間労働援助センターに関する部分は平成6年4月1日施行）及び「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（以下「指針」という。）が施行された。

労働省では、パートタイム労働法及び指針の周知徹底に努めるとともに、

パートバンク、パートサテライト等の設置等による需給調整機能の強化、パートタイム労働者に対する職業能力の開発等総合的なパートタイム労働対策を積極的に推進し、次のような施策を実施している。

(1) パートタイム労働法の施行

イ パートタイム労働法の周知徹底

毎年11月上旬を「パートタイム労働旬間」と定め、全国の婦人少年室を中心に、中小企業を重点対象とした集団説明会を開催する等、法及び指針の周知徹底に努めている。

平成8年度は、「あなたの力 社会に生かす パートで生かす」をスローガンに、法及び指針の周知徹底を図るとともに、中小企業等に対する助成金の一層の活用促進を図るための活動を集中的に実施した。

ロ 短時間雇用管理者の選任勧奨及び講習会の実施

パートタイム労働法は、常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業主に対し、短時間雇用管理者を選任するよう努めることを要請している。このため、事業主等に対する説明会の開催や個別指導等の実施等により、短時間雇用管理者の選任勧奨に努めるとともに、選任された短時間雇用管理者を対象とした講習会を開催している。

(2) 短時間労働援助センターによる雇用管理改善等援助事業の実施

短時間労働援助センターとして指定された財21世紀職業財団において、以下のパートタイム労働者の雇用管理改善等援助事業を行っている。

イ パートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する助成金の支給

(イ) 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主が、通常の労働者との均衡等を考慮して、パートタイム労働者についても健康診断、慶弔見舞金、通勤に関する便宜供与の実施等一定の福利厚生制度を適用する場合に、それに要する費用の一部（一定額）を助成するものである。

(ロ) 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主の団体が、構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のために労働条件の適正化及び雇用管理の改善に関する情報提供、講習の実施等の活動を行う場合に経費の3分の2（最高限度額1,000万円）を助成するものである。

ロ パートタイム労働に係る情報提供、相談援助事業

未就業者及びパートタイム労働者等に対する情報の提供及び相談援助を実施するとともに、事業主等に対するパートタイム労働者の雇用管理の改善等に関する情報提供等を行っている。

ハ 短時間雇用管理者等に対する研修会の実施

短時間雇用管理者等の資質の向上に向けて、研修を行っている。

ニ パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主点検及び優良事業所表彰を行うなどにより、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促している。

ホ パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(3) パートタイム労働者の雇用の安定

イ パートバンク・パートサテライトの設置等、需給調整機能の充実

パートタイム労働者の増加に対応するため、パートタイム雇用の需要の高い大都市に、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取扱う「パートバンク」（平成8年度末までに75カ所設置）、中規模都市に「パートサテライト」（平成8年度末までに75カ所）を設置し、パートタイム労働力の需給調整機能の充実を図っている。

ロ 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する

相談に幅広く対応している。

ハ 雇用保険の適用の拡大

平成元年の雇用保険法改正により、一定の要件を満たすパートタイム労働者に対する雇用保険の適用の拡大が図られた。

(4) パートタイム労働者の能力開発の推進等

平成元年度から、職業能力開発促進センターにおいて、また、平成3年度から都道府県立職業能力開発校において、パートタイム求職者に対するワープロ入門・パソコン入門等の10日間程度の短期の普通職業訓練を実施している。

また、公共職業安定所においては、パートタイム就業希望者に職業に関する知識等を付与する「パートタイマー職業教室」を実施している。

(5) パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

パートタイム労働者について中小企業退職金共済制度への加入促進を図るため、掛金月額の最低額について、パートタイム労働者については特例が設けられている。

5 家内労働対策の推進

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、次の施策を推進している。

(1) 家内労働法の周知徹底

イ 家内労働旬間の実施

家内労働法の周知徹底と遵法意識の高揚を図り、家内労働者の労働条件の向上を一層促進するため「家内労働旬間」を毎年5月21日～31日に設定し、スローガン（平成8年「愛して信頼 もらって安心 家内労働手帳」）を掲げ集中的に広報活動、監督指導等を行っている。

ロ 家内労働手帳の交付の徹底

家内労働者の労働条件を確保し、当事者間の無用の紛争を防止するためには、家内労働の委託条件の明確化を図ることが重要であることから、家内労働者に仕事を委託するに当たっては、工賃単価、品名、数量、納期などを記入した家内労働手帳の交付の徹底を図っている。

また、取扱いやすく工夫されたモデル様式として「伝票式家内労働手帳」の普及にも努めている。

ハ 工賃支払いの確保

原則として工賃は、通貨で全額、家内労働者から物品が納入された日から1カ月以内に委託者が支払わなければならない、工賃不払いについては、関連する情報を的確に把握するとともに、必要に応じ監督指導を実施するなど、法違反の防止及びその早期解決に努めている。

ニ 最低工賃の決定及び周知

工賃の低廉な家内労働者について工賃の改善を図るため、家内労働審議会等の審議に基づき、最低工賃を決定している（平成8年3月末現在決定件数188件）。現在、平成7年度を初年度とする「第5次最低工賃新設・改正計画」に基づき、計画的に新設・改正を行うとともに、決定された最低工賃の周知に努めている。

ホ 安全及び衛生の確保

危険有害業務に従事する家内労働者の安全及び衛生の確保に努めるとともに、委託者団体による自主的な家内労働災害防止活動の促進を図っている。

また、粉じん作業、有機溶剤作業、鉛作業に従事する者に対しては、中央労働災害防止協会に委託して行う特殊健康診断を実施し、職業性疾病の早期発見及び実態の把握に努めている。

なお、家内労働者及びその補助者であって危険度が高いとされるプレス機械や動力機械などを使用する作業や、有機溶剤や鉛等を使用する有害な作業に従事する者のうち一定の要件を満たす場合は、労災保険に特別加入することができることから、その制度の周知と加入の促進を図っている。

(2) ワープロ作業に係る対策

ワープロ作業を行う在宅就業については、「家内労働法におけるワープロ作業の取扱いについて」（平成2年3月31日付け基発第184号・婦発第57号通達）により、一定の要件に該当する場合家内労働法の適用があるものとしたところである。平成8年3月末日現在「長野県出版業・印刷業・製版業・筆耕業最低賃金」において、ワープロ入力 of 最低賃金が設定されている。

(3) いわゆる「インチキ内職」の被害防止

高収入のうたい文句で高額 of 講習料を取られ、あるいは高額 of 機械を買わされたにもかかわらず、期待した収入が得られないなどのいわゆる「インチキ内職」については、内職希望者が誇大広告に感わされないよう広報活動を行い、注意 of 喚起を図っている。

6 女性の地位向上のための施策の推進

雇用における男女 of 均等な機会と待遇 of 確保や職業生活と家庭 of 両立を実現し、女性の地位を向上させるには、男女 of 意識面において今なお根強く残る女性の意欲・能力や男女 of 役割についての固定的な考え方を改めていくことが重要である。このため、男女 of 固定的な役割分担意識 of 是正に向けた啓発活動を行うとともに、あらゆる分野への女性の参加 of 促進に努めている。

(1) 婦人週間の実施

日本の女性が初めて参政権を行使した昭和21年4月10日を記念して、昭和24年から毎年4月10日に始まる一週間を「婦人週間」とし、女性の地位向上のための特別活動を行っている。

第48回婦人週間は、テーマを「21世紀に向けて 自分らしい生き方ができる社会を創ろう」とし、キャッチフレーズを「はつらつ 生き方自由自在」と定めて全国的に広報啓発活動を実施した。

また、本年は女性が初めて参政権を行使してから50周年に当たることから

これを記念して、第48回国際シンポジウムを平成8年4月26日に開催した。

(2) 「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置

平成7年度から「女性の歴史と未来館（仮称）」の設置を進め、働くことを中心に女性の社会参加を積極的に支援するための能力発揮、展示、相談及び情報提供等の事業を総合的に展開することとしている（平成7年度から9年度にかけて建設し、平成10年度に開館する予定）。

(3) 女性起業家の支援施策の推進

事業を起こすことを希望する女性のニーズや実際に起業した女性が遭遇している問題点等を把握するとともに、今後、起業を希望する女性の支援事業を計画的に実施するため、有識者の参集を求めて研究会等を開催し、必要な施策の検討を行っている。

(4) 政策、方針決定への参加の促進

各種審議会等における女性委員の比率を高めるため、あらゆる機会をとらえて、関係機関、団体等に対して協力要請を行っている。

特に、毎年6月には「女性の公職参加状況調べ」を実施し、これらの結果等を踏まえて各種審議会等への女性の参加促進を図っている。

7 女性の能力開発

職業訓練は、国、都道府県、雇用促進事業団等の行う公共職業訓練と事業主やその団体等民間で行われる職業訓練に大別される。

公共職業能力開発施設が行う職業訓練には、普通職業訓練、高度職業訓練（職業能力開発促進法の改正により、従来の養成訓練、向上訓練、能力再開発訓練の体系を再編）の2種類があり、これらの訓練を行う施設は全国で353校で平成7年度における職業訓練実施規模は約40万人であった。

公共職業能力開発施設への入校者に占める女性の割合（6年度）は、旧養

成訓練では22.5%、旧能力再開発訓練では43.1%となっている。訓練科目別では洋裁科、機械製図科、建築設計科、インテリアサービス科、情報ビジネス科、OA事務科、経理事務科、介護サービス科等で女性の割合が高い。

また、平成元年度より、大都市部及びその周辺の職業能力開発促進センターにおいて、さらに平成3年度より都市部の職業能力開発校において、パートタイム求職者に対する短期訓練を実施している。

民間における職業訓練で、公共職業訓練と同水準の教科、訓練期間、設備等によって行う認定職業訓練は、平成7年度において、事業主が単独で行うものが409カ所、事業主等の団体で行うものが1,012カ所である。7年4月に在籍した長期間課程訓練の訓練生のうち、女性は15.9%（前年16.0%）である。訓練科目では、和裁科、洋裁科、美容科の3科で全体の約60%を占めている。

8 国際協力の推進

女性の地位の向上、男女平等の実現は国際的問題であり、国際社会において我が国が果たすべき役割、我が国への期待も高まっているところから、国際協力を積極的に推進し、国際協力事業団が行う研修生受入れ事業に協力して、開発途上国における女性行政官及び民間部門における女性リーダーを対象とする「女性の地位向上セミナー」を実施している。

また、平成5年度から開発途上国の女性労働者の置かれた状況を改善するため、我が国と開発途上国の女性労働者間の経験・知識の相互交流を行う「アジア女性労働交流事業」を実施している。

さらに、平成7年度からは、企業における女性の管理職への登用、あるいは労使団体における方針決定の場への女性の登用についての理解を促すため、我が国と先進諸国の企業・労使幹部に相互交流と実情視察の機会を提供する「グラス・シーリング解消のための国際交流事業」を実施している。

付属統計表

付 属 統 計 表

目 次

(就業状況等)

付表1	15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移……………	付 5
付表2	年齢階級別労働力人口及び労働力率の推移……………	付 6
付表3	配偶関係別女子労働力率の推移……………	付 8
付表4	年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合……………	付 8
付表5	主な活動状態別女子非労働力人口の推移……………	付 9
付表6	従業上の地位別就業者数の推移……………	付 10
付表7	従業上の地位別就業者数の構成比の推移……………	付 12
付表8	産業別就業者数及び構成比の推移……………	付 14
付表9	完全失業者数及び完全失業率の推移……………	付 16
付表10	離職理由別完全失業者数及び構成比の推移……………	付 17

(雇用状況等)

付表11	産業別雇用者数の推移……………	付 18
付表12	産業別雇用者数の構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移……………	付 20
付表13	職業別雇用者数、構成比及び雇用者総数に占める女子の割合の推移……………	付 22
付表14	規模別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）……………	付 24
付表15	年齢階級別雇用者数、構成比及び15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移……………	付 26
付表16	雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）……………	付 28
付表17	配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）……………	付 29
付表18	有配偶女子の就業状態の推移……………	付 29
付表19	妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的な一般世帯—……………	付 30
付表20	末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態……………	付 31
付表21	学歴別女子労働者数及び構成比の推移……………	付 31
付表22	学歴、産業・企業規模別女子労働者の割合……………	付 32
付表23	平均年齢及び平均勤続年数の推移……………	付 32
付表24	年齢階級別平均勤続年数の推移……………	付 33
付表25	勤続年数階級別女子労働者構成比の推移……………	付 34
付表26	年齢階級別女子役職者の構成比……………	付 34
付表27	一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）……………	付 35
付表28	中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移……………	付 36
付表29	就業形態別入職・離職状況の推移……………	付 37

付表30	女子の産業別入職・離職状況の推移	付 38
付表31	職歴別女子入職者	付 39
付表32	年齢階級別女子の一般未就業者数及び転職入職者数並びに構成比	付 40
付表33	就業の動機別女子入職者数の割合	付 42
付表34	女子の離職理由別離職者数の構成比の推移	付 43
付表35	年齢階級、離職理由別女子離職者の割合	付 44
付表36	学歴別新規学卒就職者数、構成比及び就職率の推移	付 45
付表37	新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移	付 48
付表38	職業別4年生大学卒就職者数及び構成比の推移	付 51
付表39	学校種類別進学率の推移	付 52
付表40	新規学卒者の就職状況	付 53
付表41	新規大卒未就業者の企業規模別、一般・パート別入職者数構成比	付 54
付表42	関係学科別大学在学学生数の構成比の推移	付 55
(賃金、労働時間等)		
付表43	1人平均月間現金給与額	付 55
付表44	産業別1人平均月間現金給与総額	付 56
付表45	きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移	付 58
付表46	年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差	付 58
付表47	女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差	付 59
付表48	標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差	付 60
付表49	新規学卒者の初任給額の推移	付 61
付表50	1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移	付 62
付表51	産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数	付 63
(雇用管理等)		
付表52	産業別男性のみ募集の理由別企業割合	付 65
付表53	新規学卒者及び中途採用者の採用状況	付 66
付表54	男女間の採用方針の差異(M.A.)	付 66
付表55	職務別男性のみ配置の理由(M.A.)	付 67
付表56	配置転換の方針	付 68
付表57	教育訓練の実施状況(過去1年間)	付 68
付表58	福利厚生制度の実施状況	付 69
付表59	女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合	付 69
付表60	1人平均産前産後休業日数	付 70
付表61	妊娠中の軽易業務転換者及び育児時間請求者の割合	付 70
付表62	生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況	付 71
付表63	妊娠婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合	付 71
付表64	妊娠・出産による退職者の割合	付 71

付表65	女子再雇用制度実施事業所の割合	付 72
付表66	介護休業制度実施事業所の割合	付 72

(家計)

付表67	勤労者世帯の家計収支の推移	付 73
付表68	核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比	付 74

(家内労働)

付表69	家内労働従事者数の推移	付 75
付表70	業種別家内労働者の推移	付 76

(非正規雇用の現状)

付表71	雇用形態別役員を除く雇用者数の推移	付 77
付表72	性、各就業形態別の労働者数割合	付 78
付表73	短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）	付 79
付表74	夫の収入と妻の就業状態	付 80
付表75	年齢階級、配偶関係、学歴別労働者構成比	付 81
付表76	各就業形態別配偶関係	付 82
付表77	各就業形態別就業者の属性	付 83
付表78	派遣労働者のタイプと職種	付 84
付表79	週当たり労働時間・勤務日数、平均労働時間・勤務日数	付 85
付表80	仕事と家庭の重視度	付 86
付表81	短時間労働者の賃金に対する意識	付 87
付表82	希望する就業形態	付 88
付表83	派遣労働者の今後希望する働き方	付 89

(非正規雇用に関する企業の動向)

付表84	現在の労働者構成、今後の労働者構成	付 90
付表85	今後の雇用のあり方	付 90

(非正規雇用の雇用管理等)

付表86	派遣労働者に対する就業条件の明示状況	付 91
付表87	非正規従業員の雇入れ時の労働条件の明示方法（M、A、）	付 91
付表88	労働条件・就業条件について派遣前に知らされた内容との差異	付 92
付表89	契約社員の雇用管理の状況	付 92
付表90	非正社員の雇用契約期間の定め方	付 93
付表91	就業形態別週所定労働時間の定め方、平均週所定労働時間	付 93
付表92	派遣労働者の賃金形態及び諸手当の有無	付 93
付表93	各種福利厚生制度適用状況及び改善要望事項	付 94
付表94	派遣労働者の社会保険への加入状況	付 95

(パートタイム労働者の現状)

付表95	年齢階級、産業、企業別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定
------	---------------------------------

内給与額の推移	付 96
付表96 産業・企業規模別女子パートタイム労働者の年間賃金とその他の特別給 与額の推移	付 97
付表97 パート等労働者の賃金支払形態	付 98
付表98 パート等労働者の処遇方法 (M. A.)	付 99
付表99 産業・企業規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働 時間数及び実労働日数の推移	付100
付表100 パート等労働者の労働時間、勤務日を定める際の本人の事情の考慮	付101
付表101 9月の就労の有無、平均残業時間及び平均出勤日数	付102
付表102 パート等労働者の通算就労期間	付103
付表103 パート等労働者の労働組合への加入状況	付104
付表104 パート等労働者の通勤時間	付105
付表105 就労調整への対応	付106
付表106 所得税以外の理由での年収の調整状況及びその理由	付107
付表107 女子パートタイム労働者等の年間賃金額	付108
付表108 今後の希望する仕事	付108
(パートタイム労働者に対する雇用管理)	
付表109 パートタイム労働者の現職に就いた方法	付109
付表110 産業別パート等労働者の雇用理由	付110
付表111 パート等労働者の採用時の労働条件明示内容	付111
付表112 雇用契約期間の有無、契約期間、更新についての考え方	付112
付表113 女子パート等労働者の雇用契約期間終了後の更新についての考え方	付113
付表114 雇用契約更新の有無及び更新回数	付114
付表115 社会保険の加入状況	付115
付表116 福利厚生実施状況	付116
付表117 パート等労働者の就業形態転換制度の状況	付117
(その他)	
付表118 人口動態の推移	付118
付表119 主要国の労働力人口、労働力率、雇用者数及び総数に占める女子の 割合	付120
付表120 主要国の年齢階級別労働力人口及び労働力率	付122
付表121 主要国の従業上の地位別就業者数の構成比	付124
付表122 主要国の産業別雇用者数及び構成比	付126
付表123 主要国の職業別雇用者数及び構成比	付128
付表124 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差	付129

付表1 15歳以上人口、労働力人口及び非労働力人口の推移

区 分		15歳以上人口 (A)	労働力人口 (B)	非労働力人口	労働力率 (B)/(A)	労働力人口の 男女別構成比
		万人	万人	万人	%	%
男	昭和 35 年	6,520	4,511	1,998	69.2	100.0
	40	7,287	4,787	2,497	65.7	100.0
	45	7,885	5,153	2,723	65.4	100.0
	50	8,443	5,323	3,095	63.0	100.0
	55	8,962	5,650	3,249	63.3	100.0
	56	9,017	5,707	3,279	63.3	100.0
	57	9,116	5,774	3,309	63.3	100.0
	58	9,232	5,889	3,305	63.8	100.0
	59	9,347	5,927	3,373	63.4	100.0
	60	9,465	5,963	3,450	63.0	100.0
	61	9,587	6,020	3,513	62.8	100.0
	62	9,720	6,084	3,584	62.6	100.0
	63	9,849	6,166	3,635	62.6	100.0
	平成 元	9,874	6,270	3,655	62.9	100.0
	2	10,089	6,384	3,657	63.3	100.0
	3	10,199	6,505	3,649	63.8	100.0
	4	10,283	6,578	3,679	64.0	100.0
女	昭和 35 年	3,370	1,838	1,526	54.5	40.7
	40	3,758	1,903	1,853	50.6	39.8
	45	4,060	2,024	2,032	49.9	39.3
	50	4,344	1,987	2,342	45.7	37.3
	55	4,591	2,185	2,391	47.6	38.7
	56	4,634	2,209	2,411	47.7	38.7
	57	4,687	2,252	2,420	48.0	39.0
	58	4,746	2,324	2,404	49.0	39.5
	59	4,804	2,347	2,436	48.9	39.6
	60	4,863	2,367	2,472	48.7	39.7
	61	4,925	2,395	2,506	48.6	39.8
	62	4,995	2,429	2,542	48.6	39.9
	63	5,059	2,473	2,563	48.9	40.1
	平成 元	5,120	2,533	2,564	49.5	40.4
	2	5,178	2,593	2,562	50.1	40.6
	3	5,233	2,651	2,581	50.7	40.8
	4	5,281	2,679	2,590	50.7	40.7
計	昭和 35 年	3,151	2,673	472	84.8	59.3
	40	3,529	2,884	644	81.7	60.2
	45	3,825	3,129	691	81.8	60.7
	50	4,099	3,336	754	81.4	62.7
	55	4,341	3,465	859	79.8	61.3
	56	4,384	3,498	868	79.8	61.3
	57	4,430	3,522	889	79.5	61.0
	58	4,486	3,564	901	79.4	60.5
	59	4,544	3,580	937	78.8	60.4
	60	4,602	3,596	978	78.1	60.3
	61	4,662	3,626	1,007	77.8	60.2
	62	4,726	3,655	1,043	77.3	60.1
	63	4,790	3,693	1,071	77.1	59.9
	平成 元	4,854	3,737	1,091	77.0	59.6
	2	4,911	3,791	1,095	77.2	59.4
	3	4,965	3,854	1,088	77.6	59.2
	4	5,002	3,899	1,090	77.9	59.3
男	昭和 35 年	5,044	3,935	1,101	78.0	59.5
	40	5,078	3,951	1,122	77.8	59.5
	45	5,108	3,966	1,139	77.6	59.5
	50	5,153	4,023	1,130	78.1	59.6
	55	5,185	4,078	1,127	78.7	59.7
	56	5,217	4,133	1,122	79.2	59.8
	57	5,249	4,188	1,121	79.6	59.9
	58	5,281	4,243	1,122	80.1	60.0
	59	5,313	4,298	1,122	80.9	60.1
	60	5,345	4,353	1,122	81.4	60.2
	61	5,377	4,408	1,122	81.9	60.3
	62	5,409	4,463	1,122	82.5	60.4
	63	5,441	4,518	1,122	83.0	60.5
	平成 元	5,473	4,573	1,122	83.5	60.6
	2	5,505	4,628	1,122	84.1	60.7
	3	5,537	4,683	1,122	84.6	60.8
	4	5,569	4,738	1,122	85.1	60.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表2 年齢階級別労働力

区 分	総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60~ 64	65歳 以上
女	昭35	1,838	219	277	217	216	200	457		162		80
	40	1,903	191	325	204	205	226	506		172		75
	45	2,024	153	374	208	201	234	235	199	153	116	77
	50	1,987	85	301	226	204	227	245	227	182	126	89
	55	2,185	74	273	223	255	268	268	261	216	156	97
	56	2,209	72	272	215	274	258	274	267	218	160	99
	57	2,252	70	275	210	272	268	286	274	225	166	103
	58	2,324	78	281	210	261	287	300	279	235	175	110
	59	2,347	79	284	212	244	297	316	277	239	178	111
	60	2,367	72	289	210	229	317	313	282	244	182	116
	61	2,395	78	295	210	215	341	302	286	251	182	120
	62	2,429	78	299	219	208	336	306	295	254	189	124
	63	2,473	79	308	226	203	317	322	305	261	194	128
	平元	2,533	84	318	232	201	300	341	325	262	201	134
	2	2,593	87	326	245	200	283	366	327	268	212	138
	3	2,651	86	343	252	203	267	392	313	276	222	145
	4	2,679	83	353	258	203	257	385	319	288	225	148
	5	2,681	78	356	267	204	246	362	338	291	229	150
	6	2,694	74	360	278	208	242	335	351	306	226	149
	7	2,701	67	361	287	213	234	314	373	302	229	153
男	昭35	2,673	234	325	360	368	275	678		304		144
	40	2,884	201	400	395	386	363	681		306		153
	45	3,129	148	434	435	403	400	357	257	206	186	145
	50	3,336	83	351	521	454	412	401	351	250	190	154
	55	3,465	73	279	440	521	450	407	391	340	228	151
	56	3,498	73	281	419	551	429	411	399	349	247	150
	57	3,522	77	280	402	541	441	423	401	357	265	152
	58	3,564	84	286	390	510	469	431	402	365	284	155
	59	3,580	82	289	384	474	492	450	397	369	297	163
	60	3,596	79	293	378	444	522	445	397	374	307	171
	61	3,626	86	295	377	420	551	425	402	381	315	185
	62	3,655	86	301	378	406	539	434	414	384	325	198
	63	3,693	87	309	382	394	509	463	423	387	334	209
	平元	3,737	87	319	385	389	475	487	444	383	340	222
	2	3,791	94	327	396	384	448	518	439	385	348	234
	3	3,854	97	348	398	382	427	550	420	392	359	245
	4	3,899	96	363	399	385	410	541	432	406	364	255
	5	3,935	91	375	411	388	398	510	460	415	367	263
	6	3,951	84	381	421	389	392	473	483	432	363	264
	7	3,966	79	379	430	397	385	445	512	429	364	268

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注）昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字は時系列接続用に補正していない。

人口及び労働力率の推移

区 分		総 数	15～ 19歳	20～ 24	25～ 29	30～ 34	35～ 39	40～ 44	45～ 49	50～ 54	55～ 59	60～ 64	65歳 以上
労働力率 (%)	女	昭35	54.5	49.0	70.8	54.5	56.5	59.0	59.0		46.7		25.6
		40	50.6	35.8	70.2	49.0	51.1	59.6	60.2		45.3		21.6
		45	49.9	33.6	70.6	45.5	48.2	57.5	62.8	63.0	58.8	48.7	39.1
		50	45.7	21.7	66.2	42.6	43.9	54.0	59.9	61.5	57.8	48.8	38.0
		55	47.6	18.5	70.0	49.2	48.2	58.0	64.1	64.4	59.3	50.5	38.8
		56	47.7	18.0	70.3	50.0	48.9	58.8	64.6	64.8	58.8	50.0	38.5
		57	48.0	17.2	71.1	51.0	49.5	59.7	65.7	65.9	59.4	50.3	38.6
		58	49.0	18.7	72.1	52.8	50.4	60.3	67.6	66.9	60.6	51.5	39.6
		59	48.9	18.5	72.4	53.9	50.6	59.6	68.1	67.1	61.0	50.9	38.0
		60	48.7	16.6	71.9	54.1	50.6	60.0	67.9	68.1	61.0	51.0	38.5
		61	48.6	17.2	73.8	54.5	50.0	61.0	68.8	68.1	61.7	49.9	38.6
		62	48.6	16.6	73.6	55.9	50.5	61.3	68.4	68.4	61.8	50.8	38.5
		63	48.9	16.5	73.7	58.2	50.9	61.3	68.1	69.3	63.3	50.9	38.6
		平元	49.5	17.3	74.3	59.6	51.1	62.4	68.8	70.7	64.2	52.2	39.2
	男	2	50.1	17.8	75.1	61.4	51.7	62.6	69.6	71.7	65.5	53.9	39.5
		3	50.7	17.8	75.6	63.2	52.9	62.1	70.4	72.1	66.5	55.5	40.7
		4	50.7	17.6	75.6	64.0	52.7	62.4	70.5	72.0	67.6	55.6	40.7
		5	50.3	17.4	74.5	64.3	52.7	61.7	70.3	71.9	66.9	56.4	40.1
		6	50.2	17.0	74.2	65.3	53.5	61.6	69.8	71.2	67.4	56.4	39.4
		7	50.0	16.0	74.1	66.4	53.7	60.5	69.5	71.3	67.1	57.0	39.7
		昭35	84.8	52.7	87.8	95.5	96.6	96.2	95.9		85.6		56.9
		40	81.7	36.3	85.8	96.8	97.0	97.1	96.3		86.7		56.3
		45	81.8	31.4	80.7	97.1	97.8	97.8	97.5	97.0	95.8	91.2	81.5
		50	81.4	20.5	76.5	97.2	98.1	98.1	97.6	96.7	96.2	92.2	79.4
		55	79.8	17.4	69.6	96.3	97.6	97.6	97.6	96.5	96.0	91.2	77.8
		56	79.8	17.4	70.3	96.3	97.7	97.7	97.4	97.1	95.6	91.1	76.5
		57	79.5	18.1	70.2	96.4	97.5	98.0	97.7	97.1	95.7	91.1	76.0
		58	79.4	19.1	71.0	96.5	97.5	97.9	97.5	97.1	95.8	91.3	74.9
		59	78.8	18.2	71.0	96.2	97.3	97.8	97.6	97.1	95.6	90.5	73.8
		60	78.1	17.3	70.1	95.7	97.2	97.6	97.2	96.8	95.4	90.3	72.5
		61	77.8	18.0	70.8	95.9	96.8	97.3	97.3	96.6	95.3	90.5	72.5
		62	77.3	17.4	71.3	95.9	96.9	97.3	97.3	97.2	95.5	91.0	71.7
		63	77.1	17.2	71.0	96.2	97.0	97.5	97.5	97.2	96.0	91.3	71.1
		平元	77.0	17.0	71.2	96.0	97.0	97.5	97.4	97.6	96.0	91.6	71.4
		2	77.2	18.3	71.7	96.1	97.5	97.8	97.6	97.3	96.3	92.1	72.9
		3	77.6	19.1	72.8	96.1	97.4	97.9	97.9	97.4	96.3	93.2	74.2
		4	77.9	19.4	74.5	96.4	98.0	98.1	98.2	98.0	97.1	93.6	75.0
		5	78.0	19.0	75.2	96.5	98.0	98.3	98.3	97.9	97.2	94.1	75.6
		6	77.8	18.3	74.9	96.3	97.7	98.2	97.7	97.8	97.1	94.0	75.0
		7	77.6	17.9	74.0	96.4	97.8	98.0	97.8	97.7	97.3	94.1	74.9

付表3 配偶関係別女子労働力率の推移

(単位 %)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和 37 年	53.4	63.6	51.1	44.5
40	50.6	56.4	49.9	42.9
45	49.9	59.3	48.3	39.9
50	45.8	54.3	45.2	36.2
55	47.6	52.6	49.2	34.2
56	47.7	52.8	49.4	33.6
57	48.0	52.5	50.0	33.6
58	49.0	53.4	51.3	33.4
59	48.9	53.6	51.1	32.9
60	48.7	53.0	51.1	32.9
61	48.6	53.3	51.1	32.4
62	48.6	53.0	51.3	31.9
63	48.9	53.3	51.6	31.7
平成 元	49.5	54.2	52.3	31.7
2	50.1	55.2	52.7	32.3
3	50.7	56.4	53.2	32.4
4	50.7	57.4	52.9	32.7
5	50.3	57.7	52.2	32.5
6	50.2	58.4	51.8	32.3
7	50.0	59.2	51.2	32.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表4 年齢階級、配偶関係別女子労働力率及び雇用者の割合

(単位 %)

	未 婚		有 配 偶		死 別 ・ 離 別	
	昭和60年	平成7年	60年	7年	60年	7年
計	53.0(46.5)	50.0(53.0)	51.1(29.9)	51.2(35.9)	32.9	32.0
15～19歳	16.5(14.9)	16.0(14.2)	* (*)	* (*)	*	*
20～24	79.0(72.6)	74.1(72.1)	40.8(31.0)	41.4(36.2)	*	*
25～29	88.0(77.8)	66.4(83.7)	38.9(27.9)	41.7(34.9)	*	*
30～34	80.4(65.2)	53.7(78.1)	45.7(28.8)	44.1(34.1)	85.7	84.6
35～39	78.1(62.5)	60.5(72.2)	57.4(35.8)	56.2(43.8)	87.5	88.9
40～44	80.0(60.0)	69.5(64.3)	66.3(43.4)	67.7(51.9)	83.3	90.0
45～49	75.0(56.3)	71.3(59.3)	66.6(41.4)	69.7(52.8)	82.4	84.8
50～54	73.3(53.3)	67.1(55.6)	59.2(33.3)	65.2(46.4)	72.3	79.2
55～64	54.5(36.4)	48.5(37.8)	44.4(17.6)	47.1(27.3)	47.3	54.2
65歳以上	* (*)	15.6(12.0)	21.8(4.8)	21.0(5.7)	11.7	10.9

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は当該年齢人口に占める雇用者の割合である。

付表5 主な活動状態別女子非労働力人口の推移

区 分		計	家 事	通 学	そ の 他
非 勞 働 力 人 口 (万 人)	昭和 35 年	1,526	1,005	216	305
	40	1,853	1,188	341	323
	45	2,032	1,373	323	335
	50	2,342	1,603	336	403
	55	2,391	1,560	370	461
	56	2,411	1,565	368	478
	57	2,420	1,547	379	495
	58	2,404	1,517	379	509
	59	2,436	1,516	391	529
	60	2,472	1,528	407	537
	61	2,506	1,542	416	547
	62	2,542	1,536	435	571
	63	2,563	1,533	448	582
	平成 元	2,564	1,522	452	590
	2	2,562	1,514	451	597
	3	2,561	1,512	450	599
	4	2,590	1,553	446	591
	5	2,639	1,595	441	603
	6	2,669	1,610	432	626
	7	2,698	1,637	424	636
構 成 比 (%)	昭和 35 年	100.0	65.9 (29.8)	14.2	20.1
	40	100.0	64.1 (31.6)	18.4	17.4
	45	100.0	67.6 (33.8)	15.9	16.5
	50	100.0	68.5 (36.9)	14.4	17.2
	55	100.0	65.2 (34.0)	15.5	19.3
	56	100.0	64.9 (33.8)	15.3	19.8
	57	100.0	63.9 (33.0)	15.7	20.5
	58	100.0	63.1 (32.0)	15.8	21.2
	59	100.0	62.2 (31.6)	16.1	21.7
	60	100.0	61.8 (31.4)	16.5	21.7
	61	100.0	61.5 (31.3)	16.6	21.8
	62	100.0	60.4 (30.8)	17.1	22.5
	63	100.0	59.8 (30.3)	17.5	22.7
	平成 元	100.0	59.4 (29.7)	17.6	23.0
	2	100.0	59.1 (29.2)	17.6	23.3
	3	100.0	59.0 (28.9)	17.6	23.4
	4	100.0	60.0 (29.4)	17.2	22.8
	5	100.0	60.4 (29.9)	16.7	22.8
	6	100.0	60.3 (30.0)	16.2	23.5
	7	100.0	60.7 (30.3)	15.7	23.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は15歳以上人口に占める家事専業者の割合

付表6 従業上の地位別

区 分		全 産 業				計			
		計	自営業主	家族従業者	雇 用 者				
就 業 者 数 (万 人)	男	昭和 35 年	4,436	1,006	1,061	2,370	1,273		
		40	4,730	939	915	2,876	1,046		
		45	5,094	977	805	3,306	842		
		50	5,223	939	628	3,646	618		
		55	5,536	951	603	3,971	532		
		56	5,581	943	592	4,037	510		
		57	5,638	943	587	4,098	502		
		58	5,733	938	574	4,208	485		
		59	5,766	919	565	4,265	468		
		60	5,807	916	559	4,313	464		
		61	5,853	912	546	4,379	450		
		62	5,911	915	549	4,428	446		
		63	6,011	910	543	4,538	434		
		女	平成 元	6,128	896	531	4,679	419	
	2		6,249	878	517	4,835	411		
	3		6,369	859	489	5,002	391		
	4		6,436	843	456	5,119	375		
	5		6,450	814	418	5,202	350		
	6		6,453	796	407	5,236	345		
	7		6,457	784	397	5,263	340		
	者 数 (万 人)		女	昭和 35 年	1,807	285	784	738	661
				40	1,878	273	692	913	553
				45	2,003	285	619	1,096	442
				50	1,953	281	502	1,167	323
				55	2,142	293	491	1,354	272
		56		2,162	285	482	1,391	258	
57		2,200		296	483	1,418	256		
58		2,263		302	471	1,486	244		
59		2,282		296	463	1,518	235		
60		2,304		288	461	1,548	231		
61		2,327		286	452	1,584	224		
62		2,360		284	455	1,615	222		
63		2,408		284	448	1,670	216		
男		平成 元		2,474	281	437	1,749	208	
		2	2,536	271	424	1,834	204		
		3	2,592	265	402	1,918	192		
		4	2,619	263	375	1,974	181		
		5	2,610	251	343	2,009	167		
		6	2,614	240	334	2,034	164		
		7	2,614	234	327	2,048	162		
		男	昭和 35 年	2,629	721	277	1,632	612	
			40	2,852	666	223	1,963	493	
			45	3,091	692	186	2,210	401	
			50	3,270	658	127	2,479	295	
			55	3,394	658	112	2,617	260	
56			3,419	657	109	2,646	252		
57	3,438		647	103	2,680	247			
58	3,469		636	103	2,722	241			
59	3,485		623	102	2,747	232			
60	3,503		628	99	2,764	233			
61	3,526		626	94	2,795	226			
62	3,551		631	94	2,813	224			
63	3,602		626	95	2,868	219			
女	平成 元		3,654	615	94	2,929	211		
	2		3,713	607	93	3,001	206		
	3		3,776	594	87	3,084	199		
	4		3,817	580	81	3,145	194		
	5		3,840	562	75	3,193	183		
	6		3,839	556	72	3,202	181		
	7		3,843	550	70	3,215	178		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

就業者数の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
456	723	94	3,164	550	338	2,276
394	593	59	3,684	545	322	2,817
363	451	29	4,251	614	354	3,277
303	286	29	4,605	637	343	3,617
253	249	30	5,004	698	354	3,941
244	236	30	5,071	698	356	4,008
240	232	30	5,136	702	355	4,068
231	222	32	5,247	707	352	4,176
220	219	28	5,299	699	346	4,236
218	218	28	5,343	698	341	4,285
213	208	29	5,403	699	338	4,350
211	205	29	5,465	703	343	4,399
206	198	31	5,576	704	344	4,507
197	191	31	5,709	699	341	4,648
195	187	29	5,839	682	330	4,806
186	175	30	5,977	673	313	4,972
182	161	33	6,061	661	295	5,086
175	144	32	6,100	639	275	5,170
172	140	33	6,108	624	266	5,203
170	137	34	6,116	615	260	5,229
85	539	37	1,146	200	245	701
78	455	20	1,325	195	237	893
77	355	10	1,561	208	264	1,086
80	235	8	1,630	201	267	1,159
57	206	9	1,870	236	286	1,345
54	195	9	1,904	232	287	1,382
53	193	10	1,945	243	290	1,408
49	184	11	2,019	253	287	1,475
44	182	9	2,046	252	281	1,508
41	182	9	2,072	248	279	1,539
40	174	11	2,103	246	278	1,574
39	173	10	2,138	245	282	1,604
38	167	11	2,193	245	281	1,660
36	161	11	2,266	245	276	1,738
37	157	11	2,332	235	268	1,823
33	147	12	2,400	232	255	1,907
34	135	12	2,438	230	240	1,962
34	120	12	2,443	217	223	1,997
33	118	13	2,450	205	216	2,021
33	115	14	2,451	201	212	2,034
371	184	57	2,018	350	93	1,575
316	138	39	2,259	350	85	1,924
285	96	20	2,690	406	90	2,191
223	51	21	2,975	435	75	2,458
196	43	21	3,134	462	69	2,597
191	41	20	3,167	467	68	2,626
188	39	20	3,191	459	64	2,660
181	38	22	3,229	454	65	2,701
176	37	19	3,252	447	65	2,728
177	36	19	3,270	450	62	2,745
173	34	19	3,301	453	61	2,776
172	33	19	3,327	458	61	2,795
168	31	20	3,384	458	63	2,848
161	30	20	3,443	454	64	2,910
159	30	18	3,507	448	62	2,984
152	28	19	3,577	441	58	3,065
148	26	20	3,623	432	55	3,125
141	23	20	3,657	422	52	3,173
139	22	20	3,658	417	50	3,181
136	22	20	3,665	414	48	3,195

付表7 従業上の地位別就

区 分			全 産 業				計
			計	自営業主	家族従業者	雇 用 者	
就 業 者 数 の 構 成 比	男	昭和 35 年	100.0	22.7	23.9	53.4	100.0
		40	100.0	19.9	19.3	60.8	100.0
		45	100.0	19.2	15.8	64.9	100.0
		50	100.0	18.0	12.0	69.8	100.0
		55	100.0	17.2	10.9	71.7	100.0
		56	100.0	16.9	10.6	72.3	100.0
		57	100.0	16.7	10.4	72.7	100.0
		58	100.0	16.4	10.0	73.4	100.0
		59	100.0	15.9	9.8	74.0	100.0
		60	100.0	15.8	9.6	74.3	100.0
		61	100.0	15.6	9.3	74.8	100.0
		62	100.0	15.5	9.3	74.9	100.0
		63 元	100.0	15.1	9.0	75.6	100.0
		平成 2	100.0	14.6	8.7	76.4	100.0
	女	3	100.0	14.1	8.3	77.4	100.0
		4	100.0	13.5	7.7	78.5	100.0
		5	100.0	13.1	7.1	79.5	100.0
		6	100.0	12.6	6.5	80.7	100.0
		7	100.0	12.3	6.3	81.1	100.0
			100.0	12.1	6.1	81.5	100.0
(%)	女	昭和 35 年	100.0	15.8	43.4	40.8	100.0
		40	100.0	14.5	36.8	48.6	100.0
		45	100.0	14.2	30.9	54.7	100.0
		50	100.0	14.3	25.7	59.8	100.0
		55	100.0	13.7	23.0	63.2	100.0
		56	100.0	13.2	22.3	64.3	100.0
		57	100.0	13.5	22.0	64.5	100.0
		58	100.0	13.3	20.8	65.7	100.0
		59	100.0	13.0	20.3	66.5	100.0
		60	100.0	12.5	20.0	67.2	100.0
		61	100.0	12.3	19.4	68.1	100.0
		62	100.0	12.0	19.3	68.4	100.0
		63 元	100.0	11.8	18.6	69.4	100.0
		平成 2	100.0	11.4	17.7	70.7	100.0
	男	3	100.0	10.7	16.7	72.3	100.0
		4	100.0	10.2	15.5	74.0	100.0
		5	100.0	10.0	14.3	75.4	100.0
		6	100.0	9.6	13.1	77.0	100.0
		7	100.0	9.2	12.8	77.8	100.0
			100.0	9.0	12.5	78.3	100.0
		昭和 35 年	100.0	27.4	10.5	62.1	100.0
		40	100.0	23.4	7.8	68.8	100.0
		45	100.0	22.4	6.0	71.5	100.0
		50	100.0	20.1	3.9	75.8	100.0
		55	100.0	19.4	3.3	77.1	100.0
		56	100.0	19.2	3.2	77.4	100.0
		57	100.0	18.8	3.0	78.0	100.0
		58	100.0	18.3	3.0	78.5	100.0
		59	100.0	17.9	2.9	78.8	100.0
		60	100.0	17.9	2.8	78.9	100.0
		61	100.0	17.8	2.7	79.3	100.0
		62	100.0	17.8	2.6	79.2	100.0
		63 元	100.0	17.4	2.6	79.6	100.0
		平成 2	100.0	16.8	2.6	80.2	100.0
		3	100.0	16.3	2.5	80.8	100.0
		4	100.0	15.7	2.3	81.7	100.0
		5	100.0	15.2	2.1	82.4	100.0
		6	100.0	14.6	2.0	83.3	100.0
		7	100.0	14.5	1.9	83.4	100.0
			100.0	14.3	1.8	83.7	100.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

業者数の構成比の推移

農 林 業			非 農 林 業			
自営業主	家族従業者	雇 用 者	計	自営業主	家族従業者	雇 用 者
35.8	56.8	7.4	100.0	17.4	10.7	71.9
37.7	56.7	5.6	100.0	14.8	8.7	76.5
43.1	53.6	3.4	100.0	14.4	8.3	77.1
49.0	46.3	4.7	100.0	13.8	7.4	78.5
47.6	46.8	5.6	100.0	13.9	7.1	78.8
47.8	46.3	5.9	100.0	13.8	7.0	79.0
47.8	46.2	6.0	100.0	13.7	6.9	79.2
47.6	45.8	6.6	100.0	13.5	6.7	79.6
47.0	46.8	6.0	100.0	13.2	6.5	79.9
47.0	47.0	6.0	100.0	13.1	6.4	80.2
47.3	46.2	6.4	100.0	12.9	6.3	80.5
47.3	46.2	6.5	100.0	12.9	6.3	80.5
47.5	45.6	7.1	100.0	12.6	6.2	80.8
47.0	45.6	7.4	100.0	12.2	6.0	81.4
47.4	45.5	7.1	100.0	11.7	5.7	82.3
47.6	44.8	7.7	100.0	11.3	5.2	83.2
48.5	42.9	8.8	100.0	10.9	4.9	83.9
50.0	41.1	9.1	100.0	10.5	4.5	84.8
49.9	40.6	9.6	100.0	10.2	4.4	85.2
50.0	40.3	10.0	100.0	10.1	4.3	85.5
12.9	81.5	5.6	100.0	17.5	21.4	61.1
14.1	82.5	3.6	100.0	14.7	17.9	67.4
17.4	80.3	2.3	100.0	13.3	16.9	69.6
24.5	72.8	2.5	100.0	12.3	16.4	71.1
21.0	75.7	3.3	100.0	12.6	15.3	71.9
20.9	75.6	3.5	100.0	12.2	15.1	72.6
20.7	75.4	3.9	100.0	12.5	14.9	72.4
20.1	75.4	4.5	100.0	12.5	14.2	73.1
18.7	77.4	3.8	100.0	12.3	13.7	73.7
17.7	78.8	3.9	100.0	12.0	13.5	74.3
17.9	77.7	4.9	100.0	11.7	13.2	74.8
17.6	77.9	4.5	100.0	11.5	13.2	75.0
17.6	77.3	5.1	100.0	11.2	12.8	75.7
17.3	77.4	5.3	100.0	10.8	12.2	76.7
18.1	77.0	5.4	100.0	10.1	11.5	78.2
17.2	76.6	6.3	100.0	9.7	10.6	79.5
18.8	74.6	6.6	100.0	9.4	9.8	80.5
20.4	71.9	7.2	100.0	8.9	9.1	81.7
20.1	72.0	7.9	100.0	8.4	8.8	82.5
20.4	71.0	8.6	100.0	8.2	8.6	83.0
60.6	30.1	9.3	100.0	17.3	4.6	78.0
64.1	28.0	7.9	100.0	15.5	3.6	81.6
71.1	23.9	5.0	100.0	15.1	3.4	81.5
75.6	17.3	7.1	100.0	14.6	2.5	82.6
75.4	16.5	8.1	100.0	14.7	2.2	82.9
75.8	16.3	7.9	100.0	14.7	2.1	82.9
76.1	15.8	8.1	100.0	14.4	2.0	83.4
75.1	15.8	9.1	100.0	14.1	2.0	83.6
75.9	15.9	8.2	100.0	13.7	2.0	83.9
76.0	15.5	8.2	100.0	13.8	1.9	83.9
76.5	15.0	8.4	100.0	13.7	1.8	84.1
76.8	14.7	8.5	100.0	13.8	1.8	84.0
76.7	14.2	9.1	100.0	13.5	1.9	84.2
76.3	14.2	9.5	100.0	13.2	1.9	84.5
77.2	14.6	8.7	100.0	12.8	1.8	85.1
76.4	14.1	9.5	100.0	12.3	1.6	85.7
76.3	13.4	10.3	100.0	11.9	1.5	86.3
77.0	12.6	10.9	100.0	11.5	1.4	86.8
76.8	12.2	11.0	100.0	11.4	1.4	87.0
76.4	12.4	11.2	100.0	11.3	1.3	87.2

付表8 産業別雇用者

区 分		総 数	第1次産業	第2次産業	第3次産業		
就 業 者 数	男	昭和 35 年	4,436	1,340	1,242	1,854	
		40	4,730	1,113	1,507	2,109	
		45	5,094	886	1,791	2,409	
		50	5,223	661	1,841	2,710	
		55	5,536	577	1,926	3,026	
		58	5,581	557	1,939	3,074	
		57	5,638	548	1,931	3,143	
		58	5,733	532	1,957	3,230	
		59	5,766	511	1,973	3,261	
		60	5,807	509	1,992	3,283	
		61	5,853	495	1,986	3,350	
		62	5,911	489	1,966	3,432	
		63	6,011	475	2,021	3,488	
		平成 元	6,128	463	2,069	3,566	
	女	2	6,249	461	2,099	3,669	
		3	6,369	427	2,160	3,752	
		4	6,436	411	2,194	3,801	
		5	6,450	383	2,176	3,891	
		6	6,453	374	2,157	3,922	
		7	6,457	367	2,125	3,965	
		女	昭和 35 年	1,807	679	386	741
			40	1,878	573	468	837
			45	2,003	451	574	975
			50	1,953	331	535	1,085
			55	2,142	283	605	1,250
			56	2,162	269	615	1,272
			57	2,209	267	616	1,313
			58	2,263	256	637	1,365
59	2,282		247	647	1,382		
60	2,304		244	651	1,400		
61	2,327		236	648	1,436		
62	2,360		232	639	1,479		
63	2,408		226	657	1,517		
平成 元	2,474		219	682	1,562		
(万 人)	男	2	2,536	215	692	1,618	
		3	2,592	201	711	1,669	
		4	2,619	190	711	1,706	
		5	2,610	176	689	1,745	
		6	2,614	172	667	1,775	
		7	2,614	169	649	1,796	
		女	昭和 35 年	2,629	661	856	1,113
			40	2,852	540	1,039	1,272
			45	3,091	436	1,217	1,433
			50	3,270	330	1,306	1,627
			55	3,394	294	1,322	1,771
			56	3,419	288	1,323	1,801
			57	3,438	282	1,315	1,831
			58	3,459	276	1,319	1,864
	59		3,485	265	1,326	1,880	
	60		3,503	265	1,340	1,883	
	61		3,526	259	1,338	1,915	
	62		3,551	256	1,327	1,952	
	63	3,602	248	1,364	1,971		
	平成 元	3,654	243	1,386	2,004		
	女	2	3,713	235	1,407	2,051	
		3	3,776	226	1,449	2,082	
		4	3,817	221	1,483	2,094	
		5	3,840	207	1,487	2,148	
		6	3,839	202	1,489	2,148	
		7	3,843	198	1,477	2,168	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 第1次産業……農業、林業、漁業
 第2次産業……鉱業、建設業、製造業
 第3次産業……上記以外の産業

数及び構成比の推移

区 分		総 数	第 1 次産業	第 2 次産業	第 3 次産業		
構 成 比	男	昭和 35 年	100.0	30.2	28.0	41.8	
		40	100.0	23.5	31.9	44.6	
		45	100.0	17.4	35.2	47.3	
		50	100.0	12.7	35.2	51.9	
		55	100.0	10.4	34.8	54.6	
		56	100.0	10.0	34.7	55.1	
		57	100.0	9.7	34.2	55.7	
		58	100.0	9.3	34.1	56.3	
		59	100.0	8.9	34.2	56.6	
		60	100.0	8.8	34.3	56.5	
		61	100.0	8.5	33.9	57.2	
		62	100.0	8.3	33.3	58.1	
		63	100.0	7.9	33.6	58.0	
		平成 元	100.0	7.6	33.8	58.2	
	女	2	100.0	7.2	33.6	58.7	
		3	100.0	6.7	33.9	58.9	
		4	100.0	6.4	34.1	59.1	
		5	100.0	5.9	33.7	60.3	
		6	100.0	5.8	33.4	60.8	
		7	100.0	5.7	32.9	61.4	
		女	昭和 35 年	100.0	37.6	21.4	41.0
			40	100.0	30.5	24.9	44.6
			45	100.0	22.5	28.7	48.7
			50	100.0	18.9	27.4	55.6
			55	100.0	13.2	28.2	58.4
			56	100.0	12.4	28.4	58.8
			57	100.0	12.1	28.0	59.7
			58	100.0	11.3	28.1	60.3
59	100.0		10.8	28.4	60.6		
60	100.0		10.6	28.3	60.8		
61	100.0		10.1	27.8	61.7		
62	100.0		9.8	27.1	62.7		
63	100.0		9.4	27.3	63.0		
平成 元	100.0		8.9	27.6	63.1		
2	100.0		8.5	27.3	63.8		
3	100.0		7.8	27.4	64.4		
4	100.0		7.3	27.1	65.1		
5	100.0		6.7	26.4	66.9		
6	100.0		6.6	25.5	67.9		
7	100.0		6.5	24.8	68.7		
(%)	男	昭和 35 年	100.0	25.1	32.6	42.3	
		40	100.0	18.9	36.4	44.6	
		45	100.0	14.1	39.4	46.4	
		50	100.0	10.1	39.9	49.8	
		55	100.0	8.7	39.0	52.2	
		56	100.0	8.4	38.7	52.7	
		57	100.0	8.2	38.2	53.3	
		58	100.0	8.0	38.0	53.7	
		59	100.0	7.6	38.0	53.9	
		60	100.0	7.6	38.3	53.8	
		61	100.0	7.3	37.9	54.3	
		62	100.0	7.2	37.4	55.0	
		63	100.0	6.9	37.9	54.7	
		平成 元	100.0	6.7	37.9	54.8	
		2	100.0	6.3	37.9	55.2	
		3	100.0	6.0	38.4	55.1	
		4	100.0	5.8	38.9	54.9	
		5	100.0	5.4	38.7	55.9	
		6	100.0	5.3	38.8	55.9	
		7	100.0	5.2	38.4	56.4	

付表9 完全失業者数及び完全失業率の推移

年	完全失業者数(万人)			完全失業率(%)		
	男女計	女	男	男女計	女	男
昭和 35 年	75	31	44	1.7	1.7	1.6
40	57	25	32	1.2	1.3	1.1
45	59	21	38	1.1	1.0	1.2
50	100	34	66	1.9	1.7	2.0
55	114	43	71	2.0	2.0	2.0
56	126	47	79	2.2	2.1	2.3
57	136	52	84	2.4	2.3	2.4
58	156	61	95	2.6	2.6	2.7
59	161	65	96	2.7	2.8	2.7
60	156	63	93	2.6	2.7	2.6
61	167	67	99	2.8	2.8	2.7
62	173	69	104	2.8	2.8	2.8
63	155	64	91	2.5	2.6	2.5
平成 元	142	59	83	2.3	2.3	2.2
2	134	57	77	2.1	2.2	2.0
3	136	59	78	2.1	2.2	2.0
4	142	60	82	2.2	2.2	2.1
5	166	71	95	2.5	2.6	2.4
6	192	80	112	2.9	3.0	2.8
7	210	87	123	3.2	3.2	3.1

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注)

$$\text{完全失業率} = \frac{\text{完全失業者}}{\text{労働力人口}} \times 100$$

付表10 離職理由別完全失業者数及び構成比の推移

		女					男				
		総 数	非 自 発 的 な 離 職 による者	自 発 的 な 離 職 による者	学 卒 未 就 職 者	そ の 他 の 者	総 数	非 自 発 的 な 離 職 による者	自 発 的 な 離 職 による者	学 卒 未 就 職 者	そ の 他 の 者
完全失業者数 (万人)	昭和60年	63	13	27	3	18	93	35	26	4	23
	61	67	14	28	3	18	99	37	29	4	23
	62	69	15	29	3	18	104	43	28	4	24
	63	64	12	29	3	17	91	32	28	4	23
	平成元	59	10	27	3	16	83	26	28	3	22
	2	57	10	27	2	14	77	22	25	3	22
	3	59	10	28	2	15	78	21	26	3	22
	4	60	10	30	2	15	82	23	30	4	21
	5	71	12	35	3	17	95	29	34	4	22
	6	80	15	38	4	18	112	35	39	5	27
	7	87	16	41	5	20	123	38	42	6	30
構 成 比 (%)	昭和60年	100.0	20.6	42.9	4.8	26.6	100.0	37.6	28.0	4.3	24.7
	61	100.0	20.9	41.8	4.5	26.9	100.0	37.4	29.3	4.0	23.2
	62	100.0	21.7	42.0	4.3	26.1	100.0	41.3	26.9	3.8	23.1
	63	100.0	18.8	45.3	4.7	26.6	100.0	35.2	30.8	4.4	25.3
	平成元	100.0	16.9	45.8	5.1	27.1	100.0	31.3	31.3	3.6	26.5
	2	100.0	17.5	47.4	3.5	24.6	100.0	28.6	32.5	3.9	28.6
	3	100.0	16.9	47.5	3.4	25.4	100.0	26.9	33.3	3.8	28.2
	4	100.0	16.7	50.0	3.3	25.0	100.0	28.0	36.6	4.9	25.6
	5	100.0	16.9	49.3	4.2	23.9	100.0	30.5	35.8	4.2	23.2
	6	100.0	18.8	47.5	5.0	22.5	100.0	31.3	34.8	4.5	24.1
	7	100.0	18.4	47.1	5.7	23.0	100.0	30.9	34.1	4.9	24.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表11 産業別雇

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	
雇 者 数 (万人)	男	昭和 35 年	2,370	64	25	42	198
		40	2,876	59	24	29	268
		45	3,306	29	18	18	305
		50	3,647	29	17	15	377
		55	3,971	30	15	10	427
		56	4,037	30	15	9	424
		57	4,096	30	14	10	423
		58	4,208	32	17	9	422
		59	4,265	28	15	8	411
		60	4,313	28	15	8	414
	女	61	4,379	29	15	8	415
		62	4,428	29	15	8	412
		63	4,538	31	14	7	436
		平成 元	4,679	31	14	7	451
		2	4,835	29	13	6	462
		3	5,002	30	13	6	479
		4	5,119	33	13	6	497
		5	5,202	32	12	6	523
		6	5,236	33	9	6	536
		7	5,263	34	10	5	544
用 者 数 (万人)	女	昭和 35 年	738	37	3	4	29
		40	913	20	2	3	40
		45	1,096	10	2	2	45
		50	1,167	8	1	1	49
		55	1,354	9	2	1	58
		56	1,391	9	2	1	58
		57	1,418	10	2	1	60
		58	1,486	11	2	1	59
		59	1,518	9	2	1	57
		60	1,548	9	3	1	57
	男	61	1,584	11	2	1	56
		62	1,615	10	2	1	57
		63	1,670	11	2	1	62
		平成 元	1,749	11	2	1	67
		2	1,834	11	2	1	72
		3	1,918	12	2	1	79
		4	1,974	12	2	1	81
		5	2,009	12	2	1	84
		6	2,034	13	2	1	86
		7	2,048	14	2	1	87

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

用 者 数 の 推 移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
799	232		449		388	142
933	287		593		485	158
1,144	28	311	610	121	558	161
1,138	32	314	711	157	659	196
1,135	30	331	825	177	788	199
1,152	31	326	848	184	821	194
1,151	34	331	870	189	847	195
1,175	36	332	894	196	896	195
1,212	35	322	911	200	923	195
1,235	33	324	912	199	940	199
1,229	32	333	938	207	969	197
1,215	31	328	962	216	1,008	198
1,245	31	331	990	216	1,034	194
1,276	30	347	1,016	225	1,084	189
1,306	30	353	1,047	241	1,142	195
1,357	33	356	1,080	244	1,194	199
1,382	33	363	1,102	244	1,231	204
1,387	35	371	1,121	244	1,272	209
1,340	39	371	1,126	243	1,302	215
1,308	42	381	1,198	244	1,327	218
259	26		166		182	23
333	31		239		219	25
390		40	257	57	285	25
381	3	38	290	74	312	31
386	4	39	351	82	388	33
397	4	39	360	85	402	32
392	4	39	374	89	412	33
409	5	41	387	90	446	34
423	5	39	403	91	452	33
435	4	41	408	90	464	35
435	4	44	423	97	475	35
428	4	44	437	102	493	34
440	4	44	453	106	512	33
460	5	48	471	111	537	33
471	4	51	493	121	567	36
489	4	54	516	124	595	37
494	5	59	538	123	618	38
488	5	61	544	123	646	39
470	5	63	552	123	672	41
457	5	65	560	123	686	42
530	206		283		206	119
660	256		354		246	133
754	25	271	354	64	294	136
776	28	276	421	88	346	185
749	26	293	474	95	400	166
755	27	287	487	99	419	162
759	30	292	496	100	435	162
756	32	291	507	106	451	160
788	30	283	508	108	471	163
800	29	283	504	109	476	164
795	28	289	515	110	493	162
788	27	285	525	113	514	164
805	27	287	537	110	522	162
816	25	299	544	114	547	156
834	26	302	555	120	575	159
858	28	301	563	120	598	183
889	28	304	564	121	614	166
879	30	310	577	121	626	170
870	34	308	574	121	630	174
851	37	315	578	121	641	176

付表12 産業別雇用者数の構成比及び

区 分		全 産 業	農 林 業	漁 業	鉱 業	建 設 業	
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	女	昭和 35 年	100.0	5.0	0.4	0.5	8.9
		40	100.0	2.2	0.2	0.3	4.4
		45	100.0	0.9	0.2	0.2	4.1
		50	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		55	100.0	0.7	0.1	0.1	4.3
		56	100.0	0.6	0.1	0.1	4.2
		57	100.0	0.7	0.1	0.1	4.2
		58	100.0	0.7	0.1	0.1	4.0
		59	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
		60	100.0	0.6	0.2	0.1	3.6
		61	100.0	0.7	0.1	0.1	3.5
		62	100.0	0.6	0.1	0.1	3.5
		63	100.0	0.7	0.1	0.1	3.7
		平成 元	100.0	0.6	0.1	0.1	3.8
	2	100.0	0.6	0.1	0.1	3.9	
	3	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1	
	4	100.0	0.6	0.1	0.1	4.1	
	5	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2	
	6	100.0	0.6	0.1	0.0	4.2	
	7	100.0	0.7	0.1	0.0	4.2	
男	昭和 35 年	100.0	3.5	1.4	2.3	10.4	
	40	100.0	2.0	1.1	1.3	11.6	
	45	100.0	0.9	0.7	0.7	11.8	
	50	100.0	0.6	0.7	0.6	13.2	
	55	100.0	0.8	0.5	0.3	14.1	
	56	100.0	0.8	0.5	0.3	13.8	
	57	100.0	0.8	0.5	0.3	13.5	
	58	100.0	0.8	0.6	0.3	13.3	
	59	100.0	0.7	0.5	0.3	12.9	
	60	100.0	0.7	0.4	0.3	12.9	
	61	100.0	0.7	0.5	0.3	12.8	
	62	100.0	0.7	0.5	0.2	12.6	
	63	100.0	0.7	0.4	0.2	13.0	
	平成 元	100.0	0.7	0.4	0.2	13.1	
	2	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	
	3	100.0	0.6	0.4	0.2	13.0	
4	100.0	0.6	0.3	0.2	13.2		
5	100.0	0.6	0.3	0.2	13.7		
6	100.0	0.6	0.2	0.2	14.1		
7	100.0	0.6	0.2	0.2	14.2		
雇用者総数に占める女子の割合(%)	女子比率	昭和 35 年	31.1	39.4	11.5	9.5	14.5
		40	31.7	33.9	8.9	10.3	14.9
		45	33.2	34.5	11.1	11.1	14.8
		50	32.0	27.6	5.9	6.7	13.0
		55	34.1	30.0	13.3	10.0	13.6
		56	34.5	30.0	12.5	11.1	13.7
		57	34.6	33.3	14.3	10.0	14.2
		58	35.3	34.4	11.8	11.1	14.0
		59	35.6	32.1	13.3	12.5	13.9
		60	35.9	32.1	20.0	12.5	13.8
		61	36.2	37.9	13.3	12.5	13.5
		62	36.5	34.5	13.3	12.5	13.8
		63	36.8	35.5	14.3	14.3	14.2
		平成 元	37.4	35.5	14.3	14.3	14.9
		2	37.9	37.9	15.4	16.7	15.6
		3	38.3	40.0	15.4	16.7	16.5
4	38.6	36.4	15.4	16.7	16.3		
5	38.6	37.5	16.7	16.7	16.1		
6	38.8	39.4	22.2	16.7	16.0		
7	38.9	41.2	20.0	20.0	16.0		

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

雇用者総数に占める女子の割合の推移

製 造 業	電気・ガス・熱 供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売 業、飲食店	金 融・保 険 業、不動産業	サービス業	公 務
36.4		3.5		22.5	24.7	3.1
36.5		3.4		25.2	24.0	2.7
35.6	0.3	3.6	23.4	5.2	24.2	2.3
30.9	0.3	3.3	24.9	6.1	26.7	2.7
28.5	0.3	2.9	25.9	6.1	28.7	2.4
28.5	0.3	2.8	25.9	6.1	28.9	2.3
27.6	0.3	2.8	28.4	6.3	29.1	2.3
27.5	0.3	2.8	28.0	6.1	30.0	2.3
27.9	0.3	2.6	28.5	6.0	29.8	2.2
28.1	0.3	2.6	28.4	5.8	30.0	2.3
27.5	0.3	2.8	28.7	6.1	30.0	2.2
26.5	0.2	2.7	27.1	6.3	30.5	2.1
26.3	0.2	2.6	27.1	6.3	30.7	2.0
26.3	0.3	2.7	28.9	6.3	30.7	1.9
25.7	0.2	2.8	26.9	6.6	30.9	2.0
25.5	0.2	2.8	26.9	6.5	31.0	1.9
25.0	0.3	3.0	27.3	6.2	31.3	1.9
24.3	0.2	3.0	27.1	6.1	32.2	1.9
23.1	0.2	3.1	27.1	6.0	33.0	2.0
22.3	0.2	3.2	27.3	6.0	33.5	2.1
32.5		12.6		17.3	12.6	7.3
33.6		13.0		18.0	12.5	6.8
34.1	1.1	12.3	16.0	2.9	13.3	6.2
31.3	1.1	11.1	17.0	3.5	14.0	6.7
28.6	1.0	11.2	18.1	3.6	15.3	6.3
28.5	1.0	10.8	18.4	3.7	15.8	6.1
28.3	1.1	10.9	18.5	3.7	16.2	6.0
28.1	1.2	10.7	18.6	3.9	16.6	5.9
28.7	1.1	10.3	18.5	3.9	17.1	5.8
28.9	1.0	10.2	18.2	3.9	17.2	5.9
28.4	1.0	10.3	18.4	3.9	17.6	5.8
28.0	1.0	10.1	18.7	4.0	18.3	5.8
28.1	0.9	10.0	18.7	3.8	18.2	5.6
27.9	0.9	10.2	18.6	3.9	18.7	5.3
27.8	0.9	10.1	18.5	4.0	19.2	5.3
28.1	0.9	9.8	18.3	3.9	19.4	5.3
28.3	0.9	9.7	17.9	3.8	19.5	5.3
27.5	0.9	9.7	18.1	3.8	19.6	5.3
27.2	1.1	9.6	17.9	3.8	19.7	5.4
26.5	1.2	9.8	18.0	3.8	19.9	5.5
33.7		11.2		37.0	46.9	16.2
33.5		10.8		40.3	47.1	15.8
34.1	10.7	12.9	42.1	47.1	47.5	15.5
31.7	12.5	12.1	40.8	45.2	47.3	15.8
34.0	13.3	11.8	42.5	46.3	49.2	16.8
34.5	12.9	12.0	42.5	46.2	49.0	16.5
34.1	11.8	11.8	43.0	47.1	48.6	16.9
34.8	13.9	12.3	43.3	45.9	49.8	17.4
34.9	14.3	12.1	44.2	45.5	49.0	16.9
35.2	12.1	12.7	44.7	45.2	49.4	17.6
35.4	12.5	13.2	45.1	46.9	49.0	17.8
35.2	12.9	13.4	45.4	47.2	48.9	17.2
35.3	12.9	13.3	45.8	49.1	49.5	17.0
35.1	16.7	13.8	46.4	49.3	49.5	17.5
35.1	13.3	14.4	47.1	50.2	49.6	18.5
35.0	12.1	15.2	47.8	50.8	49.8	18.6
35.7	15.2	16.3	48.8	50.4	50.2	18.6
35.7	14.3	16.4	48.5	50.4	50.8	18.7
35.1	12.8	17.0	49.0	50.6	51.6	19.1
34.9	11.9	17.1	49.2	50.4	51.7	19.3

付表13 職業別雇用者数、構成比及び

区 分			総	専 門 的 ・ 技 術 的	職 業 従 事 者	管 理 従 事 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 従 事 者	採 掘 作 業 者	運 送 従 事 者	技 術 工 業 従 事 者	建 設 作 業 者	労 務 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス	職 業 従 事 者
			数													
男	昭和35年	40	2,370	180	79	474	157	73	35	95	832	222	197			
		45	2,876	202	116	629	238	59	20	184	882	222	232			
		50	3,306	246	131	723	344	42	10	219	1,123	199	267			
		55	3,647	304	205	775	427	41	9	220	1,216	142	315			
		56	3,971	364	217	867	497	40	4	229	1,260	148	342			
		57	4,037	377	226	886	505	43	4	220	1,272	184	317			
		58	4,098	394	217	909	537	41	4	220	1,269	187	315			
		59	4,208	415	212	933	572	42	4	221	1,281	192	333			
		60	4,265	443	210	954	584	38	3	212	1,288	194	333			
		61	4,313	451	207	954	581	38	3	210	1,316	204	342			
		62	4,379	457	209	963	606	41	3	214	1,326	203	352			
		63	4,428	515	219	963	628	40	4	208	1,277	211	357			
		平成元	4,538	539	223	995	651	40	3	205	1,294	223	355			
		2	4,679	570	229	1,033	669	39	3	213	1,314	235	364			
女	3	4,835	594	234	1,088	680	39	2	216	1,342	245	384				
	4	5,002	633	243	1,141	697	41	2	214	1,367	252	402				
	5	5,119	652	252	1,162	715	42	3	211	1,384	265	422				
	6	5,202	686	241	1,169	727	41	3	215	1,403	281	444				
	7	5,236	681	229	1,181	730	39	3	217	1,404	280	459				
	8	5,263	681	232	1,194	736	40	2	221	1,390	280	466				
男	昭和35年	40	738	60	2	170	58	24	2	5	240	70	108			
		45	913	76	4	251	88	14	1	22	220	66	127			
		50	1,096	100	5	339	112	10	0	22	291	66	150			
		55	1,167	135	11	376	129	9	0	17	287	43	160			
		56	1,354	176	11	443	157	10	0	14	314	54	174			
		57	1,391	182	12	457	161	9	0	13	324	74	158			
		58	1,418	187	12	471	169	10	0	13	317	79	159			
		59	1,486	201	12	485	178	10	0	13	332	82	171			
		60	1,518	208	13	500	183	10	0	12	341	80	170			
		61	1,548	211	14	507	183	10	0	11	352	86	174			
		62	1,584	217	15	522	192	11	0	11	352	83	179			
		63	1,615	227	16	532	203	10	0	10	346	86	183			
		平成元	1,670	235	16	556	212	10	0	10	355	91	182			
		2	1,749	244	18	585	220	11	0	10	370	98	187			
女	3	1,834	253	18	631	230	11	0	9	378	102	197				
	4	1,918	267	20	669	242	12	0	10	385	104	207				
	5	1,974	271	20	689	251	12	0	10	385	110	222				
	6	2,009	283	20	691	253	12	0	11	387	116	232				
	7	2,034	300	20	698	256	12	0	12	374	119	241				
	8	2,048	304	20	705	259	12	0	12	364	120	247				
男	昭和35年	40	1,632	120	78	304	109	49	33	89	552	152	89			
		45	1,963	126	111	378	151	44	19	162	662	152	105			
		50	2,210	146	127	384	231	32	9	197	831	133	117			
		55	2,479	169	193	400	299	32	9	203	929	88	155			
		56	2,617	188	206	424	340	30	4	215	946	94	166			
		57	2,646	195	214	429	345	34	4	207	948	110	159			
		58	2,680	207	205	439	368	31	4	207	953	108	156			
		59	2,722	214	200	448	394	31	4	208	949	119	161			
		60	2,747	235	197	454	401	29	3	200	948	113	163			
		61	2,764	239	193	447	398	28	3	199	964	119	169			
		62	2,795	248	193	440	414	30	3	203	975	123	173			
		63	2,813	268	203	431	426	30	3	198	931	125	174			
		平成元	2,868	305	207	439	439	30	3	196	938	132	173			
		2	2,929	325	211	444	449	30	3	203	944	137	177			
女	3	3,001	340	215	457	450	28	2	207	965	144	185				
	4	3,084	367	223	471	485	30	2	204	982	148	195				
	5	3,145	381	232	473	464	30	3	201	989	155	201				
	6	3,193	383	221	478	474	30	3	204	1,017	165	212				
	7	3,202	381	210	484	475	28	3	205	1,030	161	217				
	8	3,215	387	211	489	479	28	2	208	1,026	160	219				

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 1 昭和35、40年の職業別内訳の数値は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

2 昭和55年国勢調査に用いる職業分類改訂に伴い労働力調査においても、56年から「保安職業、サービス職業従事者」に属していた「清掃員」が新たに「労働作業者」に含まれている。

雇用者総数に占める女子の割合の推移

区 分		総 数	専 門 的 ・ 技 術 的	職 業 従 事 者	管 理 者	事 務 従 事 者	販 売 従 事 者	農 林 漁 業 従 事 者	採 掘 作 業 者	運 輸 ・ 通 信 者	純 事 業 者	技 術 工 ・ 製 造 ・ 建 設 作 業 者	建 設 作 業 者	勞 務 作 業 者	保 安 ・ サ ー ビ ス	職 業 従 事 者
調 査 年	昭和35年	100.0	9.0	0.3	25.4	8.7	3.6	0.3	0.7	35.9	16.1	14.5	8.0	14.5	16.1	14.5
	40	100.0	8.7	0.5	28.8	10.1	1.6	0.1	2.5	25.2	8.0	14.5	8.0	14.5	16.1	14.5
	45	100.0	9.1	0.5	30.9	10.2	0.9	0.1	2.0	26.6	6.0	13.7	6.0	13.7	13.7	13.7
	50	100.0	11.6	0.9	32.2	11.1	0.8	0.0	1.5	24.6	3.7	13.7	3.7	13.7	13.7	13.7
	55	100.0	13.0	0.8	32.7	11.6	0.7	0.0	1.0	23.2	4.0	12.9	4.0	12.9	12.9	12.9
	56	100.0	13.1	0.9	32.9	11.6	0.6	0.0	0.9	23.3	5.3	11.4	5.3	11.4	11.4	11.4
	57	100.0	13.2	0.8	33.2	11.9	0.7	0.0	0.9	22.4	5.6	11.2	5.6	11.2	11.2	11.2
	58	100.0	13.5	0.8	32.6	12.0	0.7	0.0	0.9	22.3	5.5	11.5	5.5	11.5	11.5	11.5
	59	100.0	13.7	0.9	32.9	12.1	0.7	0.0	0.8	22.5	5.3	11.2	5.3	11.2	11.2	11.2
	60	100.0	13.6	0.9	32.8	11.8	0.6	0.0	0.7	22.7	5.6	11.2	5.6	11.2	11.2	11.2
	61	100.0	13.7	0.9	33.0	12.1	0.7	0.0	0.7	22.2	5.2	11.3	5.2	11.3	11.3	11.3
	62	100.0	14.1	1.0	32.9	12.6	0.6	0.0	0.6	21.4	5.3	11.3	5.3	11.3	11.3	11.3
	63	100.0	14.1	1.0	33.3	12.7	0.6	0.0	0.6	21.3	5.4	10.9	5.4	10.9	10.9	10.9
	平成2年	100.0	14.0	1.0	33.7	12.6	0.6	0.0	0.6	21.2	5.6	10.7	5.6	10.7	10.7	10.7
比 率 (%)	昭和35年	100.0	7.9	5.1	20.0	7.2	3.2	2.2	5.8	42.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8	5.8
	40	100.0	6.6	5.8	19.8	7.9	2.3	1.0	8.5	34.6	6.0	5.5	6.0	5.5	5.5	5.5
	45	100.0	6.6	5.7	17.4	10.5	1.4	0.4	8.9	37.6	6.0	5.3	6.0	5.3	5.3	5.3
	50	100.0	6.8	7.8	16.1	12.1	1.3	0.4	8.2	37.5	3.5	6.3	3.5	6.3	6.3	6.3
	55	100.0	7.2	7.9	16.2	13.0	1.1	0.2	8.2	36.1	3.6	6.4	3.6	6.4	6.4	6.4
	56	100.0	7.4	8.1	16.2	13.0	1.2	0.2	7.8	35.8	4.2	6.0	4.2	6.0	6.0	6.0
	57	100.0	7.7	7.6	16.4	13.7	1.2	0.1	7.7	35.6	4.0	5.8	4.0	5.8	5.8	5.8
	58	100.0	7.9	7.3	16.5	14.5	1.1	0.1	7.6	34.9	4.0	5.9	4.0	5.9	5.9	5.9
	59	100.0	8.6	7.2	16.5	14.6	1.1	0.1	7.3	34.5	4.1	5.9	4.1	5.9	5.9	5.9
	60	100.0	8.6	7.0	16.2	14.4	1.0	0.1	7.2	34.9	4.3	6.1	4.3	6.1	6.1	6.1
	61	100.0	8.6	6.9	15.7	14.8	1.1	0.1	7.3	34.9	4.3	6.2	4.3	6.2	6.2	6.2
	62	100.0	10.2	7.2	15.3	15.1	1.1	0.1	7.0	33.1	4.4	6.2	4.4	6.2	6.2	6.2
	63	100.0	10.6	7.2	15.3	15.3	1.0	0.1	6.8	32.7	4.6	6.0	4.6	6.0	6.0	6.0
	平成2年	100.0	11.1	7.2	15.2	15.3	1.0	0.1	6.9	32.2	4.7	6.0	4.7	6.0	6.0	6.0
雇 用 者 総 数 に 占 め る 女 子 の 割 合 (%)	昭和35年	31.1	33.3	2.5	35.9	34.7	32.9	5.7	5.3	26.9	54.8	54.8	54.8	54.8	54.8	54.8
	40	31.7	37.6	3.4	39.9	37.0	23.7	5.0	12.0	24.9	31.5	54.7	31.5	54.7	54.7	54.7
	45	33.2	40.7	3.8	46.9	32.6	23.8	10.0	10.1	25.9	33.2	56.2	33.2	56.2	56.2	56.2
	50	32.0	44.4	5.4	48.5	30.2	22.0	0.0	7.7	23.6	32.6	50.8	32.6	50.8	50.8	50.8
	55	34.1	48.4	5.1	51.1	31.6	25.0	0.0	6.1	24.9	36.5	50.9	36.5	50.9	50.9	50.9
	56	34.5	48.3	5.3	51.6	31.8	20.9	0.0	5.9	25.5	40.2	49.8	40.2	49.8	49.8	49.8
	57	34.6	47.5	6.5	51.8	31.5	24.4	0.0	5.9	25.0	42.3	50.5	42.3	50.5	50.5	50.5
	58	35.3	48.4	5.7	52.0	31.1	23.8	0.0	5.9	25.9	42.7	51.4	42.7	51.4	51.4	51.4
	59	35.6	47.0	6.2	52.4	31.3	26.3	0.0	5.7	26.5	41.2	51.4	41.2	51.4	51.4	51.4
	60	35.9	46.8	6.8	53.1	31.5	26.3	0.0	5.2	26.7	42.2	50.9	42.2	50.9	50.9	50.9
	61	36.2	47.5	7.2	54.2	31.7	26.8	0.0	5.1	26.5	40.9	50.9	40.9	50.9	50.9	50.9
	62	36.5	44.1	7.3	55.2	32.3	25.0	0.0	4.8	27.1	40.8	51.3	40.8	51.3	51.3	51.3
	63	36.8	43.6	7.2	55.9	32.6	25.0	0.0	4.9	27.4	40.8	51.3	40.8	51.3	51.3	51.3
	平成2年	37.4	42.8	7.9	57.0	32.9	26.8	0.0	4.7	28.2	41.7	51.4	41.7	51.4	51.4	51.4
	3	37.9	42.6	7.7	58.0	33.8	28.2	0.0	4.2	28.2	41.5	51.4	41.5	51.4	51.4	51.4
	4	38.3	42.2	8.2	58.6	34.7	29.3	0.0	4.7	28.2	41.3	51.5	41.3	51.5	51.5	51.5
	5	38.6	41.6	7.9	59.3	35.1	26.6	0.0	4.7	27.8	41.5	52.6	41.5	52.6	52.6	52.6
	6	38.6	42.5	8.3	59.1	34.8	29.3	0.0	5.1	27.6	41.3	52.3	41.3	52.3	52.3	52.3
	7	38.8	44.1	8.7	59.1	34.9	30.8	0.0	5.5	26.6	42.5	52.5	42.5	52.5	52.5	52.5
	7	38.9	44.0	8.6	59.0	35.1	30.0	0.0	5.4	26.2	42.9	53.0	42.9	53.0	53.0	53.0

付表 14 規模別雇用者数及び

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公	
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	744	287	229	448	423
	40	2,817	867	408	356	733	376
	45	3,277	1,063	482	464	867	394
	50	3,617	1,199	542	506	911	452
	55	3,941	1,349	616	565	916	487
	56	4,008	1,375	620	583	932	491
	57	4,068	1,390	628	589	961	492
	58	4,176	1,416	645	610	1,002	495
	59	4,236	1,413	662	626	1,026	501
	60	4,285	1,426	673	654	1,017	503
	61	4,350	1,457	687	674	1,020	500
	62	4,399	1,477	690	681	1,039	503
	63	4,507	1,508	715	708	1,065	499
	平成元	4,648	1,550	742	741	1,103	497
	2	4,806	1,589	771	776	1,148	508
	3	4,972	1,635	793	815	1,200	514
	4	5,086	1,659	806	833	1,254	520
	5	5,170	1,683	823	840	1,278	531
	6	5,203	1,679	829	858	1,282	541
	7	5,229	1,705	839	864	1,271	538
男	昭和35年	701	272	88	67	116	103
	40	893	324	129	114	188	104
	45	1,086	403	166	155	247	112
	50	1,159	440	182	158	242	134
	55	1,345	521	222	187	253	160
	56	1,382	536	226	197	260	161
	57	1,408	552	232	201	262	159
	58	1,475	569	242	216	278	168
	59	1,508	580	250	219	289	167
	60	1,539	590	257	233	288	168
	61	1,574	604	262	243	296	167
	62	1,604	613	266	245	308	169
	63	1,660	623	281	261	323	167
	平成元	1,738	650	292	271	352	169
	2	1,823	674	305	290	373	174
	3	1,907	703	317	312	391	179
	4	1,962	717	327	320	410	182
	5	1,997	721	338	329	415	188
	6	2,021	722	341	337	419	197
	7	2,034	735	341	339	417	196

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の規模別内訳の数字は時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

構成比の推移（非農林業）

区 分	総 数	1～29人	30～99人	100～499人	500人以上	官 公		
雇 用 者 数 の 構 成 比 (%)	男	昭和35年	100.0	32.7	12.6	10.1	19.7	18.6
		40	100.0	30.8	14.5	12.6	26.0	13.3
		45	100.0	32.4	14.7	14.2	26.5	12.0
		50	100.0	33.1	15.0	14.0	25.2	12.5
		55	100.0	34.2	15.6	14.3	23.2	12.4
		56	100.0	34.3	15.5	14.5	23.3	12.3
		57	100.0	34.2	15.4	14.5	23.6	12.1
		58	100.0	33.9	15.4	14.6	24.0	11.9
		59	100.0	33.4	15.6	14.8	24.2	11.8
		60	100.0	33.3	15.7	15.3	23.7	11.7
		61	100.0	33.5	15.8	15.5	23.4	11.5
		62	100.0	33.6	15.7	15.5	23.6	11.4
		63	100.0	33.5	15.9	15.7	23.6	11.1
		平成元	100.0	33.3	16.0	15.9	23.7	10.7
	女	2	100.0	33.1	16.0	16.1	23.9	10.6
		3	100.0	32.9	15.9	16.4	24.1	10.3
		4	100.0	32.6	15.8	16.4	24.7	10.2
		5	100.0	32.6	16.0	16.2	24.7	10.3
		6	100.0	32.3	15.9	16.5	24.6	10.4
		7	100.0	32.6	16.0	16.5	24.3	10.3
	女	昭和35年	100.0	42.1	13.6	10.4	18.0	15.9
		40	100.0	37.7	15.0	13.3	21.9	12.1
		45	100.0	37.1	15.3	14.3	22.7	10.3
		50	100.0	38.0	15.7	13.6	20.9	11.6
		55	100.0	38.7	16.5	13.9	18.8	11.9
		56	100.0	38.8	16.4	14.3	18.8	11.6
57		100.0	39.2	16.5	14.3	18.6	11.3	
58		100.0	38.6	16.4	14.6	18.8	11.4	
59		100.0	38.5	16.6	14.5	19.2	11.1	
60		100.0	38.3	16.7	15.1	18.7	10.9	
61		100.0	38.4	16.6	15.4	18.8	10.6	
62		100.0	38.2	16.6	15.3	19.2	10.5	
63		100.0	37.5	16.9	15.7	19.5	10.1	
平成元		100.0	37.4	16.8	15.6	20.3	9.7	
男	2	100.0	37.0	16.7	15.9	20.5	9.5	
	3	100.0	35.9	16.6	16.4	20.5	9.4	
	4	100.0	35.5	16.7	16.3	20.9	9.3	
	5	100.0	35.1	16.9	16.5	20.8	9.4	
	6	100.0	35.7	16.9	16.7	20.7	9.7	
	7	100.0	36.1	16.8	16.7	20.5	9.6	
	昭和35年	100.0	31.8	13.4	11.0	22.3	21.5	
	40	100.0	28.9	14.8	12.9	29.0	14.5	
	45	100.0	30.1	14.4	14.1	28.3	12.9	
	50	100.0	30.9	14.7	14.1	27.2	12.9	
	55	100.0	31.9	15.2	14.6	25.5	12.6	
	56	100.0	32.0	15.0	14.7	25.6	12.6	
	57	100.0	31.5	14.9	14.6	26.3	12.5	
	58	100.0	31.4	15.0	14.6	26.8	12.1	
59	100.0	30.5	15.1	14.9	27.0	12.2		
60	100.0	30.5	15.2	15.3	26.6	12.2		
61	100.0	30.7	15.3	15.6	26.1	12.0		
62	100.0	30.9	15.2	15.6	26.2	11.9		
63	100.0	31.1	15.2	15.7	26.1	11.7		
平成元	100.0	31.0	15.5	16.2	25.8	11.3		
2	100.0	30.6	15.6	16.3	26.0	11.2		
3	100.0	30.4	15.6	16.4	26.4	11.0		
4	100.0	30.1	15.3	16.4	27.0	10.8		
5	100.0	30.3	15.3	16.1	27.2	10.8		
6	100.0	30.1	15.3	16.4	27.1	10.8		
7	100.0	30.3	15.6	16.4	26.7	10.7		

付表15 年齢階級別雇用者数、構成比及び

区	分	総数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60歳 以上
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,370	314	743		520			587			29
	40	2,876	309	584	408	689			584		165	43
	45	3,306	258	881	481	399	395		800		226	66
	50	3,646	149	569	601	478	436	426	372	255	276	89
	55	3,971	129	491	543	582	518	471	438	362	335	102
	56	4,037	128	492	525	623	502	485	453	375	350	104
	57	4,098	129	495	513	616	524	504	460	384	374	99
	58	4,208	141	507	507	594	559	530	473	402	396	98
	59	4,265	140	510	507	559	588	561	475	409	416	99
	60	4,313	131	522	502	529	629	564	485	419	433	100
	61	4,379	141	529	507	505	671	541	500	434	450	101
	62	4,428	141	539	517	494	663	549	517	439	466	103
	63	4,538	143	558	531	485	635	594	538	451	494	108
	平成元	4,679	149	578	545	483	608	633	576	459	531	118
	2	4,835	159	596	570	487	581	684	586	475	568	129
	3	5,002	163	634	584	496	560	737	570	498	613	147
	4	5,119	159	658	592	504	547	736	589	527	645	163
	5	5,202	151	669	613	513	535	703	632	543	672	172
	6	5,236	139	678	631	518	531	656	664	570	671	177
	7	5,263	128	673	646	532	522	619	705	567	687	183
女	昭和35年	738	157	265		116			127			5
	40	913	157	251	99	158			167		34	7
	45	1,096	138	317	124	89	106		252		59	12
	50	1,167	79	266	156	111	119	134	119	85	81	16
	55	1,354	68	247	164	153	158	161	152	117	107	25
	56	1,391	67	247	163	169	159	169	151	121	109	26
	57	1,418	64	246	163	169	167	177	154	127	115	26
	58	1,486	71	254	163	167	180	191	173	136	123	27
	59	1,518	71	255	168	161	187	205	175	138	128	28
	60	1,548	65	262	167	153	205	209	180	145	134	30
	61	1,584	70	266	171	146	225	203	186	152	134	30
	62	1,615	69	271	180	146	225	204	195	154	140	31
	63	1,670	69	283	188	145	217	219	206	160	149	32
	平成元	1,749	75	292	197	144	212	238	225	167	164	36
	2	1,834	78	301	211	150	205	263	231	178	176	40
	3	1,918	78	319	221	159	198	287	227	187	197	46
	4	1,974	76	328	228	162	195	289	235	200	210	50
	5	2,009	71	328	236	165	191	279	253	209	225	53
	6	2,034	67	332	246	169	190	261	267	222	227	54
	7	2,048	60	331	255	174	186	245	286	220	236	55
男	昭和35年	1,632	157	478		404			460			24
	40	1,963	152	333	310	531			417		131	37
	45	2,210	120	365	358	310	288		548		166	54
	50	2,479	70	304	444	368	317	290	253	170	196	71
	55	2,617	61	244	379	429	360	310	286	245	227	77
	56	2,646	62	245	362	453	343	316	292	254	241	78
	57	2,680	65	248	351	447	357	327	296	258	259	73
	58	2,722	70	253	343	427	379	340	300	266	273	71
	59	2,747	69	255	339	398	401	355	300	270	289	71
	60	2,764	66	260	334	376	424	354	305	274	300	70
	61	2,795	72	262	337	359	446	338	313	282	315	71
	62	2,813	72	268	337	348	438	345	322	285	327	71
	63	2,868	74	275	343	341	417	374	332	291	345	76
	平成元	2,929	74	285	348	339	396	395	351	292	367	82
	2	3,001	81	296	359	337	376	421	354	296	392	89
	3	3,084	85	315	363	337	362	451	343	311	416	101
	4	3,145	84	330	364	341	351	447	354	326	434	113
	5	3,193	80	341	376	348	344	424	379	334	447	119
	6	3,202	73	345	385	349	341	396	396	348	445	123
	7	3,215	68	342	391	358	336	374	419	347	451	129

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 昭和35、40年の年齢階級別内訳の数字とは時系列接続用に補正していないので総数とは合わない。

15歳以上人口に占める雇用者の割合の推移

区 分	総 数	15~ 19歳	20~ 24	25~ 29	30~ 34	35~ 39	40~ 44	45~ 49	50~ 54	55~ 59	60歳 以上
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	23.4	39.6	17.3	19.0					0.7
	40	100.0	18.0	28.8	18.1			19.1		3.9	0.8
	45	100.0	12.6	28.9	8.1	9.7		23.0		5.4	1.1
	50	100.0	6.8	22.8	9.5	10.2	11.5	10.2	7.3	6.9	1.5
	55	100.0	5.0	18.2	11.3	11.7	11.9	11.2	8.6	7.9	1.8
	56	100.0	4.8	17.8	11.7	12.1	11.4	12.1	8.7	7.8	1.9
	57	100.0	4.5	17.3	11.5	11.9	11.8	12.5	11.6	9.0	1.8
	58	100.0	4.8	17.1	11.0	11.2	12.1	12.9	11.6	9.2	1.8
	59	100.0	4.7	16.8	11.1	10.6	12.3	13.5	11.5	9.1	1.8
	60	100.0	4.2	16.9	10.8	9.9	13.2	13.5	11.6	9.4	1.9
	61	100.0	4.4	16.8	10.8	9.2	14.2	12.8	11.7	9.6	1.9
	62	100.0	4.3	16.8	11.1	9.0	13.9	12.6	12.1	9.5	1.9
	63	100.0	4.1	16.9	11.3	8.7	13.0	13.1	12.3	9.6	1.9
	平成元	100.0	4.3	16.7	11.3	8.2	12.1	13.6	12.9	9.5	2.1
	2	100.0	4.3	16.4	11.5	8.2	11.2	14.3	12.6	9.7	2.2
	3	100.0	4.1	16.6	11.5	8.3	10.3	15.0	11.8	9.7	2.4
	4	100.0	3.9	16.6	11.6	8.2	9.9	14.6	11.9	10.1	2.5
	5	100.0	3.5	16.3	11.7	8.2	9.5	13.9	12.6	10.4	2.6
	6	100.0	3.3	16.3	12.1	8.3	9.3	12.8	13.1	10.9	2.7
	7	100.0	2.9	16.2	12.5	8.5	9.1	12.0	14.0	10.7	2.7
比 (%)	昭和35年	100.0	10.3	31.4	26.5	30.2					1.6
	40	100.0	8.0	17.4	16.2	27.8		21.8		6.9	1.9
	45	100.0	5.4	16.5	16.2	14.0	13.0	24.8		7.5	2.4
	50	100.0	2.8	12.3	17.9	14.8	12.8	11.7	10.2	6.9	2.9
	55	100.0	2.3	9.3	14.5	16.4	13.8	11.8	10.9	8.4	2.9
	56	100.0	2.3	9.3	13.7	17.1	13.0	11.9	11.0	9.6	2.9
	57	100.0	2.4	9.3	13.1	16.7	13.3	12.2	11.0	9.6	2.7
	58	100.0	2.6	9.3	12.6	15.7	13.9	12.5	11.0	9.8	2.6
	59	100.0	2.5	9.3	12.3	14.5	14.6	12.9	10.9	9.8	2.6
	60	100.0	2.4	9.4	12.1	13.6	15.3	12.8	11.0	9.9	2.5
	61	100.0	2.6	9.4	12.1	12.8	16.0	12.1	11.2	10.1	2.5
	62	100.0	2.6	9.5	12.0	12.4	15.6	12.3	11.4	10.1	2.5
	63	100.0	2.6	9.6	12.0	11.9	14.5	13.0	11.6	10.1	2.6
	平成元	100.0	2.5	9.7	11.9	11.6	13.5	13.5	12.0	10.0	2.8
	2	100.0	2.7	9.8	12.0	11.2	12.5	14.0	11.8	9.9	3.0
	3	100.0	2.8	10.2	11.8	10.9	11.7	14.6	11.1	10.1	3.3
	4	100.0	2.7	10.5	11.6	10.8	11.2	14.2	11.3	10.4	3.6
	5	100.0	2.5	10.7	11.8	10.9	10.8	13.3	11.9	10.5	3.7
	6	100.0	2.3	10.8	12.0	10.9	10.6	12.4	12.4	10.9	3.8
	7	100.0	2.1	10.6	12.2	11.1	10.5	11.6	13.0	10.8	4.0
女子15歳以上人口に占める雇用者の割合 (%)	昭和35年	21.9	35.1	33.6	16.1	11.3					1.6
	40	24.3	29.5	54.2	23.8	20.3		19.9		8.9	2.0
	45	27.0	30.3	59.8	27.1	21.3	26.0	26.5		13.6	3.0
	50	26.9	20.2	58.5	29.4	23.9	28.3	32.2	27.0	16.3	3.6
	55	29.5	17.0	63.3	36.2	28.9	33.1	35.5	37.5	32.1	4.1
	56	30.0	16.8	63.8	37.9	30.2	36.2	39.9	39.1	32.6	4.1
	57	30.3	15.7	63.6	39.6	30.8	37.2	40.7	39.4	33.5	4.0
	58	31.3	17.0	65.1	41.0	32.2	37.8	43.0	41.5	35.1	4.0
	59	31.6	16.6	65.1	42.7	33.4	37.6	44.2	42.4	35.2	4.0
	60	31.8	15.0	65.2	43.0	33.8	38.8	45.3	43.5	36.3	4.1
	61	32.2	15.4	66.5	44.4	34.0	40.3	46.2	44.3	37.3	4.0
	62	32.3	14.7	66.7	46.8	35.4	41.1	45.7	45.2	37.5	3.9
	63	33.0	14.4	67.7	48.5	36.3	42.0	46.3	46.8	38.8	3.9
	平成元	34.2	15.4	68.2	50.6	36.6	44.1	48.0	48.9	40.9	4.2
	2	35.4	16.0	69.4	52.9	38.8	45.4	50.0	50.7	43.5	4.5
	3	36.7	16.1	70.3	55.4	41.4	46.0	51.5	52.3	45.1	5.0
	4	37.4	16.1	70.2	56.6	42.1	47.6	52.9	53.0	46.9	5.2
	5	37.7	15.6	68.6	56.9	42.6	47.9	52.2	52.2	48.1	5.3
	6	37.9	15.4	68.5	57.7	43.4	48.3	54.4	54.2	48.9	5.2
	7	37.9	14.3	68.0	59.0	43.8	48.1	54.2	54.7	48.9	5.1

付表16 雇用形態別雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

区 分	計				女				男				
	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	総 数	常 雇	臨時雇	日雇	
雇 用 者 数 (万人)	昭和35年	2,276	2,058	124	93	701	614	57	30	1,575	1,444	67	63
	40	2,817	2,564	145	108	893	772	80	41	1,924	1,792	65	67
	45	3,277	3,006	162	109	1,085	937	102	47	2,191	2,069	60	62
	50	3,617	3,327	174	116	1,159	992	118	51	2,458	2,338	58	65
	55	3,941	3,587	252	123	1,345	1,105	180	60	2,597	2,461	72	63
	56	4,008	3,626	261	120	1,382	1,134	188	60	2,626	2,492	73	61
	57	4,058	3,672	275	121	1,408	1,147	201	61	2,660	2,526	74	60
	58	4,176	3,751	302	124	1,475	1,190	222	63	2,701	2,560	80	60
	59	4,236	3,807	308	121	1,508	1,217	227	64	2,728	2,590	81	57
	60	4,285	3,847	317	120	1,539	1,243	234	62	2,745	2,604	83	58
	61	4,350	3,913	318	118	1,574	1,277	235	62	2,776	2,636	84	57
	62	4,399	3,944	342	113	1,604	1,295	250	60	2,795	2,650	92	53
	63	4,507	4,032	356	119	1,660	1,338	259	62	2,848	2,695	97	57
	平成元	4,648	4,155	372	122	1,738	1,401	273	63	2,910	2,753	98	58
	2	4,806	4,296	389	121	1,823	1,475	282	66	2,984	2,822	106	56
3	4,972	4,456	394	123	1,907	1,555	284	68	3,065	2,901	110	56	
4	5,086	4,568	404	117	1,962	1,602	293	67	3,125	2,963	111	50	
5	5,170	4,635	417	118	1,997	1,630	300	67	3,173	3,005	117	51	
6	5,203	4,667	418	118	2,021	1,655	300	66	3,181	3,012	118	52	
7	5,229	4,686	428	115	2,034	1,663	306	65	3,195	3,023	122	50	
構 成 比 (%)	昭和35年	100.0	90.4	5.4	4.1	100.0	87.6	8.1	4.3	100.0	91.7	4.3	4.0
	40	100.0	91.0	5.1	3.8	100.0	86.5	9.0	4.6	100.0	93.1	3.4	3.5
	45	100.0	91.7	4.9	3.3	100.0	86.3	9.4	4.3	100.0	94.4	2.7	2.8
	50	100.0	92.0	4.6	3.2	100.0	85.6	10.0	4.4	100.0	95.0	2.4	2.6
	55	100.0	90.5	6.4	3.1	100.0	82.2	13.4	4.5	100.0	94.8	2.8	2.4
	56	100.0	90.5	6.5	3.0	100.0	82.1	13.6	4.3	100.0	94.9	2.8	2.3
	57	100.0	90.3	6.8	3.0	100.0	81.5	14.3	4.3	100.0	95.0	2.8	2.3
	58	100.0	89.8	7.2	3.0	100.0	80.7	15.1	4.3	100.0	94.8	3.0	2.2
	59	100.0	89.9	7.3	2.9	100.0	80.7	15.1	4.2	100.0	94.9	3.0	2.1
	60	100.0	89.8	7.4	2.8	100.0	80.8	15.2	4.0	100.0	94.9	3.0	2.1
	61	100.0	90.0	7.3	2.7	100.0	81.1	14.9	3.9	100.0	95.0	3.0	2.1
	62	100.0	89.7	7.8	2.6	100.0	80.7	15.6	3.7	100.0	94.8	3.3	1.9
	63	100.0	89.5	7.9	2.6	100.0	80.6	15.6	3.7	100.0	94.6	3.4	2.0
	平成元	100.0	89.4	8.0	2.6	100.0	80.6	15.7	3.6	100.0	94.6	3.4	2.0
	2	100.0	89.4	8.1	2.5	100.0	80.9	15.5	3.6	100.0	94.6	3.6	1.9
3	100.0	89.6	7.9	2.5	100.0	81.5	14.9	3.6	100.0	94.6	3.6	1.8	
4	100.0	89.8	7.9	2.3	100.0	81.7	14.9	3.4	100.0	94.8	3.6	1.6	
5	100.0	89.7	8.1	2.3	100.0	81.6	15.0	3.4	100.0	94.7	3.7	1.6	
6	100.0	89.7	8.0	2.3	100.0	81.9	14.8	3.3	100.0	94.7	3.7	1.6	
7	100.0	89.8	8.2	2.2	100.0	81.8	15.0	3.2	100.0	94.6	3.8	1.6	

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) 常 雇……………次の「臨時雇」、「日雇」以外の雇用者
臨時雇……………1か月以上1年以内の期間を定めて雇われている者
日 雇……………日々または1か月未満の契約で雇われている者

付表17 配偶関係別女子雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

(単位 万人・%)

年	総 数	未 婚	有 配 偶	死別・離別
昭和37年	802 (100.0)	443 (55.2)	262 (32.7)	96 (12.0)
40	893 (100.0)	449 (50.3)	345 (38.6)	99 (11.1)
45	1,086 (100.0)	524 (48.3)	450 (41.4)	112 (10.3)
50	1,159 (100.0)	440 (38.0)	595 (51.3)	125 (10.8)
55	1,345 (100.0)	437 (32.5)	772 (57.4)	135 (10.0)
56	1,382 (100.0)	443 (32.1)	802 (58.0)	136 (9.8)
57	1,408 (100.0)	443 (31.5)	828 (58.8)	136 (9.7)
58	1,475 (100.0)	459 (31.1)	877 (59.5)	139 (9.4)
59	1,508 (100.0)	475 (31.5)	893 (59.2)	140 (9.3)
60	1,539 (100.0)	482 (31.3)	911 (59.2)	147 (9.6)
61	1,574 (100.0)	500 (31.8)	925 (58.8)	148 (9.4)
62	1,604 (100.0)	516 (32.2)	942 (58.7)	146 (9.1)
63	1,660 (100.0)	538 (32.4)	971 (58.5)	149 (9.0)
平成元年	1,738 (100.0)	564 (32.5)	1,017 (58.5)	157 (9.0)
2	1,823 (100.0)	596 (32.7)	1,061 (58.2)	165 (9.1)
3	1,907 (100.0)	631 (33.1)	1,102 (57.8)	173 (9.1)
4	1,952 (100.0)	650 (33.1)	1,131 (57.6)	180 (9.2)
5	1,997 (100.0)	655 (32.8)	1,154 (57.8)	187 (9.4)
6	2,021 (100.0)	669 (33.1)	1,160 (57.4)	192 (9.5)
7	2,034 (100.0)	682 (33.5)	1,161 (57.1)	191 (9.4)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

注) () 内は構成比

付表18 有配偶女子の就業状態の推移

区 分	昭和55年	60年	平成2年	3年	4年	5年	6年	7年
実 数 (万人)	女子15歳以上人口	4,591	4,863	5,178	5,233	5,281	5,326	5,402
	有配偶	2,959	3,073	3,161	3,169	3,192	3,206	3,231
	労働力人口	1,455	1,570	1,887	1,585	1,687	1,675	1,655
	就業者	1,436	1,543	1,645	1,561	1,663	1,647	1,623
	自営業主	206	201	185	179	176	168	151
	家族従業者	448	421	385	367	343	313	298
	雇用者	780	918	1,070	1,112	1,141	1,164	1,171
	完全失業者	19	28	22	25	24	27	32
	非労働力人口	1,495	1,488	1,482	1,471	1,498	1,530	1,574
構 成 比 (%)	女子15歳以上人口	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	有配偶	64.5	63.2	61.0	60.6	60.4	60.2	59.8
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	労働力人口	(49.2)	(51.1)	(52.7)	(53.2)	(52.9)	(52.2)	(51.2)
	就業者	(48.5)	(50.2)	(52.0)	(52.4)	(52.1)	(51.3)	(50.2)
	自営業主	(7.0)	(6.5)	(5.9)	(5.6)	(5.5)	(5.2)	(4.7)
	家族従業者	(15.1)	(13.7)	(12.2)	(11.6)	(10.7)	(9.8)	(9.2)
	雇用者	(28.4)	(29.9)	(33.9)	(35.1)	(35.7)	(35.3)	(35.2)
	完全失業者	(0.6)	(0.9)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(1.0)
	非労働力人口	(50.5)	(48.4)	(46.9)	(46.4)	(46.9)	(47.7)	(48.7)

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

付表19 妻と夫の就業状態別世帯数及び割合—典型的一般世帯—

妻と夫の就業状態		昭和 60年	平成 4年	5年	6年	7年	8年
世 帯 数 (万世帯)	総 数	2,591	2,718	2,715	2,781	2,766	2,772
	妻も夫もともに就業者	1,204	1,367	1,354	1,362	1,314	1,302
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	722	914	929	943	908	927
	夫就業者、妻非就業者	1,103	1,037	1,034	1,053	1,071	1,051
	うち夫非農林業雇用者	952	903	915	930	955	937
	妻就業者、夫非就業者	65	60	65	77	80	87
	うち妻非農林業雇用者	48	46	51	61	64	71
	妻も夫もともに非就業者	203	242	243	282	296	327
	子供のいる世帯総数	1,940	1,873	1,849	1,881	1,835	1,807
	妻も夫もともに就業者	959	1,028	1,006	1,013	951	934
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	576	697	698	713	665	676
	夫就業者、妻非就業者	870	751	744	759	768	748
	うち夫非農林業雇用者	762	572	673	688	700	680
	妻就業者、夫非就業者	39	29	30	37	37	41
	うち妻非農林業雇用者	30	23	24	31	30	34
	妻も夫もともに非就業者	62	58	63	69	76	84
割 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	46.5	49.9	49.9	49.0	47.5	47.0
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	27.9	33.6	34.2	33.9	32.8	33.4
	夫就業者、妻非就業者	42.6	38.2	38.1	37.9	38.7	37.9
	うち夫非農林業雇用者	35.6	33.2	33.7	33.4	34.5	33.8
	妻就業者、夫非就業者	2.5	2.2	2.4	2.8	2.9	3.1
	うち妻非農林業雇用者	1.9	1.7	1.9	2.2	2.3	2.6
	妻も夫もともに非就業者	7.8	8.9	8.9	10.1	10.7	11.8
	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	妻も夫もともに就業者	49.4	54.9	54.4	53.9	51.8	51.7
	うち妻も夫もともに非農林業雇用者	29.7	37.2	37.8	37.9	36.2	37.4
	夫就業者、妻非就業者	44.8	40.1	40.2	40.4	41.9	41.4
	うち夫非農林業雇用者	39.3	30.5	36.4	36.6	38.1	37.6
	妻就業者、夫非就業者	2.0	1.5	1.6	2.0	2.0	2.3
	うち妻非農林業雇用者	1.5	1.2	1.3	1.6	1.6	1.9
	妻も夫もともに非就業者	3.2	3.1	3.4	3.7	4.1	4.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

注) 典型的一般世帯とは、一般世帯のうち次のものをいう。

- ・夫婦のみの世帯
- ・夫婦と親から成る世帯
- ・夫婦と子供から成る世帯
- ・夫婦、子供と親から成る世帯

付表 2 0 末子の年齢別子供のいる世帯における母の就業状態

区 分		総 数	末 子 の 年 齢						
			0～ 3 歳	4～ 6 歳	7～ 9 歳	10～ 12歳	13～ 14歳	15～ 17歳	18歳 以上
世 帯 (万人)	子供のいる世帯総数	1,807	330	168	155	155	121	209	669
	就 業 者	975	86	78	90	104	83	149	385
	非農林業雇用者	766	70	60	71	86	68	121	291
	35時間以上	430	32	28	34	40	36	62	161
	35時間未満	336	38	31	38	46	31	59	128
	非就業者	814	241	89	63	50	36	58	277
	就業希望者	359	126	57	37	30	17	26	76
構 成 比 (%)	子供のいる世帯総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	就 業 者	54.0	26.1	46.4	58.1	67.1	68.6	71.3	57.5
	非農林業雇用者	42.4	21.2	35.7	45.8	55.5	56.2	57.9	43.5
	35時間以上	23.8 (56.1)	9.7 (45.7)	16.7 (46.7)	21.9 (47.9)	25.8 (46.5)	29.8 (52.9)	29.7 (51.2)	24.1 (55.3)
	35時間未満	18.6 (43.9)	11.5 (54.3)	18.5 (51.7)	24.5 (53.5)	29.7 (53.5)	25.6 (45.6)	28.2 (48.8)	19.1 (44.0)
	非就業者	45.0	73.0	53.0	40.6	32.3	29.8	27.8	41.4
	就業希望者	20.4	38.2	33.9	23.9	19.4	14.0	12.4	11.4

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(平成 8 年 2 月)

注) () 内は非農林業雇用者を100.0とした割合である。

付表 2 1 学歴別女子労働者数及び構成比の推移

区 分	計	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒	
女子労働者数 (千人)	昭和55年	621,450	207,064	332,935	63,173	18,277
	60	687,740	175,861	386,168	96,328	29,384
	61	680,748	165,510	384,597	101,907	28,733
	62	670,518	149,536	383,669	107,024	30,289
	63	725,867	152,395	421,354	117,060	35,058
	平成元年	729,200	142,717	421,614	127,745	37,124
	2	731,061	133,751	420,436	138,521	38,353
	3	761,724	130,371	436,570	150,778	44,005
	4	761,126	121,670	433,867	158,031	47,559
	5	774,921	115,233	441,827	166,545	51,317
6	725,227	98,944	409,228	163,329	53,725	
7	764,136	98,839	423,677	183,129	58,491	
構 成 比 (%)	昭和55年	100.0	33.3	53.6	10.2	2.9
	60	100.0	25.6	56.2	14.0	4.3
	61	100.0	24.3	56.5	15.0	4.2
	62	100.0	22.3	57.2	16.0	4.5
	63	100.0	21.0	58.0	16.1	4.8
	平成元年	100.0	19.6	57.8	17.5	5.1
	2	100.0	18.3	57.5	18.9	5.2
	3	100.0	17.1	57.3	19.8	5.8
	4	100.0	16.0	57.0	20.8	6.2
	5	100.0	14.9	57.0	21.5	6.6
6	100.0	13.6	56.4	22.5	7.4	
7	100.0	12.9	55.4	24.0	7.7	

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表22 学歴・産業・企業規模別女子労働者の割合

(単位 %)

区 分	中 卒	高 卒	高専・短大卒	大 卒
計	100.0	100.0	100.0	100.0
鉱 業	0.1	0.1	0.0	0.0
建 設 業	4.2	4.0	3.6	3.9
製 造 業	56.3	34.8	14.7	16.7
卸売・小売業、飲食店	7.5	19.9	17.9	20.9
金 融 ・ 保 険 業	2.4	8.7	12.0	10.3
不 動 産 業	0.3	0.4	0.8	1.0
サ ー ビ ス 業	27.5	27.8	47.4	42.8
1,000 人 以 上	12.2	23.0	31.1	37.0
100 ～ 999 人	36.9	37.3	37.7	40.1
10 ～ 99 人	50.9	39.7	31.2	22.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)

注) 計は調査産業(民営)計である。

付表23 平均年齢及び平均勤続年数の推移

(産業計、企業規模計、学歴計)

年	平 均 年 齢 (歳)			平 均 勤 続 年 数 (年)		
	総 数	女	男	総 数	女	男
昭和55年	36.8	34.8	37.8	9.3	6.1	10.8
56	36.9	34.8	37.9	9.5	6.2	11.0
57	37.1	35.0	38.0	9.6	6.3	11.1
58	37.3	35.2	38.2	9.7	6.3	11.3
59	37.4	35.3	38.4	10.0	6.5	11.6
60	37.6	35.4	38.6	10.3	6.8	11.9
61	37.8	35.5	38.8	10.5	7.0	12.1
62	37.9	35.5	39.0	10.7	7.1	12.4
63	37.9	35.5	39.0	10.6	7.1	12.2
平成元年	38.2	35.7	39.3	10.8	7.2	12.4
2	38.3	35.7	39.5	10.9	7.3	12.5
3	38.5	35.8	39.7	11.0	7.4	12.7
4	38.6	36.0	39.7	10.9	7.4	12.5
5	38.7	36.0	39.9	10.9	7.3	12.6
6	38.8	36.1	40.0	11.2	7.6	12.8
7	39.0	36.5	40.1	11.3	7.9	12.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表24 年齢階級別平均勤続年数の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

(単位 年)

年 齢	昭和60年		平成2年		3		4		5		6		7	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	6.8	11.9	7.3	12.5	7.4	12.7	7.4	12.5	7.3	12.6	7.6	12.8	7.9	12.9
～17歳	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.1	1.2	1.2	1.2	1.1	1.2	1.1
18～19	1.0	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.0	1.1
20～24	2.8	2.7	2.6	2.6	2.5	2.6	2.5	2.5	2.5	2.5	2.7	2.7	2.7	2.7
25～29	5.4	5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	5.2	5.0	5.0	5.0	5.2	5.1	5.2	5.1
30～34	7.7	9.4	7.7	8.8	7.6	8.6	7.5	8.4	7.4	8.4	7.5	8.5	7.7	8.5
35～39	8.1	12.6	8.1	12.6	9.1	12.6	9.1	12.3	8.9	12.0	9.2	12.0	9.3	11.9
40～44	8.7	16.2	9.6	16.0	9.8	16.2	10.0	16.2	9.9	16.0	10.2	15.9	10.5	15.8
45～49	9.9	18.1	10.9	18.4	11.0	19.8	11.0	19.5	10.9	19.3	11.2	19.2	11.2	19.3
50～54	11.7	19.4	12.5	20.9	12.6	21.3	12.5	21.5	12.5	21.7	12.8	21.9	13.0	22.1
55～59	12.6	16.8	13.4	18.9	13.7	19.8	13.7	20.0	13.8	20.5	14.2	21.2	14.4	21.8
60～64	12.0	10.5	12.8	11.0	13.5	11.8	12.9	12.1	13.2	12.6	13.2	13.3	13.3	13.4
65歳以上	14.5	12.1	15.9	11.9	16.5	12.3	15.3	11.9	15.3	11.6	16.3	11.8	16.1	12.8

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表 2 5 勤続年数階級別女子労働者構成比の推移

(単位 %)

区 分	勤 続 年 数								
	計	0年	1	2	3～4	5～9	10～14	15～19	20年以上
昭和55年	100.0	15.2	12.5	11.1	16.9	25.0	10.7	5.0	3.4
56	100.0	15.0	24.2		16.3	24.0	11.5	5.2	3.8
57	100.0	14.9	25.0		16.0	23.1	11.7	5.2	4.1
58	100.0	14.2	24.6		16.8	22.3	12.4	5.4	4.2
59	100.0	14.1	23.6		17.3	21.7	13.0	5.7	4.6
60	100.0	13.3	23.0		17.0	21.8	13.0	6.4	5.5
61	100.0	13.2	22.6		16.4	22.4	12.8	6.9	5.7
62	100.0	12.3	23.0		16.2	22.8	12.4	7.2	6.1
63	100.0	13.4	22.3		16.4	22.6	11.8	7.4	6.2
平成元年	100.0	13.5	21.8		16.0	22.7	11.4	7.9	6.7
2	100.0	14.0	22.5		14.8	22.2	11.4	7.8	7.3
3	100.0	13.9	23.2		14.5	21.5	11.5	7.6	7.7
4	100.0	13.5	23.4		15.7	20.4	11.5	7.5	8.0
5	100.0	12.7	24.0		16.7	20.3	11.0	7.0	8.3
6	100.0	10.5	23.0		18.1	21.3	11.3	6.9	8.9
7	100.0	10.1	20.7		18.2	22.9	11.6	7.3	9.2

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) 昭和56年以降は「勤続年数1～2」の区分で集計。

付表 2 6 年齢階級別女子役職者の構成比

(企業規模100人以上)

(単位 %)

区 分	昭和60年				平成7年			
	合 計	部 長	課 長	係 長	合 計	部 長	課 長	係 長
総 数	100.0 (100.0)	100.0 (6.4)	100.0 (25.1)	100.0 (68.5)	100.0 (100.0)	100.0 (6.2)	100.0 (28.2)	100.0 (65.7)
20～29歳	3.5	0.0	0.0	0.0	4.0	0.2	1.8	5.3
30～39	24.0	15.3	1.8	4.4	21.6	8.9	15.4	25.4
40～49	41.2	27.6	18.5	26.8	43.7	31.1	44.7	44.5
50～59	29.5	48.7	39.7	43.1	28.2	45.6	34.8	23.7
60歳以上	1.9	9.1	38.5	24.4	2.5	13.8	3.3	1.1
	[2.5]	[1.0]	[1.6]	[3.9]	[4.2]	[1.3]	[2.8]	[7.3]

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

注) [] は職階に占める女子の割合

付表27 一般及びパートタイム労働者の職業紹介状況の推移（月平均）

区 分		新 規 求 職 者 数	新 規 求 人 数	新 規 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	就 職 率	充 足 率
		人	人	倍	倍	%	%
一 般 (パートタイムを除く)	昭和50年	337,409	322,898	0.96	0.60	7.8	12.9
	55	348,505	365,089	1.05	0.73	7.7	10.6
	60	384,738	357,940	0.93	0.64	7.3	11.4
	61	387,775	331,870	0.86	0.58	7.0	12.0
	62	370,858	373,344	1.01	0.64	7.3	11.4
	63	337,222	471,567	1.40	0.90	8.5	9.4
	平成元年	308,706	520,966	1.69	1.11	8.7	7.8
	2	284,389	541,031	1.90	1.26	8.4	6.6
	3	277,945	530,716	1.91	1.28	8.0	6.2
	4	304,464	463,308	1.52	1.01	7.2	7.2
	5	343,030	390,606	1.14	0.71	6.3	8.8
	6	364,256	365,379	1.00	0.59	6.0	10.3
	7	384,770	371,626	0.97	0.56	5.9	10.5
パ ー ト タ イ ム	昭和50年	13,074	15,669	1.20	1.04	16.9	16.3
	55	15,516	24,447	1.58	1.35	13.7	10.3
	60	27,526	43,370	1.58	1.50	14.7	16.2
	61	31,909	48,957	1.53	1.44	14.6	10.1
	62	31,986	63,532	1.99	1.83	15.1	8.2
	63	27,677	87,551	3.16	3.08	16.6	5.4
	平成元年	24,888	97,820	3.93	3.93	17.5	4.5
	2	27,713	103,609	3.74	3.27	13.6	4.2
	3	31,782	104,044	3.27	2.60	11.2	4.3
	4	40,175	90,727	2.26	1.75	10.4	5.9
	5	50,960	82,543	1.62	1.18	9.9	8.3
	6	58,592	90,079	1.54	1.07	10.3	9.7
	7	62,211	102,832	1.65	1.14	10.5	9.3

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 求人倍率……求職者数に対する求人数の割合

就 職 率……有効求職者数に対する就職件数の割合

充 足 率……有効求人数に対する就職件数の割合

パートタイムは常用的パートタイム、臨時的パートタイム計である。

一般及びパートタイムともに男女計である。

付表28 中学・高校卒業者の職業紹介状況の推移

区	分	求職者数(A)	求 人 数(B)	就職者数(C)	求人倍率(B)/(A)	就職率(C)/(A)×100	
中 学 校 卒 業 者	男 女 計	昭和50年	70,269人	417,730人	70,134人	5.94倍	99.8%
		55	45,986	129,645	45,905	2.82	99.8
		60	45,614	82,716	45,305	1.81	99.8
		平成2年	30,752	91,621	30,585	2.98	99.5
		4	23,024	93,236	22,857	4.05	99.3
		5	19,326	70,376	19,126	3.64	99.0
		6	15,238	44,910	15,040	2.95	98.7
		7	12,658	30,368	12,428	2.40	98.2
		8	10,322	22,522	9,958	2.18	98.2
	女	昭和50年	39,642	227,149	39,588	5.73	99.9
		55	23,115	72,782	23,082	3.15	99.9
		60	20,370	40,795	20,235	2.00	99.3
		平成2年	12,119	—	12,058	—	99.5
		4	8,799	—	8,728	—	99.2
		5	7,412	—	7,326	—	98.8
		6	5,448	—	5,365	—	98.5
		7	4,430	—	4,338	—	97.9
		8	3,374	—	3,256	—	96.5
	男	昭和50年	30,627	190,581	30,546	6.22	99.7
		55	22,871	56,863	22,823	2.49	99.8
		60	25,244	41,921	25,070	1.66	99.3
		平成2年	18,633	—	18,527	—	99.4
		4	14,225	—	14,129	—	99.3
		5	11,914	—	11,800	—	99.0
		6	9,790	—	9,675	—	98.8
		7	8,228	—	8,090	—	98.3
		8	6,948	—	6,702	—	96.5
高 等 学 校 卒 業 者	男 女 計	昭和50年	481,292	1,627,882	480,182	3.38	99.8
		55	495,159	925,239	492,000	1.87	99.4
		60	476,757	841,443	472,752	1.76	99.2
		平成2年	522,527	1,342,878	520,503	2.57	99.6
		4	500,568	1,673,381	498,911	3.34	99.7
		5	442,786	1,377,057	440,568	3.11	99.5
		6	376,648	934,075	372,464	2.48	98.9
		7	331,516	642,613	327,329	1.94	98.7
		8	304,091	536,175	299,343	1.76	98.4
	女	昭和50年	277,935	750,169	277,293	3.29	99.8
		55	284,703	445,369	283,072	1.56	99.4
		60	268,768	393,752	266,180	1.47	99.0
		平成2年	282,654	—	281,525	—	99.6
		4	264,736	—	263,829	—	99.7
		5	230,746	—	229,619	—	99.5
		6	188,956	—	186,495	—	98.7
		7	160,779	—	157,968	—	98.3
		8	145,985	—	143,057	—	98.0
	男	昭和50年	203,357	877,693	202,889	4.32	98.0
		55	210,456	479,870	208,928	2.28	99.3
		60	207,989	447,691	206,572	2.15	99.3
		平成2年	239,873	—	238,978	—	99.6
		4	235,832	—	235,082	—	99.7
		5	212,040	—	210,949	—	99.5
		6	187,692	—	185,969	—	99.1
		7	170,737	—	169,341	—	99.2
		8	158,106	—	156,286	—	98.8

資料出所：労働省「職業安定業務統計」

注) 1 各年3月卒の数字である。

2 男女雇用機会均等法の施行に伴い、62年卒より求人関係の男女別の数値は調査できない。

3 昭和63年度から取扱期間を4月末までから6月末までに変更した。

付表 2 9 就業形態別入職・離職状況の推移

区 分		女			男		
		合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者	合 計	一般労働者	パートタイ ム労働者
入 職 者 数 (千人)	昭和50年	2,168.3	1,499.6	668.7	2,007.9	1,814.6	193.3
	61	2,057.6	1,405.6	652.0	1,856.4	1,699.0	157.4
	62	2,121.6	1,480.4	641.3	1,877.2	1,695.5	181.7
	63	2,380.1	1,648.4	731.7	2,169.5	1,953.6	205.9
	平成元年	2,437.2	1,641.3	795.9	2,155.0	1,939.8	215.1
	2	2,921.1	1,944.3	976.8	2,600.8	2,345.8	255.7
	3	3,129.2	2,025.6	1,103.6	3,059.5	2,774.8	284.6
	4	3,089.1	1,949.1	1,140.1	2,965.9	2,660.3	305.5
	5	2,609.9	1,741.0	868.9	2,717.1	2,453.4	263.6
	6	2,390.6	1,557.3	833.3	2,548.7	2,325.4	223.3
	7	2,476.4	1,590.9	885.6	2,702.7	2,441.8	260.9
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	1,539.1	531.2	1,869.5	1,703.8	165.7
	61	2,049.9	1,485.3	564.6	1,839.7	1,681.7	158.0
	62	2,090.5	1,551.9	538.6	1,750.0	1,607.3	142.7
	63	2,205.8	1,586.8	619.0	1,940.5	1,753.2	187.3
	平成元年	2,364.0	1,595.4	768.6	2,026.8	1,820.3	206.5
	2	2,671.9	1,870.2	801.6	2,358.2	2,136.5	221.7
	3	2,900.3	1,992.2	908.2	2,724.2	2,478.3	245.9
	4	2,904.6	1,925.5	979.1	2,688.9	2,411.0	277.9
	5	2,580.8	1,751.1	829.7	2,660.5	2,360.8	299.7
	6	2,609.4	1,731.3	878.1	2,673.7	2,366.9	306.8
	7	2,659.5	1,827.2	832.3	2,841.7	2,557.1	283.8
入 職 率 (%)	昭和50年	21.5	—	—	12.1	—	—
	61	20.5	17.7	31.6	11.1	10.3	44.2
	62	19.8	17.3	29.8	11.1	10.2	53.9
	63	22.1	19.7	30.1	12.4	11.5	44.9
	平成元年	21.2	19.0	27.9	12.3	11.4	45.2
	2	22.5	19.8	30.8	13.0	12.0	52.0
	3	21.8	19.3	28.7	13.4	12.6	34.5
	4	21.1	18.3	28.8	12.6	11.6	39.7
	5	18.3	16.3	24.1	11.7	10.9	37.6
	6	16.2	14.6	20.2	10.9	10.3	27.1
	7	17.1	15.1	22.2	11.3	10.6	28.3
離 職 率 (%)	昭和50年	20.5	—	—	11.3	—	—
	61	20.5	18.7	27.4	11.0	10.2	44.4
	62	19.5	18.1	25.0	10.3	9.7	42.3
	63	20.4	19.0	25.4	11.1	10.3	40.8
	平成元年	20.6	18.5	26.9	11.6	10.7	43.4
	2	20.6	19.0	25.3	11.8	11.0	45.1
	3	20.2	19.0	23.6	12.0	11.3	29.8
	4	19.9	18.0	24.7	11.4	10.5	36.1
	5	18.1	16.4	23.1	11.5	10.5	42.8
	6	17.6	16.2	21.3	11.4	10.5	37.2
	7	18.3	17.4	20.9	11.9	11.1	30.8

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を
改正したため、実数値については時系列的には接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表30 女子の産業別入職・離職状況の推移

区 分		合 計	建 設 業	製 造 業	運 輸 ・ 通 信 業	卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店	金 融 ・ 保 險 業、 不 動 産 業	サ ー ビ ス 業	そ の 他
入 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,168.3	—	700.2	72.0	645.7	200.6	542.1	7.7
	61	2,057.6	—	637.4	77.8	596.5	201.5	536.8	7.8
	62	2,121.6	—	584.1	68.6	689.4	204.1	567.2	8.3
	63	2,360.1	—	656.7	76.4	758.2	238.2	643.1	7.4
	平成元年	2,437.2	—	863.1	81.5	776.8	230.2	677.6	8.0
	2	2,821.1	—	749.3	96.5	942.1	262.5	860.9	9.6
	3	3,129.2	139.1	701.4	120.2	988.9	256.8	915.4	7.5
	4	3,089.1	144.9	663.0	112.2	1,081.5	207.7	873.7	6.2
	5	2,609.9	99.2	562.5	110.4	776.0	200.1	854.3	7.3
	6	2,390.6	103.0	520.0	90.5	607.0	212.3	850.1	7.7
7	2,476.4	127.8	507.5	86.5	694.6	209.8	844.5	5.8	
離 職 者 数 (千人)	昭和60年	2,070.3	—	687.2	67.0	616.1	191.3	501.2	7.6
	61	2,049.9	—	719.9	72.2	592.7	192.3	464.4	8.5
	62	2,090.5	—	646.4	54.8	670.3	181.5	529.0	8.5
	63	2,205.8	—	637.2	64.4	711.9	209.2	575.2	7.8
	平成元年	2,384.0	—	714.3	87.1	750.5	199.8	604.7	7.7
	2	2,871.9	—	726.5	87.7	880.5	215.2	753.1	8.9
	3	2,900.3	115.7	710.0	102.5	883.2	241.3	840.4	7.1
	4	2,904.6	120.9	695.7	101.8	949.6	233.4	797.5	5.7
	5	2,580.8	99.5	651.7	105.5	708.0	239.6	770.3	6.0
	6	2,609.4	129.6	623.0	107.0	681.7	246.7	813.5	7.9
7	2,659.5	116.2	621.1	105.2	761.9	257.1	793.1	5.1	
入 職 率 (%)	昭和60年	21.5	—	19.3	19.3	24.6	23.6	21.0	19.9
	61	20.5	—	17.4	24.3	23.8	22.9	20.6	19.4
	62	19.8	—	15.9	21.8	24.0	22.9	19.3	19.8
	63	22.1	—	17.9	22.4	25.8	26.8	22.2	17.2
	平成元年	21.2	—	17.0	23.4	24.6	24.1	22.1	18.8
	2	22.5	—	17.9	24.9	26.0	25.6	23.1	20.6
	3	21.8	25.9	16.6	24.4	24.4	23.9	23.5	16.5
	4	21.1	25.3	15.3	23.6	26.0	19.9	21.8	13.4
	5	18.3	18.0	13.6	20.7	21.2	25.4	20.7	16.0
	6	16.2	14.4	12.7	16.6	14.9	20.5	19.9	15.9
7	17.1	17.6	12.9	15.4	18.3	21.0	19.0	12.0	
離 職 率 (%)	昭和60年	20.5	—	18.9	18.0	23.5	22.5	19.4	19.6
	61	20.5	—	19.6	22.6	23.7	21.8	17.8	21.1
	62	19.5	—	17.6	17.5	23.4	20.4	18.0	20.3
	63	20.4	—	17.3	18.9	24.2	23.6	19.8	18.1
	平成元年	20.6	—	18.3	25.1	23.7	20.9	19.7	18.1
	2	20.6	—	17.3	22.6	24.3	21.1	20.2	19.1
	3	20.2	21.5	16.8	20.8	21.8	22.5	21.5	15.6
	4	19.9	21.1	16.1	21.4	22.8	22.3	19.9	12.3
	5	18.1	16.0	15.7	19.8	19.3	28.9	18.6	13.2
	6	17.6	18.1	15.2	19.7	16.7	23.8	19.0	16.3
7	18.3	16.0	15.8	18.7	20.1	25.7	17.8	10.6	

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

3 その他とは、鉱業・電気・ガス・熱供給・水道業を統合したものである。

付表 3 1 職歴別女子入職者

区 分	合 計	未就業者からの入職者				転職入職者
		計	新 卒 者	一 般 未就業者	一 般 未就業者	
実 数 (千人)	昭和60年 計	2,168.3	1,209.9	473.3	735.5	958.5
	一 般 労 働 者	1,499.6	825.2	447.2	378.0	674.4
	パートタイム労働者	668.7	384.7	26.2	358.5	284.0
	平成3年 計	3,129.2	1,623.2	572.0	1,051.1	1,506.0
	一 般 労 働 者	2,025.6	1,011.1	524.1	486.9	1,014.6
	パートタイム労働者	1,103.6	612.1	47.9	564.2	491.5
	4 計	3,089.1	1,627.9	637.6	990.3	1,461.2
	一 般 労 働 者	1,949.1	997.9	594.7	403.2	951.1
	パートタイム労働者	1,140.1	630.0	42.9	587.1	510.1
	5 計	2,609.9	1,394.3	590.2	804.1	1,215.6
	一 般 労 働 者	1,741.0	925.0	540.2	384.8	816.1
	パートタイム労働者	868.9	469.3	50.0	419.3	399.5
構 成 比 (%)	6 計	2,390.6	1,203.7	490.2	713.5	1,186.8
	一 般 労 働 者	1,557.3	767.3	441.0	326.3	790.0
	パートタイム労働者	833.3	436.4	49.2	387.2	396.8
	7 計	2,476.4	1,219.0	499.9	719.1	1,257.4
	一 般 労 働 者	1,590.9	769.1	437.9	331.2	821.7
	パートタイム労働者	885.6	449.8	62.0	387.9	435.7
	昭和60年 計	100.0	55.8	21.8	34.0	44.2
	一 般 労 働 者	100.0	55.0	29.8	25.2	45.0
	パートタイム労働者	100.0	57.5	3.9	53.6	42.5
	平成3年 計	100.0	51.9	18.3	33.6	48.1
	一 般 労 働 者	100.0	49.9	25.9	24.0	50.1
	パートタイム労働者	100.0	55.5	4.3	51.1	44.5
構 成 比 (%)	4 計	100.0	52.7	20.6	32.1	47.3
	一 般 労 働 者	100.0	51.2	30.5	20.7	48.8
	パートタイム労働者	100.0	55.3	3.8	51.5	44.7
	5 計	100.0	53.4	22.6	30.8	46.6
	一 般 労 働 者	100.0	53.1	31.0	22.1	46.9
	パートタイム労働者	100.0	54.0	5.8	48.3	46.0
	6 計	100.0	50.4	20.5	29.8	49.6
	一 般 労 働 者	100.0	49.3	28.3	21.0	50.7
	パートタイム労働者	100.0	52.4	5.9	46.5	47.6
	7 計	100.0	49.2	20.2	29.0	50.8
	一 般 労 働 者	100.0	48.3	27.5	20.8	51.7
	パートタイム労働者	100.0	50.8	7.0	43.8	49.2

資料出所：労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
 2 平成2年までは、建設業を除いている。
 3 新規卒業者について、平成6年までは学校教育法第1条に規定する学校を直近の3月に卒業した者のみを対象としていたが、平成7年からは短大卒業について、それに相当する資格を得た場合も対象としたため、新規卒業者の数値は過去と接続しない。

付表3 2 年齢階級別女子の一般未就業者数

区 分		一 般 未 就 業 者							
		計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上	
実 数 (千人)	平成元年	計	792.0	184.4	191.6	251.4	116.0	44.9	3.5
		一 般 勞 働 者	364.6	104.3	95.0	98.4	45.7	20.1	0.9
		パートタイム労働者	427.4	80.1	96.6	153.0	70.3	24.7	2.6
	2	計	860.1	245.4	214.2	226.6	117.2	53.8	2.9
		一 般 勞 働 者	384.2	140.2	101.0	78.2	44.6	20.0	0.3
		パートタイム労働者	475.9	105.2	113.2	148.4	72.6	34.0	2.6
	3	計	1051.1	302.7	253.5	293.1	143.8	50.1	7.9
		一 般 勞 働 者	485.9	187.2	118.1	100.2	54.5	23.9	3.1
		パートタイム労働者	564.2	115.6	135.4	192.9	89.4	26.2	4.8
	4	計	990.3	302.0	215.1	280.2	121.5	59.4	12.1
		一 般 勞 働 者	403.2	155.0	85.8	87.3	48.1	25.6	1.6
		パートタイム労働者	587.1	147.1	129.3	192.9	73.4	33.9	10.4
	5	計	804.1	276.1	160.5	213.8	108.5	39.3	5.9
		一 般 勞 働 者	384.8	168.7	76.2	80.5	48.1	9.3	1.9
		パートタイム労働者	419.3	107.4	84.3	133.3	60.4	30.0	4.0
6	計	713.5	207.4	178.4	207.8	86.7	29.5	3.6	
	一 般 勞 働 者	326.3	128.1	77.6	75.7	34.4	8.5	2.0	
	パートタイム労働者	387.2	79.4	100.8	132.1	52.4	20.9	1.6	
7	計	719.2	194.4	187.0	186.3	110.3	36.8	4.1	
	一 般 勞 働 者	331.2	121.8	90.4	63.2	38.9	15.9	1.0	
	パートタイム労働者	387.9	72.6	96.5	123.3	71.5	20.9	3.1	
構 成 比 (%)	平成元年	計	100.0	23.3	24.2	31.7	14.6	5.7	0.4
		一 般 勞 働 者	100.0	28.6	26.1	27.0	12.5	5.5	0.2
		パートタイム労働者	100.0	18.7	22.6	35.8	16.4	5.8	0.6
	2	計	100.0	28.5	24.9	26.3	13.6	6.3	0.3
		一 般 勞 働 者	100.0	36.5	26.3	20.4	11.6	5.2	0.1
		パートタイム労働者	100.0	22.1	23.8	31.2	15.3	7.1	0.5
	3	計	100.0	28.8	24.1	27.9	13.7	4.8	0.8
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	24.3	20.6	11.2	4.9	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	24.0	34.2	15.8	4.6	0.9
	4	計	100.0	30.5	21.7	28.3	12.3	6.0	1.2
		一 般 勞 働 者	100.0	38.4	21.3	21.7	11.9	6.3	0.4
		パートタイム労働者	100.0	25.1	22.0	32.9	12.5	5.8	1.8
	5	計	100.0	34.3	20.0	26.6	13.5	4.3	0.7
		一 般 勞 働 者	100.0	43.8	19.8	20.9	12.5	2.4	0.5
		パートタイム労働者	100.0	25.6	20.1	31.8	14.4	7.2	1.0
	6	計	100.0	29.1	25.0	29.1	12.2	4.1	0.5
		一 般 勞 働 者	100.0	39.3	23.8	23.2	10.5	2.6	0.6
		パートタイム労働者	100.0	20.5	26.0	34.1	13.6	5.4	0.4
	7	計	100.0	27.0	26.0	25.9	15.3	5.1	0.6
		一 般 勞 働 者	100.0	36.8	27.3	19.1	11.7	4.8	0.3
		パートタイム労働者	100.0	18.7	24.9	31.8	18.4	5.4	0.8

資料出所：労働省「雇用動向調査」

- 注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的に接続しない。
2 平成2年までは、建設業を除いている。

及び転職入職者並びに構成比

区 分			転 職 入 職 者						
			計	24歳 以下	25～ 34歳	35～ 44歳	45～ 54歳	55～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	平成元年	計	1089.2	365.5	276.3	242.2	156.8	44.4	4.0
		一般労働者	772.1	291.6	205.9	147.3	96.5	27.8	3.0
		パートタイム労働者	317.0	73.9	70.3	94.9	60.3	16.6	1.0
	2	計	1470.0	493.8	350.5	326.2	209.9	82.4	7.2
		一般労働者	1007.9	394.7	238.3	191.8	131.1	49.3	2.6
		パートタイム労働者	462.1	99.1	112.2	134.4	78.8	33.1	4.6
	3	計	1506.0	478.0	390.9	335.6	206.1	86.7	8.7
		一般労働者	1014.6	376.4	281.7	195.4	113.4	44.4	3.3
		パートタイム労働者	491.5	101.5	109.2	140.2	92.8	42.3	5.5
	4	計	1461.2	491.1	363.9	313.4	196.2	87.2	9.5
		一般労働者	951.1	376.0	243.1	172.2	100.1	54.3	5.4
		パートタイム労働者	510.1	115.2	120.8	141.1	96.1	32.8	4.1
	5	計	1215.6	328.9	305.4	317.6	184.7	69.4	9.4
		一般労働者	816.1	258.4	206.5	183.2	119.9	42.2	5.8
		パートタイム労働者	399.5	70.5	98.8	134.4	64.9	27.3	3.6
	6	計	1186.8	321.2	292.1	320.5	188.5	57.0	7.5
		一般労働者	790.0	228.9	218.1	192.3	111.1	35.7	3.9
		パートタイム労働者	396.8	92.3	74.0	128.2	77.3	21.4	3.6
構 成 比 (%)	平成元年	計	100.0	33.6	25.4	22.2	14.4	4.1	0.4
		一般労働者	100.0	37.8	26.7	19.1	12.5	3.6	0.4
		パートタイム労働者	100.0	23.3	22.2	29.9	19.0	5.2	0.3
	2	計	100.0	33.6	23.8	22.2	14.3	5.6	0.5
		一般労働者	100.0	39.2	23.6	19.0	13.0	4.9	0.3
		パートタイム労働者	100.0	21.4	24.3	29.1	17.1	7.2	1.0
	3	計	100.0	31.7	26.0	22.3	13.7	5.8	0.6
		一般労働者	100.0	37.1	27.8	19.3	11.2	4.4	0.3
		パートタイム労働者	100.0	20.7	22.2	28.5	18.9	8.6	1.1
	4	計	100.0	33.6	24.9	21.4	13.4	6.0	0.7
		一般労働者	100.0	39.5	25.6	18.1	10.5	5.7	0.6
		パートタイム労働者	100.0	22.6	23.7	27.7	18.8	6.4	0.8
	5	計	100.0	27.1	25.1	26.1	15.2	5.7	0.8
		一般労働者	100.0	31.7	25.3	22.4	14.7	5.2	0.7
		パートタイム労働者	100.0	17.6	24.7	33.6	16.2	6.8	0.9
	6	計	100.0	27.1	24.6	27.0	15.9	4.8	0.6
		一般労働者	100.0	29.0	27.6	24.3	14.1	4.5	0.5
		パートタイム労働者	100.0	23.3	18.6	32.3	19.5	5.4	0.9
	7	計	100.0	29.6	25.5	20.5	17.6	5.7	1.0
		一般労働者	100.0	33.6	25.8	17.2	16.3	6.0	1.0
		パートタイム労働者	100.0	22.2	25.1	26.6	20.1	5.1	0.9

付表 3 3 就業の動機別女子入職者数の割合

(単位 %)

区 分		計	主な生活 収 入	家 計 の 補 助	生活水準 の 向 上	余 暇 の 活 動	その他の 理 由
平成 5 年	入 職 者 計	100.0	40.0	27.7	12.3	10.2	9.8
	一 般 労 働 者	100.0	49.5	19.1	11.2	9.6	10.6
	パートタイム労働者	100.0	18.8	46.9	14.9	11.6	7.9
	一般未就業者計	100.0	23.5	39.1	13.6	12.8	11.0
	一 般 労 働 者	100.0	35.9	26.3	12.4	11.7	13.6
	パートタイム労働者	100.0	11.3	51.8	14.7	13.8	8.4
	転職入職者計	100.0	41.2	33.2	10.9	7.8	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	48.6	26.6	9.5	7.5	7.8
	パートタイム労働者	100.0	25.1	47.5	13.9	8.5	5.0
6 年	入 職 者 計	100.0	40.9	29.6	11.5	9.1	8.8
	一 般 労 働 者	100.0	51.8	20.5	10.2	8.3	9.2
	パートタイム労働者	100.0	18.8	47.9	14.2	10.8	8.2
	一般未就業者計	100.0	24.6	43.4	12.2	11.4	8.5
	一 般 労 働 者	100.0	36.8	31.5	10.6	10.1	10.9
	パートタイム労働者	100.0	13.5	54.2	13.6	12.5	6.2
	転職入職者計	100.0	42.5	32.3	12.0	6.1	7.1
	一 般 労 働 者	100.0	51.9	25.6	11.3	4.4	6.8
	パートタイム労働者	100.0	23.5	45.8	13.5	9.6	7.7
7 年	入 職 者 計	100.0	42.3	30.1	11.3	9.4	6.9
	一 般 労 働 者	100.0	54.8	19.8	10.5	7.8	7.1
	パートタイム労働者	100.0	18.9	49.3	12.9	12.5	6.5
	一般未就業者計	100.0	25.6	42.0	14.6	11.6	6.2
	一 般 労 働 者	100.0	39.5	29.8	15.3	8.9	6.5
	パートタイム労働者	100.0	13.6	52.6	14.0	13.9	5.9
	転職入職者計	100.0	44.8	32.3	11.2	6.5	5.2
	一 般 労 働 者	100.0	56.4	22.9	10.5	5.1	5.3
	パートタイム労働者	100.0	22.7	50.5	12.6	9.2	5.0

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 調査時在籍者のみである。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 4 女子の離職理由別離職者数の構成比の推移

区 分	離職者数 (千人)	構 成 比 (%)						死 亡・ 傷 害		
		計	契約期間 満了	経営上の 都合	定 年	本人の責 による	個人的な 理由			
昭和45年	2,309.7	100.0	5.1	3.9	0.4	1.7	87.0	21.8		2.0
50	1,927.5	100.0	5.4	8.5	1.0	2.5	80.4	25.2		2.1
55	1,861.7	100.0	6.7	4.1	1.6	3.8	81.8	19.3		2.0
60	2,070.3	100.0	6.9	5.2	2.1	3.6	80.2	16.1		1.9
61	2,049.9	100.0	7.1	6.5	2.3	3.1	79.0	15.6		2.0
62	2,090.5	100.0	9.7	5.6	2.3	3.8	76.7	16.1		1.9
63	2,205.8	100.0	6.8	4.0	1.6	3.1	82.5	9.4	5.9	2.1
平成元年	2,364.0	100.0	5.4	4.5	1.9	2.3	84.3	8.9	5.1	1.6
2	2,671.9	100.0	5.2	4.0	1.5	3.1	84.3	8.3	5.7	1.7
3	2,900.3	100.0	6.1	2.9	1.3	2.5	85.3	8.2	5.3	1.9
4	2,904.6	100.0	6.6	3.3	1.5	2.2	84.6	8.6	5.2	1.7
5	2,580.8	100.0	7.3	4.9	2.0	4.3	79.2	8.6	5.4	2.3
6	2,609.4	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	2.3
7	2,659.5	100.0	8.6	6.0	3.0	3.5	77.4	8.7	5.5	1.6

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注) 1 平成2年調査より、在籍労働者の推計に使用している毎月勤労統計調査を改正したため、実数値については時系列的には連続しない。

2 平成2年までは、建設業を除いている。

付表 3 5 年齢階級、離職理由別女子離職者の割合

(単位: %)

区 分		離職者計	契約期 間満了	経営上 の都合	定 年	本人の 責による	個人的 な理由	う ち 結 婚	う ち 出産・ 育 児	死亡・ 傷 病
6 年	計	100.0	7.5	5.6	2.7	2.7	79.2	9.2	5.2	2.3
	19歳 以下	5.2 (100.0)	(6.3)	(0.4)	(-)	(3.5)	(89.8)	(1.6)	(0.3)	(0.1)
	20～ 24	22.2 (100.0)	(4.5)	(2.7)	(-)	(3.0)	(89.0)	(16.1)	(4.3)	(0.8)
	25～ 29	17.8 (100.0)	(3.3)	(2.0)	(-)	(2.5)	(90.7)	(24.6)	(13.7)	(1.4)
	30～ 34	10.0 (100.0)	(8.0)	(5.3)	(-)	(1.7)	(83.9)	(9.2)	(14.9)	(1.0)
	35～ 44	17.1 (100.0)	(7.9)	(8.1)	(-)	(2.1)	(80.1)	(1.3)	(1.5)	(1.8)
	45～ 54	14.8 (100.0)	(9.8)	(8.8)	(0.3)	(3.2)	(73.5)	(0.2)	(0.0)	(4.4)
	55～ 59	5.4 (100.0)	(11.0)	(15.7)	(8.9)	(4.0)	(52.3)	(0.0)	(0.6)	(8.3)
	60～ 64	5.5 (100.0)	(17.5)	(6.9)	(36.1)	(3.1)	(34.2)	(0.0)	(0.3)	(2.1)
	65歳 以上	2.0 (100.0)	(19.3)	(10.8)	(9.4)	(0.4)	(50.3)	(-)	(-)	(9.6)
7 年	計	100.0	8.6	6.0	3.0	3.5	77.4	8.7	5.5	1.6
	19歳 以下	4.0 (100.0)	(14.8)	(0.7)	(-)	(4.8)	(79.6)	(2.5)	(0.7)	(0.2)
	20～ 24	24.8 (100.0)	(5.4)	(2.4)	(-)	(2.9)	(88.9)	(14.2)	(4.2)	(0.4)
	25～ 29	14.8 (100.0)	(4.8)	(3.1)	(-)	(3.1)	(88.5)	(21.9)	(15.1)	(0.4)
	30～ 34	9.1 (100.0)	(6.3)	(3.2)	(-)	(2.8)	(86.8)	(9.5)	(12.1)	(0.8)
	35～ 44	15.7 (100.0)	(9.3)	(7.7)	(-)	(4.6)	(77.0)	(1.1)	(2.9)	(1.4)
	45～ 54	14.4 (100.0)	(11.7)	(11.5)	(0.4)	(4.0)	(69.5)	(0.2)	(0.2)	(2.8)
	55～ 59	5.6 (100.0)	(14.3)	(16.7)	(9.4)	(5.5)	(48.0)	(0.1)	(0.0)	(5.9)
	60～ 64	5.2 (100.0)	(15.9)	(8.3)	(37.2)	(1.1)	(32.3)	(-)	(-)	(5.2)
	65歳 以上	2.8 (100.0)	(14.8)	(9.1)	(17.4)	(2.4)	(52.2)	(-)	(-)	(4.1)

資料出所：労働省「雇用動向調査」

付表 3 6 - 1 学歴別新規学卒就職者数の推移

区 分		計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒		
就 職 者 数 (人)	女	昭和35年	601,687	327,071	253,604	10,472	10,540	
		40	696,847	300,943	354,024	24,354	17,528	
		45	649,319	130,967	420,727	68,435	29,190	
		50	499,085	45,989	319,338	91,321	42,437	
		55	526,617	27,373	319,108	118,578	61,558	
		60	524,874	26,925	299,311	131,748	66,890	
		61	564,536	25,580	339,399	130,748	68,766	
		62	540,494	22,263	320,474	124,846	72,911	
		63	560,351	20,402	312,993	151,514	75,442	
		平成元年	578,592	19,434	316,112	164,063	78,983	
	男	2	597,155	17,365	320,592	170,306	88,892	
		3	606,514	15,206	315,547	177,179	98,582	
		4	597,137	12,634	298,551	182,870	103,082	
		5	555,828	10,758	260,968	181,076	103,026	
		6	485,546	8,323	216,590	161,768	98,865	
		7	446,068	6,874	186,990	150,926	101,278	
		8	430,911	5,667	170,925	145,276	109,043	
		男	昭和35年	772,035	356,626	318,898	7,445	89,166
			40	799,109	323,788	346,237	11,193	117,891
			45	707,630	140,299	395,989	12,305	159,037
50	522,333		47,995	272,099	11,993	190,246		
55	554,776		40,042	280,585	10,578	223,571		
60	538,778		43,602	264,601	9,122	221,453		
61	575,738		43,142	300,751	8,891	222,954		
62	555,921		40,382	285,223	8,375	221,941		
63	554,461		41,283	281,224	9,367	222,587		
平成元年	561,498		40,027	290,038	10,397	221,036		
2	585,446		37,457	301,738	10,923	235,328		
3	598,120		32,795	305,067	10,955	249,303		
4	585,123		27,899	299,107	11,129	246,988		
5	546,079		24,115	273,889	11,200	236,875		
6	500,956		20,677	242,690	11,007	226,582		
7	478,941		18,120	220,924	10,164	229,733		
8	461,676		16,156	206,694	10,049	228,777		

付表 3 6 - 2 学歴別新規学卒就職者構成比の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
構 成 比 (%)	女	昭和35年	100.0	54.4	42.1	1.7	1.8
		40	100.0	43.2	50.8	3.5	2.5
		45	100.0	20.2	64.8	10.5	4.5
		50	100.0	9.2	64.0	18.3	8.5
		55	100.0	5.2	60.6	22.5	11.7
		60	100.0	5.1	57.0	25.1	12.7
		61	100.0	4.5	60.1	23.2	12.2
		62	100.0	4.1	59.3	23.1	13.5
		63	100.0	3.6	55.9	27.0	13.5
		平成元年	100.0	3.4	54.6	28.4	13.7
		2	100.0	2.9	53.7	28.5	14.9
		3	100.0	2.5	52.0	29.2	16.3
		4	100.0	2.1	50.0	30.6	17.3
		5	100.0	1.9	47.0	32.6	18.5
		6	100.0	1.7	44.6	33.3	20.4
		7	100.0	1.5	41.9	33.8	22.7
		8	100.0	1.3	39.7	33.7	25.3
	男	昭和35年	100.0	46.2	41.3	0.9	11.5
		40	100.0	40.6	43.4	1.3	14.8
		45	100.0	19.8	56.0	1.7	22.5
		50	100.0	9.2	52.1	2.3	36.4
		55	100.0	7.2	50.6	1.9	40.3
		60	100.0	8.1	49.1	1.7	41.1
		61	100.0	7.5	52.2	1.5	38.7
		62	100.0	7.3	51.3	1.5	39.9
		63	100.0	7.4	50.7	1.7	40.1
		平成元年	100.0	7.1	51.7	1.9	39.4
		2	100.0	6.4	51.5	1.9	40.2
		3	100.0	5.5	51.0	1.8	41.7
		4	100.0	4.8	51.1	1.9	42.2
		5	100.0	4.4	50.2	2.1	43.4
		6	100.0	4.1	48.4	2.2	45.2
		7	100.0	3.8	46.1	2.1	48.0
		8	100.0	3.5	44.8	2.2	49.6

付表36-3 学歴別新規学卒就職率の推移

区 分			計	中学校卒	高等学校卒	短期大学卒	大 学 卒
就 職 率 (%)	女	昭和35年	44.8	37.5	58.6	49.8	64.1
		40	39.0	26.0	62.9	57.4	66.7
		45	39.3	16.1	61.2	68.8	59.9
		50	30.6	5.9	48.0	73.0	62.8
		55	29.4	3.2(83.1)	45.6(90.6)	76.4(78.2)	65.7(67.7)
		60	28.2	2.9(78.0)	43.4(90.0)	81.3(83.1)	72.4(75.4)
		61	28.0	2.7(76.3)	41.5(87.9)	82.2(84.2)	73.4(76.8)
		62	26.2	2.3(71.3)	38.6(85.9)	82.2(84.3)	73.6(77.2)
	男	63	26.5	2.0(70.2)	37.7(86.5)	83.0(85.0)	75.2(78.7)
		平成元年	27.0	1.9(69.2)	37.0(87.5)	86.1(88.3)	78.5(82.4)
		2	27.7	1.8(69.0)	36.2(88.6)	88.1(90.4)	81.0(85.1)
		3	28.4	1.7(68.6)	34.8(88.8)	88.0(90.8)	81.8(86.1)
		4	28.3	1.5(67.4)	32.9(88.6)	86.8(89.9)	80.4(84.9)
		5	26.6	1.3(62.5)	29.6(86.0)	80.8(84.1)	75.6(80.5)
		6	23.9	1.0(55.9)	26.0(80.8)	70.7(74.1)	67.6(72.6)
		7	22.6	0.9(50.6)	23.4(76.7)	66.0(69.5)	63.7(68.6)
8	22.4	0.8(46.2)	21.9(74.0)	66.5(70.5)	63.5(67.5)		
男	男	昭和35年	51.1	39.7	63.7	79.5	86.3
		40	41.0	26.9	57.9	84.1	86.6
		45	39.9	16.5	55.4	80.5	82.8
		50	30.2	5.9	41.1	75.6	77.5
		55	29.5	4.5(86.2)	40.2(83.3)	71.8(80.6)	78.5(84.6)
		60	27.7	4.5(88.3)	38.7(89.3)	72.6(82.4)	78.8(86.6)
		61	27.6	4.4(81.6)	37.4(87.3)	69.9(79.7)	78.9(86.9)
		62	25.9	3.9(79.2)	34.6(85.1)	66.7(76.2)	78.3(86.6)
	男	63	25.6	3.9(79.7)	34.2(84.2)	68.7(78.1)	78.8(87.2)
		平成元年	25.7	3.8(79.5)	34.2(84.7)	71.6(80.6)	80.1(88.9)
		2	26.6	3.7(79.8)	34.2(85.5)	72.9(83.2)	81.0(90.1)
		3	27.5	3.4(79.6)	34.0(85.9)	73.0(83.6)	81.1(90.2)
		4	27.4	3.1(78.5)	33.3(86.3)	70.6(81.3)	79.7(89.4)
		5	26.2	2.7(75.2)	31.4(84.5)	66.3(75.9)	76.5(86.8)
		6	25.3	2.4(72.4)	29.4(81.3)	61.7(71.4)	71.8(82.4)
		7	24.3	2.2(68.7)	27.9(79.6)	57.2(66.8)	68.7(78.5)
8	24.0	2.0(66.0)	26.7(78.2)	56.0(67.1)	67.1(75.5)		

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成8年は文部省「学校基本調査速報」）

注）1 各年3月末

2 高等専門学校、大学院卒業者を含まない数値である。

3 就職者には就職進学者（就職しながら進学している者）を含む。

4 就職率 = $\frac{\text{就職進学者を含む就職者数}}{\text{卒業者}} \times 100$

ただし（ ）内の就職率は以下の算式による。

大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者} - \text{臨床研修医（予定者含む）}} \times 100$ 短 期 大 学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者}} \times 100$ 高校、中学 = $\frac{\text{就職者}}{\text{卒業者} - \text{進学者等（就職進学者を除く）}} \times 100$

付表 37-1 新規卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(1) 高等学校

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	平成 2年	5年	6年	7年	8年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	0.8	0.4	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
	鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	0.4	1.7	1.4	1.9	2.6	2.9	3.1	3.2
	製 造 業	25.0	26.3	33.2	30.4	26.8	25.9	27.1	27.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.9	0.7	1.0	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6
	運 輸・通 信 業	2.9	2.5	3.1	3.4	3.7	3.9	3.6	3.4
	卸売・小売業、飲食店	30.5	32.4	28.7	30.4	29.6	28.6	27.0	26.1
	金 融・保 険 業	18.5	13.8	8.3	6.8	5.9	4.6	3.4	2.9
	不 動 産 業	0.2	0.2	0.2	0.3	0.2	0.2	0.3	0.3
	サ ー ビ ス 業	14.6	18.6	21.1	22.8	26.5	29.5	31.7	32.7
	公 務	3.3	1.9	1.9	2.3	2.8	2.2	1.8	1.6
	そ の 他	1.7	1.4	0.8	1.1	1.1	1.1	1.4	1.4
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農 業・林 業・漁 業	4.5	3.3	1.8	0.9	0.8	0.9	1.1	1.1
	鉱 業	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	建 設 業	7.4	8.3	6.0	7.6	10.4	13.4	15.6	16.8
	製 造 業	38.3	33.7	47.6	45.5	40.7	38.1	38.6	38.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	2.6	2.1	2.1	1.7	2.1	2.4	2.4	2.3
	運 輸・通 信 業	6.9	6.0	4.5	4.4	5.2	5.3	4.8	5.0
	卸売・小売業、飲食店	17.0	22.9	17.3	18.2	17.1	17.2	16.6	15.9
	金 融・保 険 業	3.3	1.5	0.8	0.9	0.7	0.5	0.4	0.3
	不 動 産 業	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.1	0.2
	サ ー ビ ス 業	0.7	10.3	10.3	12.3	12.9	13.8	13.4	13.0
	公 務	10.1	9.7	8.3	7.3	9.0	6.9	5.6	5.8
	そ の 他	1.8	1.7	1.1	1.0	1.0	1.2	1.2	1.2

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成8年は文部省「学校基本調査速報」）

付表37-2 新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(2) 短期大学

(単位 %)

区 分		昭和 50年	55年	60年	平成 2年	5年	6年	7年	8年
女	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	0.2	0.3	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
	鉱 業	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0
	建設 業	1.7	2.2	2.1	2.9	3.3	3.7	3.7	3.7
	製造 業	18.4	17.6	21.2	19.0	17.3	15.1	14.4	14.4
	電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.9	1.3	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5
	運輸・通信業	2.2	2.3	3.1	2.8	3.0	3.0	2.8	3.1
	卸売・小売業・飲食店	12.9	14.6	13.4	16.6	17.1	18.2	19.0	19.8
	金融・保険業	16.4	13.8	16.1	19.2	15.8	14.9	13.2	12.2
	不動産業	0.6	0.5	0.7	1.0	0.8	1.1	1.1	1.1
	サービス業	42.1	40.4	36.6	33.9	36.6	38.0	40.4	41.3
	公 務	3.3	5.8	4.5	3.1	4.7	3.6	3.1	2.8
	そ の 他	1.2	1.4	0.8	0.6	0.7	1.5	1.7	1.1
男	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	農業・林業・漁業	5.5	5.8	4.8	1.9	1.5	2.4	1.9	1.7
	鉱 業	0.1	0.0	0.1	0.0	0.0	0.1	0.0	0.2
	建設 業	9.2	6.6	5.5	5.8	7.4	8.8	10.0	10.0
	製造 業	25.5	22.7	23.3	23.5	21.6	18.6	17.9	18.5
	電気・ガス・熱供給・水道業	1.2	0.9	1.3	0.5	0.6	0.7	0.6	0.4
	運輸・通信業	2.9	4.3	5.3	1.8	2.2	1.8	2.3	2.2
	卸売・小売業・飲食店	20.9	23.4	22.7	29.9	30.6	31.2	29.3	29.7
	金融・保険業	3.0	2.2	2.0	2.1	2.0	1.7	1.2	1.3
	不動産業	0.6	0.5	0.4	0.5	0.4	0.6	0.5	0.4
	サービス業	14.1	19.3	21.2	25.7	24.2	24.2	27.4	27.8
	公 務	13.8	11.7	12.1	6.5	7.1	6.9	5.9	5.7
	そ の 他	3.3	2.6	1.5	1.9	2.1	3.2	3.0	2.1

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成8年は文部省「学校基本調査速報」）

付表 37-3 新規学卒者の産業別就職者数の構成比の推移

(3) 4年制大学

(単位 %)

区 分	昭和 50年	55年	60年	平成 2年	5年	6年	7年	8年
女								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.1	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.1
鉱 業	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建 設 業	2.5	2.2	2.0	2.5	3.3	4.2	4.6	4.6
製 造 業	14.0	12.2	17.1	19.1	18.4	16.6	16.1	15.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.1	0.3	0.7	0.3	0.4	0.4	0.3	0.2
運 輸 ・ 通 信 業	2.4	2.2	2.5	2.9	3.2	3.1	3.2	3.9
卸売・小売業、飲食店	12.0	13.2	12.3	12.6	15.4	17.7	18.1	19.0
金 融 ・ 保 険 業	8.8	3.1	5.4	9.9	8.6	11.1	10.7	9.8
不 動 産 業	0.5	0.4	0.6	1.0	0.7	1.3	1.7	1.7
サ ー ビ ス 業	53.2	58.0	51.8	44.2	39.7	36.7	37.0	37.4
公 務	4.7	7.0	6.8	7.0	9.5	7.0	6.4	5.9
そ の 他	1.6	1.2	0.6	0.5	0.6	1.8	1.8	1.6
男								
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農 業 ・ 林 業 ・ 漁 業	0.6	0.7	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3
鉱 業	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
建 設 業	7.8	7.4	5.5	6.6	7.9	9.7	10.3	10.0
製 造 業	29.7	27.6	31.4	31.2	29.4	26.7	24.4	23.1
電気・ガス・熱供給・水道業	0.7	0.8	0.9	0.8	0.9	0.7	0.6	0.5
運 輸 ・ 通 信 業	3.5	2.5	2.8	3.5	3.6	3.5	3.4	3.7
卸売・小売業、飲食店	18.7	19.8	15.5	15.0	18.1	21.8	23.4	24.1
金 融 ・ 保 険 業	12.7	10.1	10.0	12.3	9.1	9.7	9.6	8.9
不 動 産 業	0.6	0.5	0.5	1.1	0.7	1.1	1.6	1.6
サ ー ビ ス 業	13.9	17.8	21.5	19.4	19.2	16.8	17.8	19.7
公 務	10.5	11.8	10.4	9.0	10.0	7.1	6.1	5.9
そ の 他	1.1	0.8	0.6	0.7	0.9	2.3	2.5	2.1

資料出所：文部省「学校基本調査」（平成8年は文部省「学校基本調査速報」）

付表 3 8 職業別 4 年制大学卒就職者数及び構成比の推移

区 分		昭和50年	55年	60年	平成2年	5年	6年	7年	8年
突 出 職 業	計	42,437	61,558	66,890	88,892	103,026	98,885	101,278	109,043
	専門的・技術的 職業従事者	22,389	34,420	33,747	39,042	39,331	29,897	30,447	31,596
	技 術 者	1,446	2,442	7,022	13,025	13,158	8,085	8,465	9,082
	教 員	16,185	23,058	18,297	16,096	15,654	10,713	10,098	9,286
	保険医療従事者	2,996	4,849	4,538	5,163	5,628	5,775	6,133	6,738
	そ の 他	1,742	4,071	3,896	4,759	4,891	5,324	5,751	6,493
	事務従事者	17,152	22,540	26,149	38,489	48,804	49,654	49,922	53,003
	販売従事者	1,302	3,164	5,230	8,575	11,512	13,439	14,660	16,336
	そ の 他	1,614	1,448	1,737	2,786	3,379	5,575	6,249	8,105
	計	190,246	223,571	221,453	235,328	236,875	228,582	229,733	228,777
(人)	専門的・技術的 職業従事者	68,595	79,927	86,392	92,242	86,923	72,732	72,317	71,279
	技 術 者	50,524	55,515	61,998	72,038	71,344	60,419	60,021	59,303
	教 員	12,046	17,077	17,255	11,715	9,105	6,280	5,870	5,301
	保険医療従事者	2,507	3,334	3,220	3,216	3,026	2,968	2,829	2,913
	そ の 他	3,518	4,001	3,921	5,272	3,448	3,065	3,597	3,762
	事務従事者	65,627	73,763	69,737	83,348	87,296	81,221	78,254	77,634
	販売従事者	43,230	57,753	55,197	51,219	52,248	56,395	62,335	60,849
	そ の 他	12,794	12,128	9,212	8,519	10,406	16,234	16,827	19,015
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的 職業従事者	52.7	55.9	50.5	43.9	38.2	30.2	30.1	29.0
構 成 比	技 術 者	3.4	4.0	10.5	14.7	12.8	8.2	8.4	8.3
	教 員	28.1	37.5	27.4	18.1	15.2	10.8	10.0	8.5
	保険医療従事者	7.1	7.9	6.8	5.8	5.5	5.6	6.1	6.2
	そ の 他	4.1	6.6	5.8	5.4	4.7	5.4	5.7	6.0
	事務従事者	40.4	38.6	39.1	43.3	47.4	50.2	49.3	48.6
	販売従事者	3.1	5.1	7.8	9.6	11.2	13.6	14.5	15.0
	そ の 他	3.8	2.4	2.6	3.1	3.3	5.9	6.2	7.4
	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的 職業従事者	38.1	35.8	39.0	39.2	36.7	32.1	31.5	31.2
	技 術 者	25.6	24.8	28.0	30.6	30.1	26.7	26.1	25.9
(%)	教 員	6.3	7.6	7.8	5.0	3.8	2.8	2.6	2.3
	保険医療従事者	1.3	1.5	1.5	1.4	1.3	1.3	1.2	1.3
	そ の 他	1.8	1.8	1.8	2.2	1.5	1.4	1.6	1.6
	事務従事者	34.5	33.0	31.5	35.4	38.9	35.8	34.1	33.9
	販売従事者	22.7	25.8	24.9	21.8	22.1	24.9	27.1	26.6
	そ の 他	6.7	5.4	4.2	3.6	4.4	7.2	7.3	8.3

資料出所：文部省「学校基本調査」

注) 保健医療従事者には医師、歯科医師、獣医師、薬剤師を含む。

付表 3 9 学校種類別進学率の推移

(単位 %)

年	高等学校への進学率			短期大学への進学率			大学への進学率		
	計	女	男	計	女	男	計	女	男
昭和25年	42.5	36.7	48.0	—	—	—	—	—	—
30	51.5	47.4	55.5	2.2	2.6	1.9	7.9	2.4	13.1
35	57.7	55.9	59.6	2.1	3.0	1.2	8.2	2.5	13.7
40	70.7	69.6	71.7	4.1	6.7	1.7	12.8	4.6	20.7
45	82.1	82.7	81.6	6.5	11.2	2.0	17.1	6.5	27.3
50	91.9	93.0	91.0	11.0	19.9	2.6	26.7	12.5	40.4
55	94.2	95.4	93.1	11.3	21.0	2.0	26.1	12.3	39.3
56	94.3	95.4	93.2	11.4	20.8	1.9	25.7	12.2	38.6
57	94.3	95.5	93.2	11.0	20.5	1.9	25.3	12.2	37.9
58	94.0	95.2	92.8	10.7	19.9	1.8	25.4	12.2	36.1
59	93.9	95.0	92.8	10.8	20.1	1.9	24.8	12.6	36.4
60	93.8	94.9	92.8	11.1	20.8	2.0	26.5	13.7	38.6
61	93.8	94.9	92.8	11.1	21.0	1.7	23.6	12.5	34.2
62	93.9	95.0	92.8	11.4	21.5	1.8	24.7	13.6	35.3
63	94.1	95.3	92.9	11.6	21.8	1.8	25.1	14.4	35.3
平成元	94.1	95.3	93.0	11.7	22.1	1.7	24.7	14.7	34.1
2	94.4	95.6	93.2	11.7	22.2	1.7	24.6	15.2	33.4
3	94.6	95.8	93.5	12.2	23.1	1.8	25.5	16.1	34.5
4	95.0	96.2	93.9	12.4	23.5	1.8	26.4	17.3	35.2
5	95.3	96.5	94.2	12.9	24.4	1.9	28.0	19.0	36.6
6	95.7	96.8	94.6	13.2	24.9	2.0	30.1	21.0	38.9
7	95.8	97.0	94.7	13.1	24.6	2.1	32.1	22.9	40.7
8	95.9	97.1	94.8	12.7	23.7	2.3	33.4	24.6	41.9

資料出所：文部省「学校基本調査」(平成8年は文部省「学校基本調査速報」)

注) 1 高等学校への進学率 = $\frac{\text{進学者数} + \text{就職進学者数}}{\text{中学校卒業生数}} \times 100$

2 大学、短期大学への進学率 = $\frac{\text{大学(学部)・短期大学(本科)の入学者数}}{\text{3年前の中学校卒業生数}} \times 100$

(通信教育者を含まない。)

付表40 新規学卒者の就職状況

		区 分	計	進学者	就職者	就 職 進学者	一時的な 仕事に就 いた者	無業者	その他
実 数 (人)	大学女子	平成2年	109,750	3,866	88,879	13	2,014	9,817	5,161
		3	120,493	4,523	98,576	6	1,908	9,750	5,730
		4	128,166	5,325	103,073	9	2,243	11,325	6,191
		5	136,310	6,647	103,020	6	3,187	14,676	8,774
		6	146,253	8,336	98,856	9	4,565	23,889	10,598
		7	159,050	9,644	101,273	5	5,183	30,565	12,380
		8	171,698	10,297	109,035	8	6,059	34,939	11,360
		大学男子	平成2年	290,353	23,179	235,285	43	1,631	12,531
	3		307,586	25,482	249,286	17	1,574	12,371	18,856
	4		309,712	28,029	246,970	18	1,698	13,782	19,215
	5		309,454	31,254	236,864	11	2,307	17,090	21,938
	6		315,645	35,554	226,571	11	3,144	28,365	22,000
	7		334,227	36,672	229,725	8	4,097	37,279	26,446
	8		341,116	37,906	228,770	7	4,455	45,427	24,551
	短大女子		平成2年	193,382	5,046	170,266	40	1,965	13,323
		3	201,250	6,051	177,069	110	1,882	13,496	2,642
		4	210,671	7,239	182,824	46	2,198	15,276	3,088
		5	224,022	8,640	181,046	30	4,078	25,656	4,572
		6	228,749	10,448	161,740	28	7,684	41,300	7,549
		7	228,746	11,701	150,906	20	10,182	48,177	7,760
		8	218,427	12,247	145,262	14	10,841	45,085	4,978
		短大男子	平成2年	14,976	1,854	10,865	58	202	1,220
	3		15,017	1,906	10,911	44	225	1,117	814
	4		15,761	2,080	11,062	67	244	1,454	854
	5		16,894	2,155	11,123	77	269	2,076	1,194
	6		17,847	2,440	10,973	34	467	2,751	1,182
	7		17,728	2,512	10,133	31	714	3,174	1,164
	8		17,938	2,957	10,020	29	672	3,378	882
構 成 比 (%)	大学女子		平成2年	100.0	3.5	81.0	0.0	1.8	8.9
		3	100.0	3.8	81.8	0.0	1.6	8.1	4.8
		4	100.0	4.2	80.4	0.0	1.8	8.8	4.8
		5	100.0	4.9	75.6	0.0	2.3	10.8	6.4
		6	100.0	5.7	67.6	0.0	3.1	16.3	7.2
		7	100.0	6.1	63.7	0.0	3.3	19.2	7.8
		8	100.0	6.0	63.5	0.0	3.5	20.3	6.6
		大学男子	平成2年	100.0	8.0	81.0	0.0	0.6	4.3
	3		100.0	8.3	81.0	0.0	0.5	4.0	6.1
	4		100.0	9.1	79.7	0.0	0.5	4.4	6.2
	5		100.0	10.1	76.5	0.0	0.7	5.5	7.1
	6		100.0	11.3	71.8	0.0	1.0	9.0	7.0
	7		100.0	11.0	68.7	0.0	1.2	11.2	7.9
	8		100.0	11.1	67.1	0.0	1.3	13.3	7.2
	短大女子		平成2年	100.0	2.6	88.0	0.0	1.0	6.9
		3	100.0	3.0	88.0	0.0	0.9	6.7	1.3
		4	100.0	3.4	86.8	0.0	1.0	7.3	1.5
		5	100.0	3.9	80.8	0.0	1.8	11.5	2.0
		6	100.0	4.6	70.7	0.0	3.4	18.1	3.3
		7	100.0	5.1	66.0	0.0	4.5	21.1	3.4
		8	100.0	5.6	66.5	0.0	5.0	20.6	2.3
		短大男子	平成2年	100.0	12.4	72.5	0.4	1.3	8.1
	3		100.0	12.7	72.7	0.3	1.5	7.4	5.4
	4		100.0	13.2	70.2	0.4	1.5	9.2	5.4
	5		100.0	12.8	65.8	0.5	1.6	12.3	7.1
	6		100.0	13.7	61.5	0.2	2.6	15.4	6.6
	7		100.0	14.2	57.2	0.2	4.0	17.9	6.6
	8		100.0	16.5	55.9	0.2	3.7	18.8	4.9

資料出所：文部省「学校基本調査」

注）各年3月卒の状況である。

付表４１ 新規大卒未就業者の企業規模別、一般・パート別入職者数構成比

(単位 %)

		計	5～29 人	30～99	100～ 299	300～ 999	1,000 人以上	一 般	パ ー ト
女	平成３年	100.0	6.3	6.0	14.7	15.3	54.1	97.7	2.3
	４	100.0	8.1	5.1	17.3	19.1	46.8	99.0	1.0
	５	100.0	7.0	5.0	11.8	45.0	28.6	89.2	10.8
	６	100.0	14.2	12.4	19.8	16.7	34.9	95.6	4.4
	７	100.0	20.4	10.3	12.8	18.5	33.6	93.7	6.3
男	平成３年	100.0	2.6	5.3	13.5	22.8	51.8	98.8	1.2
	４	100.0	7.1	5.9	12.8	22.2	48.6	99.4	0.6
	５	100.0	6.5	11.2	11.3	28.5	39.4	98.7	1.3
	６	100.0	3.6	10.9	19.1	25.1	38.9	98.3	1.7
	７	100.0	9.4	12.2	21.2	27.1	27.9	98.7	1.2

資料出所：労働省「雇用動向調査」

注）企業規模計には官公営を含む。

付表42 関係学科別大学在学生数の構成比の推移

区 分	在 学 生 数 (人)	構 成 比 (%)												
		計	人 文 科 学	社 会 科 学	理 学	工 学	農 学	保 健	商 船	家 政	教 育	芸 術	そ の 他	
女	昭和50年	356,167	100.0	36.2	15.0	2.0	0.8	1.5	8.4	-	8.1	19.6	6.4	2.0
	55	389,881	100.0	35.9	14.7	2.2	1.3	1.8	8.9	0.0	8.1	18.2	7.1	1.7
	60	414,384	100.0	35.4	15.1	2.6	2.3	2.1	9.5	0.0	7.7	16.9	6.9	1.5
	61	430,830	100.0	35.6	15.6	2.5	2.3	2.1	9.5	0.0	7.6	16.6	6.7	1.5
	62	453,488	100.0	35.9	16.4	2.4	2.3	2.1	9.3	0.0	7.4	16.1	6.4	1.6
	63	482,844	100.0	36.3	17.7	2.3	2.4	2.2	8.9	0.0	7.1	15.4	6.1	1.6
	平成元	518,283	100.0	36.3	19.1	2.3	2.5	2.4	8.5	0.0	6.8	14.5	5.9	1.8
	2	554,686	100.0	36.0	20.7	2.2	2.7	2.5	8.0	0.0	6.5	13.8	5.7	1.9
	3	593,128	100.0	35.3	22.1	2.2	3.2	2.7	7.7	0.0	6.2	13.0	5.6	2.0
	4	636,356	100.0	34.6	23.2	2.3	3.8	2.9	7.5	0.0	6.0	12.4	5.4	2.1
男	昭和50年	1,295,836	100.0	6.7	49.0	3.3	25.5	4.1	4.8	0.1	0.0	3.8	1.3	1.2
	55	1,351,615	100.0	7.4	47.9	3.4	24.6	3.9	5.7	0.1	0.0	4.9	1.2	0.9
	60	1,320,008	100.0	7.6	46.1	3.7	25.3	3.9	5.9	0.1	0.0	4.9	1.2	1.2
	61	1,327,800	100.0	7.5	46.1	3.7	25.6	3.9	5.8	0.1	0.0	4.9	1.2	1.4
	62	1,352,536	100.0	7.4	46.3	3.7	25.7	3.8	5.7	0.1	0.0	4.8	1.2	1.2
	63	1,378,462	100.0	7.2	46.6	3.7	25.9	3.8	5.5	0.1	0.0	4.7	1.2	1.4
	平成元	1,410,854	100.0	7.2	46.8	3.7	26.0	3.7	5.2	0.1	0.0	4.6	1.2	1.4
	2	1,433,906	100.0	7.2	46.9	3.8	26.2	3.7	5.0	0.1	0.0	4.5	1.1	1.5
	3	1,459,207	100.0	7.3	47.0	3.9	26.3	3.5	4.8	0.1	0.0	4.4	1.2	1.5
	4	1,491,357	100.0	7.5	47.0	3.9	26.4	3.4	4.6	0.1	0.0	4.4	1.2	1.6
	5	1,525,918	100.0	7.6	47.1	4.0	26.5	3.3	4.4	0.1	0.1	4.2	1.2	1.6
	6	1,554,128	100.0	7.8	47.1	4.0	26.7	3.1	4.2	0.1	0.1	4.1	1.2	1.6
	7	1,562,945	100.0	7.9	47.0	4.0	27.0	3.0	4.1	0.1	0.1	4.0	1.3	1.6

資料出所：文部省「学校基本調査」

付表43 1人平均月間現金給与額

(単位 円)

事業所 規模	現 金 給 与 総 額			きまって支給する給与			特別に支払われた給与		
	男女計	女	男	男女計	女	男	男女計	女	男
5人以上	362,510	227,440	448,130	281,623	180,242	345,888	80,887	47,198	102,242
30人以上	408,864	252,837	496,049	308,023	194,892	371,239	100,841	57,945	124,810

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成7年)

付表 4 4 - 1 産業別 1 人平均月間現金給与総額
(事業所規模 5 人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	362,510	227,440	448,130
鉱 業	367,466	239,521	395,224
建 設 業	377,448	222,442	411,312
製 造 業	357,524	189,031	448,655
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	260,208	149,544	396,467
織 維 工 業	263,771	171,457	382,139
衣服その他の繊維製品製造業	187,485	148,214	356,509
木材・木製品製造業	275,658	169,458	318,580
出版・印刷・同関連産業	405,064	243,567	477,373
化 学 工 業	500,961	282,359	575,557
窯業・土石製品製造業	358,371	209,868	402,604
金 属 製 品 製 造 業	357,740	206,716	414,301
一般機械器具製造業	409,571	221,173	456,095
輸送用機械器具製造業	425,148	222,157	467,655
精密機械器具製造業	360,890	202,736	451,081
電気・ガス・熱供給・水道業	568,328	321,495	603,849
運 輸 ・ 通 信 業	426,359	267,448	456,835
卸売・小売業，飲食店	290,852	169,066	396,163
金 融 ・ 保 険 業	492,223	310,431	677,110
不 動 産 業	407,761	239,826	492,051
サ ー ビ ス 業	370,896	279,536	463,515

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成 7 年）

付表44-2 産業別1人平均月間現金給与総額
(事業所規模30人以上)

産 業	現 金 給 与 総 額		
	男 女 計	女	男
	円	円	円
調 査 産 業 計	408,864	252,837	496,049
鉱 業	435,201	258,116	460,286
建 設 業	450,670	247,159	487,361
製 造 業	390,600	205,726	475,620
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	285,628	159,973	424,728
織 維 工 業	281,447	180,592	399,149
衣服その他の繊維製品製造業	192,046	153,903	357,022
木材・木製品製造業	324,115	194,032	371,894
出版・印刷・関連産業	455,134	271,447	522,550
化 学 工 業	515,737	292,082	589,357
窯業・土石製品製造業	392,586	228,837	434,610
金 属 製 品 製 造 業	395,499	224,344	450,996
一般機械器具製造業	431,213	233,527	475,800
輸送用機械器具製造業	445,649	243,799	480,284
精密機械器具製造業	384,677	222,573	465,839
電気・ガス・熱供給・水道業	584,198	327,510	621,873
運 輸 ・ 通 信 業	454,488	289,899	482,927
卸 売 ・ 小 売 業 , 飲 食 店	336,175	187,085	467,107
金 融 ・ 保 險 業	541,200	335,779	735,954
不 動 産 業	464,812	249,914	563,781
サ ー ビ ス 業	412,820	307,663	504,693

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」(平成7年)

付表45 きまって支給する現金給与額、所定内給与額の推移
(産業計、企業規模計、学歴計)

年	きまって支給する現金給与額			所 定 内 給 与 額		
	女	男	男女間格差 (男子=100.0)	女	男	男女間格差 (男子=100.0)
	千円	千円		千円	千円	
昭和55年	122.5	221.7	55.3	116.9	198.6	58.9
56	130.5	235.3	55.5	124.6	211.4	58.9
57	136.2	246.1	55.3	130.1	222.0	58.6
58	141.2	254.4	55.5	134.7	229.3	58.7
59	146.6	265.1	55.3	139.2	237.5	58.6
60	153.6	274.0	56.1	145.8	244.6	59.6
61	158.9	280.8	56.6	150.7	252.4	59.7
62	164.8	286.1	57.6	155.9	257.7	60.5
63	169.5	296.1	57.2	160.0	264.4	60.5
平成元	176.7	310.0	57.0	166.3	276.1	60.2
2	186.1	326.2	57.1	175.0	290.5	60.2
3	195.7	340.6	57.5	184.4	303.8	60.7
4	203.6	345.6	58.9	192.8	313.5	61.5
5	207.5	349.4	59.4	197.0	319.9	61.6
6	213.7	357.1	59.8	203.0	327.4	62.0
7	217.5	361.3	60.2	206.2	330.0	62.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

付表46 年齢階級別所定内給与額、対前年上昇率、年齢間格差
(産業計、企業規模計、学歴計)

年 齢	所定内給与額		対前年上昇率		年齢間格差 (20～24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
	女	男	女	男	女	男	
	千円	千円	%	%			
計	206.2	330.0	1.6	0.8	115.1	165.2	62.5
17歳以下	128.0	140.5	-1.6	-3.8	71.4	70.4	91.1
18～19歳	153.4	167.4	-0.2	-0.2	85.6	83.8	91.6
20～24	179.2	199.7	0.7	-0.1	100.0	100.0	89.7
25～29	205.8	245.2	0.6	0.4	114.8	122.8	83.9
30～34	224.4	296.1	1.0	0.2	125.2	148.3	75.8
35～39	227.2	342.4	2.5	0.4	126.8	171.5	66.4
40～44	225.2	378.9	2.4	0.2	125.7	189.7	59.4
45～49	222.8	411.7	1.2	0.4	124.3	206.2	54.1
50～54	220.5	423.7	1.6	0.7	123.0	212.2	52.0
55～59	211.8	386.0	0.5	2.0	118.2	193.3	54.9

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)

付表47 女子労働者の学歴別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

年 齢 階 級	所定内給与額 (千円)				年齢間格差 (20～24歳=100.0)			
	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒	中 卒	高 卒	高専・ 短大卒	大 卒
計	176.3	198.8	220.2	266.6	111.0	115.9	119.5	130.3
18 ～ 19 歳	148.8	153.6	—	—	93.7	89.5	—	—
20 ～ 24	158.8	171.6	184.2	204.6	100.0	100.0	100.0	100.0
25 ～ 29	169.7	190.8	213.2	234.6	106.9	111.2	115.7	114.7
30 ～ 34	167.5	203.7	241.2	282.8	105.5	118.7	130.9	138.2
35 ～ 39	172.9	204.5	258.1	323.5	108.9	119.2	140.1	158.1
40 ～ 44	174.5	213.2	280.5	352.3	109.9	124.2	152.3	172.2
45 ～ 49	180.6	218.3	285.7	389.4	113.7	127.2	155.1	190.3
50 ～ 54	185.2	224.1	305.0	425.3	116.6	130.6	165.6	207.9
55 ～ 59	180.0	220.6	320.5	527.3	113.4	128.6	174.0	257.7

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)

付表48 標準労働者の年齢階級別所定内給与額、年齢間格差
(産業計、企業規模計)

区 分		所定内給与額 (千円)		年 齢 間 格 差 (20~24歳=100.0)		男女間格差 (男子=100.0)
		女	男	女	男	
中	計	215.9	347.7	139.1	175.7	62.1
	17歳以下	127.4	137.4	82.1	69.4	92.7
	18~19歳	149.0	163.8	96.0	82.8	91.0
	20~24	155.2	197.9	100.0	100.0	78.4
	25~29	180.3	241.1	116.2	121.8	74.8
	30~34	202.0	269.6	130.2	136.2	74.9
	35~39	213.9	303.1	137.8	153.2	70.6
	40~44	240.6	338.7	155.0	171.1	71.0
	45~49	274.4	381.1	176.8	192.6	72.0
	50~54	287.6	412.3	185.3	208.3	69.8
卒	55~59	308.6	430.6	198.8	217.6	71.7
高	計	196.7	317.9	113.3	164.9	61.9
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	154.2	167.1	88.8	86.7	92.3
	20~24	173.6	192.8	100.0	100.0	90.0
	25~29	200.3	239.3	115.4	124.1	83.7
	30~34	231.2	286.7	133.2	148.7	80.6
	35~39	267.7	341.9	154.2	177.3	78.3
	40~44	304.0	403.4	175.1	209.2	75.4
	45~49	331.0	462.0	190.7	239.6	71.6
	50~54	378.8	531.2	218.2	275.5	71.3
卒	55~59	365.8	526.5	210.7	273.1	69.5
高専・短大	計	201.0	262.6	110.4	135.9	76.5
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	182.0	193.2	100.0	100.0	94.2
	25~29	213.9	237.2	117.5	122.8	90.2
	30~34	255.7	299.2	141.0	154.9	85.8
	35~39	296.9	358.9	163.1	185.8	82.7
	40~44	339.4	439.5	186.5	227.5	77.2
	45~49	345.5	502.9	189.8	260.3	68.7
	50~54	415.8	542.2	228.5	280.6	76.7
卒	55~59	402.1	566.8	220.9	293.4	70.9
大	計	241.6	378.2	118.2	178.4	63.9
	17歳以下	—	—	—	—	—
	18~19歳	—	—	—	—	—
	20~24	204.4	212.0	100.0	100.0	96.4
	25~29	234.0	257.8	114.5	121.6	90.8
	30~34	281.9	330.5	137.9	155.9	85.3
	35~39	335.0	397.7	163.9	187.6	84.2
	40~44	409.5	490.3	200.3	231.3	83.5
	45~49	445.2	568.5	217.8	268.2	78.3
	50~54	534.9	640.6	261.7	302.2	83.5
卒	55~59	543.5	647.2	265.9	305.3	84.0

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」(平成7年)

注) 標準労働者とは、学校卒業後ただちに企業に就職し、同一企業に継続勤務している労働者をいう。

付表50 1人平均月間実労働時間数及び出勤日数の推移

区 分		月 間 実 労 働 時 間 数 (時間)						出勤日数(日)	
		総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
		女	男	女	男	女	男	女	男
規模5人以上	平成2年	155.6	182.0	149.7	164.6	5.9	17.4	21.1	21.7
	3	152.7	178.3	147.1	161.9	5.6	16.4	20.8	21.4
	4	150.2	174.6	145.4	160.5	4.8	14.1	20.6	21.2
	5	144.5	169.9	140.1	157.1	4.4	12.8	20.0	20.7
	6	143.3	169.3	139.0	156.6	4.3	12.7	19.9	20.6
	7	143.0	169.6	138.6	156.7	4.4	12.9	19.8	20.6
規模30人以上	昭和35年	192.1	206.8	181.6	180.5	10.5	26.3	23.9	24.3
	40	181.4	197.8	174.7	177.1	6.7	20.7	23.2	23.8
	45	174.1	192.7	167.1	171.2	7.0	21.5	22.4	23.2
	50	163.0	175.8	158.2	162.8	4.8	13.0	21.5	21.8
	55	164.1	181.2	158.1	164.1	6.0	17.1	21.8	22.0
	56	163.5	180.5	157.5	163.7	6.0	16.8	21.7	21.9
	57	162.9	180.3	156.9	163.8	6.0	16.5	21.7	21.9
	58	162.9	180.5	156.6	163.7	6.3	16.8	21.7	21.9
	59	164.2	182.3	157.4	164.4	6.8	17.9	21.8	22.0
	60	162.5	182.4	155.8	163.6	6.7	18.8	21.7	21.9
	61	162.2	181.9	155.4	163.6	6.8	18.3	21.6	21.9
	62	162.7	182.6	155.6	163.9	7.1	18.7	21.6	21.9
	63	161.1	183.5	153.5	163.7	7.6	19.8	21.6	21.8
	平成元年	158.9	181.8	151.4	161.7	7.5	20.1	21.2	21.5
	2	155.3	179.4	148.1	159.5	7.2	19.9	20.7	21.2
	3	153.0	176.2	146.2	157.3	6.8	18.9	20.5	20.9
4	150.2	172.2	144.5	156.1	5.7	16.1	20.2	20.7	
5	144.8	167.6	139.5	153.2	5.3	14.4	19.7	20.2	
6	144.2	166.9	138.9	152.7	5.3	14.2	19.6	20.1	
7	143.8	167.7	138.4	152.9	5.4	14.8	19.6	20.2	

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」

注) 40年以前はサービス業を含まない数値である。

付表 5 1 - 1 産業別 1 人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模 5 人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数（時間）						出勤日数（日）	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	143.0	169.6	138.6	156.7	4.4	12.9	19.8	20.6
鉱 業	163.2	182.2	159.8	167.2	3.4	15.0	21.2	21.9
建 設 業	155.7	174.9	152.2	164.2	3.5	10.7	20.5	21.4
製 造 業	149.2	172.4	144.2	158.6	5.0	15.8	19.9	20.3
食 料 品、飲 料、飼 料・ た ば こ 製 造 業	139.9	174.8	135.0	160.4	4.9	14.4	20.0	21.2
織 維 工 業	157.5	174.9	153.8	163.4	3.7	11.5	20.7	21.2
衣服その他の繊維製品製造業	156.5	174.0	153.3	166.6	3.2	7.4	20.7	21.6
木 材・木 製 品 製 造 業	159.2	177.0	154.9	166.0	4.3	11.0	20.7	21.5
出版・印刷・関連産業	158.2	178.0	149.3	158.7	8.9	18.3	20.3	20.8
化 学 工 業	146.8	160.0	141.7	150.2	5.1	9.8	19.0	19.8
医薬・土石製品製造業	155.8	173.6	151.9	160.6	3.9	13.0	20.2	21.0
金 属 製 品 製 造 業	151.5	177.3	145.9	160.6	5.6	16.7	20.0	20.7
一般機械器具製造業	150.9	175.5	145.6	157.5	5.3	18.0	19.6	20.3
輸送用機械器具製造業	150.2	170.8	145.0	153.8	5.2	17.0	19.3	19.7
精密機械器具製造業	147.1	168.0	142.6	154.4	4.5	13.6	19.4	19.8
電気・ガス・熱供給・水道業	146.3	160.1	141.1	146.9	5.2	13.2	18.9	19.4
運 輸 ・ 通 信 業	144.8	181.3	139.1	159.6	5.7	21.7	19.8	20.9
卸売・小売業、飲食店	132.2	165.4	129.0	157.6	3.2	7.8	19.8	21.1
金 融 ・ 保 險 業	144.4	159.1	139.0	149.0	5.4	10.1	19.1	20.0
不 動 産 業	146.2	166.9	142.0	158.2	4.2	8.7	20.1	20.9
サ ー ビ ス 業	144.5	162.2	139.7	151.3	4.8	10.9	19.9	20.2

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成 7 年）

付表 51-2 産業別1人平均月間実労働時間数及び出勤日数（事業所規模30人以上）

産 業	月 間 実 労 働 時 間 数（時間）						出勤日数（日）	
	総実労働時間数		所 定 内		所 定 外			
	女	男	女	男	女	男	女	男
調 査 産 業 計	143.8	167.7	138.4	152.9	5.4	14.8	19.6	20.2
鉱 業	155.8	181.9	151.0	162.4	4.8	19.5	20.2	21.7
建 設 業	158.6	174.5	152.9	160.5	5.7	14.0	20.2	21.0
製 造 業	150.5	170.1	144.6	153.4	5.9	16.7	19.6	19.9
食料品、飲料・飼料・たばこ製造業	140.7	174.3	135.0	157.9	5.7	16.4	19.8	20.8
織 維 工 業	155.7	168.1	152.1	158.0	3.6	10.1	20.4	20.7
衣服その他の繊維製品製造業	158.9	172.9	155.0	164.7	3.9	8.2	20.8	21.3
木材・木製品製造業	167.0	183.4	160.1	165.7	6.9	17.7	20.9	21.4
出版・印刷・関連産業	161.7	177.1	150.5	155.3	11.2	21.8	20.0	20.4
化 学 工 業	146.8	159.1	141.4	149.2	5.4	9.9	18.8	19.7
窯業・土石製品製造業	154.7	170.6	149.4	155.8	5.3	14.8	19.8	20.5
金 属 製 品 製 造 業	154.0	174.6	146.9	155.5	7.1	19.1	19.6	20.1
一般機械器具製造業	151.5	171.8	145.1	153.8	6.4	18.0	19.1	19.8
輸送用機械器具製造業	152.9	170.0	147.2	152.9	5.7	17.1	19.1	19.5
精密機械器具製造業	150.2	166.3	145.0	152.9	5.2	13.4	19.3	19.6
電気・ガス・熱供給・水道業	146.0	160.1	140.9	146.3	5.1	13.8	18.9	19.3
運 輸 ・ 通 信 業	141.7	179.6	135.9	157.2	5.8	22.4	19.6	20.7
卸売・小売業、飲食店	130.8	160.9	127.2	152.8	3.6	8.1	19.7	20.6
金 融 ・ 保 険 業	143.0	157.5	136.9	147.5	6.1	10.0	19.0	19.9
不 動 産 業	140.2	162.9	134.2	151.6	6.0	11.3	19.8	20.3
サ ー ビ ス 業	144.7	160.1	139.0	148.1	5.7	12.0	19.6	19.8

資料出所：労働省「毎月勤労統計調査」（平成7年）

付表52 産業別男性のみ募集の理由別企業割合 (M.A.)

(単位 %)

産業別 項目	男性のみの募集の企業割合	女性に補助業務に従事している	女性は勤続年数が短い	先の理に解がない顧客、取引	男性の方が使いやすい	心にならる結婚すると家庭中	な事しても女性の応答が	ど業務を必要とする女性が多い	間深外資に及ばないが、時	る労働環境で女性に認め	出張、全国転勤がある	その他	不明
合 計	100.0	12.3	10.3	3.8	8.5	2.1	11.9	35.0	27.8	22.5	8.0	10.7	2.8
飲 料	100.0	27.5	2.2	—	7.4	9.7	16.4	55.9	7.4	27.0	5.2	9.2	—
製 造	100.0	9.3	13.2	9.2	11.0	1.3	11.9	48.0	30.2	25.8	4.9	8.1	0.8
電気・ガス・熱供給、水道業	100.0	13.7	8.8	1.5	8.5	2.4	14.1	33.8	27.9	24.0	10.8	9.6	0.7
運輸・通信業	100.0	8.8	9.0	—	1.4	4.6	7.5	30.1	11.9	57.1	—	16.4	—
卸売・小売業、飲食店	100.0	19.6	1.3	1.4	9.5	1.4	6.0	23.4	19.8	28.2	1.6	17.9	9.3
金融・保険業	100.0	13.0	12.3	5.0	7.0	3.3	10.9	22.4	27.6	8.7	9.0	9.8	9.1
不動産業	100.0	27.5	47.8	—	8.5	29.6	9.9	6.2	4.5	—	25.7	11.2	—
サービス業	100.0	17.0	17.0	0.6	7.4	—	15.0	23.5	16.3	11.1	7.1	28.3	13.2
その他	100.0	5.2	10.1	—	4.5	0.4	7.4	42.2	27.8	31.8	2.3	19.8	1.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成7年度)

付表53 新規卒業者及び中途採用者の採用状況

(単位 %)

	いずれの職種・コースとも男女とも採用	女性の採用の職種・コースあり	男性の採用の職種・コースあり
四年制大学卒 事務・営業系	55.1	12.8	36.2
技術系	37.0	1.6	61.7
短大・高専卒 事務・営業系	42.7	49.5	9.0
技術系	39.2	10.1	51.0
高校卒 事務・営業系	43.3	46.4	13.6
技術系	35.0	9.6	58.1
中途採用者	49.1	27.9	33.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成7年度）

付表54 男女間の採用方針の差異（M.A.）

（男女で採用方針に差がある企業 12.7%＝100.0）

(単位 %)

計	女性を採用条件としての年齢を低く設定又は年齢が低い者を優先	女性は未婚者のみ採用又は未婚者を優先	女性は自宅通勤のみ採用又は自宅通勤者を優先	女性は浪人、留年未経験者のみ採用又は浪人、留年未経験者を優先	女性の場合は資料送付、説明会実施を行わない又は男性より遅く行う
100.0	10.1	24.8	46.8	1.3	2.6

あらかじめ女性採用数の上限を定めた	女性の場合は勤続意志や仕事への取組態度を男性より厳しくチェックした	女性の選考より男性の選考を優先した	女性のみ又は女性には追加して採用試験を行った	その他	不明
22.3	5.1	7.2	4.5	17.4	5.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成7年度）

付表 5 5 職務別男性のみ配職の理由 (M.A.)

		(単位 %)											
職 務	企業性のみ配置の理由がある 計	外派労働には及ばないが、時間	労働基準法で女性には認められていない深夜業がある	労働基準法で女性には認められていない重い物や遠く場所の業務がある	労働基準法上の職業であるが、必要とする業務力・技能を要しないが、女性には認められていない業務力・技能を要する業務がある	出張、全国転勤がある	外部との折衝が多い	要かなりの高度の判断力が必要とする	ない能や資格を持つ女性がい	女性の適任者がいない	望望望		

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

注) 各職務について2つまで回答。「計」欄については、各企業ごとの回答をすべて集計 (ただし、複数回答については1つのみ計上) した数値である。

付表 5 6 配置転換の方針（男女とも対象とする企業割合）

（単位：%）

	平成 4 年度	平成 7 年度
事業所内配置転換	93.1	93.6
転居を伴わない事業所間配置転換	77.5	85.9
転居を伴う事業所間配置転換	23.4	38.6
海外への配置転換	29.7	42.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」（平成7年度）

付表 5 7 教育訓練の実施状況（過去1年間）

（単位：%）

教育訓練の種類		計	訓練 該当 する 教育	で教育い 実と訓 施とず れ 対 象 男 教	実男 施女 別 に	対象女 性の み 教育 訓練 あり	対象男 性の み 教育 訓練 あり	訓練 該当 する 教育	不 明
新入社員研修	平成 7	100.0	59.0 (100.0)	(85.4) <100.0>	< 2.5>	(6.0)	(8.0)	40.8	0.2
	平成 4	100.0	58.3 (100.0)	(86.0) <100.0>	< 7.2>	(7.0)	(8.9)	41.5	0.2
管理職（予定者を含む）研修	平成 7	100.0	29.4 (100.0)	(63.8) <100.0>	< 1.9>	(1.1)	(34.3)	70.2	0.3
	平成 4	100.0	35.3 (100.0)	(63.5) <100.0>	< 3.8>	(1.5)	(35.4)	64.0	0.6
業務の遂行に必要な能力を 付与する研修	平成 7	100.0	50.1 (100.0)	(77.4) <100.0>	< 3.2>	(6.8)	(15.7)	49.6	0.2
	平成 4	100.0	53.9 (100.0)	(76.9) <100.0>	< 8.7>	(6.6)	(18.7)	45.6	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

注）「女性のみの対象の教育訓練あり」と「男性のみの対象の教育訓練あり」とは複数回答の場合がある。

付表 5 8 福利厚生制度の実施状況

(単位 %)

	企業計	該当する制度あり	男女とも対象	貸付等の条件等に男女の差異あり	女性のみ対象	男性のみ対象	該当する制度なし	不明
資金の貸付	100.0	38.3 (100.0)	(98.7)	(0.2)	—	(1.2)	61.5	0.2
定期的な金銭の給付	100.0	16.0 (100.0)	(99.2)	(0.0)	(0.1)	(0.6)	83.4	0.5
資金形成のための金銭の給付	100.0	16.9 (100.0)	(99.4)	(0.1)	(0.0)	(0.4)	82.9	0.2
住宅の貸与	100.0	29.1 (100.0)	(86.4)	(0.8)	(0.6)	(12.2)	70.4	0.5

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」(平成7年度)

付表 5 9 女子労働者及び有夫者に対する出産者の割合

(単位 %)

年	女子労働者に対する 出産者の割合	有夫者に対する 出産者の割合
昭和 4 8 年	2 . 5	6 . 0
4 9	2 . 7	6 . 4
5 1	2 . 7	5 . 8
5 3	2 . 7	5 . 5
5 6	2 . 4	4 . 7
6 0	2 . 0	3 . 8
6 3	1 . 8	3 . 4
平成 3 年	1 . 4	2 . 8
6	1 . 4	3 . 0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 53年以前は教育を含まない。以下同じ。

付表 60 1人平均産前産後休業日数

(単位 日)

年	産 前	産 後
昭和48年	35.1	47.3
49	36.2	47.9
51	36.4	48.7
53	36.6	48.3
56	38.5	48.8
60	36.4	49.7
63	37.0 (46.5)	56.0 (64.4)
平成 3年	38.5 (52.4)	58.1 (58.8)
6	40.2 (63.3)	61.1 (61.8)

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) () は多胎の場合である。

付表 61 妊娠中の輕易業務転換者及び育児時間請求者の割合

(単位 %)

年	輕易業務転換者	育児時間請求者
昭和48年	11.0	21.2
49	12.2	18.7
51	11.3	22.7
53	8.4	24.1
56	5.7	27.5
60	3.9	25.4
63	4.5	27.6
平成 3年	6.0	19.7
6	2.3	19.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 2 生理日の就業が著しく困難な女子の休暇の請求状況

年	休暇請求者がいた 事業所の割合 (%)	休暇請求者の割合 (%)	請求者1人当たり 年間休暇請求回数 (回)	請求者1人当たり 平均年間休暇日数 (日)
昭和 4 8 年	31.2	21.2	6.5	9.2
4 9	31.9	20.0	6.9	9.1
5 1	33.7	16.6	7.2	9.1
5 3	33.1	16.0	6.7	8.4
5 6	28.1	13.4	5.8	7.7
6 0	23.7	9.2	5.8	7.7
6 3	19.3	6.0	4.8	5.7
平成 3 年	18.8	7.0	4.1	5.1
6	18.2	6.7	4.9	5.9

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 3 妊産婦に対する健康管理措置の実施事業所の割合

(単位 %)

年	妊娠中及び出産後の通 院休暇ありの事業所	妊娠中の通勤緩和措置 ありの事業所	妊娠障害休暇ありの 事業所
昭和 5 1 年	18.6	15.2	10.8
5 3	22.2	14.2	11.4
5 6	25.8	20.0	18.1
6 0	25.0	18.1	16.7
6 3	27.4	24.3	19.1
平成 3 年	27.5	20.0	18.9
6	22.7	18.1	14.3

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 4 妊娠・出産による退職者の割合 (妊産婦=100.0)

(単位 %)

昭和 35年	40	45	48	49	51	53	56	60	63	平成 3 年	6
35.9	49.3	47.5	48.8	47.2	38.7	36.7	21.7	30.5	31.4	31.2	31.6

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」
60年までは「女子保護実施状況調査」

付表 6 5 女子再雇用制度実施事業所の割合

(単位 %))

区 分	昭和60年	63年	平成2年	5年
計	5.6	16.6	14.8	19.7
製 造 業	7.9	18.8	17.4	18.6
運 輸 ・ 通 信 業	0.3	8.0	6.1	9.3
卸売・小売業，飲食店	8.5	22.8	16.0	23.0
金 融 ・ 保 険 業	6.6	15.8	32.6	51.6
サ ー ビ ス 業	3.6	16.9	12.9	18.3
500人以上	13.5	19.7	20.8	29.6
100～499人	6.7	17.7	19.5	21.9
30～99人	5.2	16.3	13.7	19.0

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 6 6 介護休業制度実施事業所の割合

(単位 %)

区 分	昭和60年	63年	平成2年	5年
計	8.7	11.4	13.7	16.3
製 造 業	5.1	4.0	7.3	14.2
運 輸 ・ 通 信 業	12.7	12.8	10.6	15.7
卸売・小売業，飲食店	4.4	5.1	8.5	17.4
金 融 ・ 保 険 業	9.7	12.4	7.4	41.0
サ ー ビ ス 業	16.1	24.1	28.2	11.6
500人以上	12.4	13.6	20.0	51.9
100～499人	8.3	8.5	13.1	22.5
30～99人	8.8	12.0	12.9	14.2

資料出所：労働省「女子雇用管理基本調査」

60年までは「女子保護実施状況調査」

注) 産業別は主要産業を掲げた。但し、計には全産業が含まれている。

付表 67 勤労者世帯の家計収支の推移

年	実 収 入	世帯主の収入		可処分所得	消 費 支 出	世帯人員	有業人員	実収入に占める世帯主の収入(うち女)
		世帯主収入	世帯主の配偶者の収入(うち女)					
昭和40年	65,141	54,111	2,823	59,557	49,335	4.13	1.53	4.3
45	112,949	94,632	5,049	103,634	82,582	3.90	1.55	4.5
50	236,152	198,316	15,294	215,539	166,032	3.82	1.50	6.5
55	349,686	293,362	24,397	305,549	238,126	3.83	1.50	7.0
56	367,111	307,533	26,207	317,279	251,275	3.80	1.51	7.1
57	393,014	327,120	29,747	335,526	266,063	3.80	1.55	7.6
58	405,517	337,395	31,960	344,113	272,199	3.79	1.55	7.9
59	424,025	351,413	34,698	359,353	282,716	3.79	1.57	8.2
60	444,846	367,036	35,677	373,693	289,489	3.79	1.57	8.0
61	452,942	373,267	37,393	379,520	293,690	3.78	1.57	8.3
62	460,613	376,242	38,302	387,314	295,915	3.77	1.62	8.3
63	481,250	394,956	43,195	405,938	307,204	3.74	1.63	9.0
平成元	495,849	410,117	40,892	421,435	316,489	3.72	1.63	8.2
2	521,757	430,670	44,101	440,539	331,595	3.70	1.64	8.5
3	548,769	448,226	49,621	463,862	345,473	3.71	1.66	9.0
4	563,855	462,253	51,058	473,738	352,820	3.69	1.68	9.1
5	570,545	468,324	51,562	478,155	355,276	3.65	1.68	9.0
6	567,174	468,006	48,801	481,178	353,116	3.63	1.67	8.6
7	570,817	467,799	54,484	482,174	349,663	3.58	1.67	9.5

資料出所：総務庁統計局「家計調査」

注) 1 世帯当たり年平均1か月間の収入。

付表 6 B 核家族共働き世帯・非共働き世帯別収支金額及び構成比
(勤労者世帯)

項 目	月 平 均 額 (円)		構 成 比 (%)	
	核 家 族 共 働 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯	核 家 族 共 働 世 帯	世帯主のみ 働いている 核家族世帯
実 収 入	629,241	516,318	100.0	100.0
勤 め 先 収 入	602,822	485,565	95.8	94.0
世 帯 主 収 入	465,645	485,565	74.0	94.0
定 期 収 入	371,347	387,575	59.0	75.1
臨 時 収 入・賞 与	94,298	97,989	15.0	19.0
世帯主の配偶者の収入(うち女)	136,648	0	21.7	0.0
他 の 世 帯 員 収 入	0	0	0.0	0.0
事 業・内 職 収 入	6,255	1,438	1.0	0.3
他 の 経 常 収 入	6,855	17,632	1.1	3.4
可 処 分 所 得	533,764	435,615	—	—
消 費 支 出	366,756	328,573	100.0	100.0
食 料	78,732	73,603	21.5	22.4
外 食	16,620	13,336	4.5	4.1
住 居	24,455	27,214	6.7	8.3
家 賃	18,078	20,822	4.9	6.3
地 代	18,039	18,162	4.9	5.5
光 熱・水	12,551	12,208	3.4	3.7
家 具・家 事 用 品	22,184	19,308	6.0	5.9
被 服 及 び 履 物	9,833	7,935	2.7	2.4
洋 服	8,595	10,381	2.3	3.2
保 健 医 療	40,724	36,434	11.1	11.1
交 通・通 信	25,474	21,124	6.9	6.4
自 動 車 等 関 係 費	25,158	17,727	6.9	5.4
教 育	36,112	33,420	9.8	10.2
教 養 娯 楽	100,207	80,116	27.3	24.4
そ の 他 の 消 費 支 出	19,864	15,493	5.4	4.7
諸 雑 費	34,254	30,332	9.3	9.2
こ づ かい (使 途 不 明)	32,539	27,596	8.9	8.4
交 際 費	13,550	6,695	3.7	2.0
仕 送 り 金	35,336	24,712	6.6	5.7
土 地 家 屋 借 金 返 済	68.7	75.4	* 70.2	* 76.1
平 均 消 費 性 向 (%)	21.4	15.4	* 19.6	* 15.5
金 融 資 産 純 増 率 (%)				

資料出所：総務庁統計局「家計調査」(平成7年)

- 注) 1 土地家屋借金返済の構成比欄には可処分所得に対する割合を示した。
 2 平均消費性向は可処分所得に占める消費支出の割合。
 3 金融資産純増率は可処分所得に対する金融資産純増(貯蓄純増に有価証券購入と有価証券売却との差を加えたもの)の割合。
 4 *印は5年の数値を示す。

付表 6 9 家内労働従事者数の推移

区 分		昭 和 4 5 年	6 1 年	平 成 3 年	4 年	5 年	6 年	7 年
家内労働 従事者数		人 2,017,200	人 1,147,800 (△6.2%)	人 891,600 (△6.3%)	人 815,500 (△8.4%)	人 745,000 (△8.8%)	人 657,300 (△11.8%)	人 576,700 (△12.3%)
家内労働者数		1,811,200	1,080,400 (△6.0%)	848,200 (△6.1%)	778,300 (△8.2%)	710,200 (△8.7%)	626,600 (△11.8%)	549,600 (△12.3%)
内 別	性 女	1,671,700 [92.8%]	1,008,700 [93.4%]	794,500 [93.7%]	729,200 [93.7%]	665,400 [93.7%]	585,700 [93.6%]	513,100 [93.4%]
	男 子	139,500 [7.7%]	71,700 [6.6%]	53,700 [6.3%]	49,100 [6.3%]	44,900 [6.3%]	40,900 [6.5%]	36,400 [6.6%]
	職 業 別	専 業	171,000 [9.4%]	70,200 [6.6%]	46,700 [5.6%]	43,400 [5.6%]	39,900 [5.6%]	35,600 [5.7%]
		内 職	1,597,200 [88.2%]	997,900 [92.4%]	792,300 [93.4%]	727,200 [93.4%]	663,000 [93.4%]	512,900 [93.3%]
		副 業	43,000 [2.4%]	12,300 [1.1%]	9,200 [1.1%]	7,700 [1.0%]	7,300 [1.0%]	6,000 [0.9%]
	補 助 者 数	205,900	67,400	43,400	38,300	34,700	30,700	27,100

資料出所：労働省「家内労働状況調査」

注) 1 () 内は対前年比率である。

2 [] 内は家内労働者数を100.0とした割合である。

付表70 業種別家内労働者の推移

業 種	60 年		平成4年		5 年		6 年		7 年	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
合 計	1,070,900	78,100	729,200	49,100	685,400	44,900	585,700	40,900	51,310	36,400
食 料	15,300	300	8,100	200	7,700	200	7,400	200	6,400	200
織 造 工 業	180,600	21,100	87,200	13,300	76,300	12,000	50,400	9,400	38,300	8,500
衣服・その他の繊維製品	345,000	10,500	251,700	8,100	234,300	7,900	229,200	8,100	205,000	7,800
木材・木製品 家具・装飾品	9,000	1,500	6,900	1,000	7,200	1,000	5,700	800	5,000	700
紙 ・ 紙 加 工 品	56,900	1,200	36,800	900	33,800	900	25,900	800	25,700	800
印 刷 ・ 同 関 連	24,000	1,100	17,800	700	15,600	600	14,600	500	13,500	500
ゴ ム 製 品	23,300	3,100	18,300	1,400	17,300	1,300	15,800	1,300	13,700	1,200
皮 革 製 品	20,700	7,400	12,200	4,800	10,900	4,400	9,700	3,800	7,100	3,400
窯 業 ・ 土 石 製 品	8,000	2,200	6,400	1,000	5,700	1,200	5,300	1,100	4,300	700
金 属 製 品	11,700	8,300	7,600	3,800	7,200	2,600	6,400	2,400	6,300	2,000
電 気 機 械 器 具	192,400	5,600	148,900	5,000	135,900	4,700	115,400	4,600	101,600	4,100
機 械 器 具 等	37,000	4,400	27,700	2,900	25,800	2,700	23,000	2,500	20,600	2,100
そ の 他 (雑 貨 等)	147,000	10,400	99,800	6,000	87,300	5,500	77,000	5,100	65,700	4,500

資料出所：労働省「家内労働状況調査」

付表 7 1 雇用形態別役員を除く雇用者数の推移

		雇 用 者 計		正 規 の 職 員 ・ 従 業 員	非 正 規 職 員	パ ー ト	ア ル バ イ ト	嘱 託、その他		
実 数	男	昭和61年	4,056	3,383	673	361	142	150		
		62	4,048	3,337	711	414	147	150		
		63	4,132	3,377	755	443	156	156		
		平成元	4,269	3,452	817	468	188	161		
		2	4,369	3,488	881	506	204	171		
		3	4,536	3,639	897	522	212	163		
		4	4,664	3,705	958	555	227	176		
		5	4,743	3,756	988	585	236	185		
	女	6	4,776	3,805	971	559	241	171		
		7	4,780	3,779	1,001	563	262	176		
		8	4,843	3,800	1,043	594	276	173		
		女	昭和61年	1,502	1,018	483	263	69	51	
			62	1,507	989	517	294	75	48	
			63	1,555	1,009	546	419	77	50	
			平成元	1,634	1,045	588	442	91	55	
			2	1,695	1,050	646	480	104	62	
3	1,784		1,121	664	495	108	61			
4	1,843		1,137	706	524	114	68			
5	1,862		1,146	716	528	119	69			
(万 人)	男	6	1,885	1,168	727	533	123	71		
		7	1,904	1,159	745	535	140	70		
		8	1,935	1,185	770	562	138	70		
		昭和61年	2,554	2,385	189	18	73	98		
		62	2,541	2,347	194	20	72	102		
		63	2,577	2,388	210	24	80	106		
		平成元	2,636	2,407	229	26	97	106		
		2	2,674	2,438	235	26	100	109		
	女	3	2,752	2,518	234	27	104	103		
		4	2,820	2,568	252	30	113	109		
		5	2,881	2,610	270	37	117	116		
		6	2,881	2,637	244	27	118	99		
		7	2,876	2,620	256	28	122	106		
		8	2,909	2,635	274	32	138	104		
		割 合	男	昭和61年	100.0	83.4	16.6	9.4	3.5	3.7
				62	100.0	82.4	17.6	10.2	3.6	3.7
63	100.0			81.7	18.3	10.7	3.6	3.8		
平成元	100.0			80.9	19.1	11.0	4.4	3.8		
2	100.0			79.8	20.2	11.6	4.7	3.9		
3	100.0			80.2	19.8	11.5	4.7	3.6		
4	100.0			79.4	20.5	11.9	4.9	3.8		
5	100.0			79.2	20.8	11.9	5.0	3.9		
女	6		100.0	79.7	20.3	11.7	5.0	3.6		
	7		100.0	79.1	20.9	11.8	5.5	3.7		
	8		100.0	78.5	21.5	12.3	5.7	3.6		
	昭和61年		100.0	67.8	32.2	24.2	4.6	3.4		
	62		100.0	65.6	34.3	26.1	5.0	3.2		
	63		100.0	64.9	35.1	26.9	5.0	3.2		
	平成元		100.0	64.0	36.0	27.1	5.6	3.4		
	2		100.0	61.9	38.1	28.3	6.1	3.7		
(%)	男	3	100.0	62.6	37.2	27.7	6.1	3.4		
		4	100.0	61.7	38.3	28.4	6.2	3.7		
		5	100.0	61.5	38.5	28.4	6.4	3.7		
		6	100.0	61.6	38.4	28.1	6.5	3.7		
		7	100.0	60.9	39.1	28.1	7.4	3.7		
		8	100.0	60.2	39.8	29.0	7.1	3.6		
		昭和61年	100.0	92.6	7.4	0.7	2.9	3.8		
		62	100.0	92.4	7.6	0.8	2.8	4.0		
	63	100.0	91.9	8.1	0.9	3.1	4.1			
	平成元	100.0	91.3	8.7	1.0	3.7	4.0			
	2	100.0	91.2	8.8	1.0	3.7	4.1			
	3	100.0	91.5	8.5	1.0	3.8	3.7			
	4	100.0	91.1	8.9	1.1	4.0	3.9			
	5	100.0	90.6	9.4	1.3	4.1	4.0			
	6	100.0	91.5	8.5	0.9	4.1	3.4			
	7	100.0	91.1	8.9	1.0	4.2	3.7			
8	100.0	90.6	9.4	1.1	4.7	3.6				

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（各年2月）

注）雇用者計は役員を除いた雇用者の合計である。

付表72 性、各就業形態別の労働者数割合

(単位 %)

		計	正社員	非正社員	パートタイマー	派遣労働者	契約・登録社員	その他
男女計	平成6年	100.0	81.7	18.3 (100.0)	11.4 (62.0)	1.0 (5.6)	1.3 (7.1)	4.6 (25.3)
	昭和62年	100.0	84.0	16.0 (100.0)	9.9 (62.0)	0.6 (3.6)	0.9 (5.3)	4.7 (28.8)
女	平成6年	100.0	66.1	33.9 (100.0)	25.3 (74.7)	1.8 (5.4)	1.8 (5.2)	4.9 (14.6)
	昭和62年	100.0	70.1	29.9 (100.0)	22.6 (75.7)	1.0 (3.2)	1.2 (4.1)	5.1 (17.0)
男	平成6年	100.0	90.8	9.2 (100.0)	3.2 (34.6)	0.5 (5.9)	1.0 (11.2)	4.5 (48.3)
	昭和62年	100.0	92.3	7.7 (100.0)	2.3 (30.3)	0.4 (5.1)	0.6 (8.3)	4.3 (56.3)

資料出所：労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

注) () 内は非正社員を100としたときの割合

付表 7 3 短時間雇用者数及び構成比の推移（非農林業）

計	総 数			女		
	雇 用 者 数 (万人)	短 時 間 雇 用 者 数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)	雇 用 者 数 (万人)	短 時 間 雇 用 者 数 (万人)	雇用者中に 占める短時 間雇用者の 割合 (%)
昭和35年	2,106	133	6.3	639	57	8.9
40	2,713	168	6.2	851	82	9.6
45	3,222	216	6.7	1,068	130	12.2
50	3,556	353	9.9	1,137	198	17.4
55	3,886	390	10.0	1,323	256	19.3
56	3,951	395	10.0	1,359	266	19.6
57	4,012	416	10.4	1,386	284	20.5
58	4,119	433	10.5	1,451	306	21.1
59	4,181	464	11.1	1,484	328	22.1
60	4,231	471	11.1	1,516	333	22.0
61	4,296	503	11.7	1,550	352	22.7
62	4,346	506	11.6	1,581	365	23.1
63	4,454	533	12.0	1,635	386	23.6
平成元	4,592	602	13.1	1,713	432	25.2
2	4,748	722	15.2	1,795	501	27.9
3	4,906	802	16.3	1,875	550	29.3
4	5,018	868	17.3	1,930	592	30.7
5	5,099	929	18.2	1,962	623	31.8
6	5,135	967	18.8	1,989	647	32.5
7	5,161	896	17.4	2,000	632	31.6

資料出所：総務庁統計局「労働力調査」

- 注) 1 短時間労働者とは調査対象週において就業時間が35時間未満であったものをいう（季節的、不規則的雇用者を含む。）。
- 2 雇用者数は休業者を除く。
- 3 昭和35、40年の数字は時系列接続用に補正していない。

付表 7 4 夫の収入と妻の就業状態

夫の収入	総世帯数	構 成 比	無 業 者		有 業 者	仕 事 が 主		雇 用 者	正 規		パ ー ト	フルタイム
			%	%		%	%		%	%		
～ 100万円未満 100 ～ 199万円 200 ～ 299万円 300 ～ 399万円 400 ～ 499万円 500 ～ 699万円 700 ～ 999万円 1000万円以上 無 業 者	千世帯	%	42.0	58.0	25.6 (44.1)	(39.6)	(19.4)	(14.0)	(2.9)			
	766	100.0	37.4	62.6	34.1 (54.5)	(53.1)	(26.5)	(19.3)	(2.2)			
	1,540	100.0	34.2	65.8	37.4 (56.8)	(65.0)	(33.8)	(24.9)	(2.4)			
	2,761	100.0	36.9	63.1	36.5 (56.3)	(72.6)	(37.7)	(27.7)	(2.5)			
	3,599	100.0	40.5	59.5	31.5 (52.9)	(77.0)	(37.6)	(31.7)	(2.6)			
	3,976	100.0	42.1	57.9	28.4 (49.1)	(79.7)	(34.6)	(36.0)	(3.0)			
	5,650	100.0	46.1	53.9	22.9 (42.5)	(79.7)	(28.4)	(38.2)	(3.2)			
	3,615	100.0	52.9	47.1	19.3 (40.9)	(73.6)	(23.5)	(23.0)	(2.8)			
	1,878	100.0	78.5	21.5	12.4 (57.5)	-	-	-	-			
	2,987	100.0										

資料出所：総務庁統計局「就業構造基本調査」(平成4年)

注) () 内は有業者に占める割合

付表 7 5 年齢階級、配偶関係、学歴別労働者構成比

(単位 %)

		雇 用 者		非正規雇用者	
			正規の職員・従業員		うちパート
年 齢 階 級 別	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	15～24 歳	15.3	14.1	19.6	3.9
	25～34 歳	24.3	27.0	14.5	13.8
	35～44 歳	21.8	22.3	20.2	28.0
	45～54 歳	23.9	23.8	24.3	35.0
	55～64 歳	12.2	11.3	15.5	15.5
	65 歳以上	2.5	1.6	5.8	3.8
	女	100.0	100.0	100.0	100.0
	15～24 歳	18.6	21.6	14.1	3.6
	25～34 歳	22.9	27.6	15.6	14.1
	35～44 歳	20.9	18.3	24.8	29.2
	45～54 歳	24.9	21.3	30.4	36.3
	55～64 歳	10.8	9.7	12.5	14.4
	65 歳以上	1.9	1.5	2.5	2.3
	男	100.0	100.0	100.0	100.0
	15～24 歳	13.0	10.7	35.6	9.4
	25～34 歳	25.2	26.7	11.1	9.4
	35～44 歳	22.5	24.1	7.0	6.3
	45～54 歳	23.3	25.0	7.4	12.5
	55～64 歳	13.0	12.0	23.7	31.3
	65 歳以上	2.9	1.6	15.6	28.1
配 偶 関 係 別	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	未婚者	32.0	33.4	26.9	7.7
	配偶者あり	62.2	61.5	64.7	82.3
	死別・離別	5.7	5.0	8.0	10.1
	女	100.0	100.0	100.0	100.0
	未婚者	34.0	43.5	19.6	6.7
	配偶者あり	56.1	46.3	71.0	82.9
	死別・離別	9.7	9.9	9.3	10.3
	男	100.0	100.0	100.0	100.0
	未婚者	30.6	28.9	47.8	21.9
	配偶者あり	66.3	68.2	47.4	71.9
	死別・離別	3.0	2.8	4.4	3.1
学 歴 別	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0
	在学中・その他	2.8	0.3	11.9	0.3
	小 中 卒	16.5	15.0	21.8	25.3
	高 卒	48.0	48.2	47.3	57.2
	短大・高専卒	13.0	13.3	12.0	12.6
	大学・大学院卒	19.2	22.7	6.4	3.9
	女	100.0	100.0	100.0	100.0
	在学中・その他	3.2	0.7	7.1	0.2
	小 中 卒	15.8	13.1	20.0	24.0
	高 卒	49.9	48.3	52.4	58.3
	短大・高専卒	22.3	27.0	15.1	13.4
	大学・大学院卒	8.2	10.5	4.7	3.8
	男	100.0	100.0	100.0	100.0
	在学中・その他	2.5	0.2	24.8	3.1
	小 中 卒	16.9	15.9	27.0	46.9
	高 卒	46.7	48.1	33.0	40.6
	短大・高専卒	6.9	7.2	3.7	3.1
	大学・大学院卒	26.4	28.0	10.7	6.3

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」（平成 8 年 2 月）

注）1 雇用者は役員を除いた雇用者数である。

2 非正規雇用者とは雇用者から正規の職員・従業員数を引いた数である。

付表 7 6 各就業形態別配偶関係

(単位 %)

	計	正社員	非正社員	派遣労働者	パートタイマー	契約・登録
配偶者有り	65.3	64.0	71.5	51.6	74.1	66.1
女	51.2	40.5	72.6	49.5	77.7	54.2
男	73.1	73.5	69.3	56.0	56.7	77.4
主たる家計の 維持者である	61.5	66.6	37.6	39.1	23.7	59.9
女	21.1	23.5	16.2	19.2	14.1	26.8
男	83.7	84.1	80.1	80.6	69.1	91.6

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

注) 非正社員は「派遣労働者」、「パートタイマー」、「契約・登録」のほか、「出向社員」、「臨時・日雇」、「その他」を合計したものである。

付表 7 各就業形態別就業者の属性

(単位: %)

			計	正社員	パートタイマー	派遣労働者	契約・登録
年 齢	女	15 歳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		19 歳	2.0	2.5	0.6	0.7	0.5
		20 ~ 29 歳	35.3	47.2	11.0	40.0	26.6
		30 ~ 39 歳	18.2	17.4	19.7	27.7	17.8
		40 ~ 49 歳	25.7	19.4	41.4	24.3	32.5
		50 ~ 59 歳	15.3	12.2	22.5	6.0	18.3
		60 ~ 64 歳	1.9	1.2	3.1	0.9	2.6
		65 歳以上	0.6	0.1	1.7	0.4	1.8
	男	15 歳	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		19 歳	0.8	0.6	5.5	0.2	-
		20 ~ 29 歳	23.3	23.6	27.9	33.5	10.0
		30 ~ 39 歳	30.6	32.3	14.2	25.5	10.5
		40 ~ 49 歳	27.3	28.4	11.7	19.1	17.2
		50 ~ 59 歳	14.4	13.7	12.9	8.6	20.7
		60 ~ 64 歳	2.4	1.2	13.7	9.5	27.9
		65 歳以上	1.2	0.3	14.1	3.6	13.6
学 歴	女	中学校卒	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		高等学校卒	11.6	8.6	18.3	2.6	4.7
		短大卒	59.1	56.2	67.6	54.7	55.3
		大学卒	20.6	23.8	11.6	34.1	28.3
		大学院卒	8.8	11.3	2.5	8.7	11.8
	男	中学校卒	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		高等学校卒	10.2	8.9	25.3	14.4	15.6
		短大卒	45.9	45.6	50.1	46.5	43.6
		大学卒	5.9	5.9	6.9	10.9	9.4
		大学院卒	38.0	39.6	17.7	28.2	31.4
職 種	女	管理業務従事者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的職業従事者	0.8	1.2	0.1	-	0.8
		技能工・生産工程作業従事者	50.8	60.0	27.2	85.8	42.3
		定置機関・電気作業従事者	11.8	14.5	4.9	10.2	23.5
		労働・通信技術者	16.9	14.7	24.3	0.0	4.5
		販売業務従事者	0.1	0.1	0.0	-	-
		運輸・通信技術者	5.1	1.7	13.0	0.7	5.1
		販売業務従事者	0.3	0.1	0.6	-	0.7
		サービス業務従事者	7.0	3.6	15.5	0.1	11.9
		保安業務従事者	7.1	4.2	14.2	3.2	10.6
		採掘・建設従事者	0.1	0.1	0.1	-	0.6
		建設従事者	0.0	-	0.0	-	-
		建設従事者	0.1	-	0.0	-	-
	男	管理業務従事者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		専門的・技術的職業従事者	15.1	15.6	9.3	0.2	5.4
		技能工・生産工程作業従事者	31.2	32.8	10.8	9.7	17.1
		定置機関・電気作業従事者	17.7	17.9	8.6	71.9	28.7
		労働・通信技術者	15.8	16.1	8.9	0.2	8.2
		販売業務従事者	0.8	0.7	1.1	6.3	3.9
		運輸・通信技術者	3.6	2.5	24.6	1.9	6.5
		販売業務従事者	7.6	7.7	3.4	-	12.2
		サービス業務従事者	4.3	4.1	14.1	0.1	2.7
		保安業務従事者	2.6	2.0	19.5	4.7	4.4
		採掘・建設従事者	0.9	0.4	5.8	4.9	11.0
		建設従事者	0.0	0.0	-	-	-
		建設従事者	0.3	0.0	-	-	-

資料出所: 労働者「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 78 派遣労働者のタイプと職種

(単位 %)

		計	女	男
タイプ	総 数	100.0	61.1	38.6
	登録スタッフ	100.0	83.3	16.7
	登録スタッフ外	100.0	46.5	53.5
職種	総 数	100.0	100.0	100.0
	ソフトウェア開発	21.5	4.1	49.2
	機械設計	9.5	2.1	21.1
	放送機器の操作	2.3	0.9	4.6
	放送番組の演出	1.2	0.7	1.9
	事務用機器の操作	26.7	39.7	5.9
	通訳・翻訳・速記	1.0	1.3	0.6
	秘書	1.1	1.7	—
	ファイリング	9.2	14.3	1.3
	調査	0.6	0.3	1.1
	財務処	7.4	11.3	1.4
	取引文書作成	2.3	3.0	1.3
	デモンストレーション	0.8	1.1	0.4
	乗	1.8	1.7	1.8
	建築物清掃	1.3	1.4	1.1
	建築設備運転等	1.4	0.0	3.5
	受付・案内・駐車場管理等	6.3	8.8	2.1
	不明	5.5	7.4	2.6
	有効回答	4.2	6.2	1.1
	無 回 答	1.3	1.2	1.5

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」（平成6年）

付表 79 週当たり労働時間・勤務日数、平均労働時間・勤務日数

	計	労働時間				勤務日数							
		週当たり労働時間 (%)				週当たり勤務日数 (%)							
		平均労働時間 (単位：時間)				平均勤務日数 (単位：日)							
		30時間未満	30～34時間	35～39時間	40時間以上	1～3日	4日	5日	6日	7日			
男	正社員	100.0	1.5	2.1	9.0	87.4	46.4	1.0	3.0	59.6	34.8	1.6	5.3
	パートタイマー	100.0	40.7	18.7	17.7	22.9	30.9	5.9	10.0	48.0	32.6	3.4	5.1
	派遣労働者	100.0	22.9	6.8	17.6	52.7	37.8	4.5	10.7	68.3	15.3	1.0	5.0
	契約・登録社員	100.0	17.5	10.9	15.2	56.4	38.8	7.9	7.6	53.5	29.9	1.1	5.0
女	正社員	100.0	2.1	3.4	14.2	80.3	43.2	1.0	3.7	58.4	35.9	0.9	5.3
	パートタイマー	100.0	41.3	20.9	18.7	19.1	30.3	5.0	10.2	50.4	31.7	2.8	5.2
	派遣労働者	100.0	31.8	9.0	22.7	36.5	34.3	4.4	13.8	71.0	10.1	0.7	4.9
	契約・登録社員	100.0	17.5	18.0	18.1	46.3	36.1	6.9	7.7	62.2	22.6	0.6	5.0
男	正社員	100.0	1.2	1.6	6.9	90.3	47.7	0.9	2.7	60.1	34.4	1.8	5.3
	パートタイマー	100.0	37.9	8.5	12.8	40.8	33.6	10.9	9.2	36.8	36.7	6.4	5.1
	派遣労働者	100.0	4.3	2.3	6.9	86.5	45.1	4.8	4.2	62.8	26.4	1.8	5.1
	契約・登録社員	100.0	17.4	4.0	12.5	66.1	41.3	8.8	7.5	45.2	37.0	1.6	5.1

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 8 0 仕事と家庭の重視度

(単位 %))

	生 活 重 視 ①	どちらかとい えば生活重視 ②	どちらかとい えば仕事重視 ③	仕 事 重 視 ④	生活重視度D、I、 (①+②)-(③+④)
女	17.0	33.5	19.4	2.5	28.6
正 社 員	13.5	31.5	22.9	2.8	19.3
派遣労働者	21.1	40.1	11.6	1.2	48.4
パートタイマー	25.1	38.4	11.4	1.7	50.4
契約・登録社員	14.3	35.0	17.4	3.1	28.8
男	12.0	26.6	30.3	5.8	2.5
正 社 員	11.7	26.6	31.0	5.8	1.5
派遣労働者	11.1	30.0	21.3	5.6	14.2
パートタイマー	19.4	27.3	18.7	4.7	23.3
契約・登録社員	18.4	23.4	26.8	4.8	8.2

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 8 1 短時間労働者の賃金に対する意識

(単位 %))

		総 数	週 間 勤 務 時 間			
			25時間 未 満	25～35 時 間 未 満	35～40 時 間 未 満	40時間 以 上
賃金について不満とする理由 (M・A・)	自分の仕事内容から見て少なすぎる	40.8	38.5	40.2	44.9	38.2
	自分の能力・実績が正しく評価されていない	18.6	16.5	17.0	20.0	22.8
	何年勤めても賃金が上がらない	18.0	16.5	19.8	15.7	17.9
	正社員に比べて少なすぎる	36.8	33.0	31.9	45.4	39.8
	同僚のパートタイマーに比べて少なすぎる	11.1	8.3	13.0	11.4	8.1
	同業他社に比べて少なすぎる	25.9	20.2	29.1	25.9	22.8
	賞与がない、少ない	43.1	50.5	41.5	40.5	44.7
	通勤手当がない	8.0	12.8	7.1	7.6	6.5
	精勤手当がない	15.8	16.5	14.2	13.5	22.8
	退職金がない	32.8	28.4	27.2	34.1	49.6
賃金決定にあたり考慮してほしい事項 (M・A・)	今のままでよい	18.6	24.2	18.5	16.0	14.4
	パートの賃金は皆同じがいい	4.4	6.2	4.2	3.4	4.2
	勤続年数を考慮する	35.1	25.4	37.1	38.5	40.3
	仕事の内容や難しさ、忙しさを考慮する	31.5	29.6	33.9	30.3	29.7
	成績や能力を考慮してほしい	19.7	16.7	20.7	20.8	19.9
	責任の度合いを評価してほしい	12.3	9.0	12.9	13.8	13.6
	働く時間格を考慮する	7.2	8.2	5.1	8.5	10.2
	正社員と同じ基準で決めてほしい	8.7	5.7	7.7	10.9	14.0
	正社員に比べて釣り合いのとれた賃金がほしい	19.6	16.7	18.2	23.7	22.5

資料出所：(財)21世紀職業財団「短時間労働者の就業意識等実態調査」(平成6年)

付表 8 2 希望する就業形態

(単位 %)

	今の就業状態を続けたい	他の就業形態に変わりたい	希望する就業形態						その他内職などを始めたい	自営業を始めたい	仕事をすっかり終めたい
			正社員	派遣労働者	パート・タイマー	臨時・日雇	契約・登録	その他			
女	正社員	89.6	-	(8.9)	(56.1)	(5.6)	(6.4)	(16.1)	(6.9)	1.3	3.7
	非正社員	82.6	(82.3)	(2.4)	(5.8)	(0.1)	(1.8)	(4.8)	(2.8)	0.9	1.5
	派遣労働者	67.5	(81.8)	(7.7)	-	(0.2)	(1.4)	(5.8)	(3.1)	0.9	2.4
	パート・タイマー	85.7	(81.3)	(1.8)	(5.2)	-	(2.6)	(5.9)	(3.1)	0.9	1.3
	契約・登録	73.5	(91.6)	(3.7)	(1.3)	-	(1.1)	-	(2.2)	1.9	0.9
男	正社員	83.1	-	(8.8)	(4.0)	(0.8)	(28.0)	(48.7)	(11.8)	4.0	0.8
	非正社員	77.9	(86.4)	(1.5)	(2.0)	(0.1)	(1.0)	(6.0)	(3.0)	3.1	1.9
	派遣労働者	62.5	(80.8)	(0.7)	-	-	(1.6)	(18.4)	(2.6)	6.8	2.5
	パート・タイマー	81.7	(72.5)	(4.5)	(3.8)	-	(2.1)	(11.4)	(5.7)	2.0	1.4
	契約・登録	80.4	(93.5)	-	(2.2)	-	-	-	(4.2)	5.9	2.8

資料出所：労働省「平成 6 年就業形態の多様化に関する総合実態調査」
注) () 内は「他の就業形態に就きたい」とする者を 100 とした時の割合である。

付表 8 3 派遣労働者の今後希望する働き方

(単位 %)

	計	男	女
今後も派遣スタッフを続けたい	42.7	32.2	49.2
できるだけ早い時期に正社員として働きたい	13.7	8.7	16.8
家庭の条件が整えば正社員として働きたい	8.4	3.0	11.8
パートやアルバイトとして働きたい	2.4	0.6	3.5
自由業として独立したい	3.8	6.1	2.4
自分で企業を営みたい	3.8	8.2	1.1
いろいろな働き方をしたい	15.3	22.7	10.6
仕事はしたくない	2.2	2.4	2.1
不明	10.1	18.2	4.9

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)

付表 8 4 現在の労働者構成、今後の労働者構成

産 業 計	現 在 の 労 働 者 構 成				今 後 の 労 働 者 構 成			
	計		正社員のみ		計		正社員のみ	
	100.0	35.0	62.8	2.2	100.0	34.8	62.8	2.4
鉄 鋼 業	100.0	57.4	41.7	0.9	100.0	59.3	39.0	1.7
製 造 業	100.0	43.0	55.5	1.5	100.0	45.0	54.2	0.8
電 気・ガス・熱供給・水道業	100.0	34.0	64.7	1.3	100.0	35.6	62.4	2.0
運輸業	100.0	40.4	58.9	0.7	100.0	47.8	51.9	0.3
卸売・小売業、飲食店	100.0	48.9	49.4	1.7	100.0	45.7	54.3	-
金融業、保険業	100.0	31.5	55.2	3.3	100.0	29.5	66.4	4.1
不動産業	100.0	36.9	63.1	0.0	100.0	35.4	64.0	0.6
サービス業	100.0	52.3	47.5	0.2	100.0	50.8	49.2	-
サ ー ビ ス	100.0	31.2	66.0	2.8	100.0	31.6	66.1	2.3

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 8 5 今後の雇用のあり方

産 業 計	長期蓄積能力活用型				高度専門能力活用型				雇用柔軟型			
	増 加		減 少		増 加		減 少		増 加		減 少	
	100.0	3.1	32.9	64.6	100.0	72.8	21.9	6.0	100.0	70.6	26.3	3.4
製 造 業	100.0	3.2	28.0	68.3	100.0	74.3	18.4	6.7	100.0	73.8	23.0	3.1
運輸業	100.0	0.0	37.5	62.5	100.0	78.6	21.4	0.0	100.0	77.3	22.7	0.0
卸売・小売業、飲食店	100.0	0.0	42.5	57.5	100.0	72.4	24.1	6.9	100.0	60.0	34.3	5.7
金融業、保険業	100.0	11.1	22.2	66.7	100.0	90.9	9.1	0.0	100.0	84.6	7.7	7.7
サ ー ビ ス	100.0	0.0	23.1	76.9	100.0	63.5	36.4	0.0	100.0	63.6	27.3	0.0

資料出所：日本経営者団体連盟「新時代の日本の経営」についてのフォローアップ調査（平成8年）

注）複数回答の場合もあり、合計は必ずしも100.0%とはならない。

付表 8 6 派遣労働者に対する就業条件の明示状況

(単位 %)

	総 数	通常文書 で行う	通常口頭 で行う	どちらとも いえない	不 明
業 務 の 内 容	100.0	88.2	8.0	3.5	0.3
就 業 場 所	100.0	90.2	6.4	3.1	0.3
直接指揮命令するもの	100.0	87.7	8.9	2.6	0.8
派 遣 期 間	100.0	90.6	6.0	2.8	0.5
就 業 す る 日	100.0	90.4	6.5	2.6	0.4
開始・終業時刻、休憩時間	100.0	90.4	6.1	3.0	0.5
休日労働、時間外労働	100.0	86.4	9.0	3.5	1.2
安 全 ・ 衛 生	100.0	79.7	12.0	6.5	1.7
派遣先責任者に関する事項	100.0	85.2	10.4	3.3	1.1
福 利 厚 生	100.0	77.3	15.8	4.6	2.2

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)

付表 8 7 非正規従業員の雇入れ時の労働条件の明示方法 (M.A.)

(単位 %)

従業員規模 (正規従業員)	計	雇い入れ通知書 を渡している	就業規則を 渡し説明している	口頭で説明 している	その他の方法 で明示している	労働条件の明示 はあまり行っていない
計	100.0	38.2	32.2	75.0	5.3	1.6
10 人 未 満	100.0	25.4	29.9	86.6	3.0	6.0
10 ～ 19 人	100.0	31.7	27.5	75.8	6.7	0.8
20 ～ 29 人	100.0	44.8	22.4	86.2	1.7	-
30 ～ 49 人	100.0	26.9	30.8	80.8	2.6	2.6
50 ～ 99 人	100.0	51.6	39.1	57.8	14.1	-
100 人 以 上	100.0	66.7	53.3	55.8	2.2	-

資料出所：(財) 日本職業協会「中小企業における非正規従業員の雇用管理に関する調査」(平成7年)

付表 8 8 労働条件・就業条件について派遣前に知らされた内容との差異

(単位 %)

	総 数	同じだった	少し違っていた	違っていた	不 明
賃 金	100.0	94.4	3.6	1.0	0.9
諸 手 当	100.0	94.2	3.3	1.0	1.5
業 務 の 内 容	100.0	73.5	22.4	2.9	1.2
就 業 場 所	100.0	97.9	0.9	0.1	1.1
直 接 の 指 揮 命 令 者	100.0	93.4	4.9	0.7	1.0
派 遣 期 間	100.0	90.4	5.8	2.4	1.4
就 業 す る 日	100.0	95.4	2.0	0.4	1.3
開始・終業時刻、休憩時間	100.0	92.9	5.0	0.8	1.3
安 全 ・ 衛 生	100.0	97.2	1.5	0.3	1.0
派遣先責任者に関する事項	100.0	97.5	1.2	0.3	1.1
休日労働、時間外労働	100.0	91.2	6.5	1.1	1.2
福 利 厚 生	100.0	95.9	2.4	0.6	1.2

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)

付表 8 9 契約社員の雇用管理の状況

(単位 %)

賃 金 支 払 形 態			契 約 期 間		正社員への登用制度	
時 間 給	15.0	1 年 契 約	74.2	あ	る	32.3
日 給	10.0	定 め な し	1.6	な	い	61.3
週 給	-					
月 給	52.5	そ の 他	21.0	そ の 他	他	-
年 俸 制	20.0					
そ の 他	3.8	無 回 答	6.5	無 回 答	答	6.5
無 回 答	8.8					

資料出所：産労総合研究所「'96女子パートと雇用形態多様化の実態」

付表 9 0 非正社員の雇用契約期間の定め方

(単位 %)

	日 単 位	週 単 位	月 単 位	年 単 位	定年まで	定めなし	不 明
パートタイマー	0.5	0.1	25.6	18.2	5.7	48.8	1.0
派遣労働者	0.4	0.2	37.3	20.3	14.6	26.9	0.4
契約・登録社員	0.9	-	6.2	56.8	12.6	22.6	0.9

資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 9 1 就業形態別週所定労働時間の定め方、平均週所定労働時間

(単位 %)

	計	一 律 に 定 め て い る				平均週所定 労働時間 (単位：時間)	人によって 違う
		計	週 所 定 勞 働 時 間				
			35時間未満	35～39時間	40時間以上		
正 社 員	100.0	82.3	0.5	12.9	68.9	41.4	17.7
パートタイマー	100.0	37.9	23.9	6.9	7.1	30.8	62.1
派遣労働者	100.0	62.9	12.9	23.3	26.7	38.3	37.1
契約・登録社員	100.0	54.3	8.1	13.6	32.7	38.8	45.7

資料出所：労働省「平成6年就業形態の多様化に関する総合実態調査」

付表 9 2 派遣労働者の賃金形態及び諸手当の有無

(単位 %)

賃 金 形 態 (M.A.)			諸 手 当 の 有 無 (M.A.)		
	常 用	登 録 型 等		常 用	登 録 型 等
月 給	48.3	12.2	賞与・一時金	70.5	29.0
日 給 月 給	18.6	8.7	退職手当	36.8	5.3
週 給	0.1	0.7	通勤手当	81.5	65.6
日 給	6.5	11.9	資格手当	23.6	7.6
時 間 給	57.5	80.4	食事手当	16.3	11.2
			住宅手当	17.0	0.7
			地域手当	7.6	2.9
			精進勤手当	14.6	6.6
			職務手当	23.3	6.2

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)

付表 9 3 各種福利厚生制度適用状況及び改善要望事項

(単位 %)

	女				男			
	パートタイマー	派遣労働者	契約・登録	パートタイマー	派遣労働者	契約・登録	パートタイマー	派遣労働者
財産形成制度	7.8	12.2	14.3	6.2	40.0	14.9	14.9	14.9
企業年金制度	3.3	4.2	9.9	4.5	17.2	15.0	15.0	15.0
社内定期健康診断	60.5	61.3	74.8	33.3	72.3	68.1	68.1	68.1
企業内福祉施設利用	25.9	26.2	43.1	21.6	38.9	33.9	33.9	33.9
福利厚生施設、余暇活動の充実	24.8	29.2	30.5	19.4	43.1	24.3	24.3	24.3
健康診断制度の導入	7.9	10.7	5.2	7.3	9.6	5.4	5.4	5.4
その他の健康	11.6	9.1	11.7	11.8	10.4	16.1	16.1	16.1

資料出所：労働省「昭和62年就業形態の多様化に関する実態調査」

付表9-4 派遣労働者の社会保険への加入状況

(単位 %)

	総数	加入している	加入していない	加入の必要はない	自己負担がなければ加入したい	自己負担しなくても加入したい	わからない・不明	(単位 %)
登録スタッフ	雇用保険	100.0	64.9	29.8	(25.5)	(38.6)	(17.2)	5.3
	自己名義の健康保険	100.0	53.6	32.7	(32.3)	(36.2)	(15.5)	5.7
	自己名義の厚生年金	100.0	59.3	35.8	(28.2)	(35.9)	(16.4)	4.9
登録スタッフ以外	雇用保険	100.0	89.2	6.5	(36.5)	(31.7)	(21.4)	(4.3)
	自己名義の健康保険	100.0	83.8	10.7	(36.8)	(30.6)	(24.9)	(5.5)
	自己名義の厚生年金	100.0	82.1	11.1	(34.6)	(27.6)	(25.3)	(6.8)

資料出所：労働省「労働者派遣事業実態調査」(平成6年)
注) () は「加入していない」者のうちの割合である。

付表95 年齢階級、産業、企業規模別女子パートタイム労働者の1時間当たり所定内給与額の推移

(単位:円)

年		昭和55年	昭 和 5 6 年	平成2年	3	4	5	6	7
年	計	492	595	712	770	806	832	848	854
	18 ~ 19 歳	494	581	706	756	801	807	802	788
	20 ~ 24	541	638	788	877	880	898	885	890
	25 ~ 28	507	654	783	829	895	906	910	923
	30 ~ 34	480	596	707	792	816	860	884	877
	35 ~ 39	478	579	681	756	788	821	830	854
齢	40 ~ 44	487	585	689	754	794	811	831	835
	45 ~ 49	495	595	712	764	807	824	850	842
	50 ~ 54	504	601	717	767	810	837	854	880
	製 造 業	466	561	685	713	750	769	783	787
	卸売・小売業、飲食店	480	594	708	772	811	824	836	838
業	金融・保険業	-	-	815	889	942	945	929	921
	サービス業	587	675	808	864	894	932	951	960
企業規模	1,000人以上	517	624	748	820	860	874	885	890
	100 ~ 999人	454	602	720	769	815	841	849	869
	10 ~ 99人	478	579	688	744	777	802	824	820

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 1 年齢計は17歳以下及び55歳以上を含む。

2 産業別は特掲である。

付表96 産業・企業規模別女子パートタイム労働者の年間賞与その他特別給与額の推移

(単位 千円)

区分	計	産 業				企 業 規 模		
		製 造 業	卸 売・小 売 業、飲食店	金融・保険業	サ ー ビ ス 業	1,000人以上	100～999人	10～99人
昭和55年	72.8	82.4	61.1	-	71.6	108.2	68.5	60.4
60	84.2	99.1	74.7	-	66.8	123.7	85.2	67.4
61	83.6	102.6	72.7	-	60.1	128.3	85.6	64.0
62	82.4	97.4	69.9	-	76.5	112.4	83.5	67.9
63	75.5	89.6	72.5	-	56.9	96.8	82.7	62.4
平成元	77.1	98.1	65.0	82.6	60.0	96.9	78.8	66.6
2	86.5	108.0	71.4	85.8	77.1	104.4	89.7	74.7
3	92.4	119.3	74.4	118.3	77.9	104.0	96.2	83.4
4	98.8	130.0	78.7	125.1	81.1	111.5	104.3	88.0
5	91.8	121.6	75.4	120.1	78.1	105.5	99.7	77.7
6	87.9	110.5	71.5	120.8	80.4	101.3	95.3	74.2
7	84.0	103.8	69.9	123.3	74.2	96.8	94.0	68.5

資料出所：労働省「賃金構造基本統計調査」

(注) 産業別は特掲である。

付表97 パート等労働者の賃金支払形態

(単位 %)

区分	パート						その他の					
	計			女			男			計		
	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年	7年	2年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
時間給	85.8	84.4	89.2	86.1	74.3	69.3	45.0	41.0	56.1	19.0	28.7	28.7
日給	6.2	7.2	4.8	5.8	11.1	13.0	28.3	25.8	25.9	37.8	34.2	34.2
月給	6.1	6.2	4.7	4.5	10.9	13.2	24.4	29.7	17.0	37.1	35.2	35.2
歩合給	0.8	1.4	0.5	1.1	1.6	3.0	0.5	2.2	0.4	1.7	0.5	0.5
その他	0.7	0.7	0.4	0.5	1.5	1.5	0.9	0.6	0.6	3.6	1.4	1.4
不明	0.4	-	0.4	-	0.6	-	-	0.6	-	0.9	-	-

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

付表 98 パート等労働者の処遇方法 (M.A.)

(%)

区 分			平成 7 年			平成 2 年	
			正社員	パート	その他	パート	その他
手当の種類	通勤手当		88.7	70.2	70.5	63.7	63.7
	精勤手当		37.3	13.3	16.8	19.6	23.0
	役職手当		74.7	6.8	7.4	3.6	9.4
	家族手当		69.0	2.0	14.8	2.4	9.6
	住宅手当		48.2	1.2	13.7	1.5	5.1
	その他		39.7	13.9	21.7	13.8	24.7
定期昇給			78.7	29.4	33.4	40.4	54.3
ベースアップ			59.5	30.7	33.5	35.1	44.1
賞与			91.9	56.4	66.7	60.5	78.3
昇進・昇格			68.5	14.8	14.3	5.6	8.7
退職金			78.6	9.0	21.3	※	※
配置転換			49.5	14.5	21.0	9.3	20.9
能力活用	職能資格制度		28.4	3.1	6.9	3.3	8.5
	役職への登用		42.5	3.1	3.1	1.7	5.1
	その他		5.0	0.9	2.2	1.5	4.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注) ※は前回調査で該当項目がなかったもの。

付表99 産業・企業規模別女子パートタイム労働者の1日当たり所定内実労働時間数及び実労働日数の推移

区 分	計	業 業										全 業 規 模																						
		製造業					卸売・小売業・飲食店					金融・保険業					サービス業					1,000人以上					100～999人					10～99人		
		労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	労働時間数	労働日数	
昭和55年		時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	時間	日	
	60	6	23	7	22	6	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	61	6	22	7	22	6	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	62	6	22	7	22	6	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	63	6	22	6	22	6	23	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
平成元		6.0	21.7	6.4	21.8	5.7	21.8	6.0	19.5	5.6	21.3	5.8	20.8	6.0	22.1	5.8	22.0	6.0	21.4	5.9	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.8	20.9	5.7	20.1	5.7	20.5	
	2	5.9	21.7	6.4	21.8	5.7	21.7	5.9	18.8	5.5	21.7	5.8	21.1	6.0	22.0	5.8	22.0	6.0	21.4	5.9	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.8	20.9	5.7	20.5	5.7	20.4	
	3	5.9	21.2	6.3	21.2	5.6	21.3	6.1	17.8	5.5	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.8	21.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.8	20.9	5.7	20.5	5.7	20.4	
	4	5.8	20.9	6.2	20.9	5.6	21.0	6.0	17.7	5.4	21.0	5.7	20.1	6.0	21.4	5.8	21.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.7	20.4	6.0	21.4	5.9	21.2	5.8	20.9	5.7	20.5	5.7	20.4	
	5	5.7	19.9	6.2	20.1	5.5	19.7	5.9	17.5	5.4	20.0	5.9	19.1	6.0	20.1	5.8	20.1	6.0	20.1	5.9	20.1	5.8	19.1	6.0	20.1	5.8	20.1	5.7	20.1	5.7	20.5	5.7	20.4	
	6	5.7	20.3	6.2	20.6	5.4	20.0	5.9	17.9	5.4	20.5	5.9	19.4	6.0	20.7	5.8	20.7	6.0	20.7	5.9	20.7	5.8	19.4	6.0	20.7	5.9	20.7	5.8	20.6	5.7	20.4	5.7	20.4	
	7	5.7	20.2	6.2	20.5	5.4	20.1	5.9	18.4	5.4	20.3	5.9	19.6	6.0	20.6	5.8	20.6	6.0	20.6	5.9	20.6	5.8	19.6	6.0	20.6	5.9	20.6	5.8	20.6	5.7	20.4	5.7	20.4	

資料出所：労働省「賃金標準基本統計調査」

- 注) 1 産業別は特掲である。
2 昭和63年以前は小数点以下まで張っていない。

付表100 パート等労働者の労働時間、勤務日を定める際の本人の事情の考慮 (%)

区 分	労働時間決定の場合		勤務日決定の場合	
	パート	その他	パート	その他
計	100.0	100.0	100.0	100.0
本人の事情を考慮している	92.7	66.3	90.8	67.1
個別に考慮している	(55.6)	(32.4)	(55.0)	(31.6)
いくつかの労働時間・勤務日のパターンから 選択できるようにしている	(7.2)	(5.9)	(6.5)	(5.4)
原則として一律に設定しているが、個人の事 情により配慮する場合もある	(37.2)	(61.7)	(38.5)	(63.0)
本人の事情は考慮していない (会社の都合によって決めている)	7.3	33.7	9.2	32.9

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

注) () 内は、「本人の事情を考慮している」を100とした割合。

付表101 9月の就労の有無、平均残業時間及び平均出勤日数

(%)

区 分	パ ー ト						そ の 他					
	計			女			男			計		
	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
9 月中に勤めていた	99.6	96.5	99.7	97.0	99.4	94.7	99.4	97.6	99.5	97.9	99.3	97.1
残 業 あ り	(17.9)	(20.4)	(17.8)	(20.8)	(18.1)	(18.7)	(37.1)	(42.9)	(33.9)	(42.0)	(41.2)	(44.2)
残 業 な し	(82.1)	(79.6)	(82.2)	(79.2)	(81.9)	(81.3)	(62.9)	(57.1)	(66.1)	(58.0)	(58.8)	(55.8)
9 月中に勤めていない	0.4	3.5	0.3	3.0	0.6	5.3	0.6	2.4	0.5	2.1	0.7	2.9
9 月の平均出勤日数 (日)	19.0	19.7	19.2	20.0	18.1	18.4	21.0	21.6	20.9	21.6	21.1	21.6
9 月の平均残業時間 (時間)	8.5	8.5	7.6	8.0	11.7	11.2	14.7	13.7	10.5	10.1	19.0	18.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注) () 内は「9月中に勤めていた」者を100とした数値である。

付表102 パート等労働者の通算就労期間

(%)

区 分	パ ー ト						そ の 他					
	計			男			計			女		
	7 年	2 年	7 年	7 年	2 年	7 年	7 年	2 年	7 年	7 年	2 年	7 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1 年 未 満	11.7	16.9	100.0	100.0	26.5	12.9	13.3	10.7	9.7	18.4	15.6	100.0
1 ～ 3 年 未 満	20.6	22.6	18.0	29.6	31.6	18.6	21.4	18.4	17.3	27.3	18.7	100.0
3 ～ 5 年 未 満	18.1	15.9	16.7	23.0	20.1	15.0	15.4	15.3	13.1	14.6	18.7	100.0
5 ～ 10 年 未 満	25.4	24.2	28.1	16.2	13.8	23.4	23.6	23.4	25.1	23.5	20.0	100.0
10 ～ 20 年 未 満	19.3	17.2	22.7	7.4	5.9	18.4	17.8	23.5	23.7	12.0	9.2	100.0
20 年 以 上	4.5	3.2	4.7	3.5	2.2	10.4	8.6	8.3	10.1	6.4	—	100.0
不 明 ・ 無 記 入	0.4	—	0.2	1.2	—	1.2	—	0.3	—	2.3	—	100.0
平均通算就労期間(年)	6.7	5.8	7.2	4.8	3.7	8.2	7.2	7.9	8.3	8.5	5.5	100.0

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注) 平均通算就労期間は、不明・無記入を除いた数値である。

「—」は該当する数値がない。

付表103 パート等労働者の労働組合への加入状況

(%)

区 分	パ ー ト			そ の 他		
	計	女	男	計	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
加 入 し て い る	4.0	4.3	2.6	4.5	4.7	4.1
加 入 し て い な い	96.0	95.7	97.4	95.5	95.3	95.9
会社内にパート等の 入れる組合がある	(3.9)	(4.0)	(3.8)	(3.6)	(4.0)	(3.1)
会社内にパート等の 入れる組合がない	(90.5)	(91.1)	(88.3)	(92.7)	(92.6)	(92.8)
不 明	(5.6)	(4.9)	(7.8)	(3.7)	(3.4)	(4.1)

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

注）1 「会社内にパート等の入れる組合がない」には、会社に組合がない場合を含む。

2 （ ）内は、加入していないを100とした割合

付表104 パート等労働者の通勤時間

(%)

区 分	パ ー ト						そ の 他					
	計			女			男			計		
	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0
計	100.0	0.6	0.7	100.0	0.6	100.0	100.0	1.5	1.0	100.0	2.2	3.0
0 分												
1 ~ 9 分	18.6	19.7	19.8	20.8	14.4	15.4	34.7	29.5	30.4	16.1	15.5	18.6
10 ~ 19 分	37.1	36.2	38.5	36.6	32.4	34.7	15.5	16.3	16.4	17.7	17.2	18.6
20 ~ 29 分	17.0	16.4	16.8	16.6	17.7	17.9	18.5	19.7	18.4	17.7	17.2	18.6
30 ~ 39 分	16.5	16.4	15.8	16.1	18.5	17.9	18.5	19.7	18.4	17.7	17.2	18.6
40 ~ 49 分	3.9	4.7	3.7	4.3	4.5	6.5	5.9	5.7	6.0	4.4	4.4	5.8
50 ~ 59 分	4.0	4.0	3.5	3.5	5.5	6.0	8.5	8.5	5.9	5.6	3.9	12.0
60 ~ 69 分	0.7	0.7	0.5	0.6	1.6	0.7	1.5	1.2	1.5	1.5	0.5	1.6
70 ~ 79 分	1.3	1.0	0.8	0.9	2.8	1.7	3.5	2.1	1.7	1.7	1.2	5.7
80 ~ 89 分	0.5	0.3	0.3	0.2	1.0	0.5	0.4	0.7	0.4	0.7	0.7	0.5
90 分以上	21.2	20.8	20.0	20.1	25.4	23.8	27.6	24.4	24.2	21.4	31.9	28.8
平均通勤時間(分)												

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

付表105 就労調整への対応

(%)

区 分	パ ー ト						そ の 他					
	計			女			男			計		
	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	7 年	2 年	7 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
就 労 調 整 を 考 慮 す る	31.6	26.4	37.6	30.4	11.3	9.9	7.8	7.5	10.9	10.5	3.8	3.2
最初から計画的に働く	19.9	15.2	23.4	17.5	8.2	5.9	4.7	4.1	6.5	5.5	2.5	2.1
超えそうになったら調整する	11.7	11.2	14.2	12.9	3.1	4.0	3.1	3.4	4.5	5.0	1.3	1.1
限度を超えない	18.5	26.1	18.6	27.3	17.9	21.0	4.0	5.4	5.3	6.0	2.4	4.5
関係なく働く	27.8	24.2	25.6	23.0	35.4	29.1	59.9	62.4	55.6	61.6	65.3	63.5
特に考えていない(わからない)	22.1	23.3	18.2	19.3	35.4	40.0	28.3	24.7	28.2	21.9	28.5	28.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

(注) 「最初から計画的に働く」とは、「最初から非課税限度額を超えないように計画的に働く」を指す。

「超えそうになったら調整する」とは、「年収が非課税限度額を超えそうになったら休みを取るなどして調整する」を指す。

「限度を超えない」とは、「年収が非課税限度額を超えない」を指す。

「関係なく働く」とは、「年収が非課税限度額を超えても関係なく働く」を指す。

付表106 所得税以外の理由での年収の調整状況及びその理由

(%)

区 分	バ						ト						そ の 他					
	計			女			男			計			女			男		
	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0	7 年	2 年	100.0
調 整 す る	30.0	23.6		36.7	28.1		7.4	5.2		8.1	6.1		10.9	8.4		4.6	2.8	
税制上の控除がなくなる	(77.4)	(74.9)		(81.0)	(77.6)		(15.6)	(15.5)		(55.9)	(57.2)		(71.3)	(68.3)		(9.7)	(8.8)	
配偶者手当がもらえなくなる	(32.9)	(37.1)		(34.8)	(38.3)		(0.8)	(10.2)		(24.0)	(29.1)		(32.0)	(34.4)		(0.1)	(6.0)	
健康保険の加入義務が生じる	(40.1)	(37.2)		(42.3)	(38.8)		(3.5)	(1.3)		(24.9)	(28.1)		(32.8)	(32.0)		(1.2)	(11.3)	
雇用保険の加入義務が生じる	(7.3)	(7.7)		(7.0)	(7.6)		(13.3)	(8.7)		(8.7)	(5.7)		(9.7)	(6.5)		(5.7)	(2.5)	
配偶者の会社に知られる	(2.2)	(3.2)		(2.2)	(3.3)		(1.0)	—		(1.0)	(1.1)		(1.3)	(1.4)		—	—	
そ の 他	(11.5)	(11.6)		(7.9)	(9.0)		(72.3)	(69.4)		(36.0)	(28.3)		(20.2)	(16.8)		(83.5)	(77.9)	
調 整 し な い	51.3	57.0		46.6	55.2		67.4	64.3		74.7	78.9		69.6	78.5		81.2	79.4	
わ か ら な い	18.6	19.4		16.7	16.7		25.2	30.5		17.2	14.9		19.5	13.0		14.2	17.8	

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注) 1 () 内は、「調整する」を100とした割合。

2 「税制上の控除がなくなる」とは、「配偶者の新制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから」を指す。

「配偶者手当がもらえなくなる」とは、「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」を指す。

「健康保険の加入義務が生じる」とは、「配偶者の健康保険の被保険者からはずれ、自分で加入しなければならないから」を指す。

「雇用保険の加入義務が生じる」とは、「雇用保険に加入しなければならないから」を指す。

「配偶者の会社に知られる」とは、「配偶者の会社に自分が働いていることが知られてしまう」を指す。

付表107 女子パートタイム労働者の年間賃金額

(%)

平成6年中に働いた	86.3 (100.0)
50万円未満	(8.7)
50～60万円未満	(4.0)
60～70万円未満	(5.5)
70～80万円未満	(8.0)
80～90万円未満	(10.1)
90～100万円未満	(23.7)
100～110万円未満	(7.9)
110～130万円未満	(6.4)
130～150万円未満	(5.5)
150万円以上	(17.1)
不明	(3.2)
平均年間収入額(万円)	105.8
平成6年中に働いていない	13.7

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

付表108 今後の希望する仕事

(%)

区 分	パ ー ト			そ の 他		
	計	女	男	計	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単純・補助的な仕事でなく主要な仕事をしたい	7.4	6.9	9.3	8.6	9.2	7.8
教育を受けるなどして、技術・技能、資格を生かした仕事がしたい	13.9	14.6	11.8	17.5	20.9	13.0
係長、主任・班長等もっと責任のある仕事がしたい	1.3	0.7	3.6	2.0	0.8	3.5
もう少し責任の軽い仕事をしたい	3.3	3.7	2.0	4.3	4.7	3.9
今と同じ仕事がしたい	41.5	41.7	40.5	45.4	41.1	50.9
わからない	32.6	32.5	32.8	22.2	23.3	20.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

付表109 パートタイム労働者の現職に就いた方法

(単位 %)

		総 数	公共職安 の 紹 介	求人広告 求人情報 誌	学 校 の 紹 介	友人・知 人の紹介	前の勤め 先の紹介	その他
4 年	男 女 計	100.0	5.7	42.9	0.0	31.4	2.9	17.1
	女	100.0	6.1	45.5	0.0	33.0	3.0	15.2
	男	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0
8 年	男 女 計	100.0	9.0	44.9	1.3	29.5	1.3	12.8
	女	100.0	8.2	46.6	0.0	28.8	1.4	13.7
	男	100.0	16.7	16.7	0.0	50.0	0.0	0.0

資料出所：総務庁統計局「労働力調査特別調査」(各年2月)

付表 110 産業別パートタイム労働者の雇用理由

(%)

	合 計	鉱 業	建設業	製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	運輸・通信業	卸売・小売業・飲食店	金融・保険業	不動産業	サービス業
合 計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
業務が増加したから	29.8	35.6	27.4	32.3	43.5	43.3	27.9	42.6	48.5	27.2
学卒等一般の正社員の確保が困難だから	10.7	6.2	15.3	9.1	3.3	3.8	12.7	0.1	7.7	10.4
人が集めやすいから	19.9	7.4	8.6	22.9	0.8	9.0	27.0	3.6	19.8	13.0
年末等一時的な繁忙に対処するため	9.3	1.5	0.6	7.7	11.1	21.5	12.1	3.4	5.1	6.8
1日の忙しい時間帯に対処するため	37.3	18.9	13.0	15.5	7.6	39.4	52.5	28.4	17.7	36.8
経験・知識・技能のある人を採用したいから	13.2	7.7	8.3	9.6	14.7	4.8	10.1	20.0	16.3	21.8
簡単な仕事内容だから	35.7	39.8	49.2	47.4	40.0	39.1	35.2	29.6	43.8	25.3
人件費が割安だから	38.3	13.6	11.0	35.3	21.1	35.4	49.1	58.4	28.4	29.4
仕事量が減った時に雇用調整が容易だから	12.4	12.5	12.1	16.0	8.8	9.6	12.2	15.0	16.0	10.2
定年社員の後雇用・勤務延長策として	4.4	1.6	0.7	5.2	5.5	4.1	2.9	20.1	0.4	5.6
退職した女子正社員の再雇用に役立つから	5.8	11.4	12.7	6.3	17.3	11.4	3.7	3.3	5.3	6.4
その他	9.0	26.4	12.2	11.3	20.1	7.7	5.5	3.1	5.3	12.5

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

付表111 パート等労働者の採用時の労働条件明示内容

(%)

		パ ー ト		そ の 他	
		7 年	2 年	7 年	2 年
計		100.0	100.0	100.0	100.0
採用時に明示している		98.2	98.1	97.6	99.5
明示方法	主に口頭で説明している	(59.6)	(67.8)	(36.7)	(53.6)
	主に雇入通知書等書面を交付している	(24.6)	(16.1)	(35.3)	(17.1)
	主に就業規則を交付し労働契約を締結している	(14.4)	(14.1)	(24.4)	(24.5)
	その他	(1.4)	(2.0)	(3.6)	(4.8)
明示内容 (M・A)	雇用契約期間	(53.8)	※	(76.3)	※
	勤務場所	(80.9)	※	(79.6)	※
	仕事の内容	(94.2)	※	(89.2)	※
	勤務時間・勤務日	(91.4)	※	(89.9)	※
	年次有給休暇	(34.1)	※	(52.3)	※
	賃金	(95.6)	※	(95.0)	※
	割増賃金	(31.9)	※	(39.5)	※
	退職金	(14.4)	※	(21.1)	※
	賞与	(31.1)	※	(41.8)	※
採用時に明示していない		1.8	1.9	1.8	0.5
不 明		—	—	0.6	—

資料出所：「パートタイム労働者総合実態調査」

注) () 内は、「採用時に明示している」を100とした割合。

※は前回調査で該当項目がなかったもの。

付表112 雇用契約期間の有無、契約期間、更新についての考え方

(%)

区 分		パ ー ト			そ の 他		
		計	女	男	計	女	男
計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用契約期間は決められていた		36.8	37.4	34.7	62.2	62.1	62.3
考 え 方	終了後も働きたい	(82.0)	(83.3)	(77.5)	(78.1)	(77.9)	(78.3)
	終了後は更新したくない	(1.2)	(1.3)	(0.9)	(2.5)	(2.6)	(2.3)
	特に考えていなかった	(18.7)	(15.4)	(21.7)	(19.4)	(19.4)	(19.4)
契 約 期 間 階 級	1ヶ月	(2.7)	(2.3)	(4.4)	(1.0)	(1.4)	(0.5)
	2ヶ月 ～ 3ヶ月	(18.0)	(18.5)	(16.3)	(10.0)	(12.2)	(7.3)
	4ヶ月 ～ 6ヶ月	(22.4)	(24.3)	(15.4)	(20.1)	(21.0)	(19.1)
	7ヶ月 ～ 10ヶ月	(2.8)	(3.0)	(1.9)	(8.2)	(7.8)	(8.7)
	11ヶ月 ～ 12ヶ月	(50.5)	(48.2)	(59.0)	(56.7)	(54.8)	(58.9)
決 め ら れ て い な い		63.2	62.6	65.3	37.8	37.9	37.7
平 均 契 約 月 数 (月)		8.6	8.4	9.3	10.0	9.2	10.9

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

注) 1 () は「雇用契約期間は決められていた」を100とした割合である。

2 「終了後も働きたい」とは、「雇用契約期間終了後も働きたいと考えていた」を指す。

「終了後は更新したくない」とは、「雇用契約期間終了後は更新したくないと考えていた」を指す。

付表113 女子パート等労働者の雇用契約期間終了後の更新についての考え方

(単位 %)

		終了後も働きたい	終了後は更新したくない	特に考えていなかった
パート	計	83.3	1.3	15.4
	15～19歳	49.7	1.1	49.2
	20～24歳	63.3	4.2	32.5
	25～29歳	71.5	3.1	25.4
	30～34歳	81.5	0.7	17.7
	35～39歳	87.7	1.5	10.8
	40～44歳	88.0	0.5	11.5
	45～49歳	88.5	0.6	10.9
	50～54歳	88.8	1.3	10.0
	55～59歳	84.8	1.3	13.9
	60～64歳	71.1	1.7	27.2
	65歳以上	77.4	2.9	19.7
その他	計	77.9	2.6	19.4
	15～19歳	40.3	—	59.7
	20～24歳	59.1	7.2	33.7
	25～29歳	68.4	4.1	27.5
	30～34歳	76.3	2.0	21.7
	35～39歳	86.7	1.5	11.7
	40～44歳	85.8	0.2	14.0
	45～49歳	88.6	0.3	11.1
	50～54歳	86.2	2.3	11.5
	55～59歳	79.2	2.4	18.3
	60～64歳	88.8	3.4	7.8
	65歳以上	81.7	0.5	17.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）

付表 114 雇用契約更新の有無及び更新回数

(単位 %)

区 分	パ ー ト			そ の 他		
	計	女	男	計	女	男
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
雇用契約更新あり	83.6	85.8	75.3	77.5	81.1	73.1
1回	(16.4)	(14.9)	(22.3)	(18.6)	(17.7)	(19.8)
2回	(11.0)	(10.8)	(11.8)	(11.3)	(11.1)	(11.6)
3回	(12.4)	(10.5)	(20.3)	(13.8)	(12.4)	(15.8)
4回～5回	(15.5)	(16.1)	(12.8)	(16.8)	(15.7)	(18.4)
6回～10回	(19.7)	(20.5)	(16.6)	(21.4)	(22.0)	(20.5)
11回～20回	(14.7)	(15.2)	(12.4)	(11.7)	(13.8)	(8.7)
21回以上	(8.6)	(10.1)	(2.7)	(4.7)	(6.5)	(2.0)
無記入・不明	(1.7)	(1.9)	(1.1)	(1.8)	(0.9)	(3.2)
雇用契約更新はない	16.4	14.2	24.7	22.5	18.9	26.9
平均更新回数	9.5	10.4	5.7	6.7	7.6	5.5

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

注) 1 平均更新回数は、無記入・不明を除いた数値。

2 () 内は雇用契約更新ありを100とした数値。

付表115 社会保険の加入状況

(%)

区 分	パ ー ト						そ の 他					
	計			女			男			計		
	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年	7 年	2 年
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
健康保険・厚生年金に加入している	35.8	23.8	35.6	24.8	36.5	19.5	78.5	70.7	78.1	71.9	79.0	69.0
健康保険・厚生年金に加入していない	64.2	76.2	64.4	75.2	63.5	80.5	21.5	29.3	21.9	28.1	21.0	31.0
雇用保険に加入している	35.8	26.6	38.4	29.0	26.9	16.9	74.7	72.1	75.2	74.0	74.2	69.2
雇用保険に加入していない	64.2	73.4	61.6	71.0	73.1	83.1	25.3	27.9	24.8	26.0	25.8	30.8

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」

注）「パート」の中に、各社会保険の加入要件を満たしていない者が含まれることを考慮する必要がある。

付表116 福利厚生実施状況

(%)

区 分	正 社 員	パ ー ト	そ の 他
社内レクリエーション施設・行事の参加	62.3	52.0	61.6
社内クラブ・サークル活動(スポーツ、文化)の参加	32.4	20.7	31.7
会 社 の 親 睦 会 へ の 加 入	55.6	38.6	48.9
財 形 形 成 制 度	46.5	14.2	20.0
慶 弔 見 舞 金	82.5	58.2	61.5
社 員 旅 行	70.6	53.0	57.7
保 養 施 設 の 利 用	37.2	20.6	30.5
採 用 時 健 康 診 断	40.7	19.6	34.3
定 期 健 康 診 断	74.6	47.4	67.7
託 児 施 設	1.6	1.5	1.2
そ の 他	2.7	3.1	1.4

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

付表117 パート等労働者の就業形態転換制度の状況

(%)

区 分	計	パート等労働者から		その他から		正社員からパート等労働者へ		正社員からパートへ	正社員からその他へ
		正社員へ	共にあり	共になし	制度あり	パートから正社員へ	制度あり	共になし	制度あり
合 計	100.0	8.5	53.6	42.2	6.6	30.2	9.9		
鉄 道	100.0	6.3	56.0	38.4	11.9	21.3	8.3		
製 紙	100.0	18.9	45.3	42.7	30.9	18.5	15.4		
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	12.0	47.2	48.2	16.6	35.7	12.7		
運輸・通信業	100.0	1.5	92.1	4.5	4.9	8.9	4.6		
卸売・小売業、飲食店	100.0	6.5	68.8	26.2	11.5	24.6	16.7		
金融・保険業	100.0	7.0	50.1	47.5	9.4	30.7	7.6		
不動産業	100.0	6.3	82.3	14.6	9.4	17.4	7.8		
サービス業	100.0	0.6	84.1	34.6	1.8	17.1	6.1		
サ ー ビ ス	100.0	6.6	58.2	37.2	11.3	31.3	9.0		

資料出所：労働省「パートタイム労働者総合実態調査」(平成7年)

付表118 人 口 動

年	出 生		死 亡		平 均 寿 命		平均初
	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	女	男	女
	万件		万件		歳	歳	歳
昭和15年	211.6	29.4	118.7	16.5	49.6	46.9	24.6
30	173.1	19.4	69.4	7.8	67.75	63.60	23.8
35	160.6	17.2	70.7	7.6	70.19	65.32	24.4
40	182.4	18.6	70.0	7.1	72.92	67.74	24.5
45	193.4	18.8	71.3	6.9	74.66	69.31	24.2
50	190.1	17.1	70.2	6.3	76.89	71.73	24.7
51	183.3	16.3	70.3	6.3	77.35	72.15	24.9
52	175.5	15.5	69.0	6.1	77.95	72.69	25.0
53	170.9	14.9	69.6	6.1	78.33	72.97	25.1
54	164.3	14.2	69.0	6.0	78.89	73.46	25.2
55	157.7	13.6	72.3	6.2	78.72	73.32	25.2
56	152.9	13.0	72.0	6.1	79.13	73.79	25.3
57	151.5	12.8	71.2	6.0	79.66	74.22	25.3
58	150.9	12.7	74.0	6.2	79.78	74.20	25.4
59	149.0	12.5	74.0	6.2	80.18	74.54	25.4
60	143.2	11.9	75.2	6.3	80.48	74.84	25.5
61	138.3	11.4	75.1	6.2	80.93	75.23	25.6
62	134.7	11.1	75.1	6.2	81.39	75.61	25.7
63	131.4	10.8	79.3	6.5	81.30	75.54	25.8
平成元	124.7	10.2	78.9	6.4	81.77	75.91	25.8
2	122.2	10.0	82.0	6.7	81.90	75.92	25.9
3	122.3	9.9	83.0	6.7	82.11	76.11	25.9
4	120.9	9.8	85.5	6.9	82.22	76.09	26.0
5	118.8	9.6	87.8	7.1	82.51	76.25	26.1
6	123.8	10.0	87.6	7.1	82.98	76.57	26.2
7	118.7	9.5	92.2	7.4	82.84	76.36	26.3

資料出所：厚生省「人口動態統計」、「簡易生命表」、「完全生命表」

厚生省人口問題研究所「人口問題研究」

- 注) 1 合計特殊出生率＝1人の女子が再生産年齢(15～49歳)を経過する間に生むと考えられる子供の数。
- 2 平均初婚年齢は、昭和15年は届出時の年齢、30～40年は結婚式をあげた時の年齢、45年以降は結婚式をあげた時又は同居を始めたときの年齢。

態 の 推 移

婚 年 齢		婚 姻		離 婚		出生順位別母の平均年齢			合 計 特 殊 出生率
	男	件 数	率 (人口千対)	件 数	率 (人口千対)	第1児	第2児	第3児	
	歳	万件		万件		歳	歳	歳	
	29.0	66.7	9.3	4.9	0.68	—	—	—	4.11
	26.6	71.5	8.0	7.5	0.84	24.8	27.2	29.5	2.37
	27.2	86.6	9.3	6.9	0.74	25.4	27.8	29.9	2.00
	27.2	95.5	9.7	7.7	0.79	25.7	28.3	30.3	2.14
	26.9	102.9	10.0	9.6	0.93	25.6	28.3	30.6	2.13
	27.0	94.2	8.5	11.9	1.07	25.7	28.0	30.3	1.91
	27.2	87.2	7.8	12.5	1.11	25.9	28.1	30.2	1.85
	27.4	82.1	7.2	12.9	1.14	26.1	28.2	30.2	1.80
	27.6	79.3	6.9	13.2	1.15	26.2	28.4	30.3	1.79
	27.7	78.9	6.8	13.5	1.17	26.3	28.6	30.4	1.77
	27.8	77.5	6.7	14.2	1.22	26.4	28.7	30.6	1.75
	27.9	77.7	6.6	15.4	1.32	26.5	28.9	30.8	1.74
	28.0	78.1	6.6	16.4	1.39	26.5	28.9	31.0	1.77
	28.0	76.2	6.4	17.9	1.51	26.5	29.0	31.2	1.80
	28.1	74.0	6.2	17.9	1.50	26.6	29.1	31.3	1.81
	28.2	73.6	6.1	16.7	1.39	26.7	29.1	31.4	1.76
	28.3	71.1	5.9	16.6	1.37	26.8	29.2	31.4	1.72
	28.4	69.6	5.7	15.8	1.30	26.8	29.2	31.5	1.69
	28.4	70.8	5.8	15.4	1.26	26.9	29.3	31.6	1.66
	28.5	70.8	5.8	15.8	1.29	27.0	29.4	31.7	1.57
	28.4	72.2	5.9	15.8	1.28	27.0	29.5	31.8	1.54
	28.4	74.2	6.0	16.9	1.37	27.1	29.5	31.8	1.53
	28.4	75.4	6.1	17.9	1.45	27.1	29.5	31.8	1.50
	28.4	79.3	6.4	18.8	1.52	27.2	29.6	32.0	1.46
	28.5	78.3	6.3	19.5	1.57	27.4	29.7	32.0	1.50
	28.5	79.2	6.4	19.9	1.60	27.5	29.8	32.0	1.43

付表119 主要国の労働力人口、労働力率、

国名	年	労働力人口(千人)		労働力人口総数に占める女子の割合(%)	年
		女	男		
カナダ	1994	6,659	8,174	44.9	1994
アメリカ	1994	60,239	70,817	46.0	1994
韓国	1994	8,159	12,167	40.1	1994
フィリピン	1994	10,134	17,346	36.9	1994
オーストリア	1993	1,657	2,167	43.3	1993
ベルギー	1991	1,763	2,447	41.9	1991
デンマーク	1993	1,351	1,542	46.7	1993
スペイン	1994	5,816	9,652	37.6	1994
フランス	1994	11,621	14,249	44.9	1994
旧西ドイツ	1994	13,307	18,780	41.5	1994
ハンガリー	1994	1,873	2,271	45.2	1994
イタリア	1994	8,376	14,306	36.9	1994
ノルウェー	1994	979	1,172	45.5	1994
スウェーデン	1994	2,049	2,218	48.0	1994
イギリス	1993	12,370	15,901	43.8	1993
オーストラリア	1994	3,725	5,051	42.4	1994

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

$$\text{注) 労働力率} = \frac{\text{15歳以上労働力人口}}{\text{15歳以上人口}} \times 100$$

ただし、アメリカの「労働力人口」は16歳以上

デンマークは74歳まで

スペインは16歳以上

イタリアの「労働力人口」は14歳以上

ノルウェーは16～74歳

スウェーデンは16～64歳

雇用者数及び総数に占める女子の割合

労働力率(%)		年	雇用者数(千人)		雇用者総数に 占める女子の 割合(%)
女	男		女	男	
57.6	73.3	1993	5,687	6,726	45.8
58.2	74.7	1994	55,803	63,521	46.8
47.9	76.4	1993	4,439	7,259	37.9
47.3	81.6	1994	4,135	7,333	36.1
45.3	69.3	1993	1,361	1,901	41.7
34.5	50.0	1991	1,240	1,845	40.2
61.5	73.3	1993	1,257	1,339	48.4
35.6	63.3	1993	3,821	7,062	35.1
47.6	62.8	1992	9,657	12,676	43.2
46.3	70.5	1993	11,903	15,968	42.7
42.3	57.5	1991	2,299	2,411	48.8
33.7	62.1	1994	5,331	8,915	37.4
62.8	74.3	1994	872	962	47.5
75.8	79.4	1994	1,790	1,700	51.3
52.8	72.7	1993	10,402	11,285	48.0
52.7	73.7	1994	2,917	3,669	44.3

付表120 主要国の年齢階級別

区 分		カナダ 1994		アメリカ 1994		フランス 1994		旧西 19
		女	男	女	男	女	男	女
労働力人口 (千人)	総 数	6,659	8,174	60,241	70,817	11,621	14,249	13,307
	15～19歳	454	498	3,565	3,896	103	160	477
	20～24歳	723	809	6,592	7,540	1,053	1,287	1,438
	25～29歳	869	1,028	7,279	8,710	1,745	2,065	1,946
	30～34歳	985	1,210	8,221	10,144	1,738	2,113	1,824
	35～39歳	947	1,138	8,433	10,000	1,737	2,069	1,662
	40～44歳	912	1,049	7,827	8,966	1,700	2,078	1,676
	45～49歳	743	895	6,616	7,447	1,595	1,955	1,363
	50～54歳	497	665	4,741	5,514	957	1,310	1,486
	55～59歳	310	452	3,314	3,966	701	965	1,102
	60～64歳	154	277	1,975	2,457	225	237	218
	65歳以上	65	153	1,658	2,177	68	71	115
労働力率 (%)	総 数	57.6	73.3	58.2	74.7	47.6	62.8	46.3
	15～19歳	48.2	50.5	42.0	44.1	5.6	8.3	30.5
	20～24歳	72.2	79.5	73.8	86.6	49.5	58.8	71.0
	25～29歳	77.0	80.7	76.7	95.5	82.1	93.3	73.0
	30～34歳	75.3	81.6	74.3	95.5	79.3	96.8	69.3
	35～39歳	77.8	82.7	76.6	94.4	80.4	98.8	70.7
	40～44歳	79.2	82.7	78.7	93.9	79.2	96.8	73.7
	45～49歳	76.2	82.1	78.1	92.1	79.2	95.3	70.4
	50～54歳	65.6	86.9	70.1	86.7	68.1	91.9	62.7
	55～59歳	49.1	72.7	58.5	76.2	48.4	68.8	47.1
	60～64歳	25.2	47.2	37.2	52.3	14.6	16.8	12.0
	65歳以上	3.5	11.0	9.0	16.7	1.3	1.9	1.7

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

- 1 アメリカ、スウェーデンの区分のうち、「15～19歳」の欄は、「16～19歳」として取り扱っている。
- 2 イタリアの「15～19歳」の欄は、「14～19歳」として取り扱っている。

労働力人口及び労働力率

ドイツ 94		イタリ 1994		スウェーデン 1994		イギリス 1993		韓 国 1994	
男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
18,780	8,376	14,306	2,049	2,218	12,370	15,901	8,159	12,167	
634	344	467	59	55	790	870	282	197	
1,639	1,072	1,333	185	197	1,482	1,845	1,396	829	
2,445	1,397	1,923	248	280	1,653	2,219	900	1,870	
2,645	1,268	1,948	242	274	1,528	2,105	997	2,102	
2,346	1,143	1,869	252	273	1,438	1,817	1,117	1,931	
2,188	1,026	1,789	263	280	1,523	1,811	850	1,338	
1,930	901	1,779	297	314	1,523	1,807	724	1,197	
2,285	649	1,451	235	252	1,090	1,358	638	986	
1,909	339	1,021	171	180	803	1,092	541	811	
576	146	491	98	111	360	710	714	906	
183	91	235	—	—	181	267	—	—	
70.5	33.7	62.1	75.8	79.4	42.3	56.8	47.9	76.4	
36.5	17.8	23.3	29.1	25.6	58.0	61.1	15.6	10.4	
76.7	49.4	59.1	64.9	66.8	71.2	85.8	64.7	58.3	
86.1	59.0	81.6	79.2	84.8	71.7	93.9	45.6	90.2	
95.7	59.3	93.9	82.9	89.0	69.7	95.0	48.6	97.2	
97.1	58.9	96.3	87.8	91.0	74.4	94.4	59.6	96.6	
97.4	55.3	95.8	89.5	91.8	79.1	94.7	64.2	96.5	
96.1	46.9	93.4	90.5	92.1	77.9	92.8	61.1	95.1	
92.4	36.0	82.0	86.7	89.7	70.0	88.1	58.7	91.5	
79.8	19.4	62.9	77.7	81.8	54.5	75.7	53.9	84.4	
33.4	8.4	31.4	46.7	56.3	24.7	52.2	27.9	53.8	
4.7	1.7	6.4	—	—	3.5	7.4	—	—	

付表121 主要国の従業上の

国名	年	女					
		総数 (千人)	構 成 比 (%)				その他
			計	自営業主	家族従業者	雇用者	
カナダ	1993	6,297	100.0	7.7	0.9	90.3	1.1
アメリカ	1994	60,239	100.0	6.6	0.2	92.6	0.5
韓国	1993	7,887	100.0	18.4	23.0	56.3	2.3
フィリピン	1994	10,136	100.0	30.4	19.3	40.8	9.4
オーストリア	1993	1,567	100.0	8.0	5.1	86.9	0.0
ベルギー	1991	1,763	100.0	8.3	7.0	70.3	14.3
デンマーク	1993	1,351	100.0	3.2	3.4	93.1	0.3
スペイン	1993	5,632	100.0	12.0	6.0	67.8	14.1
フランス	1991	10,659	100.0	9.7	—	78.2	12.1
旧西ドイツ	1993	12,971	100.0	5.3	3.0	91.8	—
ハンガリー	1992	1,965	100.0	8.1	3.6	88.3	—
イタリア	1994	8,373	100.0	13.8	6.5	63.7	16.0
ノルウェー	1994	979	100.0	4.8	1.2	89.1	4.9
スウェーデン	1994	2,049	100.0	5.3	0.5	87.4	6.7
イギリス	1993	12,370	100.0	6.6	0.9	84.1	8.5
オーストラリア	1994	3,675	100.0	10.5	1.3	79.4	8.8

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

注)「その他」とは、分類不能の地位にある者をいい、失業者及び新規求職者を含まない。

地位別就業者数の構成比

総 数 (千人)	男				
	構 成 比 (%)				
	計	自営業主	家族従事者	雇 用 者	そ の 他
7,649	100.0	11.1	0.2	87.9	0.7
70,817	100.0	9.8	0.1	89.7	0.4
11,867	100.0	33.7	2.0	61.2	3.1
17,347	100.0	39.5	10.4	42.3	7.9
2,167	100.0	10.9	1.4	87.7	0.0
2,447	100.0	16.1	0.9	75.4	7.7
1,542	100.0	12.7	0.2	86.8	0.3
9,687	100.0	20.1	2.2	72.9	4.8
13,946	100.0	14.7	1.7	76.3	7.2
17,964	100.0	10.7	0.4	88.9	—
2,277	100.0	13.5	1.2	85.3	—
14,307	100.0	25.9	2.5	62.3	9.3
1,172	100.0	11.0	0.7	82.1	6.2
2,218	100.0	13.8	0.4	76.6	9.1
15,901	100.0	14.9	0.3	71.0	13.8
5,009	100.0	16.6	0.7	73.2	9.4

付表122 主要国の産業別

区 分	カナダ		アメリカ		フランス	
	1993		1994		1991	
	女	男	女	男	女	男
雇 用 者 数 (千人)						
総 数	5,687	6,726	55,803	63,521	8,331	10,646
農・狩猟・林・漁業	76	132	470	1,614	52	207
鉱業・採石業	34	226	106	586	11	67
製造業	573	1,438	6,770	14,121	1,323	3,012
電気・ガス・水道業	—	—	317	1,258	40	162
建設業	81	630	641	6,070	105	1,159
卸・小売業、レストラン・ホテル	989	1,178	12,259	13,397	1,394	1,556
運輸・倉庫・通信業	258	680	2,187	4,928	365	971
金融・保険・不動産・対事業所サービス	477	289	7,021	5,931	1,020	1,022
対地域・社会・個人サービス	3,200	2,152	26,024	15,574	4,022	2,490
軍隊、その他分類不能の産業	—	—	6	42	—	—
構 成 比 (%)						
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農・狩猟・林・漁業	1.3	2.0	0.8	2.5	0.6	1.9
鉱業・採石業	0.6	3.4	0.2	0.9	0.1	0.6
製造業	10.1	21.4	12.1	22.2	15.9	28.3
電気・ガス・水道業	—	—	0.6	2.0	0.5	1.5
建設業	1.4	9.4	1.1	9.6	1.3	10.9
卸・小売業、レストラン・ホテル	17.4	17.5	22.0	21.1	16.7	14.6
運輸・倉庫・通信業	4.5	10.1	3.9	7.8	4.4	9.1
金融・保険・不動産・対事業所サービス	8.4	4.3	12.6	9.3	12.2	9.6
対地域・社会・個人サービス	56.3	32.0	46.6	24.5	48.3	23.4
軍隊、その他分類不能の産業	—	—	0.0	0.1	—	—

資料出所：ILO「Year Book of Labour Statistics 1994」

雇 用 者 数 及 び 構 成 比

旧西ドイツ		イタリヤ		スウェーデン		イギリス		韓 国	
1993		1994		1994		1992		1993	
女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
11,903	15,988	5,331	8,915	1,790	1,700	10,784	11,690	4,439	7,259
67	135	210	363	11	37	76	202	100	97
10	109	8	66	1	8	1,546	4,247	3	43
2,229	5,552	1,259	2,707	185	496	—	—	1,533	2,349
56	244	17	179	6	26	—	—	10	56
202	1,446	65	995	15	158	—	—	142	1,253
2,303	1,629	742	1,048	242	224	—	—	1,021	980
419	1,129	152	734	81	162	—	—	95	647
1,158	996	450	610	153	168	9,142	6,971	503	621
4,466	3,451	2,427	2,213	1,096	419	—	—	1,031	1,213
—	—	—	—	1	2	20	270	—	—
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
0.6	0.8	3.9	4.1	0.6	2.2	0.7	1.7	2.3	1.3
0.1	0.7	0.2	0.7	0.1	0.5	14.3	36.3	0.1	0.6
18.7	34.8	23.6	30.4	10.3	29.2	—	—	34.5	32.4
0.5	1.5	0.3	2.0	0.3	1.5	—	—	0.2	0.8
1.7	9.1	1.2	11.2	0.8	9.3	—	—	3.2	17.3
19.3	10.2	13.9	11.8	13.5	13.2	—	—	23.0	13.5
3.5	7.1	2.9	8.2	4.5	9.5	—	—	2.2	8.9
9.7	6.2	8.4	6.8	8.5	9.9	84.8	59.6	11.3	8.6
37.5	21.6	45.5	24.8	61.2	24.6	—	—	23.2	16.7
—	—	—	—	0.1	0.1	0.2	2.3	—	—

付表123 主要国の職業別雇用者数及び構成比

		カナダ 1993		アメリカ 1994		旧西ドイツ 1991		スウェーデン 1994	
		女	男	女	男	女	男	女	男
雇 用 者 数 (千人)	総 数	5,687	6,726	55,803	63,521	11,965	17,719	1,790	1,700
	専門職・技術的職業従事者及び関連従事者	76	132	10,927	9,418	2,165	2,870	869	450
	管理的職業従事者	34	226	6,726	8,401	189	794	384	209
	書記及び関連従事者	573	1,438	14,917	4,076	3,807	2,408	—	—
	販売従事者	—	—	7,100	6,757	1,547	1,154	155	139
	サービス業の従事者	81	630	9,899	7,241	1,930	1,400	205	141
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	989	1,178	361	1,914	446	615	10	41
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	258	680	5,867	25,670	1,495	7,980	166	720
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	6	42	386	497	—	—
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門職・技術的職業従事者及び関連従事者	1.3	2.0	19.6	14.8	18.1	16.2	48.5	26.5
	管理的職業従事者	0.6	3.4	12.1	13.2	1.6	4.5	21.5	12.3
	書記及び関連従事者	10.1	21.4	26.7	6.4	31.8	13.6	—	—
	販売従事者	—	—	12.7	10.6	12.9	6.5	8.7	8.2
	サービス業の従事者	1.4	9.4	17.7	11.4	16.1	7.9	11.5	8.3
	農業・牧畜及び林業従事者・漁夫・猟師	17.4	17.5	0.6	3.0	3.7	3.5	0.6	2.4
	生産・関連労働者・輸送用機械運転者及び労働者	4.5	10.1	10.5	40.4	12.5	45.0	9.3	42.4
	軍隊、その他分類不能の職業の従事者	—	—	0.0	0.1	3.2	2.8	—	—

資料出所：ILO『Year book of Labour Statistics 1994』

注) 1 カナダ、ドイツは15歳以上。

2 アメリカは16歳以上。

3 スウェーデンは16歳～64歳。

付表124 主要国の非農林業部門における労働者の賃金の男女格差

(男子=100.0)

年	韓 国	ベルギー	デンマーク	フランス	旧西ドイツ	オランダ	イギリス	オーストラリア
1980	44.4	—	84.5	79.2	72.4	78.2	69.7	86.0
1982	45.1	—	83.9	80.1	72.7	76.9	69.1	82.9
1983	46.7	—	84.4	81.5	72.2	76.7	69.6	83.5
1984	47.6	—	84.4	80.7	72.3	76.3	69.5	85.8
1985	47.8	62.0	83.8	81.4	72.8	76.2	69.5	87.2
1986	48.9	62.4	82.3	82.2	73.1	76.4	69.1	86.6
1987	50.1	63.3	81.7	81.8	73.4	76.3	69.7	87.0
1988	51.4	64.1	82.1	81.2	73.6	76.8	69.4	87.9
1989	52.7	64.2	82.7	80.7	73.5	77.2	70.0	88.1
1990	53.5	63.8	82.6	80.8	73.2	77.5	70.6	90.8
1991	54.5	64.2	83.3	80.3	73.6	78.0	70.0	90.9
1992	55.9	64.7	—	80.4	73.9	78.0	70.7	90.9
1993	56.7	65.5	—	80.8	74.2	78.9	71.2	89.9
1994	—	—	—	—	74.2	—	—	84.8

資料出所：ILO「Year book of Labour Statistics 1994」

注) 韓 国 : 1か月当たり賃金。家族手当・現物支給を含む。

ベルギー : 1か月当たり賃金。各年10月。電気・ガス・水道業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

デンマーク : 1時間当たり賃金。製造業、建設業及び他の産業の一部分。成年者のみ。

フランス : 1時間当たり賃金。鉱業・採石業、電気・ガス・水道業、公務及び家事サービス業を除く。

旧西ドイツ : 1時間当たり賃金。家族手当を含む。

卸・小売業、レストラン・ホテル業、運輸・倉庫・通信業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オランダ : 1時間当たり賃金。各年10月。成年者のみ。

イギリス : 1時間当たり賃金。成人・フルタイム労働者。各年10月。鉱業、卸・小売業、レストラン・ホテル業、金融・保険・不動産・対事業所サービス業、対地域・社会・個人サービス業を除く。

オーストラリア : 1時間当たり賃金。1989年まで各年11月、1990年より8月。成人・フルタイム労働者（管理職を除く）。現物支給を含む。

参 考

女性労働関係判例

1 賃金、昇格

事 件 名	審判所判決等年月日	判 旨	等
秋田総合銀行不当利得金返還請求事件 (男女差別賃金)	秋田地裁 昭 50. 4. 10 判決	女子であることを理由として、賃金 (本人給及び臨時給与) について男子と差別的取扱いをしたものであり、労働契約の賃金部分は労基法 4 条に違反して無効、女子は男子に支払われた金額との差額を請求できる (労働者勝訴、確定)。	
錦鹿市賃金請求事件 (昇格に伴う男女差別賃金)	津地裁 昭 55. 2. 21 判決	原告に対し、昇格を実施しなかったのは女性であることにより不当に不利な取扱いをしたものであり地公法 13 条に違反し、違法に原告の法律上の利益を侵害したものである (労働者勝訴)。	
名古屋商裁 昭 58. 4. 28 判決	名古屋商裁 昭 58. 4. 28 判決	公務員の昇給昇格は、任命権者に認められた権限であり、市の昇格運用を全般的に見る限り任命権者が社会観念上著しく不当を欠いて裁量権を濫用したとは認められない。また、任命権者の裁量権の判断に公権力の違法な行使は認められない (労働者敗訴、労働者側上告後、昭 60. 3. 29 上告取り下げ)。	
静岡銀行不当利得金返還請求事件 (昇格に伴う男女差別賃金)	静岡地裁 昭 55. 10. 20 和解	職能群格付の見直しを行って算出した給与差額 (2 年分) を支払うことを主な内容とする和解成立。	
岩手銀行賃金請求事件	盛岡地裁 昭 60. 3. 28 判決	給与規定において、家族手当の支給対象者を、「扶養親族を有する世帯主たる行員」とし、世帯主たる行員とは、「自己の収入をもって一家の生計を維持する者をいい、その配偶者が所得税法に規定されている扶養控除対象限度額を超える所得を有する場合は、夫たる行員とする。」 (世帯手当について) としているのは、女子であることのみを理由として差別的な取扱いを著しく不利に取り扱う規定であり、労基法 4 条及び 9 2 条に反し無効 (労働者勝訴)。	
仙台商裁 平 4. 1. 10 判決	仙台商裁 平 4. 1. 10 判決	本件給与規定にいう「世帯主たる行員」とは、「主として生計の維持者である行員」を指称するものであり、被控訴人は「自己の収入をもって、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
(社)日本紡績連盟給料等 請求事件	東京地裁 昭 61. 4 判決	一家の生計を維持する者」と認められるので、家族手当等の支給対象となる世帯主を「夫たる行員」に限定した同銀行の給与規定を根拠にした本件取扱いは男女の性別のみによる賃金の差別取扱いと認められ、労基法4条に違反し、民法90条により無効である(労働者勝訴、確定)。 被告事務局職員について、男女異なる採用方法及び処遇を行っている(男女別コース制)ことは、合理的理由を欠き憲法14条の精神には合致しないが、当時(昭和44年から49年)の雇用慣行等の状況に照らし、民法90条の公の秩序に違反してはとまではいえないとして初任給格差及び業務内容の相違による賃金格差に当たる金銭の支払義務は否定したが、基本給の上昇率及び一時金の支給係数についてまで男女の格差を認めることは合理的な理由がなく無効であり、この部分についての差額の支払を差額に對して命じた(労働者一部勝訴、確定)。
日産自動車賃金等請求事 件(家族手当支給請求)	東京地裁 平 元. 1. 26 判決	被告会社が現に採用している家族手当支給規程及び選定基準は労基法4条及び民法90条に違反するものではなく、また女子従業員を不当に差別したものでないこと等から、原告らの本訴請求はいずれも理由がなく棄却(労働者敗訴、労働者側性勝訴、平2・8和解成立)。
社会保険診療報酬支払基 金賃金等請求事件	東京地裁 平 2. 7. 4 判決	組合間の男子職員の昇格格差の是正にあたって、勤続年数を唯一の基準として一律の昇格措置を採る一方、男子職員と同一の採用試験で採用され、同一の業務内容を担当し、職務上の等級も等しかった女子職員について、勤続年数の基準を満たしていても、昇格措置を講じなかったことは、合理的理由のない男女差別にあたる。昇格を含む労働条件に関する合理的理由のない男女差別は憲法14条、労基法3条、4条により民法90条にいう公の秩序として確立している。また女子には組合間の格差が生じていなかったことは男女間の格差の存在に合理性を与えるものではなく、男女間の格差の段階的是正もそれ自体が男女差別である。他

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
日ソ図書賃金請求事件 (男女差別賃金)	東京地裁 平 4. 3. 27 判決	方、昇格等の確認請求については、昇格は職務と一体になった等級を人事上の裁量権の行使によって変更するものであり、昇格決定無くして昇格したとするには明確な根拠が必要で、使用者による昇格決定がない以上、昇格したものを取り扱うことはできない。(労働者一部勝訴、支払基金額控訴後、平 3. 12 和解成立)。 年齢、勤続年数が同じである男女間の賃金格差が合理的であるのは、その提供する労働の質及び量に差異がある場合に限られる。よって、原告の業務が、ほぼ同時期に入社した男性社員に劣らなかったにもかかわらず、被告会社が初任給格差を是正せずに放置してきたのは、労働法 4 条に違反する賃金差別である。被告に対し損害賠償を命じた(労働者勝訴、確定)。	
三陽物産総賃金請求事件	東京地裁 平 6. 6. 16 判決	本人給における世帯主・非世帯主の基準については、男子のみ非世帯主又は独身の世帯主であっても一貫して受年齢に応じた本人給を支給していること等に照らせば、女子に一方的に著しい不利益となることを容認して基準を制定したものと推認でき、勤務地限定・無限定の基準については、真に區域配転の可能性があるが故に受年齢による本人給を支給する趣旨で設けられたものではなく、女子の本人給が男子のそれより一方的に低く抑えられる結果となることを容認して制定、適用されてきたものであることから、労働基準法 4 条に違反し無効である(労働者勝訴、会社側控訴後、平成 7. 7 和解成立)。	
石崎本店差額賃金支払請求事件	広島地裁 平 8. 7 判決	被告は、現業部門の中益採用の従業員の初任給につき、男子従業員に対しては年齢のみを基準として初任給を決定しているのに、女子従業員には年齢を考慮せず、高卒の新入女子従業員の初任給しか支給していない。原告と年齢及び入社が一審近い男子労働者と比較しても、入社時には同じ組立作業に従事していたこと、被告において初任給決定の際に入社	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
丸子警報機損害賠償請求 事件	長野地裁上田支部 平 8. 3. 15 判決	前の経験や資格が考慮されていたという事実を認められないことから、被告における中途採用男女の初任給格差は合理的な理由が認められず、原告が女子であることのみを理由としてなされた不合理な差別であると認められる。右差別は労働基準法4条に反し、不法行為を構成する。 (労働者勝訴) 女性正社員と職種、作業の内容、勤務時間及び日数等が同様である臨時社員について、2か月ごとの雇用期間の更新を形式的に繰り返すことによって女性正社員との顕著な賃金格差を維持拡大したことは、均等待遇の理念に違反する差別であり、公序良俗違反として違法である。 しかし、均等待遇の理念も抽象的なものであって、使用者側の裁量もある程度は認められるが、本件における随事情のもとでは原告らの賃金が同じ勤続年数の女性正社員の8割以下となる時、公序良俗に反し違法となる。(労働者一部勝訴、双方控訴係争中)

2 退職、定年制

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
〈結婚退職〉 住友セメント雇用関係確認等請求事件 豊田産業従業員地位確認等請求事件 神戸野田製学会休職処分無効確認等請求事件 茂原市役所身分確認等請求事件 山一証券地位保全等仮処分申請事件 三井造船仮処分申請事件	東京地裁 昭 41. 12. 20 判決 神戸地裁 昭 42. 9. 26 判決 神戸地裁 昭 43. 3. 29 判決 大阪高裁 昭 45. 11. 18 判決 千葉地裁 昭 43. 5. 20 判決 名古屋地裁 昭 45. 8. 26 判決 大阪地裁 昭 46. 12. 10 判決	結婚退職制は労働条件につき性別による差別待遇を行うものであり、女子の結婚を制約するゆえ民法90条により無効（労働者勝訴、会社側逆訴後、昭43.7和解成立）。 女子だけを結婚を理由に解雇することは、男女の差別取扱いで公平良俗違反（労働者勝訴、確定）。 職場結婚を理由に解雇することは結婚の自由を制限することとなり、合理的理由もなく無効（労働者勝訴）。 控訴棄却（労働者勝訴、確定）。 職場結婚の場合、退職するという誓約書は無効であり、それによる依願免職処分は無効（労働者勝訴、確定）。 結婚退職の履行を理由に任意退職を迫られ、やむなくした合意は錯誤により無効（労働者勝訴、確定）。 結婚退職制を定めた協約は、退職という労働条件について性別を理由とする差別待遇であり、民法90条に違反し無効（労働者勝訴、会社側逆訴後、昭和48.11和解成立）。	
〈若年定年〉 東急總興工業地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子30歳） 岩手県経済産業局連地位保全仮処分申請事件（定年年齢男子55歳、女子31歳） 名古屋放送地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 44. 7. 1 判決 盛岡地裁 昭 46. 3. 18 判決 名古屋地裁 昭 47. 4. 28 判決	女子を著しく不利益に差別する本件定年制は著しく不合理なもので公平良俗に反して無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和47.12和解成立）。 定年を雇員（女子）31歳、職員（男子）55歳とする就業規則は突如からみて、女子若年定年制であり、民法90条に反し無効（労働者勝訴、確定）。 〔X1女 地位保全仮処分申請〕 本件定年制は合理的理由なく、公序	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
分申請事件(定年年齢男子55歳、女子30歳)	名古屋地裁 昭 47. 6. 9 判決 昭 48. 4. 27 判決 名古屋高裁 昭 49. 9. 30 判決 名古屋高裁 昭 48. 5. 25 決定	良俗に反し無効(労働者勝訴)。 [X 2 女 地位を全仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴)。 [X 1、X 2 女 本訴] 同 旨(労働者勝訴)。 女子30歳定年制は民法90条により無効(労働者勝訴、確定)。 [X 3 女、解雇禁止仮処分申請] 上記同旨(労働者勝訴、確定)。	
〈男女別定年〉 日産自動車地位保全資金 支払仮処分申請事件(定 年年齢男子55歳、女子50 歳)	東京地裁 昭 46. 4. 8 判決 東京高裁 昭 48. 3. 12 判決	本件男女別定年制は合理的理由を有する(労働者敗訴)。 同 旨(労働者敗訴)。	
日産自動車雇用関係存続 確認等請求事件(定年年 齢男子55歳、女子50歳、 昭和49年4月1日以降男 子60歳、女子55歳)	東京地裁 昭 48. 3. 23 判決 東京高裁 昭 54. 3. 12 判決 最高裁 昭 55. 3. 24 判決	本件男女別定年制は合理的理由がなく民法90条により無効(労働者勝 訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差 別を定めたものとして民法90条により無効と解するのを相当とし、上 告棄却(労働者勝訴、確定)。	
静岡市農協地位保全仮処 分申請事件(定年年齢男 子55歳、女子45歳)	山形地裁 昭 47. 5. 29 決定 福岡支部	合併に際し、従来の定年55歳を女子のみ45歳に切り下げた差別定年 制は無効(労働者勝訴、確定)。	
伊豆シャボラン公園地位 保全仮処分申請事件(定 年年齢男子57歳、女子47 歳)	静岡地裁 昭 48. 12. 11 判決 沼津支部 東京高裁 昭 50. 2. 26 判決 最高裁 昭 50. 8. 29 判決 秋田地裁 昭 52. 9. 29 判決	男女別定年制は合理的理由なく性別による差別であり、公序に違反し無 効(労働者勝訴)。 同 旨(労働者勝訴)。 高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。 合理的理由を欠く男女の差別的取扱いを定める定年制の規定は民法90 条に違反し無効(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
男子56歳、女子46歳) 河北新報社地位確認等請 求事件(定年年齢男子55 歳、女子45歳) (財)放射線影響研究所地 位確認等請求事件(定年 年齢男子62歳、女子57歳)	仙 台 地 裁 昭 58. 12. 28 判決 広 島 地 裁 昭 59. 1. 31 判決	男女別定年制は専ら女子であることのみにを理由とする差別であり、合理的理由なく民法90条により無効(労働者勝訴、会社側控訴後、昭61. 4. 28和解)。 女子の定年年齢を男子より低く定めた部分は性別のみによる不合理な差別を定めたものとして民法90条により無効とした最高裁判決(昭56. 3. 24日産自動車事件)を引用、合理的理由は認められず無効(労働者勝訴)。 延滞措置により女子に関して60歳定年の実施時期を遅延する規定を設けたことは合理的理由がない。旧規定下(定年年齢男子62歳、女子57歳)の女子の定年年齢が民法90条により無効であり、結果的に男子と同じ62歳となるものとすれば、その既得権が保護されるべきことは男子の場合と異なるところはないので、女子に対しても男子に関する延滞措置が適用される(労働者勝訴)。 最高裁判決を支持し、上告棄却(労働者勝訴)。	
〈退職勧奨〉 鳥取県教育委員会指導時 價請求事件(男女別退職 勧奨における退職手当確 定措置)	最 高 裁 平 2. 5. 28 判決 鳥 取 地 裁 昭 61. 12. 4 判決	男女年齢差のある退職勧奨年齢基準を規定し、これに基づき退職勧奨を行い、退職手当につき従退職措置を講じなかった一連の行為は、男女差別に基づく継続的な一連の不法行為を構成する(労働者勝訴、確定)。	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	考
〈既婚女子であること等を理由とする解雇〉 小野田セメント地位保全等仮処分申請事件	盛岡地裁 昭 43. 4. 10 判決 一 開支部	「有夫の女子」「30歳以上の女子」の一般的希望退職基準は、結婚している女子の差別待遇又は性別による差別待遇に該当するといえるから憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し無効（労働者勝訴）。	
古河鉱業雇用関係存続確認等請求事件	仙台高裁 昭 46. 11. 22 判決 前橋地裁 昭 45. 11. 5 判決	退職勧告は解雇の申込みたる性質を有し、退職の申し出により合意解雇が成立（労働者敗訴、確定）。	
日特金属工業地位保全等仮処分申請事件	東京高裁 昭 51. 8. 30 判決 東京地裁 昭 52. 12. 15 判決 昭 47. 10. 18 決定	人員整理は、諸条件を考慮して、最悪の者として選ばれたのが既婚女子であったといっているのであるから合理的理由がある（労働者敗訴）。	
コバル地位保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 50. 9. 12 決定	同 旨（労働者敗訴）。	
米沢製作所地位保全等仮処分申請事件	山形地裁 昭 51. 9. 24 判決 米沢支部	高裁判決を支持し、上告棄却（労働者敗訴）。	
日本赤十字社雇用関係存続確認等請求事件	佐賀地裁 昭 51. 11. 8 判決 唐津支部	「有夫の女子」「27歳以上の女子」という一般的人員整理基準は、憲法、労基法の精神に違反し、それによる解雇は無効（労働者勝訴、確定）。	
佐友重機製造所地位保全仮処分異議申立事件	松山地裁 昭 52. 5. 6 判決 西条支部	「既婚女子社員で子供が2人いる者」という一般的人員整理基準は憲法14条、労基法3、4条の精神に違反し民法90条により無効（労働者勝訴、会社側控訴後、昭和53.1.28和解）。	
		「既婚の女子」「25歳以上の女子」という希望退職募集基準と憲法に関連した指名解雇は、労基法3、4条による労働法の公平に違反し無効（労働者勝訴、確定）。	
		合理化の必要にせまられて行っている人員整理であるが男子60歳、女子55歳を超えた者に退職を求めた本件人員整理基準は、病院の病情に照らし合理性がある（労働者敗訴、福岡高裁に控訴後、昭53.1.2和解）。	
		「共稼ぎの者で配偶者の収入で生計が維持できる者及び兼業又は副業があり、もしくは、財産の保有など別途の収入があり、退職しても生計が	

事 件 名	審判所判決等年月日	判 旨	等
〈パートタイム労働者等 であることを理由とする 解雇〉		維持できると判断される者」という人員整理のための派遣基準は、専ら性別のみによる不合理な差別を定めた基準でなく、同基準に該当した女子労働者の整理解雇は有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、平元、4、25 控訴取り下げ）。	
旭風産地位保全等仮処分 申請事件	東京地裁 昭 42. 12. 19 判決	真にパートタイマーを整理する経営上の必要はないと認められ、本件解雇は解雇権の濫用により無効（労働者勝訴、確定）。	
東京芝浦電気労働契約関係 保存在確認等請求事件	横浜地裁 昭 45. 9. 22 判決 川崎支庁 東京高裁 昭 48. 9. 27 判決 横浜地裁 昭 43. 8. 19 判決	〔X 1 女〕 本件臨時従業員の上止め（解雇）には正当事由がなく無効（労働者勝訴）。 〔X 1 女〕 控訴棄却（労働者勝訴、確定）。 〔X 2 他女 8〕 臨時工契約であっても、更新を重ねて実質上期間の定めのない契約と異ならない状態にあったこと等から期間満了を理由とする更新拒絶は無効（労働者勝訴）。 同 旨（労働者勝訴）。 上告棄却（労働者勝訴）。	
三和銀行地位保全仮処分 申請事件	東京高裁 昭 45. 9. 30 判決 最高裁 昭 49. 7. 22 判決 東京地裁 昭 47. 12. 20 判決 東京高裁 昭 54. 2. 27 判決 名古屋地裁 昭 49. 9. 30 判決	期間の定めのない臨時雇用契約であり解雇は有効（労働者敗訴）。 同旨（労働者敗訴、昭 54. 5. 22 東京地裁に本訴提起）。 企業合理化のため人員整理をするに当たり、単にパートタイマーと呼ばれ、その取扱いを受けていたという理由で、これらの者を第 1 順位の解雇対象者とするのは合理的理由を欠く（労働者勝訴、会社側控訴後、昭 53. 2. 2 和解）。	
東芝レイ・オ・パツク地位 保全仮処分申請事件	東京地裁 昭 49. 11. 29 判決	30歳以上の男子及び既婚の女子を有期雇用とする採用基準は、婚姻の自由を侵すものでなく本件雇止めは有効（労働者敗訴、労働者側控訴後、	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
期日放送地位保全仮処分 申請事件	大阪地裁 昭 50. 3. 27 判決	53. 2. 2 和解)。 有期労働契約であっても、その雇止めは実質上若年定年を理由とする解雇と同様の機能を有し、著しく奇癖な解約であるから権利濫用により無効 (労働者勝訴、確定)。	
並木精徳宝石解雇無効確認等請求事件	秋田地裁 昭 58. 12. 15 判決 横手支店	1ヶ月の短期契約を3年間反復更新しても、期間の定めのない契約に転化する訳ではないが本件について当然更新されることが予定されていたと解するのが相当であり、パートタイマーもこれを期待かつ信頼している関係のもとで、労働契約関係が存続、維持されてきたものであり、従って期間満了によって労働契約を終了させるためには、雇止めの意思表示が必要であるばかりでなく、雇止めするについても、従来の取扱いを変更してもやむを得ない事情が必要。従って特段の合理的理由のない本件雇止めは無効 (労働者勝訴、控訴係争中)。	
平安閣雇用契約上の地位 確認等請求事件	静岡地裁 昭 61. 7. 4 判決 東京高裁 昭 62. 3. 25 判決	雇用契約関係は存続 (労働者勝訴)。 有期労働契約であっても、その期間の定めが一応のものであり、当事者いづれから格別の意思表示がない限り当然更新されるべきものとの前提のもとに存続、維持されてきたものを期間満了によって終了させるためには、雇止めの意思表示及び雇用契約を終了させてもやむを得ないと認められる特段の事情の存することを要する (労働者勝訴)。	
北国電機地位保全等仮処分 申請事件	最高裁 昭 62. 10. 16 判決 大阪地裁 昭 62. 9. 11 決定	上告棄却 (労働者勝訴)。 短期パート制度の導入に合理的な理由があり、契約締結の際に雇用期間を告知して署名捺印をさせ、その厳格な運用をしてきた以上、雇用期間の満了による雇止めは適法 (労働者敗訴、確定)。	
三洋電機地位保全金員支払仮処分申請事件	大阪地裁 平 2. 2. 20 決定	契約期間一年の「定勤社員契約」(パートタイマー)も、契約の更新によりその実質において期間の定めのない労働契約と異ならない状態であり解雇法理が適用され、差額不払を理由に雇止めするに当たっては解雇	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨	等
三洋電機地位保全金員支 払仮処分異議事件	大阪地裁 平 3. 10. 22 判決	回避のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴）。 契約期間一年の「定勤社員契約」（パートタイマー）が、実質において 期間の定めのない労働契約と異ならない状態であったとはいえないが、 契約期間満了後も継続雇用が予定されていたといえるべきであり、解雇法 理が類推適用され、差慰不払を理由に雇止めするに当たっては解雇回避 のための努力を尽くすべきであるので雇止めは無効（労働者勝訴、会社 側控訴及び本訴提訴後、平3. 12. 27和解成立）。	
（その他）			
大日本紡績労働事件仮処 分申請事件	大阪地裁 昭 47. 6. 8 判決	職制排斥のため、集団的に有給休暇、生理休暇をとることは正当な権利 行使ではなく、即時解雇もやむを得ない（労働者敗訴）。	
埼玉学園雇用関係存続確 認等請求事件	東京地裁 昭 47. 7. 4 判決	生理休暇であると主張しても、取得した日がいずれも日曜か祭日の前後 の日である等、取得の仕方から生理休暇として認められない等、教師と して不適格な事由があり解雇有効（労働者敗訴）。	
ユニール・フランス地位保 全仮処分申請事件	東京高裁 昭 50. 12. 16 判決 東京地裁 昭 49. 8. 7 判決	同 旨（労働者敗訴、確定）。 解雇の理由とする客観的事由はなく、更新拒絶権の濫用により無効 （労働者勝訴、確定）。	
日本鋼管解雇無効地位保 全請求事件	横浜地裁 昭 57. 7. 19 判決 川崎支部	合理化のための労使協定の中で「女子の通常業務への転活用は女子に恒 常的に適合する職場を確保することが交際勤務・有書業務等労働基準法 的女子保護の規定に抵触することの多い鉄鋼業の作業実態と事業所の整 員事情等から困難と判断されるので行わない。」旨の規定は業務内容に 照らし、転活用困難と判断した結果を確証したものであり単に「女子で あること」を理由とするものでない。解雇に係る協定に基づく解雇は 「女子であること」を理由とする差別扱いでない（労働者敗訴、東京高 裁に控訴後、昭61. 2. 7和解成立）。	

4 配置転換

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 決 旨	等
東洋鋼板地位保全係処分申請事件	横浜地裁 昭 47. 8. 24 判決	出産したことを理由とする不利益処分であり人事権の濫用により無効 (労働者勝訴)。	
日本テレビ放送配転命令効力停止処分申請事件	東京高裁 昭 49. 10. 28 判決	出産等を考慮した配転が過剰を促すためのものとの判断は、根拠の裏を出ず配転有効 (労働者敗訴、本訴提起後、昭55. 2. 28和解成立)。	
宮崎放送配転無効確認請求事件	東京地裁 昭 51. 7. 23 決定	労働契約はアンサンサーとして採用するとしており配転命令は無効 (労働者勝訴、確定)。	
逓信省大津局地位確認請求事件	宮崎地裁 昭 51. 8. 20 判決	労働契約は職種を限定していないから配転有効 (労働者敗訴、労働者側控訴後、昭55. 9. 23和解成立)。	
東京地裁 昭 54. 4. 24 判決	東京地裁 昭 54. 4. 24 判決	産前休暇に入る増産場を総局長室付きへ配転するという慣行は、病院の社会的使命や総局長の権限等に照らし客観的合理性ある慣行であり、違法又は不当とすべき理由はない (労働者敗訴)。	
東京高裁 昭 55. 12. 17 判決	東京高裁 昭 55. 12. 17 判決	同 旨 (労働者敗訴)。	
最高裁 昭 58. 3. 8 判決	最高裁 昭 58. 3. 8 判決	上告棄却 (労働者敗訴)。	
東京地裁 昭 55. 12. 25 判決	東京地裁 昭 55. 12. 25 判決	労働契約は職種を限定、本人の同意なき配転命令は無効 (労働者勝訴)。	
東京高裁 昭 58. 5. 25 判決	東京高裁 昭 58. 5. 25 判決	同 旨 (労働者勝訴、確定)。	
大阪地裁 平 3. 4. 12 決定	大阪地裁 平 3. 4. 12 決定	現地球用の女子職員等につき、労働協約上、勤務地の特定がなく、また、既婚・有子の女子職員に対する大阪から東京への転勤に伴う不利益につき業務上の必要性を上回るまでには至っていないので本件配転命令は有効である (労働者側請求却下)。	
東京地裁 平 5. 9. 28 判決	東京地裁 平 5. 9. 28 判決	職種の変更を伴う異動命令を受けた既婚女子従業員が、通勤時間が長くなって幼児の保育ができなくなる等主張したものであるが、被告は、勤務時間、保育問題及び転勤問題等について十分話し合い、できる限りの配慮をしたと考えていたが、原告は、この話し合いに積極的に対応しようとしなかったこと、原告が転勤をすれば原告の主張する保育問題は	

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨 等
	東京 高 裁 平 7, 9. 28 判決	容易に解決することができたとはいえるものであったこと、異動対象者と して原告を選定した過程自体不合理なところはないこと、以上の理 由から、被告の従業員であるという立場からすれば、本件異動命令に協 力すべきであったといえることから、本件異動命令に従うべき旨の警告 を無視して欠勤し続けたことによる停職処分、懲戒解雇処分は有効であ る。(労働者敗訴) 本件異動命令は、控訴人に対し通達せ受すべき程度を著しく超える不利 益を負わせるものであるというところではない。控訴人を本件異動の対 象者として選定し、八王子事業所勤務を命じた本件異動命令には業務上 の必要性が認められ存したものであるといえる。控訴人が第二子を出産 したこと自体は無断欠勤の継続を正当化する事由となるものでもない。 以上の次第であり、本件異動命令、本件停職処分及び本件懲戒解雇処分 はいずれも有効である。(労働者敗訴)

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 決 旨 等
帝國興産所賃金請求事件	名古屋地裁 昭和46.2.24判決	本件就業規則等について「有給生理休暇1日」とは婦人労働者の生理の家庭等から判断して賃金計算期を単位としているのではなく生理周期を単位としたものである(労働者勝訴)。
エヌ・ビー・シー工業未払賃金請求事件	名古屋高裁 昭和48.10.15判決 東京地裁 昭和49.5.27判決 八王子支部	同 旨(労働者勝訴、確定)。 労基法上、生休を有給とする旨の規定はなく、労働協約(又は労働契約)に定められた内容が結果として生休を取得した女子に給与の面において不利に作用することがあったとしても、直ちに協約(契約)の内容が労基法67、91条の趣旨に反し、あるいは公序良俗に反して無効であるとはいえない(労働者敗訴)。
タケダシステム未払賃金等支払請求事件	東京高裁 昭和55.3.19判決 最高裁 昭和60.7.16判決 東京地裁 昭和51.11.12判決	同 旨(労働者敗訴)。 上告棄却(労働者敗訴)。 生理休暇中の賃金について、従来の年間24日は100%有給とする旨の定めを、有給は月に2日を限度とし、補償額も基本給の68%とした就業規則の修正は、生休の必要性、取得の実態からみて濫用があったと判断されること、企業負担との調整等から判断すると、合理性あり有効である(労働者敗訴)。
	東京高裁 昭和54.12.20判決	本件のように実質賃金の低下を生ずるような就業規則の一方的変更を認めることは許されない。かりに、生理休暇制度の濫用があるとしても別途の方策を講ずべきものである(労働者勝訴)。
	最高裁 昭和58.11.25判決	就業規則の不利益変更については最高裁判例(昭和43.12.25秋北バス事件)の示すところであり、これを変更する必要はないとした上で、本件就業規則の変更が労働者にとって不利益なものであっても合理的なものであれば、労働者がこれに同意しないことを理由にその濫用を拒むことはできないとし、変更の合理的理由の判断基準を示し、原審が就業規

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
日本シェーリング貸金請求事件	東京高裁 昭 52. 2. 26 判決 大阪地裁 昭 56. 3. 30 判決 大阪高裁 昭 58. 8. 31 判決 最高裁 平 元. 12. 14 判決	則の変更が合理的なものであるか否かを検討することなく判示しているのは就業規則に関する法令の解釈適用を誤ったものである（控訴審へ差し戻す）。 本件就業規則の変更は不利益なものではあるが十分な合理性があり、労働者がこれに同意しないことを理由としてその適用を拒むことはできないとし、労働者に対してもその効力を及ぼすものである（労働者敗訴、上告却下、確定）。 賃金引き上げ対象者から稼働率80％以下の者を除く協約条項につき、その稼働率算定基礎の不就業時間には労働時間、生休、産休、育児時間等を含めることは労働法、憲法等の規定ないしはその趣旨に反し、ひいては民法90条の公序良俗に反し無効（労働者勝訴）。 判 旨（労働者勝訴）。 稼働率の低い者が経済的利益を得られないとする制度は一応の経済的合理性があるが、権利行使を抑制し、法が労働者に各権利を保障した趣旨を実質的に失わせる時、この制度を定めた労働協約条項は無効。条項全体を無効とはいえないが、労働法、労働法上の権利の行使による不就業を就労率算定の基礎としている点は無効。未払い賃金についての審理不十分（原告に差し戻す）。
キュー企業損害賠償請求事件	福岡地裁 平 4. 4. 16 判決	被告上司については、原告の異性関係を中心とした私生活に関する非難等、働く女性としての評価を低下させる行為があり、これらが対立関係の解決や相手方放逐の手段ないしは方途として用いられたことに不法行為性が認められる。被告会社については、被告上司の使用等として不法行為責任を負うとともに、主として女性である原告の調歩、機嫌において職場関係を調整しようとした点において、職場環境の調整が不十分であり不法行為性が認められる（労働者勝訴、確定）。

事 件 名	裁判所判決等年月日	判 旨
大西建設損害賠償請求事件	金 沢 地 裁 平 6. 5. 26 判決	原告の身体に就る等の被告の性的行為は、一般の女性であれば不愉快に感じる行為であって、原告の仕事が家庭婦的仕事であり、被告の自宅に被告と1対1の仕事であることを考えると、その労働環境を悪化させるものであり、セクシュアルハラスメントと認められ違法というべきである（労働者一部勝訴）。
奈良県建設業振興会損害賠償請求事件	名古屋高裁金沢支部 平 8. 10. 30 判決	男性上司が女性部下に対し性的言動を行った時は、その行為の態様、場所、男性と被害女性の年齢、結婚歴の有無などを総合的にみて、それが社会的見地から不当とされた場合には性的自由、性的自己決定権など的人格権を侵害し違法となる。本件における被告の強制要請行為を含む性的言動についてはいずれも違法である。（一審判決取消、労働者一部勝訴、双方上告係争中）
奈良県建設業振興会損害賠償請求事件	京 良 地 裁 平 7. 9. 6 判決	特急の車内で原告の身体の一部を触ったり、別荘への同行を命じ、性交渉に及ぼうとした被告の行為が、原告の明確な拒絶の態度にあっていないとはいえず、その意思に反するものとして不法行為を構成することは明らかであり、通勤時間中の原告に対する言辭もその内容、振舞いにおける被告と原告との関係、性差、年齢差等に照らすと、原告に著しい不快感を抱かせるものとして不法行為を構成する（労働者側一部勝訴確定）。

平成8年12月 発 行

平 成 8 年 版

働く女性の実情

婦人局一般資料 No.90

発 行 労働省婦人局

郵便番号 100

東京都千代田区霞が関1-2-2

印 刷 株式会社 大和プリント
